イアブック

核軍縮 平和 2005

―市民と自治体のために―

監修
梅林宏道

特別記事

米軍再編と在日米軍／
速報：2005年 NPT再検討会議／
9条を変えるな／韓国人被爆者の証言など

核軍縮・平和を読み解く
63のキーワード
北朝鮮の核兵器／国民保護計画と自治体／
イラクの自衛隊など
30の一次資料

NPO法人 ピースデポ
発売元　高文研

イアブック

核軍縮平和 2005

―市民と自治体のために―

NPO法人 ピースデポ

2005.5／NPT再検討会議に集まった市民と市長



各国から集まった4万人の市民が参加したニューヨーク市内の大規模デモ。主催は、核兵器廃絶国際ネットワーク「アボリション2000」と米国の市民団体「平和と正義のための連合」。(05年5月1日、撮影：塚田晋一郎)



5月4日、ドイツの高校生が始め、世界に広がった「国際法の壁」の前に立つ秋葉忠利広島市長ら平和市長会議のメンバー。国連本部そばのダグ・ハマーショルド公園で。(撮影:塚田晋一郎)



世界中から寄せられた平和へのメッセージが一つ一つの木のブロックに書き込まれている。壁の全長は296mにも達するという。(撮影:塚田晋一郎)

発刊にあたって

ここにお届けするイアブック「核軍縮・平和2005—市民と自治体のために—」は、1998年から6年にわたって刊行されてきたものの2005年版である。A5版に装幀・内容を一新してから2年目となる。

本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障に関する過去1年の動向を、市民や自治体の視点から整理し解説することを目指している。動向を伝えるに当たって、過去1年を特徴づける「キーワード」を設定し、そのキーワード解説を柱とした。それらに関係するデータや基礎知識を、それぞれ「データシート」、「コラム・ファクト」として掲載した。また、核軍縮の過去1年の趨勢を全体として理解していただくために「概観」を、冒頭に掲げた。

製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることに心がけた。必要な出典を注記し、巻末に主要な資料とその原典URLを収録することによって、必要ならば読者が原典に当たることが出来るように編集した。他書では得られない貴重な資料が収められていると自負している。

過去1年と書いたが、カバーする期間は、2004年1月1日～2005年4月30日の16か月とした。許される限り最新情報をカバーするためである。その後の進展を伝える必要のある事項は、可能な範囲で「追記」として注を加えた。同じ趣旨で、今年5月に開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議に関する速報を「特別記事」として掲げた。キーワードとは別に、時局の問題の総合解説として、「米軍再編」、「憲法9条」などいくつかの「特別記事」を掲載した。

本イアブックは、奥付に列記した人々によって構成される「イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集・製版して製作した。刊行委員会でカバーしきれない専門知識を要する記事に関しては、その分野の専門家に執筆協力をお願いした。また、本年版から(株)高文研に「発売元」をお願いした。その他にも、多くのボランティアの方々に執筆・製作を助けて頂いた。関係したすべての方々に、ここに厚く御礼申し上げたい。

イアブック「核軍縮・平和」をよりよいものに発展させるために、本書への感想や意見、提案などをぜひお寄せいただきたい。

2005年7月　　ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　　梅林宏道

イアブック「核軍縮・平和2005」発行に寄せて



イアブック「核軍縮・平和2005—市民と自治体のために—」の発行にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表しましてお祝い申し上げますとともに、NPO法人ピースデポの非核・平和のための日頃からのご努力に心から敬意を表します。

先日、核不拡散条約（NPT）再検討会議がニューヨークの国連本部で開催され、当協議会も代表団を派遣し、世界各国から集まったNGOなどとともに核兵器廃絶の道筋を示すよう様々な活動を行ないました。

当協議会は、戦争の最大の犠牲者は自治体住民であるという観点から、住民の生命と生活を守るためには核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える「非核・平和都市宣言」の普及を、設立以来訴えて参りました。現在、全国2,446自治体のうち1,873自治体が非核・平和自治体宣言（決議）を行っています。

これらの非核・平和運動に熱心に取り組んでおられる自治体と住民の活動の貴重な資料として、このイアブック「核軍縮・平和2005—市民と自治体のために—」が大いに活用されることを期待いたします。

私たち、日本非核宣言自治体協議会もネットワークの拡大につとめ、自治体住民の皆さまとともに核兵器廃絶と世界恒久平和の一日も早い実現を願って運動を続けてまいります。

最後に、非核・平和運動に取り組んでおられる皆さまのますますのご活躍、ご発展を祈念いたします。

2005年5月
日本非核宣言自治体協議会　会長
長崎市長　伊藤一長

●目次

発刊にあたって　イアブック刊行委員会代表　梅林宏道
イアブック「核軍縮・平和2005」発行に寄せて
日本非核宣言自治体協議会会長　伊藤一長

第1章　核軍縮：2004の概観（2004年1月—2005年4月）
3重の危機と新しい模索 *13*
【データシート1】米核弾頭数の概念的比較 *18*

第2章　核軍縮・平和：2004年のキーワード
A. イラク＝終わりなき混迷
A1. 大量破壊兵器はなかった *30*
A2. 混沌と憎悪の中で奪われる命 *32*
[コメンタール1]グローバリゼーションと核兵器 *34*
A3. 「有志連合」、崩壊止まらず *36*
A4. 在日米軍のイラク派兵 *38*
A5. 韓国、イラクに追加派兵 *40*
A6. 自衛隊イラク派兵、続く *42*
<フォローアップ・コラム1>
インド洋で続く自衛隊の給油活動 *44*
【データシート2】イラクに派遣された自衛隊 *46*

B. 核軍縮・不拡散外交
B1. 行きづまる6か国協議 *48*
[コメンタール2]揺らぐピョンヤン宣言 *50*
B2. 命脈を保つKEDO *52*
B3. 新アジェンダ連合、再検討会議に向け外交戦略 *54*
B4. 動き出したPSI（拡散防止構想） *56*
B5. FMCTをめぐる綱引き *58*

B6. CTBTの発効、足踏み続く *60*
【データシート3】図説:CTBTの署名・批准状況 *62*
B7. エルバラダイ、新規核施設のモラトリアムを提案 *64*
B8. 史上初めての非核地帯加盟国会議 *66*
【コラム・ファクト1】非核地帯 *68*
【コラム・ファクト2】消極的安全保証 *69*
【データシート4】図説:世界の非核兵器地帯 *70*
【コラム・ファクト3】IAEA追加議定書 *74*
【コラム・ファクト4】NPT第6条 *74*
【コラム・ファクト5】ICJ勧告的意見とマレーシア決議 *75*

C.各国の核兵器政策
【データシート5】図説:地球上の核弾頭全データ *76*
【データシート6】ヨーロッパの核爆弾 *83*
C1. 米国、「不拡散」へ強硬姿勢 *84*
C2. 米議会、新型核兵器予算をカット *86*
C3. 英法律家、「米英MDA改訂はNPT違反」 *88*
C4. 米、弾道ミサイル防衛の初期配備進む *90*
C5. 「核テロ」、米大統領選のテーマに *92*
C6. イスラエル、バヌヌ釈放とその後 *94*
C7. イラン、独自核燃料サイクルを当面停止 *96*
C8. 印パ、行きづまる核の「信頼醸成措置」 *98*
C9. ロシア、新型ミサイル開発でミサイル防衛に対抗? *100*
C10. 仏、新型戦略原潜3番艦が就役 *102*
C11. 北朝鮮、声明で核兵器保有に言及 *104*
C12. 韓国のウラン分離実験 *106*
C13. 続く未臨界核実験 *108*

D.日本政府の核兵器・安保政策
D1. ミサイル防衛共同開発と武器輸出 *110*

D2. 形骸化した日本の「核軍縮」国連決議 *112*
D3. 相模湾沖でPSI合同訓練を主催 *114*
D4. ミサイル防衛、配備にすすむ *116*
D5. 再処理とプルトニウム利用に固執 *118*
D6. 各政党の「9条観」、出揃う *120*
D7. 調査会報告—衆院は9条改憲、参院は両論併記 *122*
【データシート7】各政党の9条に対する見解 *124*
【コラム・ファクト6】プルトニウムと核兵器 *125*
【コラム・ファクト7】日本の武器輸出に関する政策 *126*
【コラム・ファクト8】日本の核の基本政策 *128*
【コラム・ファクト9】日本の国防の基本方針 *129*

E.在日米軍と自衛隊
E1. 在韓米軍の再編進む、摩擦も表面化 *130*
E2. 「米軍再編」にゆれる座間と横田 *132*
E3. 緊迫する辺野古の「ちゅら海」 *134*
E4. 沖国大ヘリ墜落事故と地位協定の「暗部」 *136*
<フォローアップ・コラム2>米軍基地と市民生活 *138*
【データシート8】米軍機の事故 *140*
E5. 新「防衛計画大綱」、策定される *142*
E6. 大綱「別表」と「中期防」が示す多機能・弾力的防衛力 *144*
【データシート9】新旧大綱における「別表」の比較 *146*
【データシート10】新旧「中期防衛力整備計画」の比較 *147*
E7. 横須賀、原子力空母に反対が激化 *148*
E8. 「池子の森」米軍住宅、再び争点に *150*
E9. 日米首脳、「集団的自衛権行使」求める *152*
E10. 「国民保護基本指針」で問われる自治体・市民 *154*
【データシート11】原子力空母の配備に反対する
横須賀市議会決議 *156*

F. 核兵器と被爆・被曝

F1. 東・原爆症訴訟の勝訴、集団訴訟にはずみ *158*
F2. 在外被爆者裁判、不平等との闘いが続く *160*
F3. 広島三菱徴用工被爆者裁判、10年越しの一部勝訴 *162*
F4. 広がる劣化ウラン兵器禁止の声 *164*
F5. ビキニ事件50年、事実解明と補償要求が続く *166*
【データシート12】マーシャル諸島図 *168*
【コラム・ファクト10】劣化ウラン *170*

G. 自治体とNGO

G1. 広がる「2020ビジョン」への支持 *172*
G2. NPT再検討会議に向けて各地で市民集会 *174*
G3. 「世界平和アピール七人委員会」が活動を再開 *176*
G4. 日本非核宣言自治体協議会 *178*
G5. 原子力艦事故想定し、防災訓練 *180*
【データシート13】原子力艦船の日本への寄港状況 *182*
【コラム・ファクト11】デイビス・レポート
「日本の港に停泊した軍艦における核事故」 *184*
G6. 国会議員、ニュージーランドとメキシコで会議 *186*
G7. 国連軍縮札幌会議、NPT会議への前哨戦 *188*
G8. 普天間基地撤去へ―宜野湾市が奮闘 *190*
G9. 「東北アジア非核地帯」でモデル条約を提案 *192*
G10. 日韓ツイン・ブックレット「東北アジア非核地帯」出版 *194*
G11. 米軍再編 ― 政府と自治体の対話深まらず *196*
G12. 変わる米軍艦「民間港寄港」の意味 *198*
【データシート14】民間港への米軍艦船寄港状況 *200*
G13. 各地で「無防備地域宣言」運動 *202*
G14. 「地位協定」運用改善で、自治体の権限は縮小 *204*

第3章 提案――市民と自治体のために *208*

【データシート15】2020ビジョンに賛同した国内の自治体 *215*
【データシート16】全国市長会の核廃絶決議 *216*

第4章 特別記事

1. 米軍再編と在日米軍 梅林宏道 *219*
2. 速報:2005年NPT再検討会議 中村桂子 *239*
3. 9条を変えるな―東北アジア紛争予防の基礎 吉岡達也 *251*
4. 韓国人被爆者の証言 郭貴勲 *255*
5. NPT:私たちが立ち向かうべき試練 スージー・スナイダー *265*

資料

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日) *279*
2. 新アジェンダ声明(98年6月9日) *280*
3. 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) *282*
4. 新アジェンダ外相声明(04年9月22日) *284*
5. 第59回国連総会における新アジェンダ決議(04年12月3日) *286*
6. CTBTに関する外相共同声明(04年9月23日) *287*
7. 2005年NPT再検討会議第3回準備委員会
日本提出作業文書(04年4月28日) *289*
8. 第59回国連総会における日本決議(04年12月3日) *293*
9. 「不拡散」国連安保理決議1540(04年4月28日) *297*
10. エルバラダイ7項目提案(05年2月2日) *300*
11. メキシコ「非核兵器地帯会議宣言」(05年4月28日) *301*
12. プーチン大統領会見談話(04年2月18日) *305*
13. 北朝鮮外務省声明(05年2月10日) *306*
14. ライス大統領補佐官による証言(05年1月18日) *309*
15. 米軍配備変更のアウトライン―ファクト・シート(04年8月16日) *310*
16. ファイス国防次官の議会証言「米軍配備の5原則」(04年6月23日) *311*
17. 日米共同発表(05年2月19日) *313*

18. 憲法調査会報告書における9条と自衛隊
(衆院:05年4月15日、参院:4月20日) 315
19. 渉外関係知事連絡協議会の要望(04年8月6日) 317
20. 全米市長会議の核廃絶決議(04年6月28日) 327
21. モデル「非核兵器地帯条約」(04年7月3日) 328
22. 核兵器廃絶のための緊急行動「2020ビジョン」(04年8月) 335
23. 広島・長崎の2004年平和宣言(04年8月6日、9日) 341
24. NPT強化のためのNGOからの勧告(05年5月11日) 344
25. 核軍縮:日本の成績表2005 349
26. 世界平和アピール七人委員会(05年4月20日) 352
27. ノーベル平和賞受賞者共同声明(04年11月12日) 355
28. 核軍縮日誌 2004年(04年1月1日~05年4月30日) 358
29. 核兵器・核軍縮年表(45年~04年) 374
30. 2005年版に掲載されていない旧版の資料一覧 375

略語集 380

第1章

核軍縮:2004の概観

核軍縮：2004年の概観
（2004年1月～2005年4月）

3重の危機と新しい模索

概観で述べられる主な話題は、出典を含めキーワードの項目に詳しく説明されている。

1. 3重の危機

核軍縮に関して2004年を概観するとき、それは3重の危機に見舞われたと言えるであろう。

第1の危機は、核兵器の拡散・使用についての危機であり、パキスタン発カーン博士ネットワーク、イラン、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）などに絡む問題が、とめどなく緊張を作り出した。イラクでの出口のない混乱と対テロ戦争の深まりが重なり、この緊張は核兵器使用の危機となって増幅した。

第2の危機は、核兵器永続化の危機である。米国の「核態勢見直し」※1が、その原因を作ったと言っても過言ではない。そこには、米国が半永久的とも言える期間、核兵器を国家安全保障の不可欠の部分として維持する方針が示されていた。そして、現有核兵器の近代化、新型核兵器の必要性、核実験再開の必要性、新しい抑止力としてミサイル防衛の必要性などが述べられた。ブッシュ政権はその方針にそって着々と予算要求をし、方針を実行に移している。04年もその動きが継続した。（米議会の抵抗については後述する。）これらは、確実に他の核保有国、とりわけロシアの警戒を引き出し、同様な政策をとらせる原因となっている。04年、ロシアにおいてそれは顕著に現れた。

第3の危機は、多国間会議の危機である。第1、第2の危機の克服には、国際社会の協力が必要であるが、多国間会議は機能停止の危機を拡大させた。すでにジュネーブ軍縮会議（CD）は、10年間、作業プログラムに合意できず、実質協議ができていない。また、05年NPT再検討会議を前にして、最後

の準備委員会(04年4月26日～5月7日)の議事が崩壊し、行き詰まりが露わになった。しかも、米国は2000年再検討会議における「保有核兵器の完全廃棄を明確に約束する」という全会一致の合意を反古にする意図を示した。現在における会議の行き詰まりが、過去の合意を認めるかどうかに関係しているという点において、この状態は多国間システムそのものの危機と言えるであろう。

3重の危機は放置されていたわけではない。さまざまな対処策が提案されたり、実行されたりした。政府、国際機関のレベルでは、米国主導のPSI(拡散防止構想)、ブッシュ7項目提案、国連安保理決議1540、国連ハイレベル委員会報告書、エルバラダイ7項目提案、核テロ防止国際条約などがそれである。しかし、それらの方法に対する見解を巡って、問題の困難性がいっそう顕在化するのも危機が危機たる所以であろう。

2. 拡散・使用の危機

(1)イラク

04年は、イラクの大量破壊兵器疑惑がまったくのフィクションであったことが証明される1年であった。

核軍縮の観点から見ると、イラク戦争は史上初めて核兵器を含む大量破壊兵器(WMD)の廃棄("Disarmament"の本来の意味は「武装解除」である)を名目とする戦争であった。米英は成果を上げつつあった国連査察団(UNMOVIC)と国際原子力機関(IAEA)の査察を無視し、03年3月20日(イラク時間)、大量破壊兵器の「差し迫った脅威」を理由に「先制攻撃」戦争に突入した。イラク占領後、WMDを発見するためのすべての権限を手中に収めた米国は、米中央情報局(CIA)特別顧問のデービッド・ケイを団長とするイラク調査団(ISG)を組織して「武器狩り」を行った。

しかし、ISGはほとんど何一つ新しい発見をすることは出来なかった。「差し迫った脅威」は存在しなかったのである。04年1月23日、ケイは事実上の引責辞任をし、5日後、米上院公聴会で「イラクが大量破壊兵器を保有しているという開戦時の判断は誤りであった」と証言した。

04年9月13日、パウエル国務長官は上院政府活動委員会で「いかなる備蓄も発見されておらず、我々が発見することはないだろう」と、追求の断念を表明した。ケイの後任であるドルファーISG団長は、10月6日に「包括的報告書」を提出し、断念の背後にある調査事実をまとめた。

イギリスにおいても、ブレア首相の責任を問う厳しい追及と独立調査委員会の調査が行われた。しかし、米・英いずれにおいても、大統領や首相を法に基づいて裁くところまで追及は及ばなかった。ブッシュ大統領は「イラク戦争によって世界はより安全になった」と、それ自身立証できない議論によって、戦争の大義のすり替えを行った。

いち早くイラク攻撃支持を表明した小泉首相への日本における追及は、米・英におけるブッシュ大統領、ブレア首相に対する追及よりも生ぬるいものに終始した。

(2)カーン博士ネットワーク

イラク戦争は、国際法違反の侵略戦争がいかに長期的な困難を生み出すかを改めて示した。と同時に、エルバラダイIAEA事務局長が述べたように、「国際査察は機能しており、正しく評価されたならば戦争が回避できた」という歴史的な貴重な教訓を残したことも忘れてはならないであろう※2。

しかし一方で、国際的な核物質、核関連技術の拡散防止の困難さが、別の面から大きくクローズアップされた。04年2月4日、パキスタンの「核開発の父」と言われるアブドル・カディル・カーン博士が、リビア、イラン、北朝鮮の名前を挙げながら、核技術を流出させたことを認め、いわゆる「核の闇市場」の存在が明らかになったのである。しかし、事件はカーン博士個人の犯罪に帰せられ、しかもカーン博士を裁く裁判は、事件の解明を完了しないまま博士の病気を理由に終了した。

その後、IAEAのエルバラダイ事務局長は、カーン・ネットワークに関与した企業が20社以上にのぼり(04年7月9日、AP通信)、関係した国は30国以上にのぼる(04年9月29日、日本人記者団との会見)ことを明らかにしたが、パキスタン政府・軍の関与、カーン博士ネットワークの現状など、05年4月末現在、核心の問題は未解明である。

カーン博士ネットワークの存在は、単に闇市場を通しての拡散の危機だけではなく、旧ソ連の戦術核兵器が地下組織を通して国家以外の集団にわた

り使用される可能性、さらに汚い爆弾、原子力発電所へのテロ攻撃なども含めて、テロリストによる核兵器使用の可能性への危機感に満ちた関心を高めた。つまり「核テロリズム」の問題である。

さらに、核兵器保有国においても核兵器使用の危機を高める新しい軍事ドクトリンが作り出され、実行に移されている。これに関しては、米国の新ドクトリンに関連して、3(1)において概観する。

(3)イラン

04年、米国はイランを核兵器拡散問題の「悪」の象徴として激しい非難を集中した。無申告ウラン濃縮計画が03年2月に発覚して以来、米国はこれを核兵器開発意図の証拠ときめつけた。IAEA理事会もイランの保障措置協定違反を非難した(03年9月12日)。これらに対するイランの主張の眼目は、「平和利用のための、独立した核燃料サイクルを持つ権利」の主張である。英、仏、独の説得を受けて、イランは03年12月18日、IAEAとの追加議定書に署名するに至った。イランの申告漏れ問題は、04年を通じて国際社会の重要な関心事であった。IAEAの取り組みとともに、EUの<調停活動>が継続した。

IAEA理事会は再度の改善を求める決議を行った。04年11月15日にはIAEA報告が出され、「改善されてはいるが、未査察の軍事施設における疑惑など未申告活動がないとは言い切れない」という見解を示した。一方、同じ日にイランと英・独・仏の間に「ウラン濃縮、プルトニウム再処理の当面の停止とイランによる平和目的に限定した活動であることの客観的証拠の提示」を内容とする新たな合意が発効した。この合意を永続化させるための交渉が続いている。米国は、イランに対する追及を緩めていない。

(4)北朝鮮

一方、不拡散問題のもう一つの焦点は、北朝鮮の核兵器開発問題であった。ここにおいては、03年8月に始まった6か国協議が、04年においても中心となる協議の場であった。しかし、第2回(04年2月25日～28日)、第3回(04年6月23日～26日)と開催されたが、第4回6か国協議は開催できないまま今日に至っている。9月開催を合意したにもかかわらず、北朝鮮が拒否をしているからである。04年後半、北朝鮮は、米国の大統領選挙が対北朝鮮政策の転機になる可能性があり、それを見極めようとしたと考えられる。

米大統領選挙の結果、ブッシュ政権が再選された。ブッシュ大統領自身の就任演説は外交よりも内政重視の論調であったが、国務長官に指名されたコンドリーザ・ライス氏が指名承認を求める上院公聴会で北朝鮮を「圧制の拠点」の一つとして名指しした。北朝鮮はそれに強く反発し、敵対意図を持った新政権との協議は無意味であるとして、05年2月10日、「6か国協議への参加を無期限延期する」との外務省声明を発した。他の5か国は、北朝鮮の6か国協議復帰の可能性は残されていると判断をして、さまざまなレベルの協議を続けている。

04年における米朝間の対立の内容は、米国がCVID(完全で検証可能で不可逆的な核開発の放棄)原則によって、平和利用も含めたすべての核開発の放棄を求めるのに対して、北朝鮮が米国の敵対政策の中止、安全の保証、原子力平和利用の権利を主張するというものであった。

交渉のかたわらで、北朝鮮は核兵器開発を進めていることを広言し続けた。しかし、北朝鮮の核兵器開発の段階について、信頼のできる情報はない。04年1月には北朝鮮は米国訪朝団に対して抽出したプルトニウムを見せた。訪朝団の専門家は本物である可能性が高いと証言した。また、94年合意によって凍結されていた8,000本の使用済み核燃料の再処理をNPT脱退後着手し、03年6月末には分離を完了したと米国に通告していたが、NPT脱退後に運転を再開した炉の燃料棒からのプルトニウム抽出が始まっている、との懸念が新たに発生している。

前述した05年2月10日の外務省声明において、北朝鮮は「自衛のために核兵器を製造した」と述べたが、これは「核保有宣言」として国際社会に衝撃を与えた。

3. 核兵器永続化の危機

(1)米国

もっとも強力な軍事大国であり核兵器保有国である米国が、国家安全保障政策に不可欠な要素として核兵器保持に固執し、のみならず核兵器に対

データシート1　米「備蓄核弾頭」計画（04年6月1日）による現在（04年6月）と8年後（2012年）の米核弾頭数の概念的比較

NRDC（天然資源保護評議会）の分析データより作成

型式				発射台当りの弾頭数	発射台 作戦配備	発射台 オーバーホール	活性状態（アクティブ）弾頭数 作戦配備	活性状態（アクティブ）弾頭数 オーバーホール	活性状態（アクティブ）弾頭数 迅速対応戦力	活性状態（アクティブ）弾頭数 予備	不活性状態（イナクティブ）弾頭数	合計
									2012年において、三つの区分は不明。単に予備とする。			
戦略核戦力	大陸間弾道弾	W62（ミニットマン）	2004	1 or 3	200	0	300	0	0	15	300	615
			2012	0	0	0	0	0	0			0
		W78（ミニットマン）	2004	3	300	0	900	0	0	20	0	920
			2012	1	300	0	300	0	120			420
		W87[#]	2004	10	50	0	500	0	0	50	0	550
			2012	1	200	0	200	0	350			550
		小計	2004		550	0	1700	0	0	85	300	2085
			2012		500	0	500	0	470			970
	潜水艦発射弾道弾	W76	2004	6 or 8	336	48	2400	336	0	156	308	3200
			2012	5	212	48	1060	240	400			1700
		W88	2004	8	48	0	384	0	0	16	0	400
			2012	5	76	0	380	0	20			400
		小計	2004		384	48	2784	336	0	172	308	3600
			2012		288	48	1440	240	420			2100
	核爆弾・空中発射巡航ミサイル	B61-7	2004	爆撃機 B-52H B-2 ともに16個の爆弾を搭載	B-52 作戦配備 2004年 56機 2012年 56機 B-52 オーバーホール 2004年 41機 2012年 20機 B-2 作戦配備 2004年 16機 2012年 16機 B-2 オーバーホール 2004年 5機 2012年 5機		350	0	0	20	100	470
			2012				60	0	410			470
		B61-11	2004				50	0	0	5	0	55
			2012				50	0	5			55
		B83-0	2004				0	0	0	0	200	200
			2012				0	0	200			200
		B83-1	2004				400	0	0	20	0	420
			2012				60	0	350			420
		W80-1[##]	2004				860	0	0	40	900	1800
			2012				90	0	710			800
		小計	2004		72	46	1660	0	0	85	1200	2945
			2012		72	25	260	0	1685			1945
	戦略核合計		2004				6144	336	0	342	1808	8630
			2012				2200	240	2575			5015
非戦略核戦力	B-61-3,4,10		2004		戦闘機F-16 C/DおよびF-15Eに搭載		800	0	0	40	450	1290
			2012				650	0	40			690
	W-80-0[#]		2004		攻撃型原子力潜水艦に搭載		0	0	320	0	0	320
			2012				0	0	320			320
	W-84[##]		2004				0	0	0	0	400	400
			2012				0	0	0			0
	非戦略核合計		2004				800	0	320	40	850	2010
			2012				650	0	360			1010
合計			2004				6944	336	320	382	2658	10640
			2012				2850	240	2935			6025

※2004年はピースキーパーに、2012年はミニットマンIIIに搭載。／※※空中発射巡航ミサイル（ALCM）および新型巡航ミサイル（ACM）の弾頭。／#海洋発射巡航ミサイル（SLCM）トマホークの弾頭。／##地上発射巡航ミサイル（GLCM）の弾頭。

して新しい役割を与えようと計画していることは、国際的な核軍縮努力を阻害し、核兵器を取り巻く環境を不安定化する重大な要因となっている。01年末に提出されたブッシュ政権による「核態勢見直し」（NPR）が、このような米政策を明確に方向づけた。

04年を振り返ると、NPRに描かれた方針を米国はあくまでも貫こうとしている。大別して米国では3つのことが進行している。**第1**は、冷戦時代からの核兵器の近代化と永続化の努力であり、**第2**は先端概念核兵器の開発であり、**第3**は核兵器使用計画の更新である。第1と第2はエネルギー省にかかわる問題であり、第3は国防省戦略軍にかかわる問題である。

第1に関しては戦略核兵器の3本柱※3すべてにわたって長期的な延命と改良が計画されている。ICBMではミニットマンIIIの高額をかけた近代化が行われており、2020年以上の先に備えている。オハイオ級戦略原子力潜水艦は艦齢延長によって2042年まで使用可能になろうとしており、それに見合ったトライデント・ミサイルD5の近代化が計画されている。戦略爆撃機についても更新を計画中であり、搭載される空中発射巡航ミサイルは2030年以遠まで使用年限を延長する計画が進行している。つまり、全体として、少なくとも21世紀半ばまで核兵器を使用可能にする意図である。

04年6月1日、エネルギー省は備蓄核兵器の将来計画を発表した。エネルギー省は、米ロ間のモスクワ条約を実行することによって、「2012年末には現在よりも備蓄核兵器は半減する」と説明した。これに対して核兵器の動向を独自に分析してきた天然資源保護評議会（NRDC）は、「半減までは行かない。約6,000発が2012年になっても残る」と分析している。（18ページのデータシート1を参照）

第2の新型核兵器に関しては、エネルギー省は強力地中貫通型核兵器（RNEP、いわゆるバンカーバスター）や先端概念核兵器（生物・化学剤破壊核兵器（ADW）や堅牢設計核兵器）の研究費、また、これらの核弾頭に使用される一次爆発装置（プルトニウム・ピット）の最新型生産設備の建設費、核実験準備期間の短縮に必要な諸費用などを05年会計年度（04年10月1日～05年9月30日）に請求した。この予算請求は、03年秋、米議会が低威力核兵器の研究・開発禁止条項※4を撤廃したことを踏まえたものである。米政府自身が「保有核兵器の完全廃棄」を約束したことを、ブッシュ政権は露骨に

無視しているのである。

このようなブッシュ政権の予算要求に対して、04年、米国の反核運動は強いロビー活動を展開し、米議会にその大部分を阻止させることに成功した。先端概念核兵器とバンカーバスターの予算は全額カットされ、ピット工場に関する予算は減額された(04年11月20日「一括歳出法」)。

第3の核兵器使用の軍事ドクトリンに関しては、NPRがその重要な変更を要求した。冷戦時代、有名な「単一統合作戦計画(SIOP)」という戦争計画の下に核兵器使用シナリオが組み立てられていた。それに対してNPRは、新しい核兵器の攻撃目標(イラン、北朝鮮など)を想定し、より柔軟な核兵器使用を可能にする「適応性計画(アダプティブ・プラニング)」に移行すべきであることを明確にした。この考え方は、戦略軍の任務変更にまで及んだ。冷戦期に核兵器の使用のみを任務としていた戦略軍は、単に核兵器だけではなく、02年には宇宙軍を統合し、03年にはグローバル・ストライク(長距離直接攻撃)を新しい任務とし、統合ミサイル防衛を指揮し、それらに必要なC4ISR(指揮、統制、通信、コンピューター、諜報、監視、偵察)に責任を持つこととなったのである。このような状況において、SIOPという名称は廃止され、03年4月に「戦略軍・作戦計画(OPLAN)8044」[※5]となった。

これらが持っている重要な意味は、対テロ戦争に象徴される状況においては、核兵器、通常精密誘導兵器、ミサイル防衛が一つの戦略軍の選択肢の中に置かれ、核兵器が政治的な兵器よりも「使う兵器」に近くなったということであろう。ここに、核兵器使用の危機のもう一つの側面がある。

(2)その他の核兵器国

米国の新しい核兵器政策は、確実にロシアに影響し、懸念された核軍備競争が始まっている。

ロシアにおいては、プーチン大統領は「今後数十年、われわれの核抑止力は確固としている」(04年2月18日記者会見)[※6]と米国を意識した発言をしたが、同じ頃、参謀本部第1次長バルエフスキー大将は軍事演習における記者会見で「われわれは米国の核軍拡に対応しなければならない」と語っている。対抗意識は、米国のミサイル防衛を無効にするように弾道軌道を変化させることのできる新型弾頭の開発にまで進んでいると見るべきであろう。04年11月17日、プーチン大統領は「他の核保有国が将来数年間は保有することが出来ない」核兵器を開発していると誇らしげに語った。

04年12月10日、戦略ロケット軍司令官ソロフツォフ大将が長期の核兵器備蓄計画を明らかにした。NRDCの分析によれば、モスクワ条約で1,700～2,200発(ただし作戦配備された戦略核兵器のみが対象)と定められた2012年の弾頭数は、2,156発[※7]になる。この数は、1,700発に近いとされた従来の予想を大きく上回る。

フランスにおいても、核兵器の近代化が着々と進行している。04年11月には4隻を計画している最新型原子力潜水艦の3番艦が就役した。米国の適応性プラニングの核兵器使用ドクトリンはNATOを通じて西側核兵器国にも影響を与えており、フランスでも「柔軟性」へのシフトが、秘密裡に進行していると考えられる。

イギリスは、核兵器保有国の中で、核兵器を完全廃棄するのにもっとも近いところに位置している。保有している唯一の核兵器である潜水艦発射トライデント・ミサイルの後継艦についての決定を目前に控えている。しかし、一方で、英・原子兵器機関(AWE)は、核実験なしに核弾頭を維持するための新しい施設の建設を計画して、長期保有の姿勢を打ち出している。

中国の核兵器政策の最大の問題点は、その不透明性である。中国の核兵器近代化についてさまざまな情報があるが、その評価には慎重にならざるをえない。現在、米国が中国脅威論を誇張して報じる政治的意図を持っていると考えられるからである。米国国防総省は04年5月28日に報告書「中国の軍事力」を議会に提出したが、それによると、米大陸にとどくICBMの射程を延ばしつつあり、その数は04年の20発から、05年末に30発、10年には60発になると予測している。さらに、次世代の核弾頭の開発が進んでいる。

4. 多国間会議の危機

(1)NPT

核兵器廃絶の目的にとって、核不拡散条約(NPT)第6条は唯一の国際条約上の拠り所となっている。とりわけ、2000年再検討会議が全会一致で最終文書を採択し、「核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明

確な約束をおこなう」と述べたこと、またそれを含む13項目の中間的措置にも合意したことは、多国間会議を通しての核軍縮にとって新しい土台を形成した。この合意が、核兵器全廃を目指す新アジェンダ連合（NAC。アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国）という国家連合の奮闘のお陰で達成できたことも、政治的主体が健在であるという意味において、多国間会議に対する希望となった。

しかし、05年の再検討会議を前にして開かれた最後の準備委員会（04年4月26日～5月7日）は崩壊し、核軍縮の多国間会議は先行き不透明になった。準備委員会は、05年再検討会議の暫定議題を勧告するという基本的任務を果たすことに失敗したのである。米国が、暫定議題が1995年合意、2000年合意に言及することに反対し、非同盟運動（NAM）諸国が、表現を薄めた案への妥協を拒否したからである。

この崩壊は突然に起こったものではない。米国にブッシュ政権が登場して以来、2000年合意は米国によって無視され続けて来たと言ってもよいであろう。04年準備委員会の崩壊は、05年再検討会議が近づいたことによって、問題が煮詰まったに過ぎないと考えることもできる。

言うまでもなく、2000年合意に敵対する米国の態度は、直接的には、前述した米国の核兵器政策に起因する。とりわけ米国は、NPT体制の基本的柱の一つである包括的核実験禁止条約（CTBT）を「支持しない」と否定する態度を、04年も強硬にとり続けた。それは、新しい核兵器政策の下で、地下核爆発実験の再開が要求される事態を想定するからである。その背景をさらにたどれば、米国の国家戦略とも言うべき「拡大された」対テロ戦争がある。イランや北朝鮮の核拡散脅威を除去する必要があり、「NPT違反」問題こそが再検討会議における唯一・最大の課題である、という米国の一方的な主張を生みだしている。

ボルトン米国務次官はNPT準備委員会で「我々は、ありもしない6条問題に焦点を当てることによって、直面している違反問題から注意をそらすことはできない。」（04年4月27日）と挑発的に述べた。彼の部下のジョン・ウルフ国務次官補（不拡散担当）は、同じ頃、2000年合意は過去のものだと発言した。「13項目合意は、2000年再検討会議においては、重要な結論であった。しかし世界は変わった。議論は2000年に拘束されるべきではない」「…我々

は2005年を出発点とし、世界情勢がどうなっているかを吟味し、2005年からどこに向かうのかを議論する積もりである。」[※8]

(2)CDと国連総会第1委員会

ジュネーブ軍縮会議（CD）も、04年、何の成果もなく終了した。CDは、毎年3つの会期において話し合われるが[※9]、毎年その年の作業プログラムについて全会一致で合意をすることが必要である。

10年前に、CTBTの交渉の場として機能して（最終段階では行き詰まって国連総会に場を移した）以来、継続的なテーマで作業プラグラムに同意することは一度も出来ず、空転を続けている。現在の空転の原因は、①核軍縮、②兵器用核分裂物質禁止条約（FMCT、いわゆるカットオフ条約）、③大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）、④法的拘束力のある核攻撃をしない安全の保証（消極的安全保証）という4つの重要問題について、設置すべき特別委員会の目的や任務をめぐる意見の対立が解決できないことにある。とりわけ核軍縮問題とPAROS（ミサイル防衛問題と直結）を巡る米国と中国の対立が継続している。

04年7月29日、04年の第2会期において、米国がFMCT交渉について積極姿勢を示すという新しい動きがあった。しかし、それには「FMCTは検証不可能」という、これまで米国が強調してこなかった主張が加わっており、問題はいっそう複雑になっている。

国連総会第1委員会（軍縮）は、軍縮関係の国連総会決議を議論する多国間会議の場として、毎年9月～11月に行われる。04年は、前述したように05年NPT再検討準備委員会が崩壊したことを受けて、最後の調整が期待される会議であった。

NACは、これまでの国連総会決議「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダ」を全面的に書き換えて、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する新決議案を提案して、この状況に対処した。すなわち、NPT再検討会議において、米国の横暴を抑えることのできる団結を確保するために、米国の多くの同盟国も一致でき、しかも2000年合意を継承しながら前進できる内容に絞り込んだ簡潔な決議文を作成したのである。狙いは効を奏して、これまでNAC決議にほとんど棄権をしていたドイツ、オ

ランダを含むNATO8か国や日本も、この決議案を支持した。これは一筋の光明と言える結果であったが、米国に方針の再考を促すインパクトを生む勢いはなかった。

これに比較して、日本は第1委員会に何ら新しい取り組みを行わず、情勢待ちの姿勢を示した。

04年を通じて、NPT再検討会議、CD、国連第1委員会など核軍縮にかかわる多国間会議は、全体として困難の度を深めたと考えるべきであろう。

(3)非核兵器地帯条約国会議

04年、核軍縮にかかわる新しい多国間会議の場が追求され、05年4月末に実現したことを特筆しておくべきであろう。それは、05年4月26日～28日にメキシコシティで開催された「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議」である。これは、現存する4つの非核地帯条約であるトラテロルコ条約(中央・南アメリカ)、ラロトンガ条約(南太平洋)、バンコク条約(東南アジア)、ペリンダバ条約(アフリカ)の加盟・署名国と国連総会決議において1国の非核地位を認知されたモンゴルを対象とする多国間会議である。NPT再検討会議の直前における開会をめざし実現させた。どのような実力を発揮することになるか、今後の展開に待たなければならない。

(4)NACと日本

多国間会議が、国益追求の駆け引きに終始するのではなく、人類が直面している核兵器問題を解決するための場となるように働きかけようとするとき、NGOは同志国家との連携を強めることが必要となる。その観点から、04年におけるNACと日本政府の動きを概観する。

NACは04年においても頼りになる存在であった。その最大の理由は、原則的立場を明確にしながらも、具体性と柔軟性を備えた行動をとるからである。

04年再検討準備委員会において、ラドメーカー米国務次官補は「米国は低威力のものも含め、いかなる新型の核兵器も開発していない。新概念の核兵器に付けられた現在の議会予算のもとでの新型核兵器の設計に関する研究は、完全に概念的な研究である」(04年5月3日、)と正面からNACに反論した。しかし、実は、NACの追及はもっと鋭く、「研究への資金の配分を

含む、新型核兵器の開発及び使用の正当化に向けた、核兵器国によるいかなる計画や意図も、NPTの精神に矛盾し、安全保障政策における核兵器の役割の縮小という2000年再検討会議の合意に反する」(04年4月26日)というものであった。米国の反論は、反論の体をなしていないのである。

前述したように、04年秋の国連総会においては、05年再検討会議を睨んだ柔軟性を発揮した。

しかし、04年準備委員会の崩壊を食い止められなかったことは、NACが直面している困難の大きさを物語っている。NACの役割の一つは、非同盟運動(NAM)と米国を中心とする核兵器国の間に立って進歩的な調停役として機能することであるが、米国の独断的行動はその機能の余地を塞いでしまった。

NACと比較するとき、現状においては、日本が核軍縮の多国間会議において果たしうる役割は、極めて限定的なものに留まらざるを得ない。それは、米国の核の傘が日本の安全保障にとって不可欠である、という被爆国にふさわしくない政策に日本が固執しているからである。とはいえ、被爆者を中心とする日本の圧倒的な核廃絶世論を代表する政府として、日本政府は独特の役割を果たさざるを得ないことも明らかである。その意味で、日本政府が果たしているもっとも具体的な貢献は、CTBT早期発効に関する国際世論を維持するうえでの役割であろう。

04年9月23日、「CTBTフレンズ外相会議」がニューヨークで開催され、川口外務大臣(当時)が出席した。第2回目の会議であるが、日本政府が発案し幹事の役割を務めている。採択された共同声明が、CTBTを「NPT無期限延長と不可分一体の合意である」と明確に打ち出したことは、国際世論を持続する上での重要な観点を打ち出したものとして評価できる。しかし、一方では、日本政府が米国のCTBT不支持の政策に対して、二国間の外交問題として追及し得ていない現状は、日本の限界を示すものとして、国際社会に受け取られているであろう。

5. 新しい模索

以上に述べたような3重の危機の中で、04年に、現状打開のためのさまざ

まな試みが提起された。

(1)エルバラダイ

国家、国際機関のレベルにおける挑戦として、エルバラダイIAEA事務局長の7項目提案に特に注目しておきたい。エルバラダイは、原子力エネルギーと安全保障に関して国際社会が抱えている問題について、04年、多くの機会を捉えて積極的な発言を繰り返した。そして、NPT再検討会議を前にして、05年2月、それを7項目提案としてまとめた。

「原子力平和利用」を管理する立場の国際機関の長が、現状に歯止めをかけるためには「平和利用の奪い得ない権利」(NPT第4条)を制限する必要性があるかも知れないと言い始めたことに、重要な意味があると考えられる。彼の7項目は次のように要約できる。

1. ウラン濃縮施設、プルトニウム分離施設の新規建設の5年間停止。
2. 既存の高濃縮ウラン使用する炉や技術の廃止。
3. 査察に関する「追加議定書」の規範化。
4. NPT脱退に対する国連安保理の行動強化。
5. 安保理決議1540による核物質・核技術の不法取り引きの取り締まり。
6. 核軍縮の「明確な約束」の履行の加速。
7. 必要ならば「安全の保証」を与えることによって、緊張地域における不拡散誘因とする。

しかし、あくまでも外交経験から来るバランス重視の7項目であり、市民社会の要求とそのまま重なるものではない。

(2)平和市長会議の緊急行動

04年、平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動」が、05年NPT再検討会議に向かって行動を起こした世界各地のNGOの結集軸となった。公式の緊急行動の呼びかけは、03年11月に開催された第2回「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ」において行われた。行動方針は「2020ビジョン」と呼ばれ、05年NPT再検討会議において「核兵器禁止条約」に関する何らかの協議体を設立し、2010年までに「核兵器禁止条約」を締結し、2020年には核兵器のない世界を実現しようというものである。また、「2020ビジョン」は、05年再検討会議においてこのような端緒をつかめないときには、「ヒロシマ・ナガサキ・プロセス」と呼ばれるNPT過程とは独立の核兵器廃絶プロセスを開始することを示唆していた。

04年、平和市長会議の呼びかけに応じて、世界的なネットワーク「アボリション2000」の中に、「アボリション・ナウ!」というワーキング・グループが結成された。また、これを契機に「アボリション2000ヨーロッパ」が活発な運動を展開し始めた。ドイツの若者グループが開始した「国際法を守る壁」運動が、幅広く市民に参加を広める手だてとして活用されていった。日本においても、広島、長崎、首都圏の市民団体で構成された「核兵器廃絶――2005NPT市民連絡会議」が新しく結成され、平和市長会議を支援した。

自治体や議会レベルでは、日本においては非核宣言自治体協議会や全国市長会が支持を決議し、海外ではヨーロッパ議会や全米市長会議が緊急行動への支持を決議した。

(3)新しい道

核兵器廃絶のために活動してきた多くの世界のNGOが、平和市長会議の緊急行動を歓迎した主要な理由は、選挙で選ばれた市長が公的に関与することによって、核兵器廃絶運動はかつてない権威と広がりを持つことができるからである。しかし、NGOの共感にはもう一つの要素があったと考えられる。つまり、多くのNGOが、多国間会議が直面している危機的な状況を打開するために、新しい道の模索が必要であると感じ始めており、平和市長会議の「ヒロシマ・ナガサキ・プロセス」は、そのようなNGOの感じ方に通じる方向を示していたのである。その「新しい道」が何であるかはまだ誰の目にも見えていない。しかし、04年を概観するとき、市民社会に確実に芽生えているこの「模索の気運」を記録しておく必要があるであろう。05年NPT再検討会議を巡る国際的NGOのさまざまな議論の中において、「模索」はいつも「隠れた議題」として存在していたように思われる。

危機感は市民社会においてとりわけ強かった。平和市長会議に関連したものの他にも、市民社会におけるさまざまな取り組みが、各分野、各地域で精力的に展開された。また、04年、被爆者の精力的な活動が印象的であった。被爆者の訴えが改めて各地で人々の心を揺さぶった。「モデル・東北アジア

非核兵器地帯条約」(案)が出来たことによって、東北アジア非核地帯条約への努力に新しい広がりが生まれつつあることも、04年の特筆すべきことであろう。(梅林宏道)

注
※1 2001年末。機密文書であるが相当部分が暴露された。その全訳は「米国・核態勢見直し」(梅林宏道、ピースデポ・ブックレット)
※2 モハメド・エルバラダイ「安全の追求:核抑止への対案を求めて」(04年11月4日、米スタンフォード大学)
※3 大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機
※4 「低威力核兵器の研究・開発を禁止する条項」(スプラット・ファース条項)。1994年に成立。
※5 ウィリアム・M・アーキン「コード・ネイムズ」(Steer Forth Press、05年刊)
※6 資料12(305ページ)
※7 ニュークリア・ノートブック(『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』05年3/4月号)
※8 『アームズ・コントロール・ツディ』04年6月号
※9 キーワードB5の注(58ページ)参照。

第2章

核軍縮・平和 2004年のキーワード

A. イラク=終わりなき混迷
B. 核軍縮・不拡散外交
C. 各国の核兵器政策
D. 日本政府の核兵器・安保政策
E. 在日米軍と自衛隊
F. 核兵器と被爆・被曝
G. 自治体とNGO

A. イラク
終わりなき混迷

A1. 大量破壊兵器はなかった

05年3月31日、米議会の「**大量破壊兵器に関する独立委員会**」※は最終報告書※を提出した。報告書は、イラクの大量破壊兵器疑惑に関する情報の収集と分析には多くの誤りがあることを指摘、このような誤りの再発防止のために新設の国家情報長官（DNI）※に権限を集中することや、核不拡散対策を一元化する「拡散防止センター」の新設など74項目を勧告した。

この報告書は、イラク戦争開戦当時においてイラクに大量破壊兵器が存在しなかったことが次第に国際社会の共通認識となっていった、この一年余りの議論に終止符を打つものであった。

04年1月23日、大規模戦闘終了後の大量破壊兵器調査を任務としていた「**イラク調査団（ISG）**」団長デビッド・ケイは辞任を表明、辞任直後の28日の上院軍事委員会の公聴会で、大量破壊兵器が存在するとの米情報機関の推定は「完全に間違っていた」と証言した。これをきっかけに噴出した疑惑は、さらに拡大することになる。

04年7月14日、英国の**独立調査委員会（通称「バトラー委員会」）**。委員長：バトラー元内閣府長官）が公表した報告書※は、「政府の意図的な情報の歪曲はなかった」としつつもブレア首相が議会で脅威を訴えた時、「あたかも確実な情報に基づいているかのような印象を与えた」と批判した。

9月13日、パウエル米国務長官は上院政府活動委員会で、「いかなる備蓄も発見されておらず、この先も発見されることはないだろう」と証言、事実上の発見断念を言明した※。10月6日に議会に提出された「**ドルファー最終報告**」※は、決定的な内容を含むものであった。ケイの後任のチャールズ・ドルファー・イラク調査団団長（CIA特別顧問）が率いる調査団は、拘束中のフセイン元大統領を含む当時の政権、軍幹部から直接意見を聴取して報告をまとめた。そして1）湾岸戦争（91年）以降、イラクが大量破壊兵器を製造した証拠は見出せなかった、2）湾岸戦争後、旧フセイン政権の関心は経済制裁の解除に集中しており、大量破壊兵器に関する脅威は、国連査察団が撤退した98年当時よりも低下していたとして、「差し迫った脅威」は存在しなかったと結論づける一方、3）国連の経済制裁が解除されれば、旧フセイン政権には兵器開発を再開する意図があり、そのための能力は維持していたと指摘した。ドルファー報告書は、ブッシュ政権が「物的証拠」として挙げた「ウラン濃縮用アルミ管の輸入」と「2台のトレーラに積まれた移動式生物兵器製造施設」についても、前者は「核は核開発用でなくロケット製造用」、後者は「水素生産施設」であると結論づけた。

これら米国と英国の「独立調査委員会」は、情報機関の情報収集と分析の妥当性の評価をミッションとしたものであり、戦争という政策的決断の妥当性を評価するものではない。そのため、報告書も、情報機関のミスリードに責任を転嫁し、政権の政治的判断を免罪するという一面を持つことは否定できない。ブッシュ大統領は今年2月2日の一般教書演説※においてイラクの大量破壊兵器には触れることなく、「イラクの民主化」が戦争の大義であったと強調した。

日本政府は「大量破壊兵器の不在」は追認しながらも、「武力行使が開始された当時、あると想定するに足る理由があった」※と釈明して、戦争支持政策の誤りを認めてはいない。

※正式名称は「大量破壊兵器に関する合衆国の情報能力に関する委員会」。ブッシュ大統領が昨年2月設置。ロブ前上院議員、シルバーマン元連邦判事が共同委員長を務めた。任務はイラクだけでなく、大量破壊兵器全般に関する米情報機関の情報収集・分析の妥当性の検証。北朝鮮やイランなどの核計画も調査したが、結果の多くは「機密」とされ公表されていない。委員会HPは、http://www.wmd.gov/about.html。

※http://www.wmd.gov/report/index.html

※中央情報局（CIA）など15の情報機関の「縦割りの弊害」を解消するため、04年12月17日に成立した「情報改革法」にもとづき新設されたポスト。05年2月17日初代長官として指名されたのはジョン・ネグロポンテ駐イラク大使。

※「大量破壊兵器に関する情報活動の評価」
http://www.globalsecurity.org/intell/library/reports/2004/butler-report.pdf

※「共同通信」04年9月14日他各紙。

※「イラク大量破壊兵器に関する特別顧問による中央情報司令部への包括的報告書」（04年9月30日）http://www.cia.gov/cia/reports/iraq_wmd_2004/20050202-11.html

※http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/02/

※04年10月14日衆議院本会議での答弁。

A2. 混沌と憎悪の中で奪われる命

ブッシュ大統領の「大規模戦闘終結宣言」(03年5月2日)から、2年が経つ。

04年6月8日に採択された「**国連安保理決議1546**」※は、6月2日に樹立された**イラク暫定政権**※を承認するとともに、05年半ばを目標期限とする占領の終結と主権委譲への道筋を定めた。しかし、一方で「決議」は、米英主導の統合司令部の下にある多国籍軍の駐留を「暫定政府の要請に基づく」ものと位置づけ、駐留は「恒久政府の樹立」まで続くとし、それまでの間、多国籍軍に「必要なあらゆる手段を取る権限」を与えた。この決議に従い、05年1月30日、国民議会選挙が行われた。5月2日には、12月31日を期限とした新憲法制定と恒久政府樹立を任務とする移行政府が成立する予定である。だが、このような「和解」と「安定化」が表面的なものに過ぎないことを示す事件が相次いだのが、この一年であった。二つの事件を思い起こそう。

04年4月28日、米CBSテレビはバグダッド郊外の**アブグレイブ監獄**で、米軍兵士がイラク人被疑者を虐待する証拠写真を放映、世界に衝撃を与えた。駐留米軍のキミット准将は、これらの事実を認め、「ごく一部、少数の者の行為である。再発防止策をとる」語り※、ラムズフェルド国防長官は、5月7日の上院軍事委員会公聴会で「全責任は私にある」と謝罪した※。国際的人権NGO「人権ウォッチ(HRW)」※は05年4月24日に発表した報告書※で、アブグレイブのような事例は米政府が言う「例外的で特殊な例」などでなく、01年9月11日以降の「テロとの戦争」において米国政府が示した方針を占領政策にそのまま持ち込んだ結果であると非難した。米国はテロの容疑で拘束された被疑者は、ジュネーブ条約※のいう「捕虜」ではなく「非合法戦闘員」であると断定、「拷問禁止条約」※で禁じられた拷問を繰り返してきたとHRWは批判している。

ファルージャ※の惨劇も忘れることができない。04年3月31日、米民間警備会社社員4人の殺害と遺体損傷の映像が報道されたことに端を発し、米軍の「掃討作戦」が4月5日に始まった。4月下旬から米軍は段階的に撤退してイラク治安部隊に交代したが、6月19日には「イスラム原理主義指導者・ザルカウィ師の集団が市内に潜んでいる」として空爆。11月5日には米軍が45歳以下の男性の出入り禁止、女性と子供に退去命令を発し、6日には大規模空爆を行った。7日、全土に非常事態宣言、8日には、米軍とイラク軍による総合病院と二つの橋を占拠と事態はエスカレートし、多くの市民が犠牲になった。

国際NGO「イラク・ボディカウント」(IBC)※によれば、大規模戦闘終結宣言以来05年4月末までに、イラク全土で少なくとも21,239人～24,106人の民間人が武力抗争で死亡している※。IBCは05年3月17日の記者発表で、04年4月のファルージャでのイラク人の死者800人のうち、572人から616人が民間人であり、うち300人が女性と子供だと指摘した。

04年5月27日、日本人ジャーナリスト橋田信介さん(61)と甥の小川功太郎さん(33)がバグダッド近郊で銃撃を受け死亡、そして10月31日には香田証生さん(24)がイスラム原理主義グループに拉致・殺害された。日本人を巻き込んだ痛ましい事件はイラク全土を覆う混沌と憎悪の拡大の中で起こった。

アナン国連事務総長が「国連憲章に違反する行為」と呼んだ※イラク戦争は、今も国際法を無視したやり方で、名もない人々を傷つけ、命を奪っているのである。

※「核兵器・核実験モニター」第215・6号(04年8月15日)に抜粋訳。
※大統領:ガジ・ヤワル(スンニ派、アラブ部族指導者)。首相:イヤド・アラウィ(シーア派、イラク国民合意)。

※04年4月30日の記者会見。http://www.defenselink.mil/news/Apr2004/n04302004_2004043010.html
※http://armed-services.senate.gov/statemnt/2004/May/Rumsfeld.pdf
※http://www.hrw.org/
※「拷問は免罪されるか? 米国の拘束者虐待における指導者の責任」(05年4月24日)。http://www.hrw.org/reports/2005/us0405/

※「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」(略称「捕虜条約」)
※「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(1987年6月発効)。米国も批准している。
※バグダッドの西70kmの交通の要所に位置する人口約28万人の都市。

※米ニュー・ハンプシャー大学のマークヘロルド教授が中心となり、アフガニスタン攻撃以来、米軍等の攻撃による民間人の犠牲者数をメディア報道と目撃情報をクロスチェックして推計し、HPで公開。http://www.iraqbodycount.net/
※開戦以来05年4月末までの米軍人の死者数は1,593人。うち1,450人が「大規模戦闘終結宣言」以後である。(国防総省発表に基づくCNNの集計:http://www.cnn.com/SPECIAL/2003/iraq/forces/casualties/index.html

※「我々と国連憲章の視点から、イラク攻撃は違法であった」(04年9月15日「BBC」とのインタビュー)。

コメンタール1 グローバリゼーションと核兵器

現代における「グローバリゼーション」は、世界の「アメリカ化」という側面を濃厚にもっている。その中に主要には三つの要素が観察される。それらは緊密に結合し、全体として牢固とした構造物が構築されている。それら三要素とは、競争を絶対原理とする経済における「新自由主義」、キリスト教・イスラム・ヒンドゥー教等において根本的な教義に戻ることを提唱する宗教・イデオロギーにおける「原理主義」、そして他の2要素の強力なバックアップとして機能している軍事における「核兵器主義」である。現代の戦争はこうしたグローバリゼーションの中で発生している。

米国は、「9.11同時多発テロ」を契機に、「対テロ戦争」を口実としてアフガニスタン戦争とイラク戦争を開始した。しかし、ここで問われるのは、匿名のテロ行為に対する報復として特定の主権国家に対する軍事行動が行われることの正当性（legitimacy）である。イラク戦争の理由として、フセイン政権のアルカイダとのつながり、大量破壊兵器の保有が当初あげられていたが、その後これらの嫌疑の根拠がきわめて薄弱であったことが判明した※。イラク戦争は、主権国家イラクに対する米国による「国家テロ」といえる性格をあらわにしつつある。喧伝される「民主化」にしても、軍事力による強制という非民主的方法で実現される民主主義が、果してその名に値するものかは全く疑わしい※。

グローバリゼーションのもとに進行しているこうした事態を、核兵器を頂点とする圧倒的な軍事力を背景に、強者が社会的弱者を排除・圧殺しようとする点において、「世界のパレスチナ化」と表現する人もいる。

パレスチナ人による「第2次インティファーダ」（自発的蜂起）は、イスラエルのシャロン将軍（現首相）のイスラム聖地への挑発的訪問（00年9月）に端を発した。その1年後の「9.11事件」は、それを口実とする米国の「対テロ戦争」と共鳴して、イスラエルによるパレスチナ社会の組織的破壊を押し進める、恰好の機会を与えた。

イラク戦争後の中東戦略として米国により「拡大中東構想」が提唱されている※。しかし、軍事力を背景にした「民主化」に未来はないであろう。この地域の紛争転換の方向は、平和的手段による独立パレスチナ国家の樹立であり、それを可能にする中東共同体の建設であろう。

グローバリゼーションは世界に蔓延する病理現象である。それに異議を唱え、世界的な規模の社会変革に関わる全く新しい運動がすでに起っている。それは「世界社会フォーラム」（WSF）である。WSFは、新自由主義的・帝国主義的グローバリゼーションに反対する人々が集う「開かれた広場」であり、「もう一つの世界は可能だ」との確信のもとに、普遍的人権や環境の尊重を基礎とする様々なオルタナティブを追求・建設する※。

核兵器はグローバリゼーションを支える究極の暴力装置である。ゆえに、核兵器の廃絶は「もう一つの世界」の実現のために不可欠である。日本の核廃絶運動に即して言えば、東北アジア非核地帯構想を、経済や文化のもう一つの在りようとしての「東アジア共同体」建設の一環として、有機的に位置付けることが必要であろう。（藤田明史）

※「イラクの大量破壊兵器、見つからず」、本イアブック04年版、142-143ページ。

※04年6月28日、イラク暫定政府に主権移譲。05年1月30日、国民議会選挙実施。シーア派「統一イラク同盟」が単独過半数を占め、2位はクルド同盟。スンニ派は選挙をボイコット。

※04年6月9日、シーアイランド・サミットでブッシュ米大統領が提唱。中東諸国に加え、パキスタン、アフガニスタン、イラン、トルコ、イスラエルを対象に、この地域に欠如している「自由」「知識」「女性のエンパワメント」の改善のため民主化を進めるとしている。http://www.meib.org/documentfile/040213.htm

※第1回WSFは01年1月に開催され、05年1月で第5回目。04年の第4回目がインドのムンバイで開かれた他は全てブラジルのポルトアレグレで開催された。WSFの意義については、藤田明史「『世界社会フォーラム』の提起するもの」『技術と人間』04年6月号参照。

A3. 「有志連合」、崩壊止まらず

04年から05年にかけて、イラク戦争後、反米武装勢力の攻勢が絶えない同国から、**有志連合**構成各国の撤退が相次いでいる※。ブダペストからの報道によると、このうち約300名のハンガリー部隊が04年12月23日までに撤退を完了した。ハンガリーはイラク兵訓練のための北大西洋条約機構（NATO）軍部隊として、イラク派兵を別途立案中だが、戦闘の恐れのある任務は除外される見通しである※。

※04年中にイラクから撤退を行った各国軍隊は以下の通りである。
国名/派兵時の兵員数/撤退年月
・ニカラグア／約120／04年2月
・ドミニカ共和国／約300／4月
・スペイン／約1400／5月
・ホンジュラス／約370／5月
・ノルウェー／150／6月
・フィリピン／約100／7月
・ニュージーランド／約60／9月
・タイ／約450／9月
・ハンガリー／300／12月
（各紙報道による）

※『中日新聞』（電子版）04年12月24日。

また、タス通信によると、05年3月15日から、イラク中部に派遣されているウクライナ軍の治安維持部隊も撤退を開始したという。派遣部隊の規模は全体で約1,600名であるが、第1陣（140名）が同日、本国ウクライナに帰還した。同国国防省発表の計画によれば、05年5月までに計700名が撤退、残り900名の撤退は05年12月までに完了させる※。さらに、ブルガリアからの報道によると、現在、ブルガリア軍は約450名の部隊を中南部に展開するポーランド指揮下の国際協力部隊に派遣しているが、スビナロフ国防相は記者団に対して、同軍派遣部隊を05年6月から約100名削減し、05年内には完全撤退する方針を明らかにした※。

※『毎日新聞』（電子版）05年3月16日。

そして、ポーランドのシュマイジンスキ国防相は05年4月12日、ポーランド軍が今年末にイラク派遣部隊を撤退させることを明らかにした。シュマイジンスキ国防相による閣議後の記者団に対する談話によれば、多国籍軍のイラク駐留に関する国連安保理決議が期限切れになる年末にポーランド部

※『毎日新聞』（電子版）05年3月18日。

隊は撤退する。ポーランド政府はイラクの政治情勢と、イラク人治安部隊の増強計画の進展状況を考慮して撤退を決断したという。同国は、05年1月30日のイラク国民議会選挙後は、現地駐留部隊を2,400人から1,700人に削減したうえで、現在、バグダッド南方に部隊を展開しており、計4,000人の多国籍軍の指揮を委ねられている※。

※『時事通信』（電子版）05年4月13日。

時間は前後するが、イタリアのベルルスコーニ首相は05年3月16日、ブッシュ米大統領と電話協議し、「できるだけ早く、できれば9月にイラク駐留イタリア軍の段階的撤退を始めたい」と伝えた※。ANSA通信によると、伊首相は記者団に対して「9月開始というのは私の希望である」と語り、撤退開始時期についても変更があり得る考えを示した※。

※『共同通信』（電子版）05年3月17日。

※『読売新聞』（電子版）05年3月17日。

日本の**陸上自衛隊**が活動するイラク南部ムサンナ州で治安維持の任務を担当していた、**イラク駐留オランダ軍**約1,350名は、05年2月20日、3つの宿営地の1つから撤退を開始した。オランダ国防省によると、派遣部隊を4月末までに安全に撤収させるために、約350名の撤収支援部隊がオランダからイラクに派遣された。陸上自衛隊が駐留するサマワからは3月に撤退し、治安維持の任務を英軍および豪軍に引き継いだ。

オランダ政府は04年6月に、05年3月を期限として派兵延長を決定した。その際、反対の強い国会の承認を得るため再延長は行わないとした。政府や与党内には再延長論も浮上したが、当初から強かった撤退を求める世論は衰えず、バルケネンデ政権は最終的に予定通りの撤退を決断した※。ムサンナ州駐留中、オランダ軍は、地元武装勢力の攻撃により2名の戦死者を出している。このうち、04年8月14～15日夜に武装勢力側から仕掛けられた攻撃は周到に準備された連携攻撃であった（実際の戦死者は1名に留まった）※。

※「共同通信」05年2月20日。

※オランダ国防省HP
http://www.mindef.nl

このような中で、日本政府はサマワを含むムサンナ州を「非戦闘地帯」であると安全宣言し、05年12月までの自衛隊駐留の方針を変えていない。

A4.　在日米軍のイラク派兵

05年4月2日、イラクに派兵されていた沖縄の**米海兵隊第31遠征部隊**(31MEU)の約1,700人の兵士が、普天間基地※所属の中型ヘリコプター22機とともに沖縄・ホワイトビーチ(うるま市)に帰還した。兵士たちは、イラクから沖縄に向かう船の中で戦場から平常の生活にスムーズに切り替えるための「更正プログラム」を受けたという※。3月7日の第1陣の嘉手納到着に始まる、MEU約2,200人の帰還がこれで完了した。

※キーワードG8(190ページ)。

※『沖縄タイムス』05年4月3日。

帰還したヘリコプターは、04年8月に沖縄国際大学で墜落事故※を起こしたのと同型のCH-53Dである。宜野湾市や沖縄県は、ヘリの帰還は騒音と事故の危険が帰ってくることを意味するとして、帰還反対を表明してきた。宜野湾市議会は、3月29日、「今後、米軍機の住宅地上空の飛行をなくし、悲惨な事件と事故が起こる可能性をすべて排除するためにも普天間飛行場へのヘリ部隊の帰還は絶対に認められない」との意見書を満場一致で採択した※。

※キーワードE4(136ページ)。

※『沖縄タイムス』05年3月30日。

沖縄海兵隊※のプレスリリース(05年2月26日)等によれば、04年8月から順次沖縄を発った部隊は、04年10月中旬から2月中旬に任務を終えるまで、イラク西部のアル・アンバル州を責任区域として、1月の国民議会選挙の投票所やダムの警備、イラク軍や警察の訓練、反乱鎮圧など多岐にわたる活動に従事してきた。多くの市民が犠牲になった04年11月のファルージャ制圧作戦では、戦闘・兵站の両面でフル活動した。部隊からは50人の死者と221人の負傷者が出た(同プレスリリース3月31日)。

※http://www.okinawa.usmc.mil/

沖縄海兵隊は、すでに04年3月から4月にかけて約3,000人がイラクに派遣されており※、合計5,000人余りがイラクに投入されたことになる。「米軍再編」に関連して、これらの一部が沖縄ではなく本国に帰還するという情報※が一時流れたが、そのような事実は確認されていない。

※04年11月5日「参院イラク人道復興支援・武力攻撃事態対処特別委員会」での海老原紳外務省北米局長の答弁。

※『産経新聞』04年11月20日。

在日米軍のイラク参戦は、03年3月の開戦当初に始まった。**横須賀の空母キティホーク攻撃団**は、開戦から4月9日のバグダッド陥落までの間に、述べ2,500回の艦載機の出撃をこなし、400トン近くの爆弾を投下した。随伴艦の「カウペンス」と「ジョン・S・マッケイン」は、合わせて約70発のトマホークを発射した※。**三沢の第35戦闘航空団**のF16戦闘機は、開戦前の「南方監視作戦(サザン・ウォッチ)」から切れ目なく参戦、バグダッド陥落までの間に、約750回の出撃をこなした※。嘉手納の戦闘機部隊も参戦した。海兵隊を現地に運んだ揚陸強襲艦の母港は佐世保である。

※『ネイビー・ニューズ・スタンド』03年5月6日。http://www/news.navy.mil/display.asp?story_id=7283

※『東奥日報』03年8月13日。

このように在日米軍が公然とイラクに投入されたことは、日米安保条約第6条(極東条項)と日本からの戦闘作戦行動を日米の事前協議事項とした「岸・ハーター交換公文」※に抵触する。

※特別記事1(226ページの囲み)。

しかし、日本政府の見解は、「(イラクへの派遣は)我が国から行われる作戦行動には当らず、米軍の運用の都合上、部隊を我が国から**他の地域に移動させたにすぎない**。したがって、交換公文の言う**事前協議の対象にはならない**」※、そして「(今回のイラク派遣について)米側から事前協議がなかったので、作戦戦闘行動には該当しないと理解している」※というものであった。小泉首相は「沖縄の米軍の移動については、米軍が判断されることもあるだろうし、場合によっては日本と協議する場合もあるだろう」※と述べた。

※04年2月5日「参院イラク人道復興支援・武力攻撃事態対処特別委員会」での川口外相(当時)の答弁。

※04年2月25日、同委員会での海老原紳外務省北米局長の答弁。

政府の無定見な条約解釈と外交姿勢によって、米軍再編における米側の要求の一つである「日本からの移動の自由」※は、もはや既得権となっているのである。

※04年5月19日「衆院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」での答弁。

※前出「特別記事1」。

A5.　韓国、イラクに追加派兵

韓国政府は、03年12月23日、戦闘部隊を含む約3,000人の**追加派兵**を閣議（韓国では「国務会議」と言う）決定した。承認を求める提案を受けた韓国国会は、04年2月13日、それを可決した。しかし、派遣予定先（北部キルクーク）の治安悪化で再検討を迫られていたが、04年6月18日、韓国政府は北部のクルド人自治区アルビルを派遣先に決定した。

その直後の6月23日、イラクで武装集団により拉致され殺害が予告されていた**金鮮一（キム・ソンイル）氏**（33）が殺害されたというニュースが、韓国社会に衝撃を与えた。キム氏の拉致と殺害予告が最初に報道されたのは6月21日であった。しかし、実は韓国政府がその前から事実を知っていたのではないかという疑惑がささやかれた。後になって判明したのは、実際に拉致されたのは5月31日だったということであった。当時、**『韓国日報』**の世論調査※では、追加派兵「反対」は58%と、「賛成」の41%を大きく上回っていた。与党「開かれたウリ党」の中にも、若手議員を中心に根強い派兵慎重論が存在していた。このような背景から、派兵反対世論を刺激することを恐れた韓国政府が、米政府と諮って情報を操作したのではないかという疑惑が広がった。疑惑解明のため、国会には「事実調査委員会」が設置された。

※『毎日新聞』04年6月22日。

事実、「キム・ソンイル事件」をきっかけに派兵反対世論は一層勢いづいた。拉致報道の直後、あるインターネットサイトで行われた緊急世論調査では、追加派兵反対が63%に上った。同じサイトで行われた03年10月の世論調査では反対は47%であった※。「キム氏追悼・派兵反対」を訴える集会が全国各地で開かれた。

※『毎日新聞』04年6月22日：前出。

反対世論が高まる中、04年8月3日には追加派兵部隊「ザイチュン（Zaytun）師団」※の先遣隊800人が城南（ソンナム）飛行場からイラクに向かって出発し、つづいて本隊が3回にわたって派兵された。同部隊は、責任区域のアルビルで、道路建設や上下水道整備、農業指導等にあたる。03年4月末に約300人の医療・工兵部隊としてナーシリアに派遣された「ソヒ・ゼマ部隊」※と合わせれば、3,600人余り。これは、全派兵国中、米・英につぐ第3位の部隊規模である。

※「イラク平和再建師団」の通称。「ザイチュン」はアラブ語で平和の象徴であるオリーブを意味する。

※「ソヒ」は高麗時代に外敵の侵略を外交で撃退した将軍の名前。「ゼマ」は朝鮮時代の韓医学者の「李済馬（イ・ゼマ）」から付いた。

韓国政府が緊急国務会議でイラクへの最初の派兵を決めたのは、米英のイラク侵攻翌日の03年3月21日であった。韓国政府の論理は、1）北朝鮮核問題の平和的な解決、2）経済安定の確保のためには、韓米同盟の強化が必要だというものであった。03年4月2日の国会演説で、盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領は「困った時にアメリカの役に立って韓米関係がもっと良くなれば、北朝鮮核問題の平和的な解決に役に立つ」と強調した※。03年4月30日には第1次派兵部隊の「ソヒ・ゼマ部隊」先遣隊がイラクに向かった。

※『オーマイニュース』03年4月2日。

「ザイチュン部隊」の追加派兵完了から間もない04年10月、韓国国防部は、当初計画では04年12月31日までとされていた**派兵期間を1年間延長**する案を国会に提出した。「派兵したばかりなのに、ろくな任務も果たさず帰国してしまうわけにはいかない」というのが国防部の説明だった。この延長案は、12月31日、与党「開かれたウリ党」と野党「ハンナラ党」の妥協により国会を通過した。

かつてのベトナム※のように、韓国が「派兵」の泥沼にはまり込んでいくのではないか。そのような懸念が韓国社会には広がっている。

※1964年から1973年までの間に兵力延べ約31万人をベトナムに投入し、4,960人の戦死者と10,962人の負傷者を出した。

A6.　自衛隊イラク派兵、続く

イラク特措法※に基づく自衛隊のイラク派兵が、04年1月以来続いている※。

※「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(03年8月1日・法律第137号)。4年間の時限立法。
※データシート2(46ページ)。

陸上自衛隊は、約550人の部隊が約3ヶ月のローテーションを組み、北部方面隊(北海道)から東北方面隊、中部方面隊へと順次南に移動しながら、05年4月末までに5次にわたる部隊が派兵されてきた。05年12月半ばまでに第8次隊までが計画されている。陸自部隊のイラクでの任務は、「人道復興支援」であり、浄水・給水、学校など公共施設の復旧整備、医療支援が主な業務の内容である。

04年1月に最初に派遣された第1次隊の主な任務は宿営地の建設であった。第2次隊以降は、本来の「人道復興支援」に従事してきたが、それでも施設部隊の3分の1は武装した警備兵で、宿営地の警備に割かれるという状態が続いている。この背景には、現地の治安問題がある。とりわけ04年4月以降は、不穏な事態が徐々に自衛隊の周辺にも及んできた。4月29日には陸自とオランダ軍の宿営地の近くに迫撃砲が撃ち込まれ、5月10日には、サドル派とオランダ軍、イラク警察の間で銃撃戦も発生、オランダ軍から2名の死者が出た※。この事件を契機に、陸上自衛隊の活動は、宿営地内での給水活動を除いて中断せざるを得なくなった。更に同年11～12月にも迫撃砲やロケット弾が打ち込まれると言う事件があいついでいる※。

※「共同通信」04年5月11日。

※「毎日新聞」04年11月3日。

05年に入ると、陸上自衛隊の主な業務は、給水活動から「広場の緑化」や「バスケットコートの補修」などに重点を移した。給水活動は、日本のODA(政府開発援助)による浄水装置の稼働で05年2月5日以降は必要なくなった。防衛庁が公表した資料※では、自衛隊が実施している公共施設の復旧活動として「県知事公舎前の多目的広場の緑化」、「スポーツクラブの照明施設の補修」、「屋外バスケ施設のコートの補修」、「女子高前噴水の補修」などが挙げられている。同資料には、自衛隊がサマワなどで砂利舗装をした道路を、外務省がODAで現地業者を雇ってアスファルト舗装したという報告もある。これらの活動は自衛隊でなくてはできないものであるのか、疑問が残る。

※赤峰衆議院議員(共産党)HP http://akamine-seiken.naha.okinawa.jp

一方、**航空自衛隊**は、約200人がやはり3ヶ月のローテーションで、これまでに6次の部隊が派遣されてきた。04年3月からクウェートを拠点にC130輸送機でイラクへ兵員や物資の空輸をしているが、その輸送実績※によると、空輸した外国兵は延べ約1,200人で、ほとんどが武装米兵である。イラクの前線へ配置される兵士と、イラクから帰任する兵士がほぼ半数ずつで、2国間を往復輸送していた。輸送した米兵らが戦闘に参加したかどうかは確認できない。しかし、このような活動は、イラク特措法の基本計画で規定している「人道復興支援関連物資の輸送」※を逸脱し、国が否定してきた他国の武力行使と一体化しているという疑念をぬぐうことができない。

※『共同通信』2004年12月8日。

04年6月8日の「**国連安保理決議1546**」※は、米英主導の「多国籍軍」に国際法的な地位を与えた。日本政府は、6月21日に国会に示した文書※で「自衛隊は多国籍軍の指揮下で活動することはなく、独自の判断で撤退が可能」であると説明した。しかし、連合軍作戦本部長のキミット准将(当時)は、「参加国が個々の活動について、いちいち本国に(可否を)照会するような仕組みはのぞまない。これが自衛隊が多国籍軍に参加する際、われわれが描く姿だ」と話している※。

※イラク特措法(防衛庁HP、http://www.jda.go.jp/)における実施要項との整合性が問題である。

※キーワードA2(32ページ)。

※「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国・英国との了解について」(外務省)。04年6月21日、参議院イラク・武力攻撃特別委員会理事会で公表。

※6月22日連合国暫定当局(CPA)のブリーフィング。「共同通信」6月22日。

フォローアップ コラム1

インド洋で続く自衛隊の給油活動

05年4月22日、政府は、「**テロ対策特措法**」（以下、「特措法」）※に基づきインド洋に派遣している海上自衛隊の派遣期間を半年間延長するため、5月1日に期限切れとなる同法の基本計画を変更し、11月1日までとすることを閣議決定した※。また、7月以降に派遣部隊が交代する際、現在は二隻体制の護衛艦を一隻に縮小する方向で検討に入った。任務に伴う危険性が低下しているとの判断に加え、延長に伴い約40億円と見込まれる財政支出を抑制するという事情も背景にある※。

※「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法」（01年11月2日・法律第113号）。

※総理官邸HP
http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq/index.html

※「共同通信」05年4月22日。

海上自衛隊の派遣期間の延長は7回目である。01年に成立した「特措法」は本来2年の時限立法であったが、03年10月3日に時限が一度延長された。しかし、05年11月1日には再度、期限切れを迎える。そのため秋の国会に同法の再延長が提案されることは必至である。

防衛庁によると、海上自衛隊は、01年11月以来、05年4月末までに、アメリカ、イギリス、フランスなど**11か国の艦船**に対し、**計512回、約40万キロリットル（約154億円**相当）の給油を行った※。相手国は、米国の285回が最高で、ついでフランス52回、パキスタン39回と続く。主な補給相手は駆逐艦であるが、アメリカ、イギリスの2か国に対しては補給艦にも給油を行っている。昨年11月以降は、新たに外国艦船に搭載されたヘリコプターへの給油と給水も追加的に実施しており、この分の給油は約310キロリットル、給水は約1,020トンにのぼる※。給油の海域や、寄港先は「艦船や乗員の安全」を理由に明らかにされていない。

※海上自衛隊HP
http://www.jda.go.jp/JMSDF/about/haken/

※海上自衛隊HP：前出

05年4月末までに派遣された艦船は延べ45隻、実数29隻で、所属基地の内訳は、佐世保16隻、呉13隻、横須賀10隻、舞鶴5隻、大湊1隻である。活動の中心を担っている補給艦の給油実績を見ると、「とわだ」（呉）150回、「ときわ」（横須賀）151回、「はまな」（佐世保）158回、「ましゅう」（舞鶴）53回である（カッコ内は配備されている基地）。従来は、「とわだ」型のみが派遣されていたが、04年11月から、一回り大型の「ましゅう」が加わっている。燃料などの積載能力が大幅に拡充された「ましゅう」（13,500トン）は、04年3月に配備された最新鋭艦である。半年余りの訓練を経て、04年11月25日、初めてインド洋に派遣された。現地では約3カ月間にわたり米国など4か国の艦艇に燃料1万6,000キロリットル、水610トンと艦艇搭載用ヘリコプター燃料310キロリットルを補給した。

派遣艦船の中には、通信能力に勝れたイージス艦「きりしま」（横須賀）、「こんごう」（佐世保）、「みょうこう」（舞鶴）、そして「ちょうかい」（佐世保）の4隻も含まれている※。

※海上自衛隊HP：前出

04年3月（日付は不特定）には、イラク特措法に基づく海上輸送作戦でイラクに向かっていた輸送艦「おおすみ」、護衛艦「むらさめ」に洋上給油したことを海上自衛隊は明らかにしている※。

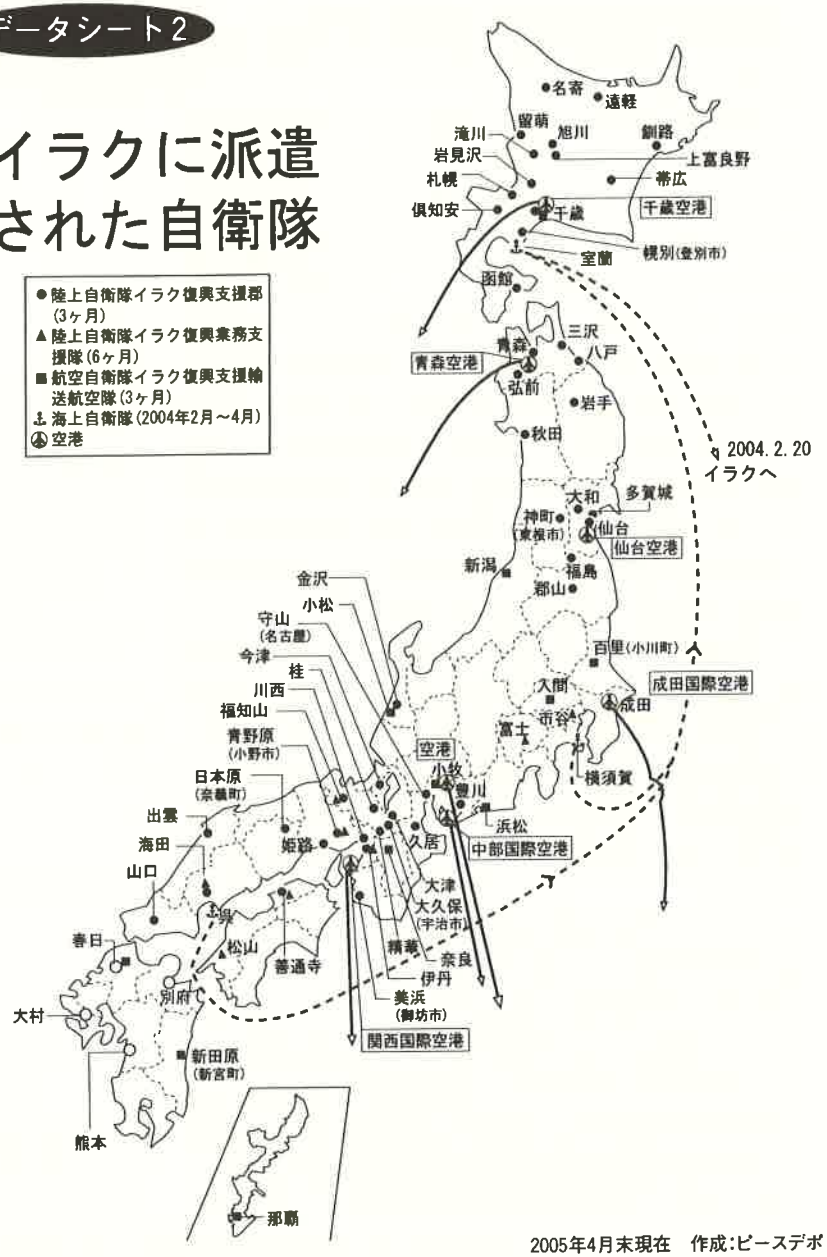
※海上自衛隊HP：前出

注目するべきは、艦艇の様々な修理のために、企業の技術者がアラビア海、インド洋に派遣されていることである。派遣目的は、例えば護衛艦「あさかぜ」の対空レーダーのモーターの故障、補給艦「はまな」の舵のモーターの故障、護衛艦「ひえい」の蒸気タービンのボイラー機器の漏水など相当数の事例がある※。長期化する自衛艦のインド洋派遣は、民間技術者のなし崩し的な戦争協力をも引き出している。

※吉田敏浩「民間人も『戦地』へ」。岩波ブックレットNo.594（03年4月）

データシート2

イラクに派遣された自衛隊



B1. 行きづまる6か国協議

朝鮮半島の核問題を巡る**6か国協議**※は、04年に第2回、第3回の2回が開かれた。しかし、その後開催の合意に達することができず、05年4月末現在、長い空白が続いている。

※6か国協議の構成国は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、米国、中国、ロシア。第1回協議は03年8月27日～29日に北京の釣魚台国賓館で開催された。経過に関しては本イアブック04年版・キーワードA6参照。

第2回6か国協議は、04年2月25日～28日、北京の釣魚台国賓館で開催された。各国代表は、北朝鮮の代表が変わった他は第1回と同じ顔ぶれであり、米国からケリー国務次官補、北朝鮮から金永日(キム・ヨンイル)外務次官、中国から王毅(ワン・イー)外務次官、日本から藪中三十二外務省アジア太平洋局長、韓国から李秀赫(イ・スヒョク)外交通商次官補、ロシアからロシュコフ外務次官が参加した。米国は、北朝鮮に対して高濃縮ウラン生産計画があることを認めさせること、**CVID原則**※による原子力発電を含むすべての核計画の廃棄を約束させることを目指した。それに対して北朝鮮は、高濃縮ウラン計画の存在を否定し続け、核の平和利用の権利を主張した。中国は、共同文書の採択に精力を注いだが、結局合意に至らず、議長声明の形に留まった。議長声明には、「核兵器のない朝鮮半島」の実現、作業部会の設置などに合意したことが盛り込まれた。

※米国が北朝鮮の核開発放棄を要求するときの原則的条件として「完全で(Complete)、検証可能で(Verifiable)、不可逆的な(Irreversible)、放棄(Dismantlement)」を掲げている。これをCVIDと呼ぶ。

合意された作業部会の第1回が、04年5月12日～15日、6か国協議と同じ場所で開催された。出席者は、6か国協議の次席代表級である。北朝鮮代表は李根(リグン)氏であった。米国のCVID要求に対する米朝対立が続いた。第2回作業部会は、第3回6か国協議の直前に6月21日、22日と開催された。

第3回6か国協議は、04年6月23日～26日、第2回と同じ国賓館で開催された。参加者は北朝鮮が金桂寛(キム・ケガン)外務次官に変わった他は第2回と同じ顔ぶれであった。直前の作業部会から米国の方針の軟化が伝えられた。CVIDの表現に固執せず、北朝鮮の原子力発電の権利、エネルギー支援などにも配慮の姿勢を見せた。日本もエネルギー支援の可能性を示した。北朝鮮が、協議のなかで「ある部門が核兵器の製造や核実験を求めている」と発言したことが大きく報じられたが、会議は冷静さを保った。最終的に議長声明が出され、「朝鮮半島の非核化に向けて第一段階の措置を可能な限り早期にとる必要性がある」「作業部会がその措置の範囲、期間、検証などについて提言を作成する」「第4回協議を原則として04年9月までに開催する」などの内容が盛り込まれた。6者とも会議は成果があったとの印象を持ったと報じられた。

しかし、提案を持ち帰った結果の米、朝の評価は厳しく、北朝鮮は米提案を「リビア式の強要である。一顧の価値もない」(7月24日、外務省スポークスマン談話)と評価した。作業部会も開催できないまま第4回6者協議の9月開催は実現せず、米国の大統領選挙の時期を迎えた。選挙の結果ブッシュ大統領が再選され、05年1月26日、コンドリーザ・ライスが国務長官に任命された。

北朝鮮は、米国の新政権が示した北朝鮮政策が敵対的であるとして態度を硬化させた。とりわけ、ライス氏が上院で承認を求める公聴会において、北朝鮮を「圧制の拠点」と名指し※、「米国は(北朝鮮を含む)抑圧された国の人々の側に立ち圧政に立ち向かう」と主張した。これをうけ、2月10日、「6か国協議への参加を無期限に延期する」との声明を北朝鮮外務省は発表した※。

※ライス証言の抜粋訳は資料14(309ページ)。

※この声明の内容に関しては、キーワードC11(104ページ)参照。

コメンタール2 揺らぐピョンヤン宣言

小泉純一郎首相は02年9月17日、日本の首相として初めて北朝鮮の首都ピョンヤン（平壌）を訪問し、歴史的な日朝ピョンヤン宣言に合意した。すでにあちこちで触れられたものではあるが、もう一度内容をおさらいしてみよう。

まず第一に日朝国交正常化の早期実現、第二に過去の植民地支配に対する日本の反省とお詫び、そしてその精神に基いた経済協力の実施、請求権の相互放棄と在日朝鮮人および文化財問題への言及、第三に「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことと「日朝が不正常な関係にある中で生じた」日本人の生命と安全にかかわる「遺憾な問題が今後再び生じることがないよう」にすること、第四に北東アジアの平和と安定の維持強化、そして核・ミサイル問題の解決の必要性と北朝鮮側のミサイル発射モラトリアムの継続、である。

この宣言は、植民地支配に対する補償がない点など、不十分なところもあるが、全体として日朝関係の当面の課題を相互的に整理した、今後への出発点になるべき内容である。1965年に日本と韓国が国交を正常化した当時、日韓基本条約には謝罪や反省はおろか、植民地支配や遺憾という言葉ひとつ出てこなかったことを考えると、ささやかとはいえこの宣言は、95年の村山談話以降の前進した姿勢を示すものである。

植民地支配への反省は日本に対するアジアの信頼を高めるものであるため、和解や平和に寄与するといえるのだが、そうした間接的なことだけでなく、この宣言は核とミサイルという平和に向けた具体的課題を約束している。北朝鮮の射程の短いミサイルの実験は時おり行なわれ、ともするとマスコミに大きく取り上げられるので、もうこんなものは意味がないと考える人がいるかもしれない。だが、長距離ミサイルの実験はピョンヤン宣言があってからは実際に行なわれていないし、日本政府も宣言に反するミサイル発射はないというのが公式見解である。核についてはウラン濃縮の真偽はおくとしても、05年2月に核兵器製造宣言を北朝鮮外務省が行なったので、ピョンヤン宣言の精神にはそぐわない。とはいえ、宣言では核については具体的なラインを明示しなかったので、死文化したというのはまだ早い。

こうしてみると、日本政府はピョンヤン宣言の精神に立ち戻るよう北朝鮮を説得することが原点であることが確認される。そして、そのためには日本政府も拉致問題について冷静に対応し、日朝間の懸案について解決できるところから解決していくという当たり前の方針で臨むことが求められる。日本では制裁論議ばかりが先走っているが、制裁を強めていっても北朝鮮は食糧や経済の最悪の危機はすでに乗り越えており、簡単に崩壊することはない。北朝鮮の人びとはたとえ苦しくとも、米国・日本にだけは屈服したくないと考え、圧迫に対してよけい団結を強めるであろう。

現在の東北アジアの情勢では米国の北朝鮮に対する単独先制攻撃はむずかしい。だが、米日の右派が北朝鮮への挑発を試みたならば、どうなるだろうか。北朝鮮の硬直した冷戦思考とあいまって、軍事的な不幸に発展しないとも限らない。日本人がピョンヤン宣言を真に生かす道を考えるべき時である。（石坂浩一）

B2.　命脈を保つKEDO

04年11月26日、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）理事会は、北朝鮮における軽水炉建設プロジェクト停止の1年間延長を正式に発表した。この決定により、03年12月から続く停止期間は、05年11月末まで継続されることとなった。

現地での保管・維持作業が継続される一方、プロジェクトの将来については、KEDO理事会が検討を続け、凍結期間の終了時までに決定を下すとした※。

※04年11月26日、KEDOのHP、http://www.kedo.org/news_detail.asp?NewsID=29

KEDOは、いわば「延命」された形になったが、伝えられるところによると、延長期間中に北朝鮮の核問題における進展が見られない場合、理事会はプロジェクトそのものを廃止するとの方針でも一致したという※。05年3月に、設立10年目を迎えたKEDOは、事実上の「死に体」の様相を見せている。

※「朝日新聞」04年11月27日夕刊。

KEDOは、94年10月21日に米朝間で妥結した「枠組み合意」を受けて、95年3月9日に米・日・韓の3か国の協定によって設立された「国際共同事業体（コンソーシアム）」である。本部はニューヨークにあり、01年5月1日以来、米国のチャールズ・カートマン大使（元朝鮮半島和平協議担当特使）が事務局長を務める。KEDOの意思決定機関である理事会を構成しているのは、原加盟国である日・米・韓、および97年9月に加盟した欧州連合（EU）の各代表である。これら4か国・地域に加え、一般メンバーとして、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、インドネシア、チリ、アルゼンチン、ポーランド、チェコ、ウズベキスタンの9カ国が参加している。

KEDOの主たる目的は、北朝鮮の既存の黒鉛減速炉を凍結し、最終的に解体する代わりに、軽水炉2基を建設し提供すること、また、1基目の軽水炉完成までの代替エネルギーとして年間50万トンの重油を供給することにある。これに関し、「軽水炉供給とりきめ」（95年12月）など、KEDOと北朝鮮の間でさまざまな議定書が締結されている。

それらのとりきめに基づき、97年8月、北朝鮮・琴湖の建設用地において準備工事が開始され、01年9月にはサイトの掘削工事、続いて02年8月には基礎部分へのコンクリート注入が開始されるなど、軽水炉建設に向けての作業は進行していた。しかし、02年10月の米朝協議において北朝鮮が高濃縮ウラン施設の建設など核兵器開発の継続を認めたと米側が明らかにしたことを受け、KEDO理事会は毎年の重油の供給を同年12月より停止することを決定した。これに対し北朝鮮は、核凍結解除および核施設の稼動と建設の即時再開を発表し、続いて核施設の封印撤去、IAEA査察官の国外退去等の措置をとり、03年1月10日には、NPT脱退を表明した。さらに、03年10月、「8,000本の使用済み核燃料棒の再処理を成功裏に終了した」との北朝鮮の公式表明※を受け、03年11月のKEDO理事会は、軽水炉建設の1年間の停止に踏み切った。この時点で、軽水炉建設プロジェクトのおよそ34.5%が完了していた※。

※北朝鮮は、03年7月、「6月30日に再処理完了」との通告を米国に行っていた。

※KEDO2004年度年次報告 http://www.kedo.org/mc_main.asp

北朝鮮はこれに反発し、米国とKEDOに対する損失補償要求及び建設工事現場からの建設用機器などの装備や資材の搬出の禁止を通告した※。以後、北朝鮮とKEDOの協議に進展はない。米政府は、「軽水炉プロジェクトに将来はない」とKEDOの事業存続に否定的な姿勢を顕わにしている※。一方、拠出金の9割を負担している日本と韓国では即時中断への慎重論が根強い。今回の停止延長決定も、KEDOの枠組みの有効性を認め事業停止の継続を求める日韓に、米国が同調したとの見方が強い。6か国協議の行方が不透明なか、KEDOの先行きも見通せない状況が続いている。

※「毎日新聞」03年11月25日。

※04年1月30日、米国防総省プレスリリース。

B3. 新アジェンダ連合、再検討会議に向け外交戦略

新アジェンダ連合(NAC)が、04年の第3回NPT再検討準備委員会とその秋の国連総会において、05年5月のNPT再検討会議で実質的な成果を得ることを目標とする独自の戦略的アプローチを展開した。NACは、アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国により98年に結成され※、核兵器廃絶に向けた国際世論をリードしてきた。NPT第6条※を強化する「核兵器廃絶の明確な約束」を含む2000年の13項目合意※を導いた立役者でもある。

※資料2(280ページ)に設立時の声明。結成当初はスロベニアを含む8か国であったが、米国の圧力により脱退した。

※コラム・ファクト4(74ページ)。

※資料3(282ページ)。

04年準備委員会には再検討会議へ向けた実質的な勧告を含む最終報告の作成という任務が課せられていた。その重要性を認識していたNACは、13項目の実際的措置を基盤とした44項目からなる包括的な「**実質問題に関する勧告**」※を準備委員会に提出するなど、積極的に働きかけた。核兵器の水平拡散問題に焦点を絞り、核軍縮義務は果たしていると主張する米国に対し、NACは、05年に向けた議論は過去の合意に基づくことが前提であり、拡散防止の目的達成のためにも核兵器国の軍縮義務の履行が重要であると強く主張した。議論の大きな焦点の一つが法的拘束力のある「**消極的安全保証(NSA)**」※の問題であったが、これに関してもNACは積極的に発言し、05年再検討会議においてNSAを検討する下部機関の設置について検討するよう提案した。また、米国の新型核兵器開発の動きに対しても、「新型核兵器の開発及び使用の正当化に向けた、核兵器国によるいかなる計画や意図も、NPTの精神に矛盾し…2000年再検討会議の合意に違反する」と非難した。急進的な核廃絶論を展開する非同盟運動(NAM)と核兵器国の間に位置するNACの提案は極めて現実的であったが、国家グループ間の対立の激化によりその調停機能は十分に発揮されず、04年準備委員会は崩壊した※。

※本イアブック04年版・資料11に全訳。

※コラム・ファクト2(69ページ)。

※特別記事2(239ページ)。

04年秋の第59回国連総会においても、NACは05年再検討会議を強く意識した主張を行った。総会が始まって間もない9月22日、NACは「不拡散と軍縮は車の両輪」と題される外相声明を『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』紙に発表した※。声明は、過去の合意の重要性を繰り返すも、13項目措置という言葉を直接使わないことにより柔軟性を示すとともに、核軍縮の誓約の実行、新型核兵器につながるあらゆる試みの中止、CTBT発効、FMCT交渉開始など、要求のポイントを絞ることによって獲得目標を明確にしたものであった。

※資料4(284ページ)。

10月4日から開始された国連総会第一委員会(軍縮)において、NACは「**核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する**」という新しいタイトルの決議案を提出した※。包括的な決議案と非戦略核の削減に絞った決議案の2段構えという昨年までのパターンと異なり、04年のNAC決議は、外相声明同様、要求項目の数を絞った簡潔なものであった。決議案には、再検討会議での合意点を明確にするという目的があったと考えられる。

※資料5(286ページ)。

10月28日、賛成135、反対5、棄権25の賛成多数で第一委員会を通過したNAC決議は、12月3日、本会議で賛成151、反対6、棄権24と昨年を上回る賛成投票数を得て採択された※。米、仏、英は反対し、ロシアは棄権、中国は賛成した。米国との関係から02年以来棄権を続けていた日本は、今回賛成票を投じた。特記すべき点は、NATO加盟の8か国※が賛成に回ったことである。このように、再検討会議に向けて良心的なNATO諸国や日本と共同歩調をとりうる基盤を作ったという点において、NAC決議は重要な役割を持つものであった。

※03年国連総会での投票は、賛成133、反対6、棄権38であった。

※ベルギー、カナダ、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、トルコの8か国。

B4. 動き出したPSI（拡散防止構想）

03年9月のパリでの第3回総会で「**阻止原則宣言**」※が採択されて以降、**拡散防止構想（PSI）**の活動の重点は、PSIの全体の方向性を決めることから、同宣言の内容を具体的な実行に移すためのPSI参加国による合同訓練の実施に置かれるようになり、本格的に動きを見せ始めた。03年には、PSIの発足が宣言された5月31日以降、わずか半年間に4回の総会が開催され、PSIの方向性について議論が行われた。これに対し、04年には、総会2回のうち1回は1周年記念総会であり、実質的な議論が行われたと見られる総会は1回のみであった。

代わって、04年には、PSI参加国※による合同訓練が9回開催され（03年には4回）、実際のPSIのオペレーションに関わる専門家による会合も3回（03年には2回）開催されている。05年に入ってからも既に2回の訓練が開催されている※。このうち、日本が04年10月に主催した海上阻止訓練については後述する※。05年6月以降も、4回の合同訓練と2回のオペレーション専門家会合の開催が予定されている※。

PSIは、陸海空の全ての段階において、大量破壊兵器関連物資等の**違法な輸送を阻止**することを目的としており、実際の合同訓練の内容も多岐にわたっている。これまで行われた14回の訓練のうち、陸上阻止訓練が3回、海上阻止訓練が9回※、航空阻止訓練が3回開催されており、基本的に海上阻止に重点が置かれてきていることが分かる。

※「阻止原則宣言」の内容については、本イアブック2004年版参照。原文は、http://www.state.gov/t/np/rls/fs/23764.htm、日本語は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/sengen.html

※PSIは加盟国から成る組織ではなく、各国が大量破壊兵器拡散防止に協力し連携する活動。独、蒙、西、米、露、仏、英、伊、日、蘭、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、カナダ、ノルウェー、の15か国がコアグループとして参加。現在60数か国が支持を表明。中国及び韓国からの明確な支持表明はない。

※これまでの動きは、http://www.state.gov/t/np/c12684.htm、及びhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html

※キーワードD3（114ページ）。

※http://www.state.gov/t/np/c12684.htm

※うち1回は海上／陸上阻止訓練であり、陸上と海上の両方にカウントしている。

しかし、05年6月以降に予定されている阻止訓練を見ると、陸上阻止訓練が1回、海上阻止訓練が1回、航空阻止訓練が2回、航空ワークショップが1回と、海上阻止から航空阻止に重点がシフトしてきていることが分かる。これは、PSIの開始以来、主に海上阻止に重点が置かれてきたことから、実際の違法輸送も海上から航空又は陸上による輸送へとシフトしつつあることを受けたものと見られる。

こうした実働的な側面における活動が行われる一方、法的基盤の整備も着実に進められている。まず、米国は、世界の便宜置籍船の約50%を抱えているリベリア（04年2月11日締結）及びパナマ（04年5月12日締結）との間で二国間乗船協定を締結した。この乗船協定によれば、協定当事国船籍の船舶が拡散懸念貨物を搭載していると疑われる場合には、協定当事国間で船籍の確認を行い、必要があれば、乗船・捜索、船舶・貨物の押収の権限を相互に付与することができるというものである。

形式的には国際法上の相互主義に基づいているが、実質的には主に米国がリベリアやパナマ船籍の船舶に乗船・捜索などを行うための法的根拠を与えるものとなっている。その後、米国は、マーシャル諸島（04年8月13日締結）とも二国間乗船協定を締結している。クロアチアとも近く締結の予定である。更に、報道によれば、05年4月、国際海事機関（IMO）の法律委員会において、違法な大量破壊兵器関連物資等の輸送を公海上にて乗船・捜索等の権限を条約締約国間で相互的に付与するための「**海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約**」※の改正案が合意※され、05年10月の加盟国会議で正式に採択される見込みと伝えられる。

中国は、「PSIの拡散防止の目標は支持する」としながらも、「国際法の範疇外で強制力のある防止策を取る行動も可能だということに対し態度を保留する」※と述べるなど、米国中心の「有志連合」外交に一定の警戒感を示している。また、平和運動の側からも強い懸念が繰り返し表明されている。

※シージャック防止（SUA）条約。
※IMO
http://www.imo.org/home.asp

※04年11月4日、章啓月外交部スポークスマンの発言。『北京週報』04年No.46。
http://www.pekinshuho.com/04-46/46-week2.htm

B5. FMCTをめぐる綱引き

核分裂物質生産禁止条約（FMCT、カットオフ条約）をめぐるジュネーブ**軍縮会議（CD）**※の議論に新たな動きが起こったのは、04年7月29日のことであった。米政府内での政策見直しを理由に、これまでFMCTに関する作業プログラムに関する立場を明確にしてこなかった米国が、政策見直しが終了したことを明らかにし、「核兵器または核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁ずる、法的拘束力のある条約についてCDで交渉するという、我々の誓約を再確認する」※と交渉開始に前向きの姿勢を示したのである。

しかし、注目を集めたのは、この発言に続く「米国は政策見直しによって、FMCTの現実的かつ有効な検証が達成不可能であるという深刻な懸念を提起した」という部分であった。米国はこれまで、検証可能なFMCTに関する交渉を支持する立場をとっており、この発言はFMCT交渉に対する米国の根本的な方針転換を示唆するものではないかとの懸念を呼んだ。そして、同年9月10日、ジョン・ボルトン米国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）が、「我々は、米政府内でFMCTが検証可能か否かについての極めて徹底した、広範にわたる議論を行ってきた。そして検証が条約の一部になるべきであるということに対して十分な確信を持つことはできないという結論に達した」と発言し、米国にもはや**検証可能なFMCT**を追求する姿勢がないことが公然となった※。

核兵器および核爆発装置用の核分裂物質の生産、および他国からの援助を禁止する条約であるFMCTは、核兵器国およびNPT非加盟の事実上の核兵器国の核生産能力に歯止めをかける条約として、包括的核実験禁止条約（CTBT）とともにNPT体制の柱として重要な意味を持つものである。しかし交渉の場となっているCDが、FMCTを含む4つの重要議題※に関する特別委員会の目的・任務をめぐる各国の意見の相違を克服できず、交渉開始の見通しは立っていない。

重要な点は、CDで検証可能なFMCTに関する交渉を行うことが、すでに国際合意として繰り返し確認されている事項であるということにある。その基盤となっているのは、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約締結を目的とするという任務のもとにFMCT特別委員会の設置を勧告した95年の「シャノン報告」である※。00年5月のNPT再検討会議においては、この「シャノン報告」に従ったFMCT交渉の即時開始および5年以内の妥結を含む作業プログラムへの合意が、全会一致で採択された「最終文書」に含まれる13項目の実際的措置の一つとして明記された。すなわち、米国を含む、すべてのNPT締約国が、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」FMCTの即時交渉開始に合意したのである。したがって、今回の米国の政策転換は、過去の国際合意に対する明白な違反にほかならない。

日本は、一貫してFMCTを軍縮・不拡散外交の最優先課題の一つと位置付けており、検証可能なFMCTに関する交渉の早期開始と5年以内の条約締結を繰り返し求めている。冒頭の米発言を受けた美根慶樹軍縮大使は、「米国の演説を歓迎」し、「この決定がCDに風穴を開け、新たな好機をもたらした」と評価し、「FMCTは効果的に検証可能でなければならない」と従来の主張を繰り返した（04年8月5日）※。04年秋の国連総会提出決議にも同じ要求が盛り込まれた※。今後は、日本をはじめ各国政府が、検証可能なFMCTが達成可能であることをいかに訴え、米国に政策転換を迫れるかが焦点となっている。

※05年1月4日現在、65か国が参加。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/cd/gaiyo.html参照。決定には全会一致が必要とされる。これまで、NPTをはじめとして、多くの重要な軍縮条約を作成してきた。
2004年の日程：
第一会期：1月19日－3月26日
第二会期：5月10日－6月25日
第三会期：7月26日－9月10日
2005年の日程：
第一会期：1月24日－4月1日
第二会期：5月30日－7月15日
第三会期：8月8日－9月23日

※ジャッキー・サンダース米大使の発言。『核兵器・核実験モニター』第217号（04年9月1日）に抜粋訳。

※米国務省ワシントン・ファイル、04年9月13日。http://usinfo.state.gov/xarchives/display.html?p=washfile-english&y=2004&m=September&x=20040913160101sjhtrop0.2767298&t=livefeeds/wf-latest.html

※4つの重要議題とは、「FMCT」「核軍縮」「大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）」「消極的安全保証（NSA）」。

※「シャノン報告」（CD／1299、1995年3月24日）。報告を行ったジェラルド・E・シャノン・カナダ大使の名前からそのように呼ばれる。全訳：本イアブック02年版・資料22に全訳。

※軍縮会議日本政府代表部 http://www.disarm.emb-japan.go.jp/Statemen/040805CD.htm

※資料8（293ページ）。

B6.　CTBTの発効、足踏み続く

包括的核実験禁止条約（CTBT）とは、場所・規模を問わず、**すべての核実験を禁止**した条約である。1996年の条約締結からすでに9年が経過したが、未だに発効していない。CTBTの早期発効は、2000年NPT再検討会議において全会一致で合意された13項目の実際的措置の第一項目に明記された国際合意であり、NPT体制の強化における極めて重要な課題の一つである。しかし、発効の目途が立たないことから、条約への国際的な関心の減退も懸念される。

条約の発効には、核開発能力を持つとみなされる**44か国の「発効要件国」**すべての批准が必要である※。05年4月末現在、これら発効要件国のうち、米国、中国、イラン、インドネシア、ベトナム、イスラエル、コロンビア、エジプトの8か国は、署名はしたものの批准しておらず、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国は、未署名・未批准のままである。04年9月28日に発効要件国の一つであるコンゴ民主主義共和国が批准書を寄託したことを除けば、ここ数年、44か国の署名・批准状況に目立った進展はない。未批准国のなかに米国と中国という核兵器国が含まれていること、とりわけ、最強の核兵器国である米国がCTBTを否定する政策をとり続けていることが、条約の早期発効への最大の障害となっている。

クリントン政権下の米国は、CTBTを成立させた交渉において重要な役割を演じた。99年10月の米上院によるCTBT批准案の否決後も同政権は批准を支持していたが、01年に誕生したブッシュ政権はCTBT不支持へと政策を一転させた。以後、米国は繰り返しCTBT不支持を表明しており、04年のNPT再検討会議準備委員会においても、「合衆国は、CTBTを支持しないし、加盟国にならないであろう」※と述べた。CTBT発効促進を目的としてこれまで3回の**「CTBT発効促進会議」**※が開催されているが、うち過去2回の会議を米国はボイコットした。

一方、中国は、批准に向けた国内の動きが進んでいることを示唆する発言を繰り返している。第3回CTBT発効促進会議においては、「今、全国人民代表大会（全人代）は関連法規に従って、批准に必要とされる手続きを行っている。中国政府としては、全人代に早期の批准手続きを完了させるために、最大限の努力を継続していく」と発言した※。その後の国内での具体的な動きは明らかにされていないが、04年NPT再検討会議準備委員会においても、**「中国はCTBTの早期発効を支持する」**と前向きな姿勢をアピールした※。

CTBTを軍縮外交の柱に掲げる日本は、早期発効に向けた積極的な働きかけを継続している。04年9月23日、日本、フィンランド、オーストラリア、オランダの4か国は、ニューヨークの国連本部で**「CTBTフレンズ外相会合」**を共催した。02年9月に続く2回目の開催となった同会合は、CTBTの早期発効に向けた国際的な機運を維持、強化することを目的にしたものである。共催国の4か国に加え、27か国から閣僚級、15か国から非閣僚級が参加した。日本からは、川口順子外務大臣（当時）が参加した。会合では、各国にCTBT早期署名・批准を訴える「外相共同声明」が出され、66名の各国外相の署名とともに11月1日付でアナン国連事務総長に提出された※。

しかし、米国と関係の深い日本が、米国に批准を強く迫っているとは言えない。日本政府は、二国間協議の場である「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」（04年2月18日、7月27日）で、米にCTBT批准を求めたと説明しているが※、その具体的な内容は公表されていない。

※条約の付属書2で規定する44か国。1996年6月18日現在の軍縮会議の構成国であって、同会議の96年の会期の作業に正式に参加し、かつ、IAEAの「世界の動力用原子炉」の96年4月版の表1に挙げられている国、及び軍縮会議の96年の会期の作業に正式に参加し、かつ、IAEAの「世界の研究用原子炉」の95年12月版の表1に挙げられている国。データシート3（62ページ）。

※04年5月3日、「第6条：米国の批准に関する記録」

※CTBT第14条2項で、条約が署名のために開放されてから3年経っても発効しない場合に、「条約の早期発効を容易にするための会議を行う」と定めている。
・第1回：99年10月、ウィーン（議長：日本）
・第2回：01年11月、ニューヨーク（議長：メキシコ）
・第3回：03年9月、ウィーン（議長：フィンランド）

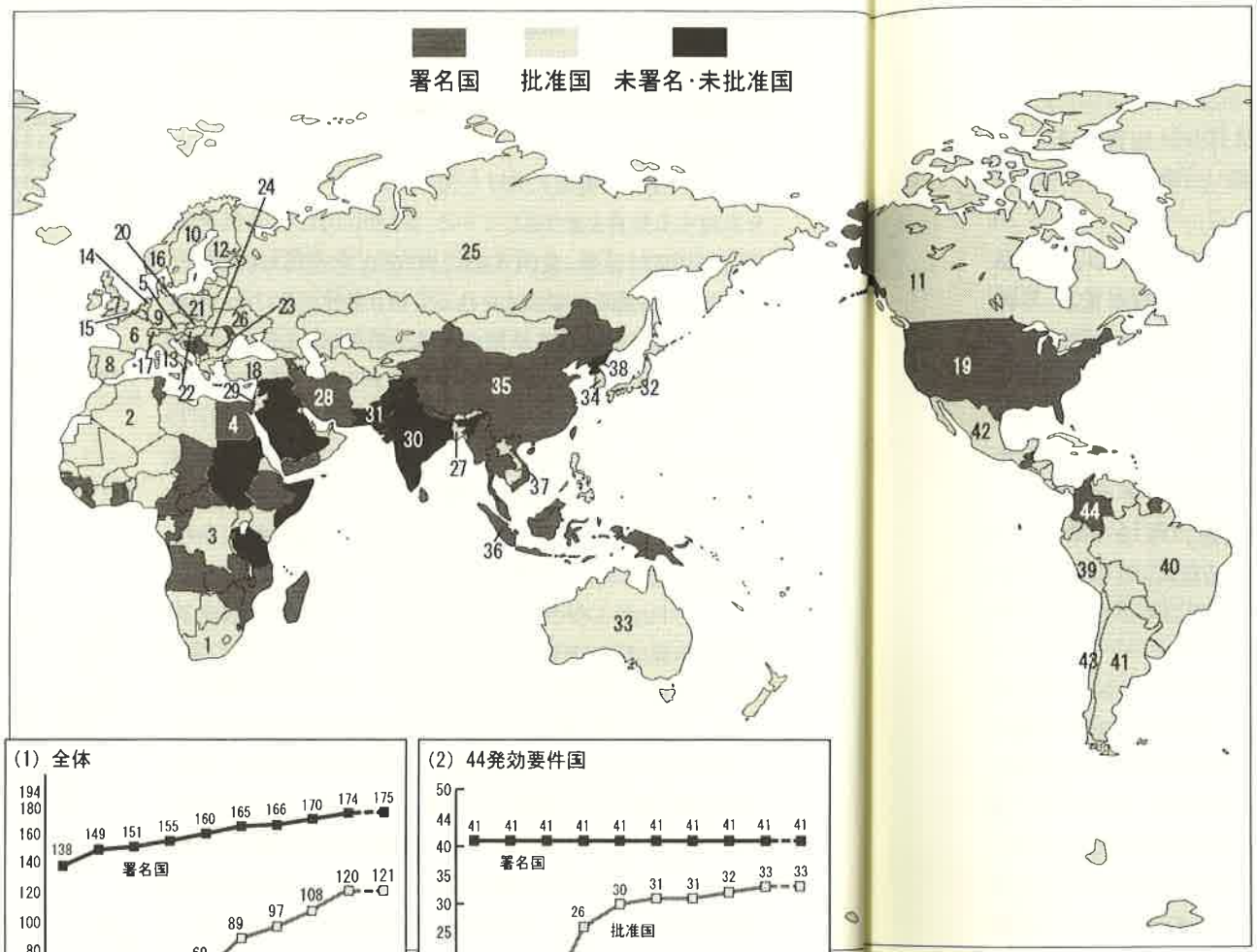
※張炎大使の演説（03年9月4日）。

※胡小笛大使の演説（04年4月26日）。

※文書番号A／59／550（04年11月3日）。
http://disarmament.un.org:8080/wmd/ctbt/article_IV/joint%20ministerial%20stmt%202004.html

※外務省HP
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/2_kyogo/index.html

データシート3　図説：CTBTの署名・批准状況



署名国数・批准国数の推移

2005年4月30日現在

CTBT発効要件国44カ国と署名・批准状況

（2005年4月30日現在）

地図番号		署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東			
32:	日本	96.9.24	97.7.8
33:	オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34:	韓国	96.9.24	99.9.24
35:	中国	96.9.24	未批准
36:	インドネシア	96.9.24	未批准
37:	ベトナム	96.9.24	未批准
38:	北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア			
27:	バングラデシュ	96.10.24	00.3.8
28:	イラン	96.9.24	未批准
29:	イスラエル	96.9.25	未批准
30:	インド	未署名	未批准
31:	パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧			
5:	オーストリア	96.9.24	98.3.13
6:	フランス	96.9.24	98.4.6
7:	イギリス	96.9.24	98.4.6
8:	スペイン	96.9.24	98.7.31
9:	ドイツ	96.9.24	98.8.20
10:	スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11:	カナダ	96.9.24	98.12.18
12:	フィンランド	96.9.24	99.1.15
13:	イタリア	96.9.24	99.2.1
14:	オランダ	96.9.24	99.3.23
15:	ベルギー	96.9.24	99.6.29
16:	ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17:	スイス	96.9.24	99.10.1
18:	トルコ	96.9.24	00.2.16
19:	米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ			
39:	ペルー	96.9.25	97.11.12
40:	ブラジル	96.9.24	98.7.24
41:	アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42:	メキシコ	96.9.24	99.10.5
43:	チリ	96.9.24	00.7.12
44:	コロンビア	96.9.24	未批准
東欧			
20:	スロバキア	96.9.30	98.3.3
21:	ポーランド	96.9.24	99.5.25
22:	ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23:	ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24:	ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25:	ロシア	96.9.24	00.6.30
26:	ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域			
1:	南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2:	アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3:	コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4:	エジプト	96.10.14	未批准

B7. エルバラダイ、新規核施設のモラトリアムを提案

国際原子力機関（IAEA）のモハメド・エルバラダイ事務局長が、国際会議や主要メディアを通して、核不拡散・軍縮に関する積極的な提案を行っている。その柱となるのが、核開発へと繋がりうるウラン濃縮、プルトニウム再処理を多国間で管理しようという構想である。不拡散の新たなとり組みを求めているという点では、04年2月に出されたブッシュ提案と共通する要素を持つ※。しかし、一連のエルバラダイ提案には、米国主導の「有志連合」による「対拡散」の安全保障戦略に対する厳しい批判と、多国間の国際協調による安全保障体制を重視するという姿勢、そして、核廃絶こそが拡散問題の根本的解決であるとの基本認識がある。

※キーワードC1（84ページ）。

04年6月21日、エルバラダイは、米カーネギー国際平和財団のシンポジウムにおいて講演を行い、核兵器の不拡散と軍縮を達成するための3分野13項目に及ぶ包括的なプランを提示した※。提案には、「任意ではなく拘束力」を持ち、「核関連の機微物資を製造する能力を持つすべての国を含める」国際輸出管理制度を設置することや、非核保有国に核燃料供給を保証しつつ、ウラン濃縮やプルトニウム再処理事業を複数国の共同管理下にある施設に限定し、新たな核物質生産を制限することなどが盛り込まれた。さらに、提案には、多国間アプローチを核燃料サイクル全体に拡大して使用済み核燃料の管理・廃棄にも発展させること、各国が民生原子力計画において核兵器転用可能物質の使用を止めるための支援を行うこと、現存する核兵器転用可能物質を廃棄すること、廃棄までの間の物理的防護措置をとること等が含まれた。

※「核不拡散：急激な変化を逃げる世界におけるグローバル安全保障」。カーネギー国際不拡散会議における講演、04年6月21日。『核兵器・核実験モニター』第224号（04年12月15日）に抄訳。

提案はまた、核軍縮へ向けた検証可能かつ不可逆的なロードマップの作成を求めるとともに、ブッシュ政権の新型核兵器開発の動きを厳しく批判した。加えて、インド・パキスタン・イスラエルを含む交渉のテーブルを設置するよう求めるなど、「核兵器国」「非核兵器国」「NPT体制の枠外にある国」のすべてが積極的に関与していく包括的なプロセスを提示した。

その後、この提案は、5月のNPT再検討会議において議論されることを視野に、簡潔な7項目へと整理された※。そのなかには、**濃縮・再処理施設の新規建設を今後5年間凍結**し、その間に多国間管理の方策について協議・検討を進めるという構想が盛り込まれている。この構想については、すでにこれらの施設を持っている国との不平等をどう解消するのか、という問題がある。また、NPT第4条が保証している「核の平和利用」に関する「奪い得ない権利」の否定となることから多くの国の反発が予想された。そのような多国間管理のアプローチに関するさまざまな問題の検討のために、エルバラダイは、04年6月に「核燃料サイクルへの多国間アプローチに関する専門家グループ」※を任命していた。専門家グループは、4回の討議を経て、05年2月22日に、既存の商業市場メカニズムの強化や国際核燃料バンクなど、多国間管理のための5段階の具体案を含む報告書を提出した※。

※「世界の安全保障の向上のための7項目」『ファイナンシャル・タイムズ』05年2月2日。これを項目化したものがIAEAのスタッフ・レポートとしてIAEAのHPに掲載されている。資料10（300ページ）に訳出。

※イスラエル、インド、パキスタン、イラン、英、仏、ロを含む26か国の専門家委員で構成される。日本からは、遠藤哲也外務省参与（元ウィーン代表部大使）が参加。

※「核燃料サイクルへの多国間アプローチ」http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/mna-2005_web.pdf
『核兵器・核実験モニター』第233号（05年5月1日）に抄訳。

エルバラダイ提案を受け、濃縮・再処理への管理強化への支持が国際的に高まるなか、それに明らかな逆行を見せているのが日本のプルトニウム政策である。六ヶ所村再処理工場での07年商業運転開始を予定する日本は、5月のNPT再検討会議において、エルバラダイ提案への反対を正式に表明する意向であると伝えられる※。「核兵器が存在することが自体が核兵器を望む者を生み出す」※と訴えるエルバラダイ構想と、核への依存をやめない日本政府のギャップは大きい。

※『毎日新聞』05年4月23日。

※「より安全な世界へ向けて」。英紙『エコノミスト』03年10月16日。

B8. 史上初めての非核地帯加盟国会議

05年4月26日～28日、「**非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議**」がメキシコシティで開催された。史上初めてのこの種の条約国会議であり、今後とも会議を重ねることが合意されたので、これは「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」と呼ばれることになるであろう。

トラテロルコ条約（中央・南アメリカ）、ラロトンガ条約（南太平洋）、バンコク条約（東南アジア）の3つの発効済みの条約の加盟国、締結されたが未発効のペリンダバ条約（アフリカ）の署名国、及び国連総会決議において1国の非核地位を認知されたモンゴルの107か国が対象となる国家間国際会議である。その他、これらの条約の議定書に参加する核兵器国やNPT加盟国など多くの国、NGOなどがオブザーバーとして招待された。公表された参加国名簿によると、対象国から54か国、オブザーバー国37か国、5国際機関（IAEA、アフリカ機構など）が参加した。日本から、NGOとして平和市長会議、被団協、原水協、ピースデポが参加した※。

※NGOが平行して開催した「市民社会フォーラム」については、キーワードG6（186ページ）参照。

採択された決議文は、会議の目的を次のように述べている。「NPTに関する会議の機会をとらえて、非核地帯を確立したトラテロルコ条約（1967）、ラロトンガ条約（1995）、バンコク条約（1995）、及びペリンダバ条約（1996）の加盟国及び署名国、そしてモンゴルが、非核地帯体制を強化し核軍縮と核不拡散に貢献する目的をもって、また、とりわけ、核兵器のない世界という普遍的な目標達成に貢献しうる協力方法を検討するために、会合した。」

この会議の背景として、ブラジルがリーダシップを発揮し、ニュージーランドが積極的に支援しながら、96年以来国連総会決議によって南半球を非核地帯化する決議をあげてきた努力がある。その具体化を模索する中で、この会議が構想された。

NPT再検討会議直前の時期に会議開催が実現したのには、もう一つの背景がある。核軍縮に向かって前進を勝ち取った2000年再検討会議の合意を踏みにじろうとする米国などの核兵器国の意図が伝えられ、04年の準備委員会が崩壊した状況に、非核地帯内の主要な国々が危機感を抱いたからである。メキシコ会議によって核兵器廃絶を願う国々の意志の結集を図ったと言えるであろう。その趣旨は、採択された決議文に強く反映されている。

メキシコシティは、最初の非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約※の署名地であり、「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」はその時と同じ会議場において行われた。

※トラテロルコはアステカ文明遺跡のあるメキシコシティ内の地名であり、メキシコ外務省と付属会議場がそこに位置する。



トラテロルコ遺跡と会議場。アステカ文明の遺跡に隣接してメキシコ外務省（高い建物）があり、付属会議場（低い建物）で会議が行われた。



トラテロルコ条約署名原本の展示。同じ会議場で署名された。

コラム・ファクト1　非核地帯

非核地帯(Nuclear-Wepon-Free Zone=NWFZ)とは、一定の地理的範囲において核兵器が排除された状態を創設することを目的とした国際法上の制度をいう。現在、世界には、それぞれ国際条約で規定された、4つの非核地帯が実現している。各条約の呼称は、交渉ゆかりの地名をとってつけられている。

1. **ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約)**
   (署名:1967年2月14日、発効:1968年4月22日。1990、91、92年に改正)
2. **南太平洋非核地帯(ラロトンガ条約)**
   (署名:1985年8月6日、発効:1986年12月11日)
3. **東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)**
   (署名:1995年12月15日、発効:1997年3月27日)
4. **アフリカ非核地帯条約(ペリンダバ条約)**
   (署名:1996年4月11日、未発効)

これら4つの非核地帯は、鍵となる3点の共通する要件を持つ。

1. **核兵器の不拡散と不配備**(地域内での核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送(陸地、内水)、配備などを禁止すること)
2. **消極的安全保証**(地域内への核兵器による攻撃や攻撃の威嚇を禁止すること。5核兵器国に消極的安全保証を求める議定書への参加を求めることにより、これを実現する。これにより、非核地帯は法的拘束力のある「非核の傘」となる。)
3. **条約遵守のための機構の設置**(「ラテン・アメリカ核兵器禁止機構(OPANAL)」「(南太平洋非核地帯条約)協議委員会」「東南アジア非核兵器地帯委員会と同執行委員会」「原子力に関するアフリカ委員会」)

また、中央アジア、中東、南半球、東北アジア、中欧、南アジアについて非核地帯構想が交渉ないし、提案されている。その他、非核地帯の設定を含む国際条約として南極条約がある(1961年発効)。モンゴルは自国の領土を非核地帯にする「非核地位」を宣言している(1992年)。

コラム・ファクト2　消極的安全保証(NSA)

「消極的安全保証(NSA)」は、**非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束すること**によって、安全の保証を提供することを言う。(「Negative Security Assurances」の訳で、「消極的安全保障」と訳されることが多い。ピースデポでは、「Assurance」を訳すべきと考えて、「安全の保証(安全保証)」としている。)

核兵器国5か国(米、ロ、英、仏、中)は、1995年、各国のNSAの一方的宣言を発表し、**国連安保理決議984**(1995年4月11日、全会一致)で確認された。

すでにある4つの非核地帯条約は、核兵器国がNSAに関する議定書に署名、批准することによって、非核地帯の中の非核兵器国に対して、法的拘束力のある安全を保証している。各議定書への核兵器国の署名、批准の状況はさまざまである。

米、ロ、英、仏の声明には、非核兵器国に対するNSAについて、2つの留保条件がついている。すなわち、**保証を与える非核兵器国が「核不拡散条約(NPT)締約国であること」、および、「核兵器国と連携ないし同盟して攻撃してくる場合を除くこと」**である。(米国の声明は、次のように述べている。)これに対して、中国の声明は無条件のNSAを表明している。

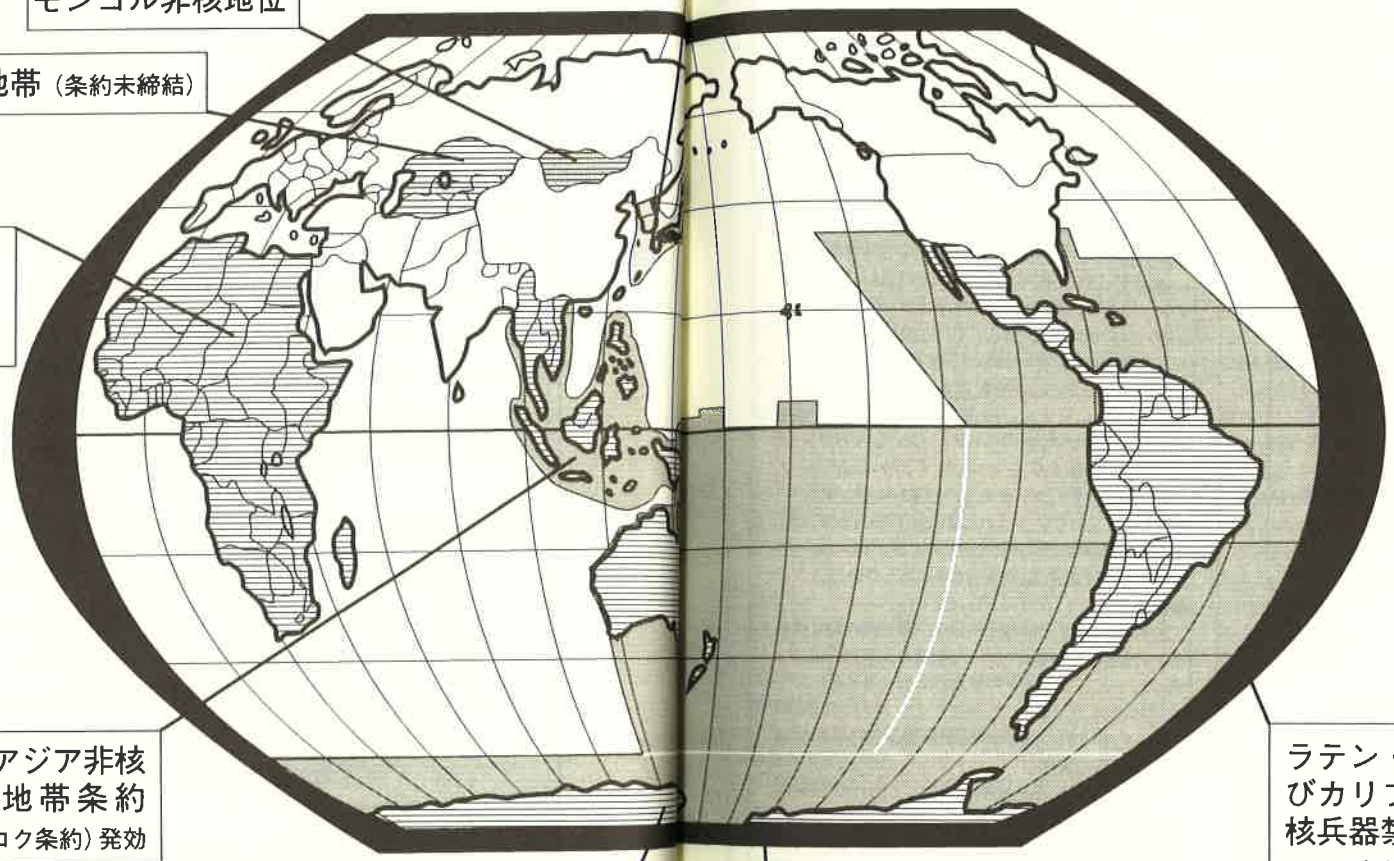
> 「米国は、以下の場合を除き、核不拡散条約(NPT)の締約国である非核兵器国に対して、核兵器を使用しないことを再確認する。すなわち、米国は、その準州、その軍隊もしくはその他の兵員、その同盟国、または、米国が安全保障上の約束を行っている国に対する侵略その他の攻撃が、核兵器国と連携しまたは同盟して、当該非核兵器国により実施されまたは支援される場合を除き、それらの非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する。」

一方的宣言によるNSAの約束には法的拘束力がないことから、法的拘束力のある取り決めにすることが求められてきた。

データシート4

図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、その名の通り、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇が禁止されているという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「**非核の傘**」によって、私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。 地球上には4つの非核兵器地帯が存在し、南極条約とあわせると、すでに南半球の陸地のほとんどは非核兵器地帯に属している。核保有国の集まる北半球に拡大していくことが課題である。現在、下図に含まれる地域以外にも、中東、南アジア、中・東欧などで非核兵器地帯構想が議論されている。



2005年1月15日　ピースデポ作成

中央アジア非核地帯（条約未締結）

●地帯内に位置する国・地域

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

●97年に上記5か国が非核地帯化に正式合意。02年9月27日、ウズベキスタンのサマルカンドで開催された専門家会議において5か国が条約の文面に合意。

モンゴル非核地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核地位を認知

●2000年2月3日：国内法制定

●現在、非核地位に基づく二国間、あるいは多国間協定を模索中

北東アジア非核地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。

●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。

南極条約

●締結署名：959年12月1日（ワシントン）

●発効：1961年6月23日

●地帯の範囲

南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

●地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。

●加盟国

5つの核兵器国を含む45カ国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日

●発効：28か国（当時のアフリカ統一機構（OAU※）の過半数）が批准をすませたときに発効。

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAU※の決議によってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）

●加盟国

50か国が署名、19か国（アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボアール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ）が加盟。

●核保有国の対応

議定書Ⅰでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書Ⅱは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行した。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日

●発効：1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）

●地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国も難色を示している。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日

●発効：1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日

●発効：1968年4月22日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書Ⅱに署名、批准寄託している。

※1990年に現在の名称に変更された。

コラム・ファクト3　ＩＡＥＡ追加議定書

IAEA追加議定書（Additional Protocol）とは、IAEAと保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書である。「追加議定書」を締結した場合、その国においてIAEAは、これまでの保障措置協定よりも広範な保障措置活動を行う権限を与えられる。

具体的には、未申告の施設や活動による核物質の兵器転用を検知するため、直前の通告による追加的な査察（いわゆる「抜き打ち」査察）、原子力活動確認のための環境サンプリングの実施といった、包括的保障措置協定では認められていなかった活動を行うことができる。

コラム・ファクト4　ＮＰＴ第６条

核不拡散条約（NPT）は、1968年7月1日に署名開放され、1970年3月5日に発効した（日本は1970年2月に署名、1976年6月に批准）。

NPT第6条は、核兵器国（米、ロ、英、仏、中の5か国。第9条3「この条約の適用上、『核兵器国』とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」）が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定している。

第6条

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

コラム・ファクト5　ＩＣＪ勧告的意見とマレーシア決議

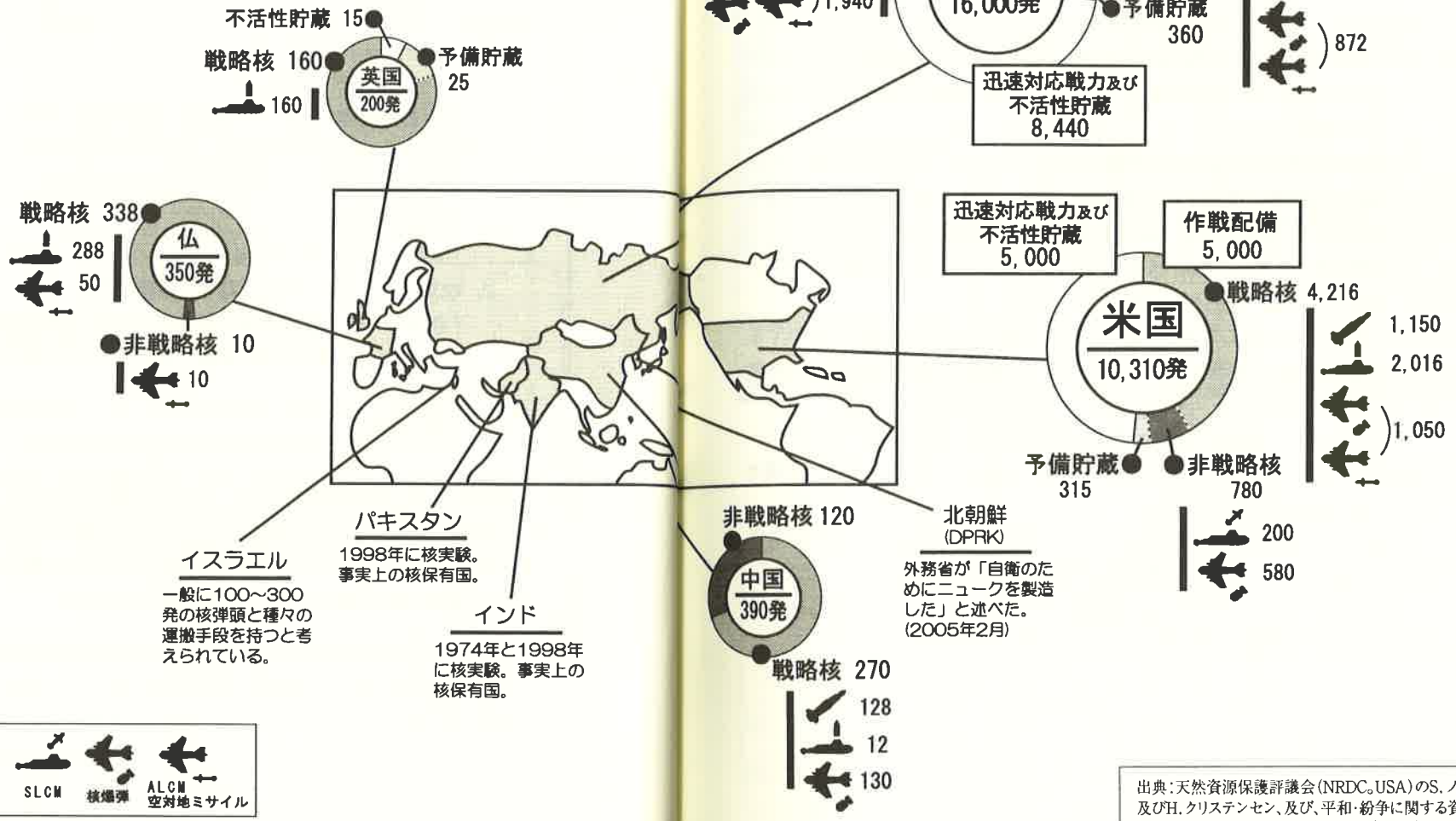
国際司法裁判所（ICJ）は、国連総会決議49／75K（1994年12月15日）を受けて、1996年7月8日、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」（資料1（279ページ）に抜粋）を出した。2つの結論が重要である。

1. **核兵器の使用と威嚇は、一般的に国際法違反である。**
   「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。」
   （10対4。形式的には「7票対7票、裁判所長のキャスティングボート」。）
2. **核軍縮交渉を行いかつ完結する義務がある。**
   「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務がある。」
   （全員一致）

1997年以降、毎年の国連総会で「ICJ勧告的意見のフォローアップ」という決議案（マレーシア決議）が提出されている。「核軍縮交渉を行い完結させる義務」を確認した上で、核兵器禁止条約（NWC）の早期締結につながるような交渉を翌年に開始することを求める内容である。

データシート5

図説：地球上の核弾頭全データ—2005年1月



ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル

出典：天然資源保護評議会（NRDC。USA）のS.ノリス及びH.クリステンセン、及び、平和・紛争に関する資料・調査センター（CDRPC。仏・リヨン）の資料をもとにした。

◇製作：ピースデポ

[解説]

04年6月1日、米ブッシュ政権は、新しい核弾頭保有計画を発表した。それによると、「核態勢見直し(NPR)」(02年1月)において導入された迅速対応戦力及び不活性貯蔵弾頭を2012年に向けて大幅に削減する方針と思われる。本図説ではNPRの考え方にしたがって弾頭を分類した。

①作戦配備された核弾頭。部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では含めた。

②迅速対応戦力の弾頭。作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。正確な弾頭数の把握が困難であるが、概念としては明確である。図説では不活性貯蔵との合計数を掲げた。

③予備貯蔵。ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。①の5~10%と推定される。

④不活性貯蔵。退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

米国以外の国の核兵器の分類について、明確な情報はないが、表では同様の考えで整理した。ロシアの予備貯蔵は作戦配備の5%とした。

インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮(?)を含めると、地球上には今なお28,000発近い核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

弾頭の分類			米	口	英	仏	中	合計
作戦配備	戦略核	ICBM/IRBM	1,150	2,270	0	0	128	3,548
		SLBM	2,016	672	160	288	12	3,148
		爆撃機搭載核兵器	1,050	872	0	50	130	2,102
		小計	4,216	3,814	160	338	270	8,800
	戦略的防衛ミサイル		0	1,200	0	0	0	1,200
	非戦略核	SLCM	200	240	0	0	0	440
		航空機搭載核兵器	580	1,730	0	10	0	2,320
		その他	0	210	0	0	120	330
		小計	780	2,180	0	10	120	3,090
	合計		5,000	7,200	160	350	390	13,100
予備貯蔵			315	360	25	—	—	700
合計			5,310	7,560	185	350	390	13,800
迅速対応戦力及び不活性貯蔵			5,000	8,440	15	—	—	13,455
総計			10,310	16,000	200	350	390	27,250

核保有国の核弾頭数 (2005年1月)　丸めのため計に不一致がある。

米国(計10,310)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計4,216)		
●ICBM(小計1,150)[1]		
ミニットマンⅢ		1,050
Mk-12型(弾頭:W62)	170	300[2]
Mk-12A型(弾頭:W78)	335	750[3]
ピースキーパー(MX、弾頭:W87)	300	100[4]
●SLBM[5](小計2,016)		
トライデントⅠ C4(弾頭:W76)	100	288[6]
トライデントⅡ D5		1,728[7]
Mk-4型(弾頭:W76)	100	1,344
Mk-5型(弾頭:W88)	475	384
●爆撃機搭載核兵器[8](小計1,050)		
核爆弾 B61-7	<1	200
B61-11[9]	?	
B83-1	1,200	
ALCM(弾頭:W80-1)	5～150	450
ACM(弾頭:W80-1)	5～150	400
非戦略核(小計780)		
●SLCM		
トマホーク(弾頭:W80-0)	5～150	200
●核爆弾 B61-3、4、10	0.3～170	580[10]
予備貯蔵(小計315)		
迅速対応戦力及び不活性貯蔵[11](小計5,000)		

1 作戦配備のもののみ。
2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。
3 2～3MIRV×300基。
4 10MIRV×10基。
5 オハイオ級戦略原潜14隻に搭載。ミサイル数は336基(14×24)。作戦配備のもののみ。
6 2隻×24発射管×6MIRV。
7 12隻×24発射管×6MIRV。
8 ストラトフォートレスB-52H(94機のうちの56機)、スピリットB-2A(21機のうちの16機)、計72機が任務(核・非核両用)についている。B-2は爆弾のみ。
9 地中貫通型(1997年11月に導入)であり、B-2にのみ搭載。
10 約480発がNATO軍用としてヨーロッパ6カ国の8個の空軍基地に配備。米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。詳細はデータシート6(83ページ)参照。
11 トマホーク100発、B61(-3, -4, -10)435発、退役したトライデント弾頭W76の多くが迅速対応戦力となっている。

ロシア(計16,000)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計3,814)		
●ICBM(小計2,270)		
SS-18 M4、M5、M6(サタン)	550～750	1,000[1]
SS-19 M3(スチレトウ)	750	780[2]
SS-24 M1(スカルベル)	550	150[3]
SS-25(シックル)(トーポリ)	550	300[4]
SS-27(トーポリM)	550	40[5]
●SLBM(小計672)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	500	288[6]
SS-N-23(スキフ)	100	384[7]
●爆撃機搭載核兵器(小計872)		
核爆弾 ALCM(弾頭:AS15A、B) SRAM(弾頭:AS16)	250	872[8]
戦略的防衛ミサイル(小計1,200)		
●SAM		
SA-10(グランブル)など		1,200
非戦略核(小計2,180)		
●空軍航空機		
核爆弾/ASM(AS-4(キッチン))/SRAM(AS-16)		1,540[9]
●海軍航空機		
核爆弾 ASM AS-4(キッチン)	1,000	190[10]
●SLCM		
SS-N-9(サイレン)200		
SS-N-12(サンドボックス)350		
SS-N-19(シップレック)500		240
SS-N-21(サンプソン)300		
SS-N-22(サンバーン)200		
●対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ) 対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		210
その他核魚雷、爆雷		
予備貯蔵[11](小計360)		
迅速対応戦力及び不活性貯蔵(小計8,440)		

兵器の名称は、NATO命名のもの。

1 10MIRV×100基。STARTⅡが無効になり保持。液体燃料。
2 6MIRV×130基。2004年2月18日に発射テスト。液体燃料。
3 10MIRV×15基。レール移動式。2005年に退役予定。
4 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。
5 単弾頭。ロシア名トーポリM。移動型を開発中。多弾頭の可能性あり。
6 デルタⅢ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×3MIRV。
7 デルタⅣ級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。
8 ベアH6(Tu-95MS6)32機、ベアH16(Tu-95MS16)32機、ブラックジャック(Tu-160)14機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計512個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計168個)搭載する。
9 バックファイヤー(Tu-22M)105機、フェンサー(Su-24)280機に搭載。各4個。
10 バックファイヤー(Tu-22M)45機、フェンサー(Su-24)50機に搭載。各2個。
11 作戦配備弾頭数の5%とした。

中国(計390)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計270)		
●ICBM/IRBM[1](小計128)		
ドンフォン(東風)-3A	3,300	40
ドンフォン(東風)-4	3,300	20
ドンフォン(東風)-5/5A[2]	4～5,000	20
ドンフォン(東風)-21A	200～300	48
ドンフォン(東風)-31[3]	100～200	0
ドンフォン(東風)-31A	?	?
●SLBM(小計12)		
ジュイラン(巨浪)-1	200～300	12[4]
ジュイラン(巨浪)-2[5]	100～200	?
●爆撃機搭載核兵器(小計130)		
核爆弾		130[6]
非戦略核(小計120)		
●(各種)砲弾/短距離ミサイル[7]/核地雷核爆弾	(低)	120

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5。巨浪-1はCSS-N-3。

1 東風-5/5A(射程13,000km)、東風-31(射程8,000km)、東風-31A(射程12,000km)はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
2 米大陸にとどく現有唯一のICBMで、より長射程の改良型と置き換えつつある。2005年に30発に増えると米国防総省は分析。
3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。2000年11月4日、16日に2回目、3回目の実験。MIRVか否かについて確証はない。
4 戦略原潜シァ(夏)級(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。2隻目は未完と考えられている。
5 新世代原潜(094型)に搭載する計画進行中。DF31の変型。
6 ホン(轟)-6(NATO表示:B-6)100機、チェン(強)-5(NATO表示:A-5A)30機に各1個。同機種で非核任務もある。
7 東風11(CSS-7)、東風15(CSS-6)などがある。後者は中性子爆弾の可能性がある。

フランス(計350)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計338)		
●SLBM[1](小計288)		
MSBS[2] M45(弾頭:TN75)	100	288[3]
●爆撃機搭載核兵器(小計50)		
ASMP[4](弾頭:TN81)	300	50[5]
非戦略核(小計10)		
●空母配備航空機搭載核兵器(小計10)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	10[6]

1 ル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。
2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3 3隻×16発射管×6MIRV。
4 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
5 ミラージュ2000N(60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
6 シュペル・エタンダール24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴールに配備。

英国(計200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計160)		
●SLBM[1]		
トライデントⅡ D5	100	160[2]
予備貯蔵(小計25[3])		
不活性貯蔵(小計15)		

1 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にパトロール任務についた。
2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2～6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。
3 15%を予備とした。

インド（計30～35）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	5～25[1]	30～35

運搬手段

- 航空機[2]
- 短・中距離ミサイル[3]

1 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
2 ミグ27（フロッガー／バハドゥール）165機、ジャガーIS／IB（シャムシャー）131機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
3 プリトビ1（射程150km）が配備ずみ。アグニ1（射程700km）、及びアグニ2（射程2,000km）が軍に渡されたと発表（03年10月5日）。アグニ1の最新の発射実験は04年7月4日。アグニ2の最新の発射実験は04年8月29日。プリトビ3（射程350km）の最新の発射実験は、04年10月27日。

パキスタン（計24～48）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	4～12[1]	24～48

運搬手段

- 航空機[2]
- 短・中距離ミサイル[3]

1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
2 米国製F16A／B（ファイティング・ファルコン）32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
3 ガズナビ（ハトフ3、射程300km）、ガウリ（ハトフ5、射程1,300～1,500km）の配備が確認されている。後者は、03年1月8日に配備承認。ガウリの発射実験が04年5月29日、6月4日、10月12日に行われた。シャヒーン1（ハトフ4、射程700km）の発射実験が04年12月8日に、シャヒーン2（ハトフ6、射程200km）の発射実験が04年3月9日に行われた。ガズナビの発射実験が04年11月29日に行われた。

イスラエル（計100～300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定[1]		100～300

運搬手段

- 航空機[2]
- 中距離ミサイル[3]
- 砲弾・地雷

1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
2 米国製F16A／B／C／D（ファイティング・ファルコン）260機、同F15E（ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。）25機の一部が核任務を持つと推定される。
3 ジェリコ1（射程1,200km）、同2（射程1,800km）が配備されている。

北朝鮮（DPRK）

核兵器の名称
核保有の自身による発言のみ[1]

運搬手段

- 中距離ミサイル[2]

1 05年2月10日、外務省声明で「自衛のためにニュークを製造した」と述べる。それが何を意味するかは不明。プルトニウムの保有量については、6キログラムから24キログラムの幅の推定値がある。これは核弾頭にして数個～10個分。
2 ノドン（射程1,480km）は核搭載可能。100基配備。テポドン1（射程2,300km）、テポドン2（射程6,200km）は未配備。

データシート6 ヨーロッパの核爆弾

ヨーロッパに配備された米国の核兵器、2005年（出典：天然資源保護評議会（NRDC）報告書）

国名	基地	搭載機（所属国）	WSSS*完成	核爆弾の数		計
				米国分担	受入国分担	
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16（ベルギー）	1992年4月	0	20	20
ドイツ	ビュヒェル	PA-200（独）**	1990年8月	0	20	20
	ネルベニヒ***	PA-200（独）**	1991年6月	0	0	0
	ラムスタイン	F-16C/D（米）	1992年1月	90†	40††	130
ギリシア	アラクソス***		1997年9月	0	0	0
イタリア	アビアノ	F-16C/D（米）	1996年1月	50	0	50
	ゲディ・トーレ	PA-200（伊）**	1997年1月	0	40	40
オランダ	フォルケル	F-16（蘭）	1991年9月	0	20	20
トルコ	アキンジ***	F-16（トルコ）	1997年10月	0	0	0
	バリケシル***	F-16（トルコ）	1997年9月	0	0	0
	インジルリク	F-16C/D（米）	1998年4月	50	40	90
英国	ラケンヒース	F-15E（米）	1994年11月	110	0	110
合計				300	180	480

*武器貯蔵保安システム。
**PA-200は、英独伊共同開発の戦闘爆撃で、「トルネード」と通称される。
***基地は暫定休止状態にある。
†2001年に20発の核爆弾がアラクソス空軍基地から撤去され、貯蔵容量が満杯になるアビアノ空軍基地ではなく、ラムスタイン空軍基地に移設されたと仮定した。あるいは、米国に持ち帰られた可能性もある。
††これらの核兵器の半数は、2003年のメミンゲン空軍基地の閉鎖後に米国に持ち帰られた可能性がある。

C1. 米国、「不拡散」へ強硬姿勢

大量破壊兵器(WMD)の問題に関して、米政府の不拡散重視路線と、それと対照的な自国の軍縮軽視がめだっている。その代表的なものが、03年から始まっている拡散防止構想(PSI)※であるが、これは、イラク戦争を強行した時と同じ「有志連合」方式で進められているものである。

※キーワードB4(56ページ)。

04年に入り、「有志連合」のとり組みを拡大しようとするとともに、多国間の法的拘束力のある枠組みにおいても、自国に有利な形で不拡散を貫こうとする米政府の姿勢が一層あらわになっている。04年2月11日、ブッシュ米大統領は、ワシントンD.C.の国防大学で**不拡散に関する7項目の提案**※を行った。提案は、WMD不拡散を口実にして、核を「持つ国」「持たざる国」のあいだの差別構造を強め、核保有国や少数の同盟国が特権的に保護される制度を作り出そうとする、米国の「対拡散」戦略を如実に示すものとなっている。7項目の一つが、実力行使を含む、PSIの拡大である。

※「核兵器・核実験モニター」第205号(04年3月1日)に抜粋訳。ブッシュ提案の7項目は以下の通り。
①PSIの任務拡大
②国内法と国際管理の強化
③旧ソ連の兵器・物質の管理の強化と他国への拡大
④ウラン濃縮・プルトニウム再処理の条件つき禁止
⑤追加議定書なしの原子炉輸入の禁止
⑥IAEAの保障措置・検証特別委員会の設置
⑦疑惑国のIAEA理事会からの締め出し

その他の提案は、いずれも国際的管理制度の強化を謳っている。とりわけ、米国自身によって最も頻繁に言及されるのが、04年4月28日に採択された、米国提案の**国連安保理決議1540**である※。この決議は、核・化学・生物兵器(NBC兵器)とその運搬手段が、テロリスト等の非国家主体の手に落ちないよう防止する手段の強化を目的としている。決議は、これに協力しない国家を国連憲章第Ⅶ章「国際の平和への脅威」の名の下に制裁を加えることのできる対象とした。そして、「テロ対策」の口実のもと、効果的な出入国管理や輸出管理体制の構築に向けた国内法を改変するよう各国に要求した。

※資料9(297ページ)。

3月24日、米国は安保理常任理事国に決議案を提示したが、この決議案には、いくつかの重大の問題が存在した。まず、上記のようにテロ対策として各国に国内法の制定・執行を強要し、これに協力しない国家を「テロ支援国家」とみなし、国連憲章第Ⅶ章の下で軍事的な制裁の対象とすることを可能にしているという点である。さらに、この決議案は、拡散防止についてのみ言及しており、5核兵器国の軍縮義務はもとより、生物・化学兵器に関する軍縮義務についての言及もまったくなかった。これらの点に対してNGOは強い批判を浴びせ、安保理理事国に対し不支持の働きかけを行った※。

※国際的な反核・平和ネットワーク「アボリション2000」は、声明を3月25日に発表した。「核兵器・核実験モニター」第208号(04年4月15日)に全訳。

これらの活動もあって、安保理非常任理事国10か国※のあいだで決議採択への抵抗が強まっていった。安保理での公開討論(4月22日)では、各国から決議の趣旨への基本的支持が表明される一方、パキスタン、ブラジルなどを中心に決議に疑問を呈する声があがった※。

※チリ、ドイツ、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、スペイン、アルジェリア、アンゴラ、ベニン、ブラジル

結局、決議は軍縮義務が明記される等の修正を経て採択された。武力制裁につながる形で、国内法の制定・執行を求めた決議が採択されたことで、その運用のあり方には今後も警戒が必要である。しかし一方で、NGOからは、核軍縮義務を再確認し、またすべての国に履行状況に関する報告を義務付けているこの決議を、核兵器国に核軍縮義務の履行を迫る「政治的な機運」※として活用しようとの声があがっていることにも注目したい。

※国連プレスリリース SC/8070(04年4月22日)http://www.un.org/News/Press/docs/2004/sc8070.doc.htm

決議1540を補強するものとして、05年4月18~29日に開催された国際海事機関(IMO)の法律委員会においては、WMD関連の物質等を輸送する船舶を海上で阻止する法的権限をあらたに加盟国に与える「海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」※の改正案が採択された※。05年10月の加盟国会議においてこれが正式に採択されれば、PSIは国際法上の合法性を増すものと考えられる。

※アラン・ウェア「国際的な柔術:安保理決議1540を核軍縮の促進に活用する」(04年7月)http://www.lcnp.org/disarmament/Ju-Jitsu_UNSC1540.htm

※シージャック防止(SUA)条約
※IMO http://www.imo.org/home.asp

C2. 米議会、新型核兵器予算をカット

04年11月、米国から朗報が届いた。05会計年の核関連予算を審議していた米上下院が、11月20日、エネルギー省（DOE）とその核兵器部門である国家核安全保障管理局（NNSA）が要求していた、**強力地中貫通型核兵器（RNEP）**など新型核兵器の研究・開発や核爆発実験再開準備期間の短縮のための予算を含む**総額90億ドルの核兵器開発関連予算**を、大幅に削減する法案※を承認したのである。議会のこの決定は、04会計年予算※で低威力核兵器の研究の解禁とRNEPの研究予算獲得で勢いに乗り、02年1月に国防総省が議会に提出した**「核態勢見直し（NPR）」**※の現実化を加速しようと目論むDOE、NNSAにとっては大きな打撃であり、第2期ブッシュ政権の出鼻を挫くものでもあった。

注目するべきは、次の4項目である。

(1) 新型核兵器設計に関する「先端概念イニシアチブ」（要求900万ドル）を全額削除。

これは、04会計年の低威力核兵器研究解禁を受け、NNSAが晴れて予算化した先端概念兵器の設計に関する予算であった。NNSAにとっては面子の面でも実質の面でも大きな打撃であったことは間違いない。

(2) 強力地中貫通型核兵器（RNEP、要求2,760万ドル）は全額削除。

強力な核バンカーバスターを開発するための予算である。03年から3年間、毎年1,500万ドルの研究費を支出することが一旦許可されていた。しかし、昨年は750万ドルに半減され、今年は新しく5年間の研究・開発計画を提示して増額要求していたが、全額カットされることになった。

(3) 最新型ピット生産施設（MPF）建設に関しては減額し、700万ドルを決定。

1年間に150～450個のプルトニウム・ピット※の生産能力を持った本格的工場を新設する計画で、今年4月に建設候補地に関する最終環境評価書（FEIS）を提出することが予定されていたが延期された。NNSAは前年の3倍近い2,980万ドルを要求した。それが、大幅に削減され、しかも「場所の選定に使ってはならない」という制約がついた。ただしFEISの完成そのものは禁止されていない。

(4) 核実験準備態勢の維持・改善に2,250万ドル

この数字は「歳出法」の中には直接現れない。NGO「核の説明責任を求める同盟（ANA）※が11月22日に発表した声明※の中で、「米議会委員会スタッフ」の情報として明らかにしている。米議会は昨年の国防認可法（前出）において、06年10月1日までに核実験再開のための準備期間を現在の2～3年から1年半（18か月）に短縮することを定めた。そこで、NNSAは05年度予算に3,000万ドルを要求した（04年度予算の実績は2,470万ドル）。ANA声明は、予算は2年（24か月）の準備態勢維持のためであって、18か月に短縮することは認められなかったという情報を載せている。

ANAの前出の声明は議会のこの決定を、「ホブソン委員長※と同僚たちのまなじりを決した努力と、国中の多数の市民の強い圧力の結果である」として「新型核兵器に対する大きな勝利だ」と評価した。民主党のエドワード・マッキー下院議員は11月21日、「議会の核管理、軍縮提唱者にとって、核実験を制限するのに成功した92年以来の最大の勝利」だとする声明を発表した。

しかし、ブッシュ政権は、形を変えながらも同様な予算要求を2006会計年にも行っている。

※「05会計年一括歳出法」（H.R. 4818）とその中の一部である「05会計年エネルギー及び水資源開発歳出法」。

※「04会計年国防認可法」（03年11月23日、公法108-136）など。詳細は『核兵器核実験モニター』第199号（03年12月1日）、200号（03年12月15日）及び201・2号（04年1月15日）参照。

※機密文書の暴露部分全訳はピースデポ・ブックレット「米国・核態勢見直し」として出版されている。

※核兵器の一次爆発の中心となる部品。

※Alliance for Nuclear Accountability. http://www.ananuclear.org/

※「議会の核兵器計画予算カットを祝福する」声明 http://www.ananuclear.org/E&W05release.html

※オハイオ州選出、共和党。「エネルギー及び水資源開発歳出小委員会」の委員長。かねてから新しい核兵器開発に批判的であった。

C3. 英法律家、「米英MDA改訂はNPT違反」

冷戦時代に起源を持つ**米英相互防衛協定（MDA）**※は、10年毎に改訂されている。前回は、1994年5月23日にワシントンで署名され、米英両国議会によって同年末に批准された。そして、少なくとも03年7月以降、英国政府はMDAのさらなる改訂を検討してきたが、労働党現政権は、保守党政権と同様、非民主主義的な、議会軽視の姿勢で、特別委員会による検討も本会議での議論も経ずに、議会の夏休みの僅か2日前にあたる04年7月20日にMDA改訂を批准した。米国でも04年11月18日にMDA延長案が議会に提出され、必要とされる60日以内に議員たちから異議が出されなかったために批准されたものとみなされた。04年12月9日、両国政府の間で覚書が交換されたことにより、MDA改訂は発効した。改訂されたMDAは14年まで効力を有することになる。

※1958 Mutual Defence Agreement。正式には「相互防衛目的のための原子力エネルギー利用に関する協力協定」。http://www.basicint.org/nuclear/MDA.htm

このMDAは、58年以降、英米両国の間で、核関連の機密情報、最先端技術、核物質（プルトニウム、濃縮ウラン、トリチウム等）の交換を可能にし、英国の核兵器開発計画に貢献してきた。冷戦期のみでなく、冷戦後の核抑止力維持にも、MDAは重要な役割を果たしている。すなわち、英国は、英国設計の核弾頭を装備したトライデントII D5ミサイル・システム（米国が開発したSLBM※）を搭載した戦略原潜部隊を核戦力として保有しているが、老朽化したトライデント・システムは10年頃から代替する必要が生じる。そのための政策判断は05年5月の英国総選挙後の議会※で承認されなければならない。仮にトライデントの後継システムが米国から導入されることになれば、MDA改訂は重要な意味をもつことになるだろう。

※潜水艦発射弾道ミサイル Submarine Launched Ballistic Missiles

※追記：総選挙は5月5日に行われ、議席を大幅に減らしたが労働党が勝利した。

米国ワシントンと英国ロンドンで活動している軍縮NGOの英米安全保障情報評議会（略称BASIC※）は英国政府の姿勢に危機感を抱き、MDA改訂が核不拡散条約（NPT）違反になるのか否かの検討を、2名の高名な法律家、ラビンダー・シンとクリスチン・チンキン教授に依頼した。両者の提出した法律家意見によれば、MDA改訂はNPT違反となる疑いが極めて強い。その法律的な論証および結論は、BASIC、アクロニム軍縮外交研究所、ピースライトの合同勧告「相互防衛協定と不拡散条約」（04年7月20日）として公表された※。

※British American Security Information Council http://www.basicint.org/index.htm

MDA第3条第1項および2項では、「英国の訓練および作戦の準備状況を改善すること」に言及があり、同第3項は、「英国の核兵器設計・開発・製造能力の向上」に触れている。どちらも、核兵器計画の継続、さらには強化に関連しているのは明白である。NPTは非核兵器国が核兵器を入手したり、核兵器を開発したりすることを禁じているが、他方では核兵器国が核軍縮交渉を「誠実に行う」義務を課している。NPT第1条は核兵器あるいは装置の譲渡を禁じ、第6条は全締約国に核軍縮の実現に向けて努力することを求めている。2名の法律家は、**MDA第3条が「（NPT）第6条の義務あるいは核軍縮に至る歩みを進めるべきという2000年の再検討会議での主張と一致しない」**ことを指摘した。NPTは核兵器に適用される基本的な国際法文書であり、国際法のもとではMDAよりも優位に立つと主張して、「MDA改訂はNPTに違反するものだろう」との結論を出した。

※http://www.basicint.org/pubs/Press/040726.htm

C4. 米、弾道ミサイル防衛の初期配備進む

02年12月、ブッシュ大統領は04年に**弾道ミサイル防衛（BMD）の初期配備**を開始することを表明し※、実際にミサイル防衛局（MDA）は04年7月にMDシステムの配備に着手した。同システムを同年9月末までに作戦可能にするというMDAの当初の目標は未だ実現されていないものの、ブッシュ政権はMD配備を既成事実化しつつある。

※MD初期配備計画の骨子：
①陸上配備迎撃体の配備
②コブラ・レーダーの改良
③早期警戒レーダーの改良
④SM-3搭載イージス艦の配備
⑤長距離監視追跡能力を持つイージス駆逐艦の配備
本イアブック04年版・キーワードB10（172ページ）参照。

初期配備計画の進捗状況をみると、米国本土の防衛を目的とした**陸上配備システム**の配備が最も進んでいる。具体的には中間飛行段階において大陸間弾道ミサイルを迎撃し破壊する能力を有する迎撃体を05年3月までにアラスカ州のフォート・グリーリーに6基、カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地に2基配備している。05年末までに前者にさらに10基が配備される予定である※。

※ウェイド・ボーズ「アームズ・コントロール・トゥディ」05年3月号。http://www.armscontrol.org

05年3月までに、米国はアラスカにおけるコブラ・レーダーの改良および6隻の長距離監視追跡能力を持つ**イージス駆逐艦**の改良を終了している※。加えて、中間飛行段階において短距離及び中距離弾道ミサイルを迎撃することを目的としたイージス・システムの配備にも進展が見られる。04年10月、イージス艦搭載用の最初のスタンダード・ミサイル3（SM-3）が配備された。05年末までに配備される8基のSM-3のうち、05年3月までに5基が海軍に引き渡された。これらは改造された2隻のイージス巡洋艦に搭載される。また、MDAは07年末までに11隻のイージス艦に計28基のSM-3を配備することを

※オベリング三世米ミサイル防衛庁長官の証言。05年3月15日、米下院軍事委員会戦略軍小委員会。

目指している※。

04年10月1日、米イングランド海軍長官は、長距離監視追跡能力を持ったイージス艦がその日に**日本海パトロール**を開始したことを国防総省記者会見で明らかにした。APは米海軍の情報として、その船は**横須賀**を母港とする**カーチス・ウィルバー**であることを報じた。また、**横須賀母港の他の2艦**（フィッツジェラルド、J・S・マッケイン）と合わせた3艦が任務につくと報じた。

※オベリング三世米ミサイル防衛庁長官の証言：前出。

これらの船は監視・追跡能力を持つが攻撃能力は持っていない。MDA長官は議会証言で「長距離管理追跡データを我々の戦場管理システムに提供するために、イージス艦は定期的に日本海を警備している」と述べている※。

※同上。

米国のBMDには技術的な無理がある。MDAは04年12月15日、02年12月の実験からほぼ2年ぶりに陸上配備システムの迎撃実験を行ったが、前回同様に失敗した。同実験では初めて現在配備中の迎撃体と同じブースターとキル・ビークル（EKV）が使われたが、迎撃体が発射されなかったためである※。05年2月14日の実験も失敗であった。他方でMDAは05年2月24日にSM-3を使ったイージス・システムの迎撃実験を行い、標的の迎撃に成功した。これで通算5回の実験のうち4回が成功したことになるが、一連の実験は実戦と異なる非現実的な条件で実施された点に留意すべきである※。

※ウェイド・ボーズ「アームズ・コントロール・トゥディ」05年1／2月号。キル・ビークル（EKV）とは、大気圏外で敵ミサイルの弾頭に向かって飛翔し体当たりする迎撃体の構成部分のことである。

※「グローバル・セキュリティ」HP http://www.globalsecurity.org/space/systems/sm3.htm

ブッシュ政権は「螺旋型開発」アプローチであるとして、十分信頼性が証明されていないBMDシステムの配備の正当化をしている※。しかし、これには批判がある。例えば04年の大統領選挙運動中、民主党ケリー候補は有効性が証明されていないとして拙速な配備に反対した。

※ウェイド・ボーズ「アームズ・コントロール・トゥディ」04年12月号。

米議会は05会計年度にブッシュ政権が要求した102億ドルのMD予算のほとんどを承認しており※、06会計年度でもMDAの要求（78億ドル）が、大幅に削減される見通しは低い。とはいえ、ブッシュ政権のMD配備計画への批判がさらに強まる可能性はあり、今後とも動向を注視する必要がある。

※ウェイド・ボーズ「アームズ・コントロール・トゥディ」04年9月号。

C5. 「核テロ」、米大統領選のテーマに

大統領選挙戦たけなわの04年7月12日、ブッシュ大統領は、核兵器開発センターのオークリッジ国立放射線研究所で、対テロ戦争の姿勢をあらためて国民に示した※。「9・11以後、米国がアフガニスタン、イラクで勇敢に戦っているからこそ、米国本土は以前より安全なのだ」という趣旨の発言を35分の演説のなかで7回も繰り返した。この時期、イラク戦争の大義名分であった大量破壊兵器がイラク国内で発見されず、上院で追及されたブッシュ陣営は苦境に立っていた。人気投票では、相手の民主党候補ケリーに50対45と劣性であった。こうしてテロ対策は、大統領選挙の最重要課題となった※。

※対テロ戦争大統領演説。http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/07/20040712-5.html

※「USAトゥデー」と「CNNニュース」による解説。http://www.usatoday.com/news/washington/2004-07-12-bush-nukes_x.htm http://www.cnn.com/2004/ALLPOLITICS/07/12/bush.kerry/

ブッシュのテロ対策は、テロリストを支援する「ならず者国家」の先制武力制圧、大量破壊兵器拡散を防止する国際機構の構築が基本である。国内的には、情報機関の統合、対テロ・センターの創設を公約した※。米国市民は、核を使用したテロと戦うことを求められる。核テロ攻撃が残す核分裂物質を分析し、犯人を特定する技術開発プロジェクトを発足させた※。これらの政策に賛同する議員や市民には、核使用のテロは、通常爆弾や生物、化学兵器によるテロと質的に異なり、文字通り取り返しのつかない被害を与えるという認識はないように思われる。

※http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/20040211-4.html

※「ニューヨーク・タイムズ」04年3月19日。

一方、ケリー陣営は、核テロの阻止を安全保障の最優先の課題に位置づけた※。ロシアその他の備蓄核兵器、研究炉および放射性物質を安全管理するプログラムを、4年以内に達成する；核兵器用放射性物質製造の全面禁止協定；新世代核兵器の開発停止；米国、ロシアの保有核兵器削減の加速；北朝鮮核兵器計画の不可逆的停止交渉の優先；イランの核兵器製造阻止、核兵器関連の国際取引を阻止する国際協力；大統領直属の核テロリズム防止責任者の任命；などを公約した。

※http://releases.usnewswire.com/GetRelease.asp?id=33154

ブッシュ政権の新型核兵器開発計画、核の国際管理協定軽視の政策を否定したこれらの政策は、ハーバード大学教授グレアム・アリソンの、「核が存在しなければ、核テロはない」という原理に基づいた提案を※、ほぼ全面的に採用したものである。アリソンは、これらの政策を実現させなければ、核テロは十数年以内に必ず起きると断言している。

※「核テロリズム：防ぎうる究極のカタストロフィー」NUCLEAR TERRORISM："The Ultimate Preventable Catastrophe" グレアム・アリソン, *Times Books* (Henry Holt and Company, 2004)

こうして米国市民は、11月2日の大統領選挙投票で、核テロ対策のアプローチにおける選択を迫られた。この文脈で民主党が新型核兵器開発の中止を打ち出したことは、注目すべき相違点であった。核テロの標的となる大都市が集中する北東部および太平洋沿岸3州だけでケリーが勝利し、それ以外のすべての地域をブッシュが制した。核の脅威に対する市民意識とこの投票結果にどのような相関があるのか、検討に値する課題である。

米国市民の48パーセント強が、核兵器開発中止、兵器用核分裂物質製造停止を主張する候補を支持した意義は大きい。それらの目標を達成するには、世界各国が平等に核査察を無条件に受け入れる核の国際管理体制の確立が前提となる。

アリソンは、タイムズスクエアにトラックで運ばれた10キロトン級の核爆弾は、50万人のニューヨーカーを死亡させると警告したが※、災害はそれに止まらず、米国と世界を政治的、経済的、精神的大混乱に陥れ、地球の破滅にも通ずる。このことを米国市民が認識し、その根源である核を自ら進んで放棄する決意をすることが、核テロの脅威から開放されるために不可欠の要件であろう。（渡植貞一郎）

※同上。

C6.　イスラエル、バヌヌ釈放とその後

05年4月19日、イスラエルの内務大臣によって、核の告発者**モルデハイ・バヌヌ※に対する制限措置**がもう1年延長される旨が公表された。これらの制限は海外渡航の禁止、国境に近づくことの禁止、外国人のインタビューに応じることの禁止等である。折しもその発表の2、3時間後に彼に対する制限の妥当性をめぐってイスラエルの国会議員たちによる委員会が開催されていた。出席していたイスラエルの平和団体「グッシュ・シャローム」の代表で元国会議員のウリ・アブネリによると、司法長官の代理がこの延長措置の政府側の論拠を次のように委員会の場で述べた※。

(a)バヌヌはまだ危険な秘密を「頭の中に持っている」。

(b)彼は「驚異的な」記憶力を持っている。

(c)機会があれば、彼は海外にこれらの秘密を暴露するだろう。

これらについてはアブネリが自らの文章の中で細かく論駁している。あるノルウェーの支援者・弁護士は「スリの常習犯は手を持っている以上、ずっと監禁しなくてはならない」理屈だと述べていた。

バヌヌは04年4月21日に11年半の独房生活を含む18年の刑に服役して刑務所から釈放された。彼は以来、東エルサレムの聖ジョージ教会に身を寄せている。そこで多くの外国メディアとのインタビューにも応じてきた。

バヌヌがさまざまなメディアとのインタビューでコメントしたものを読む限り、目新しい事実は何もない。彼自身、86年に英国のサンデー・タイムズ紙に語ったことと写真以外に明かしていない秘密はもはやないと述べている。そして、アブネリによれば、ある国会議員が前述の委員会で次のように述べたという。

「イスラエルの核技術が19年間、何も変わっていないというのは想像するのも恐ろしい!」

彼が釈放後述べていることで重要なのは、**ディモナの原子炉の老朽化による危険**である。50年代建設の原子炉でIAEA(国際原子力機関)の査察が入っていないのは、イスラエルの原子炉だけであろう。更にディモナで作業していた元労働者たちの問題もある。05年3月24日のハーレツ・コムによると原告たちが罹ったガンと作業環境の因果関係は、イスラエルの裁判所で否定された。

一体、いつまでバヌヌのこと、そしてイスラエルの核兵器は例外として扱われていくのであろう。彼が死ぬまでなのか?それともイスラエルの旧い原子炉で事故が起きて、多くの犠牲者が生じるまでなのだろうか?彼は隣国のヨルダンへの影響も懸念していた。

今回の制限措置延長はバヌヌ自身にも相当なショックを与えている。イスラエル政府は彼が精神的に瓦解することを望んでいるのかもしれない。ちょうど、チェルノブイリの惨事の調査及び被害者救済に当たった医師で、ベラルーシ政府当局の投獄により精神異常をきたしたユーリ・バンダジェフスキーのように…。

「唯一の被爆国」と言い、ヒロシマ・ナガサキの悲劇を訴える日本において、「中東でヒロシマを繰り返さない」ために行動したバヌヌを知る人はまだまだ少ない。

(野間伸次)



2005年4月12日、東エルサレムの聖ジョージ教会の中庭。(撮影:野間了子)

※モルデハイ・バヌヌはイスラエルのディモナの核施設で働いていた元技術者。彼は施設内の写真を撮り、国外へ出た後、1986年に英国のサンデー・タイムズ紙にイスラエルが核兵器を生産していることを暴露した。彼の写真と証言は専門家によって裏付けられ、イスラエルの核保有の決定的証拠となった。その直後、彼はイスラエルの諜報機関によってローマで誘拐、イスラエルに連れ戻され、秘密裡の裁判において18年の禁固刑に処せられた。

※http://zope.gush-shalom.org/home/en/channels/avnery/1114333350 また、拙訳は、http://ww3.enjoy.ne.jp/~rnoma/vanunu35.htm

C7. イラン、独自核燃料サイクルを当面停止

イラク・北朝鮮と並んで「悪の枢軸」と名指しされたイランの核開発疑惑が、イラク戦争後、国際社会の焦点となっている。イランの反体制組織による核兵器疑惑の通報(02年8月)を契機に、03年2月からIAEAの調査が開始された。その時、イランにおけるウラン濃縮計画の存在が具体的に初めて明らかにされた※。

※03年12月、イランはIAEAとの保障措置協定追加議定書に署名。しかし、04年1月の査察で、イランが未申告の高度なウラン濃縮計画(P2)を従来の計画(P1)とは別にもっていることが判明した。詳細は、本イアブック04年版・キーワードB8参照。

04年4月6日、イラン政府はテヘランを訪問した、エルバラダイIAEA事務局長に、ウラン濃縮活動を停止すると伝えた。しかし、それを立証するためのイランの協力は十分ではなかった。

04年9月18日に行なわれたIAEA理事会(イランを含む35カ国から構成)は決議(GOV/2004/79)を採択し、「ウラン濃縮関連及び再処理に関わる活動を停止(suspend)するとしたイラン側の自主的な決定が、…その取り組みの範囲に関してIAEAの理解を大きく下回り、さらにイランがいくつかの決定事項を覆した」ことに「深く遺憾の意を表明する」と述べ、イランに停止措置の更なる強化を求めた。

しかし、04年11月15日にエルバラダイIAEA事務局長が理事会に提出した報告書「イラン・イスラム共和国における保障措置協定の実施」(GOV/2004/83、以下『報告書』)は、その後の経過も踏まえて次のような評価を下した。「イランの秘匿政策は、03年10月まで継続され、…多くの違反を結果した。しかしそれ以降は…かなりの進展が見られた」。『報告書』はさらに、「イランにおいて申告された核物質はすべて説明がつき、こうした核物質が禁じられた活動に転用されることはない」と断定する一方、「しかし、IAEAとしてイランにおいて未申告の核物質または活動がないと断言する立場には未だない」と述べた。なぜなら、『報告書』にも明記されているように、その存在が指摘されている軍事施設(パーチン、ラビサンなど)への査察は未だ十分に行われていないからである。

こうしたIAEAによるイランに対する査察の過程には、英・独・仏とイラン間の協議があった。04年11月15日に発効した3国とイラン間の「合意」には、次のように述べられている。「自発的な意思に基づき、イランはすべてのウラン濃縮関連及び再処理の活動の停止を継続・拡大することを決定した。…**この停止状態は、相互に受容可能な長期的な合意に向けた交渉が続いている間、維持される。**この停止は自発的な信頼醸成措置であり、法的な義務ではないと英独仏は認める」(強調引用者)。この合意事項は11月26日にIAEA事務局長に送付され、11月29日付のIAEA理事会決議(GOV/2004/90)は、「イランがすべてのウラン濃縮関連および再処理の活動の停止を継続・拡大する決定を行ったことを歓迎する」と述べた。04年12月以降、英・独・仏とイランとの交渉は継続している。焦点は、「イランの核開発計画が平和目的に限ることをいかに客観的に保障するか」であるが、05年4月末現在、未だ具体的な合意に達していない。

このような核開発合意に関して、イランは「時間稼ぎ」をしているにすぎないとの批判が行なわれている。しかし、このような批判に対して、パグウォッシュ会議名誉会長のジョセフ・ロートブラット氏は、次のように述べている。「全くその通りだ。(しかし)全ての公認の核兵器保有国、すなわち米・ロ・英・仏・中は、核不拡散条約(NPT)に調印し、したがって(第6条のもとに)核兵器廃絶の義務を負っている。しかし、核保有国は国際間で約束した義務を真面目に実行した証拠を何一つ示せない」※。

※『タイムズ』04年11月25日「編集者への手紙」。全文は『核兵器・核実験モニター』第224号(04年12月15日)にある。

C8. 印パ、行きづまる核の「信頼醸成措置」

04年12月、インドのナトワール・シン外相の、「われわれは核保有国であるにしても、朝鮮半島の完全な核軍縮を支持する」との韓国での発言※が、波紋を広げた。外相は、「隣国パキスタンとの核をめぐる対立をもたらした決定の責任」はインドの前政権にある、とも述べた。これが政府の核政策の変更を意味するのか否かをめぐって議論が起った。マンモハン・シン首相は国会で、「インドは核兵器国であり、しかも責任ある核兵器国である。…われわれの核政策に不確実なところは全くない」と弁明した※。

※『コリア・タイムズ』04年12月14日付インタビュー。

04年5月、インド総選挙でバジパイの率いるインド人民党内閣が大敗、ソニア・ガンディーの率いる国民会議派が主導するシン連立政権が成立し、同27日には「統一進歩連盟」(UPA)の「共同最小限綱領」が発表された。同綱領は、核兵器政策について「信頼できる核兵器計画を維持する」とした上で、同時に「近隣の核兵器諸国と明白かつ検証可能な信頼醸成措置を発展させる。普遍的な核軍縮の促進及び核兵器のない世界の実現に向けて指導的な役割を果す」と述べている。しかし、綱領自体に多くの矛盾が含まれている。どの要素を重視するかによって、具体的な核政策に対する評価は変わる※。

※ブラフル・ビドワイ「へまか歴史的好機か?」、インド『フロント・ライン』誌05年1月号。

※ここで述べられたインドの核政策は、98年5月の印パによる核爆発実験の後、99年8月に公表された「インド核ドクトリン」(草案)を基本的に継承するものである。そこでは、「信頼できる最小限核抑止」、「核兵器の第一不使用」、「消極的安全保証」の3点が示されていた。

04年1月に印パ両首脳により開始された両国間の信頼醸成のための会合は、継続されている。05年4月7日、カシミール地方の両国支配地域を直接結ぶバスの運行が開始された※。同地域の帰属をめぐって過去3回も戦争が行われたことを考慮すれば、これは平和的手段による紛争転換の試みと一定の評価ができよう。4月17日にニューデリーで行なわれた印パ首脳会談では、「和平プロセスは後戻りできない」(共同声明)ことが確認された。

※バスはインドのスリナガルとパキスタンのムザファラバードをそれぞれ起点とし、実効支配線(停戦ライン)上で乗客を交換し、出発地に戻る。

6月19日、20日、インドで新政権が成立後、核の信頼醸成措置に関する専門家レベルの会合がインドのニューデリーで開かれた※。「国家安全保障に基づく相互の核兵器能力が(地域の)安定化のための一要素を構成する」とした上で、「偶発的または不許可の核兵器使用の危険を低減させる」ために、両国外務省間に新たな直通電話(ホットライン)を開設すること、ミサイル実験の事前通告に関して技術面での合意を達成すること、などが議論された。また、「両国は、国家主権の行使において、異常な事態が至高の国家利益を阻害しないかぎり、核爆発実験の一方的モラトリアムを継続することを再確認」した。これ以降も両国間の信頼醸成措置の模索が続けられた※。

※04年6月20日、「インド・パキスタン共同声明」発表。http://www.rediff.com/news/2004/jun/20text.htm

しかし、12月14日、15日、イスラマバードで開催された核の信頼醸成措置に関する専門家レベルの会合は、何の成果も挙げられないまま失敗した。これを受けて、12月16日、インドのNGO「核軍縮と平和のための連合」(CNDP)は声明を出し、①運搬システムからの核弾頭の分離、②核兵器運搬システムの非設置ゾーンの設定、③核実験禁止条約の締結、④核関連施設への定期訪問を目的とする両国科学者から成る混成チームの結成、という具体的な提案を行なった。

このような政府間会談が行われる一方、公表されたものだけで04年1月1日から05年4月30日までの間にパキスタンが8回、インドが4回の核弾頭搭載可能ミサイル発射実験を実施した※。核の信頼醸成措置に関しては具体的な成果が乏しいといえよう。

※04年6月27・28日、ニューデリーで外務次官レベルの会談(ジャム・カシミール問題)、9月5・6日、ニューデリーで両国外相会談(ジャム・カシミール問題を含む2国間の諸問題)、9月24日、ニューヨークで両国首脳の初会談。

※パキスタン:
- 04.3.9「ハトフ6」(別名「シャヒーン2」)(射程2,000km)
- 5.29「ハトフ5」(別名「ガウリ」)(射程1,500km)
- 6.4「ハトフ5」(別名「ガウリ」)
- 10.12「ハトフ5」(別名「ガウリ」)
- 11.29「ハトフ3」(別名「ガズナビ」)(射程300km)
- 12.8「ハトフ4」(別名「シャヒーン1」)(射程700km)
- 05.3.19「ハトフ6」(別名「シャヒーン2」)(射程2,000km)
- 3.31「ハトフ2」(別名「アブダリ」)(射程180km)

インド:
- 04.3.19「プリトビ」(射程150~200km)
- 7.4「アグニ1」(射程700km)
- 8.29「アグニ2」(射程2,500km)
- 10.27「プリトビ3」(射程300km)

C9. ロシア、新型ミサイル開発でミサイル防衛に対抗?

プーチン大統領は、ロシアの安全保障政策における核兵器の役割の重要性を強調し続けている※。また高官たちの発言は、その背景に**米国の核兵器計画とミサイル防衛政策**があることを示している。04年2月に行われた大規模軍事演習「安全保障2004」において参謀本部バルエフスキー大将は、米新政策への懸念を表明した※。その結果、古い世代の液体燃料ICBM(SS-18、SS-19の一部)の退役、タイフーン型大型原潜の退役、それらに代わる新世代ミサイルの開発が進んでいる。

※資料12(305ページ)。

※バルエフスキー大将の記者会見(04年2月11日)。ロシア連邦軍HP。

04年11月17日に開催されたロシア軍幹部会議の冒頭訓示において、プーチン大統領は、今後数年以内にロシア軍は、現在試験中の新型核ミサイル・システムを受領することを明らかにした※。具体的な詳細については言及しなかったため、それが何であるかについて幾つかの見解が出された。11月18日英紙『ガーディアン』(電子版)の記事は、イタル・タス通信の報道として、**①地上発射型のトーポリMが移動可能に改造されたミサイル、②積載重量1.32トンのトーポリMとは別種の積載重量4.4トンで最大10発の核弾頭搭載可能な重ミサイル、③潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)ブラバの3種類のいずれか**であるとした※。現在までのところ、確定的な情報は明らかになっていないが、ロシア軍事アカデミー学長であるマフムート・ガレイエフは、米国のミサイル防衛網の迎撃ミサイルに対抗可能な戦略ミサイルシステムを改善するための研究を行っていることを認めた※。

※ロシア国防軍機関紙『赤い星』電子版04年11月17日(http://www.redstar.ru/2004/11/18_11/1_01.html。原文ロシア語。)

※http://www.guardian.co.uk/worldlatest/story/0%2C1280%2C-4623641%2C00.html

04年12月10日、戦略ミサイル軍司令官ニコライ・ソロフツォフ大将が、記者に対してロシアのミサイル戦力の将来像について重要な説明を行った※。戦略ミサイル軍の計画によれば、単弾頭搭載のトーポリMの配備は継続される。サイロに格納される同ミサイルは04年末までに新規に4基が配備され、総配備基数が40基になった。05年には、さらに1個連隊(ミサイル10基)が配備される。他方、道路移動型のトーポリMミサイルは依然として試験中(04年12月24日、最後の4回目の試射に成功)であり、ソロフツォフの説明によれば移動型のトーポリMの最初の連隊の配備は06年以前には行われない。鉄道移動型のRT-23UTTH(西側識別名SS-24)は全基が退役する予定である。最後に残る師団も05年内に解隊される。また、R-36MUTTH(西側識別名SS-18)の改良型重ミサイルを含む師団も05年中に解隊され、同改良型は、08年内に全て退役する。残りの重ミサイルR-36M2(西側識別名は同様にSS-18)は、10年から15年ほど現役に留まり続ける。

※『グローバル・セキュリティ・ニューズワイヤ』04年10月28日電子版記事。http://www.nti.org/d_newswire/issues/2004_10_28.html

※研究プロジェクト「ロシア戦略核戦力」。http://russianforces.org/eng/news/archive/000145.shtml

『ニュークリア・ノートブック』の「ロシアの核戦力:2005年」※によれば、新世代液体燃料型重ミサイルの開発が進められている。この新型ミサイルの仕様は、04年11月18日『ガーディアン』紙が報じた②のミサイルのそれと符合する。

05年4月27日『イタル・タス通信』の報道によれば、海軍司令官ウラジミル・クロイェドフは、06年に最新型SLBMブラバを装備した2隻の戦略原潜がロシア海軍に配備されることを明らかにした※。SLBMブラバの開発は遅延を重ねているが、それでも若干の進展が見られており、05年内には初試射が行われるという。06年にブラバを搭載するのは、941級(西側識別名タイフーン級)ドミトリ・ドンスコイ改修型、および955級ユーリ・ドルゴルキであるとされる。これに対して、ロシア軍戦略核戦力に関する研究者パヴェル・ポドビックは、上述の海軍司令官の発言は、同司令官特有の大言壮語に過ぎないのではないかと疑問符を付けている※。

※『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』05年3/4月号。http://www.thebulletin.org/article_nn.php?art_ofn=ma05norris

※『イタル・タス通信』電子版(ロシア語)。http://armstass.su/?page=article&aid=13926&cid=25

※研究プロジェクト「ロシア戦略核戦力」HP(http//www.russianforces.org/)http://russianforces.org/eng/blog/archive/000522.shtml

C10. 仏、新型戦略原潜3番艦が就役

現代のフランスの核抑止論は、冷戦時代の「核の十分性」と冷戦後の「核の柔軟性」という二面性をもっている※。その二面性のもとで、核兵器の長期的保有を保証する近代化を着々と進めている。

※ブルーノ・テルトレ「核政策：仏、単独で立つ」(『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』04年7／8月号)。

04年11月26日、フランスのトリオンファン級新世代ミサイル発射原潜(略称SNLE-NG)3番艦ル・ビジランが就役した。ル・ビジランは05年に退役する旧世代艦に代わり、戦略海洋軍(戦略原潜部隊、略称FOST)の保有する核抑止力の一翼を担う。同艦は16基の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM。フランス語では艦対地戦略弾道ミサイルMSBS)M45を搭載する。10年には、4番艦ル・テリブルが就役する※。

※仏国防省(海軍)HP。http://defensegouv.fr/sites/marine/

4番艦ル・テリブルには新型ミサイルM51が搭載される予定である。ル・ビジランに搭載されたM45も、10年以降にM51に換装される予定である。M51は射程6,000キロ、命中精度と運動性能が向上し、迎撃ミサイルに対する対抗手段を搭載するとされる※。配備当初はM45のTN75弾頭を搭載するが(バージョン1)、15年から現在開発が行われているTNO(仏語Tete Nucleaire Oceaniqueの略称、「海洋核弾頭」)を搭載する(バージョン2)※。

※ブルーノ・テルトレ論文：前出。

空軍の核戦力部隊である戦略空軍(略称FAS)、および海軍の海軍航空核戦力(略称FANU)には、戦闘爆撃機から発射可能な空対地中距離ミサイル(仏語で略称ASMP、射程距離300キロ)が配備されているが、その改良型ASMP-Aの開発が進められている。ASMP-Aには現在開発中のTNA(仏語Tete Nucleaire Aeroporteeの略称、「航空機搭載核弾頭」)が搭載される。ASMP-Aは空軍のミラージュ2000N向けに08年末に最初に配備される予定である。

※04年度抑止関連予算に関して03年10月9日に仏下院軍事国防委員会で提示されたアントワーヌ・カレ議員の意見書。

ミサイル搭載機の機種は、現在、空・海軍間で別機種であるが、順次、新鋭機ラファールに統一される予定である※。海軍の核装備機は、唯一の原子力空母シャルル・ド・ゴールに搭載されている。

※05年度抑止関連予算に関して04年10月13日に仏下院国防軍事委員会で提示されたアントワーヌ・カレ議員の意見書。http://www.assemblee-nationale.fr/12/budget/plf2005/a1867-02.asp

なお、04年2月の発表によれば、2番艦の空母は通常動力推進型として建造される※。

※仏国防省(海軍)発表(04年2月13日)、報道資料「2隻目の空母」。

核実験を行わずに、既存の核兵器に装填された核物質の経年劣化に対処し、また新型の核兵器を研究・開発するために、シミュレーション・プログラムが仏国防省と仏原子力庁軍事応用部(CEA／DAM)の協力のもとで展開されている。このプログラムの3本の柱となるのは、核分裂反応時の物質の挙動を研究するAIRIX、熱核融合反応の過程を研究するレーザー・メガジュール(LMJ)、および核分裂および核融合反応の数学的モデルを構築し、数値シミュレーションを行う並列型スーパー・コンピュータ(テラ)である。

スーパー・コンピュータでは、それぞれ10テラフロップ、100テラフロップの演算能力を有するテラ10、テラ100が、06年、09年から稼動を始める予定だ※。

※アントワーヌ・カレ意見書：前出。

LMJはCEA／DAMの科学技術研究センター(略称CESTA)で03年から建設が進められており、240本のレーザー光を収束させる。LMJの建設は07年に終了し、10年に熱核反応の「点火」が行われることになっていたが、技術的・予算的な理由から最低でも1年ほど遅れるとされる※。

※アントワーヌ・カレ意見書：前出。

AIRIXの初期型は、2000年から稼動している。この施設では、核物質を不活性物質に置き換えて爆縮実験を行い、その挙動をX線で高速撮影することにより、物質の流体力学的研究が行われている。施設全体が完成するのは11年の予定とされている※。

※仏上院外交・防衛・軍事委員会でクサヴィエ・ピンタ議員によって04年11月24日に提示された05年抑止関連予算に関する意見書。http://www.senat.fr/rap/a04-077-4/a04-077-4.html

C11. 北朝鮮、声明で核兵器保有に言及

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核兵器開発がどの段階まで進んでいるのかに関しては、さまざまな情報が流されている。しかし、情報には政治的意図が隠されていることが多く、その信憑性について客観的判断を下すのは困難である※。

※米国の情報に関しては、イラク戦争を正当化する根拠であった米国の情報機関のイラクの大量破壊兵器計画に関する情報が誤りであったという教訓がある。

疑惑の問題には、「プルトニウム再処理問題」と「ウラン濃縮問題」がある。北朝鮮におけるこれら二つの問題に関して、04年、さまざまな重要な報道があった。

プルトニウム再処理問題に関しては、まず04年1月に訪朝した米国の訪朝団に対して北朝鮮が抽出したプルトニウムを見せたことが報道された（1月11日『ワシントン・ポスト』）。

訪朝団は、プリチャード元朝鮮半島和平協議担当特使、ヘッカー元ロスアラモス研究所長、ルイス・スタンフォード大学名誉教授、ルース上院外交委員会政策スタッフなど5人で構成された。プルトニウムの真偽に関してヘッカー元ロスアラモス研究所長は米上院公聴会で本当である可能性があると証言した（04年1月21日）。また、北朝鮮は03年にNPT脱退宣言して以来、凍結・貯蔵していた8,000本の使用済み燃料の再処理を再開すると主張し、同年6月末に再処理を完了したと米国に通告していたが、訪朝団は、貯蔵プールが空であり北朝鮮の説明と矛盾がないことを確認した。再処理が完了したとすると、25～30キログラムのプルトニウム（粗い技術の核弾頭6～8個分）が抽出される※。

※これまで再処理されたプルトニウムのほとんど全部は寧辺（ヨンビョン、地図参照）の20メガワット熱出力（5メガワット電気出力とも記述される）原子炉の使用済み燃料から抽出されたと考えられている。昨年の8,000本以前に再処理されたプルトニウムの量は、概して核弾頭1～2個分と言われている。NRDC・ニュークリア・ノートブック（「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」05年5／6月号）に詳しい。

また、再処理の際に放出される同位元素クリプトン85が04年末に北朝鮮周辺大気から検出されたことが報じられ※、その後さらにNPT脱退後再稼働していた20メガワット原子炉が停止状態にあり、燃料棒取り出し可能な状態にあるとの報道があった※。いずれも米政府筋の情報である。

※「朝日新聞」05年3月3日。

※「朝日新聞」05年4月17日。

ウラン濃縮問題に関しては、米国が繰り返し北朝鮮に秘密濃縮計画があると主張し、その放棄を求めている。パキスタンのカーン博士の証言などにより主張は補強されているが、米国は具体的な証拠を示していない。北朝鮮は、一貫して計画の存在を否定している。前述の米国訪朝団に対しても、04年2月と6月の**6か国協議**※においても、北朝鮮は否定を続けている。しかし、計画の存在に懐疑的であった中国が、初めて「計画があった」という見解を述べ※、米国務省デトラニ朝鮮半島和平協議担当特使は、認識は北朝鮮以外の5か国で一致していると述べた※。

※6か国協議に関してはキーワードB1（48ページ）参照。

※「共同通信」04年10月3日。「朝日新聞」05年2月27日。

※「朝日新聞」05年3月5日。

このような中で、05年2月10日、北朝鮮外務省は6か国協議への参加を無期限延期することを声明する中で、「自衛のために核兵器を製造した。われわれの核兵器は、あくまでも自衛的核抑止力として残るであろう」と述べ、「核保有宣言」として注目された。しかし、声明の本旨はそのことではなく、米国の新政権を非難することにあった※。

※声明の全文を資料13（306ページ）に掲げる。



（「科学と国際安全保障研究所（ISIS）」報告「北朝鮮の核パズルを解く」（2000年）と朝日新聞記事（2002.12.23）より作成）

C12.　韓国のウラン分離実験

04年9月、韓国において、ウラン濃縮実験が行われていたことが明るみに出た。これは、国際原子力機関（IAEA）との**保障措置協定**違反ではないかとして、注目された。その内容は以下のとおりである。

2000年1月から2月にかけて、韓国原子力研究所（KAERI）の科学者4、5人によりウラン濃縮実験が3回行われた。使用された装置は、その後、「汚染」しているとの理由からKAERIにおいて解体されていた。この実験の本来の目的は、Gd-157（中性子吸収体）を他のGdアイソトープからAVLIS※を用いて分離させることであった。分離されたウランの量は0.2gと微量で、平均して10%の濃縮度※であった。しかし、KAERIは、04年6月まで、韓国科学技術省（MOST）にこの実験の報告をしていなかった。濃縮ウランの量が極めて微量であったため、KAERIは当該実験を隠すことができると考えていたようである。

※原子レーザー同位体分離法（Atomic Vapor Laser Isotope Separation）

※ウラン235の含有比率。天然ウランには、0.7%しか含まれていない。残りの99.3%はウラン238。核兵器に用いられるのは通常濃縮度90%以上。

04年2月19日、韓国はIAEA・韓国保障措置協定の**追加議定書**（INFCIRC/540）※を批准したため、以後180日以内に原子力燃料サイクル活動および施設のより詳細な情報を提出する義務が発生した。この結果、KAERIは、追加議定書が発効すれば、当該実験を秘密にしておくことはもはや困難であると考え、04年6月下旬になって、MOSTにウラン実験の事実を報告し、MOSTは8月17日にこれらの活動をIAEAに報告し、結果、同年9月2日に世界中を驚かせることとなったのである。韓国政府としては、保障措置協定にもとづいて、このような情報は公開されないだろう、と期待していたようだ。

※コラム・ファクト3（74ページ）。

ウラン濃縮以外に、KAERIの小グループの研究者が、微量の（mg単位）プルトニウム※をTRIGA Mark III研究炉（2MW熱力）から出た約2.5kgの使用済み燃料から抽出したことも、その後の調査で明らかになった。2000年のウラン濃縮活動と同様に、KAERIは82年の当該プルトニウム活動もMOSTに報告していなかった。さらに、その後の調査によると、79年から81年にかけて、化学濃縮法によるウラン分離実験も実施していたことが明らかになった。

※コラム・ファクト6（125ページ）。

IAEAは、97年と03年にKAERIの旧施設から環境サンプルを採取し、分離プルトニウムの物的証拠を入手した。ソウルにある旧KAERI施設における97年および03年のIAEA環境サンプル採取は、当時の保障措置協定下では義務づけられてはいなかったが、KAERIにより容認されていた。

これら一連の実験が「未申告」であった事実は、IAEAとの保障措置協定における報告義務違反の疑いがあるが、最終的な判断は韓国からの報告を待って、IAEAが下すこととなり、05年4月時点では「違反」とは判定されていない。一方で、これらの実験が「軍事目的で行われた」という証拠もなく、また実験規模も小規模であり、施設もすべて破棄されているということから、軍事的な意味を持つほどの実験ではなかったと判断されている。

以上のように、韓国の規制実効性が不十分であったこと、科学者側の認識が甘かったこと、追加議定書の効力がある意味で証明されたこと、等がこの事件の教訓といえる。

（鈴木達治郎）

C13.　続く未臨界核実験

04年5月25日、米エネルギー省（DOE）国家核安全保障管理局（NNSA）は、通算21回目、ブッシュ政権下で8回目となる未臨界核実験※「アーマンド」を実施した。同実験は、過去に行われた未臨界核実験と同様、米ネバダ州にある核実験場のなかのU1aと呼ばれる施設の地下約290メートルに設けられた水平トンネル内で実験された。その意義については、これまでと同じように、ネバダ核実験場における備蓄兵器管理計画（SSMP）の一環として、「備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するのに役立つ不可欠な科学的データと技術的情報を生み出すもの」と説明された※。

※「臨界前核実験」とも訳される。プルトニウムなど兵器用核物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わない。

※04年5月25日、ネバダ実験場事務所ニュース。
http://www.nv.doe.gov/news&pubs/newsreleases/Pdfs/Armando_success_NR05252004.pdf

これに先立つ03年8月22日、NNSAは、「ユニコーン」という名の新しい形の未臨界核実験の実施予定を表明していた。「ユニコーン」は、核実験モラトリアムの開始以前に行われていた地下核爆発実験と同じ竪穴配置で実施され、「外見上は類似」したものになるという。この実験は当初04年内の実施が予定されていたが、現在までにその事実は確認されていない。

米国をはじめとする核兵器国は、未臨界核実験は包括的核実験禁止条約（CTBT）に抵触しないとの立場で一貫している。

一方、米国同様に核実験モラトリアムを継続しているロシアにおいても未臨界核実験は継続されている。04年8月9日、ロシアのアレクサンドル・ルミャンツェフ原子力相は、同国が

04年になって北部のノバヤゼムリャ島の核実験場において、複数回の未臨界核実験を実施していたことを明らかにした。イタルタス通信によれば、ルミャンツェフ原子力相は、「この種の実験は、核弾頭の安全性や適合性を確保する目的で毎年行われている」と語った。また、セルゲイ・イワノフ国防相は、「今後も実施する」と述べた※。実験の内容については、8月12日の『読売新聞』が「流体力学実験」と伝えた。

※『毎日新聞』04年8月10日。

これまでに米国が実施した未臨界実験

第1回　(97年7月2日)「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所)
第2回　(97年9月18日)「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所)
第3回　(98年3月25日)「ステージコーチ」(ロスアラモス)
第4回　(98年9月26日)「バグパイプ」(リバモア)
第5回　(98年12月11日)「シマロン」(ロスアラモス)
第6回　(99年2月9日)「クラリネット」(リバモア)
第7回　(99年9月30日)「オーボエⅠ」(リバモア)
第8回　(99年11月9日)「オーボエⅡ」(リバモア)
第9回　(00年2月3日)「オーボエⅢ」(リバモア)
第10回　(00年3月22日)「サラブレッド」(ロスアラモス)
第11回　(00年4月6日)「オーボエ4」(リバモア)
第12回　(00年8月18日)「オーボエ5」(リバモア)
第13回　(00年12月15日)「オーボエ6」(リバモア)
第14回　(01年9月26日)「オーボエ8」(リバモア)※
第15回　(01年12月13日)「オーボエ7」(リバモア)
第16回　(02年2月14日)「ビト」(ロスアラモス、米英共同実験)
第17回　(02年6月7日)「オーボエ9」(リバモア)
第18回　(02年8月29日)「マリオ」(ロスアラモス)
第19回　(02年9月26日)「ロッコ」(ロスアラモス)
第20回　(03年9月19日)「ピアノ」(リバモア)
第21回　(04年5月25日)「アーマンド」(ロスアラモス)

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。

(　)はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。

D. 日本政府の核兵器・安保政策

D1. ミサイル防衛共同開発と武器輸出

ミサイル防衛(MD)に関して日本と米国が実施している**共同技術研究**は、開始後6年が経過しようとする今、「研究」段階から「開発」「配備」段階へとなし崩しに進んでいる。05年3月、日米両政府は、05年9月および06年2月に、日本の提供するノーズコーンを搭載したSM-3を使い、ハワイ沖で2回の共同飛翔実験を実施することで合意した。さらに、4つの研究項目に加えて、イージス艦のレーダーや戦闘指揮システムの能力強化のための共同技術研究へと研究範囲を広げることを決定した※。

※「読売新聞」05年3月3日。

北朝鮮のテポドン発射を口実に、1998年12月、日本政府は海上配備型システムを対象とした日米共同技術研究の着手を決定し、翌年8月16日、両政府間で「了解覚書(MOU)」が締結された。研究対象となった「イージス弾道ミサイル防衛」※とは、海上から発射されるスタンダード・ミサイル3(SM-3)によって、中間飛行段階にある短・中距離ミサイルを迎撃することを目的とするものである。日米共同研究は、このSM-3の高性能化・長射程化を目指すとし、**4つの技術研究項目が日本側の分担**となった※。

※クリントン政権時代には海軍戦域防衛システム(NTWD)と呼ばれていた。

当初から、日本政府は、この「研究」が即「開発」や「配備」を意味するものではないとの説明を繰り返し、それらの段階への移行については、「技術的な実現可能性及び将来のわが国の防衛の在り方等について十分検討した上で行う」※と慎重な姿勢を示してきた。

※4つの研究テーマとは、①赤外線シーカ、②キネティック弾頭、③第2段ロケットモータ、④ノーズコーンである。だが、「了解覚書」が公開されていないため、合意された共同技術研究の全容は明らかではない。

※98年12月25日、官房長官談話。http://jda-clearing.jda.go.jp/hakusho_data/2004/2004/html/16s60.html

しかし、03年12月19日、日本政府が、共同研究を一旦脇に追いやるような形で、米国製のMDシステムの購入・配備を決定したことにより、事態は急転した※。「(ミサイル防衛の)将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う」※との政府方針は確認されたものの、この決定は、「研究」から「開発」「配備」段階へと進む扉を開くものにほかならなかった。05年3月の決定は、その具体的な動きであった。

※キーワードD4(116ページ)。

※内閣官房長官談話。03年12月19日、首相官邸HP。http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2003/1219danwa.html

これらの動きに並行して、日本政府は、長年にわたり「平和国家日本」の象徴的政策とみなされてきた「**武器輸出三原則**」※を見直すという大きな決断を行った。事実上の全面的な輸出禁止を定めた「武器輸出三原則」であるが、唯一の例外が1983年に認められた対米武器「技術」供与であり、日米共同技術研究もこの枠組みの範疇に留まるとされていた。しかし、日本が共同研究をしているシステムの開発・配備に踏み切り、米国に部品を提供しようとすれば、三原則への抵触は必至である。そのため軍需産業や政府内からは見直しを求める声が相次いでいた※。ついに04年12月10日、安全保障会議及び閣議にて新「防衛大綱」※が決定された同日に、細田博之官房長官が、「(日米が)共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらない」とした談話を発表し※、MDに関する対米武器輸出は三原則の枠外となることが決定した。

※コラム・ファクト7(126ページ)。

※04年3月には自民党国防部会、7月には日本経団連が見直しを提言。10月24日に最終報告を発表した小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」も禁輸緩和を求めた。

※キーワードE5(142ページ)。

※内閣官房長官談話。04年12月10日、首相官邸HP。

この発表からまもない12月14日、日米両国は、MDシステムで包括的に協力する枠組みを定めた交換公文を締結し、17日には両政府間の調整のため「上級運営委員会」を設置するなどを取り決めた了解覚書を交換した※。大野防衛庁長官らが出席した05年2月19日の日米安全保障協議委員会(SCC)では、日米共同技術研究を「共同開発の可能性を視野に入れて前進させる」ことが「再確認」されるなど※、民意不在のまま、開発段階への移行を既成事実化しようという動きのみが進んでいる。

※「共同通信」04年12月17日。

※日米安全保障協議委員会共同発表、05年2月19日。資料17(313ページ)。

D2. 形骸化した日本の「核軍縮」国連決議

04年秋の第59回国連総会第一委員会(軍縮)において日本は29の共同提案国とともに、「**核兵器完全廃棄への道程**」と題する決議案(以下、「道程決議」)を提出した(04年10月13日)※。日本が提出する核軍縮決議としては、通算11回目、「道程決議」としては5回目となるものである※。

※資料8(293ページ)に全文。

※94年から99年まで、日本は「究極的核廃絶に向けた核軍縮」という題名の決議を提出してきた。2000年5月のNPT再検討会議で「究極」の文言が批判を受けて退けられ、「核兵器完全廃棄達成への明確な約束」が合意されると、同年の第55回国連総会以来新しい題名の決議に改められた。

04年10月28日、賛成151、反対2、棄権16で第一委員会を通過した「道程決議」は、12月3日の国連総会本会議で、賛成165、反対3、棄権16の圧倒的多数をもって採択された(決議番号:59/76)。それは、日本が核軍縮決議を提出し始めた94年以来最多の賛成票数を得ての採択であった。第一委員会での採択の翌日、日本政府は、「喜ばしいことであり、大いに評価する」との外務報道官談話を発表した※。

※04年10月29日、外務報道官談話。http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/16/dga_1029.html

本会議において道程決議に反対票を投じたのは、米国、インド、パラオの3か国である。米国以外の核兵器国としては、フランス、英国、ロシアが賛成、中国が棄権した。新アジェンダ(NAC)7か国は棄権した。これら5核兵器国やNACの投票パターンは昨年と変わらない。

第一委員会において「道程決議」が採択された直後、NAC、中国、イラン、インド、ドイツ、シリア、パキスタン、米国がそれぞれ「投票に関する説明」を行った。米国の反対は、包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効を要求する「道程決議」が、ブッシュ政権の方針と相容れないというこれまでと同じ理由によるものである。一方、NACは、棄権の理由として

「NACは1995年および2000年NPT再検討会議における誓約が、完全な形で、当初合意された通りに確認されることが不可欠であると考えている。その点に関する解釈における相違が、我々の棄権の理由である」と説明し、続いて「2005年NPT再検討会議が近づいている。今こそ私たちの共通の目的に向かって進むために、先を見据えて、力をあわせるときである」と協力を呼びかけた※。反対票を投じたインドは、NPTの不平等性を強調したうえで、インドを含むNPT非加盟国にNPT加盟を求めた「道程決議」の該当部分について「非現実的であり、受け入れることは不可能である」と述べた※。

※NACを代表したボニアー・スウェーデン大使の演説。04年10月28日。

※パラサド・インド大使の演説。04年10月28日。

04年の「道程決議」は、全体として、基本的に前年の決議を踏襲したものである。新しい要素として、被爆60周年である2005年NPT再検討会議の成功の重要性などが盛り込まれているが、その他の基本的な趣旨や構造に変化はみられない。CTBTに関しては、これまでと同様、早期発効の重要性と緊急性が訴えられている。前述の通り、米国がCTBT推進政策を理由に決議に反対し続けているなかで、日本政府が**CTBT早期発効**の要求を堅持していることは評価できる。それは同時に、日本は、軍縮に関する他の問題においても、同じような米国と独立した姿勢をとりうることを示している。

日本政府は、05年5月のNPT再検討会議に向けて「核軍縮に向けた国際的機運を一層高めていくことを重視」していると述べている※。国連総会決議は、その布石として重要な意味を持つものであった。にもかかわらず、変化のない今回の「道程決議」を出した日本の姿勢に、翌春の再検討会議を睨んだ積極的意欲を見出すことはできない。それは、再検討会議に向けた戦略を持ち、新しい形の決議を提出したNAC※とは対照的な姿勢であった。

※04年10月29日、外務報道官談話。http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/16/dga_1029.html

※キーワードB3(54ページ)。

D3. 相模湾沖で PSI合同訓練を主催

※キーワードB4(56ページ)。

04年10月25日～27日、日本は、第12回目のPSI※合同訓練であるPSI海上阻止訓練「チーム・サムライ04」を主催した。同訓練には、4か国※が艦船等を提供する形で参加し、シンガポール、タイ、フィリピン、カンボジアのASEAN諸国を含む18か国※がオブザーバー参加した。シナリオに基づく海上阻止訓練と(シナリオに基づかない)乗船・立入検査に関する展示訓練との2本立てで行われた※。

※日本、米国、豪、仏。

※英、独、伊、蘭、スペイン、ポーランド、カナダ、ギリシャ、シンガポール、ロシア、トルコ、スウェーデン、ニュージーランド、タイ、フィリピン、カンボジア、ポルトガル、ノルウェー。
※http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/samurai04_gh.html

まず、シナリオに基づく海上阻止訓練は、25日に事前会合、26日に実際の訓練が相模湾沖で開催された。同訓練が想定したシナリオとは、日本でのテロ攻撃計画との関連で、日本国籍船舶の容疑船舶が米国籍の容疑船舶からサリン関連物質と疑われる貨物の積み替えを行おうとしているのを、PSI参加国の協力を得て阻止するというものである。日本国籍船舶への乗船・立入検査は、日本の海上保安庁が実施し、米国籍船舶への乗船・立入検査は、米国より要請を受けた豪、仏との協力の下、米海軍、沿岸警備隊、及び豪、仏海軍が参加して実施された※。

※米国からは、米海軍フリゲート艦バンデグリフト、米国沿岸警備隊LEDET乗船チームが参加(http://www.state.gov/t/np/rls/fs/37371.htm)。豪からは、豪海軍フリゲート艦アルンタ及び豪税関乗船・捜索チームが参加(http://www.defence.gov.au/minister/Hilltpl.cfm?CurrentId=4280)。
※http://www.jda.go.jp/

次に、(シナリオに基づかない)乗船・立入検査に関する展示訓練は、27日に横須賀港内で米・豪・仏とともに実施された。目的は、海上阻止活動の重要な一部をなす乗船・立入検査に関する技量を相互に展示するためとされている※。

日本は、海上保安庁と自衛隊が艦船、航空機を派遣した。まず、海上保安庁は、シナリオに基づく海上阻止訓練のみに、

船舶5隻※、航空機3機(固定翼機1機、ヘリコプター2機)、人員200名を派遣した※。これに対して、自衛隊は、シナリオに基づく海上阻止訓練に護衛艦「いかづち」、P-3C対潜哨戒機1機、SH-60J対潜哨戒ヘリ1機、E-767・AWACSを派遣し、展示訓練には、護衛艦「しらゆき」を派遣させ、人員約380名を動員した※。自衛隊からは海上自衛隊のみならず、航空自衛隊からの参加もあったことが分かる。

※ヘリコプター2機搭載型巡視船1隻、大型巡視船1隻、高速特殊警備船1隻、小型巡視船1隻、航路標識測定船1隻。
※http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h16/k20041018-2/index.html

※同上。

このように日本主催のPSI合同訓練が2本立てとなったことの大きな一因としては、海上保安庁と海上自衛隊の役割分担に関する妥協があったと考えられる※。すなわち、海上自衛隊が航行中の船舶に乗船・立入検査を行うためには、平時では自衛隊法第82条に基づく海上警備行動の発令の場合など、大きく3つのシナリオ※があるが、PSIで基本的に想定されている平時においては、乗船・立入検査の権限が認められているのは、第一義的には、海上保安庁である。つまり、平時において海上警備行動が発令されるためには海上保安庁が対応できない状況が生じることが必要であり、これは過去に2回しか発動されたことがない※。したがって、海上自衛隊としては、乗船・立入検査を行いたかったにもかかわらず、平時とは言え、海上警備行動の発令は国際的な緊張関係が一定程度に高まる事態が前提となることから、シナリオに基づく海上阻止訓練での乗船・立入検査が認められず、やむを得ず、別途、単なる技術的向上を目的とする展示訓練を開催したものと見られている。

※「朝日新聞」04年10月11日。

※他の2つのシナリオは、周辺事態では船舶検査活動法に基づく場合、又は武力攻撃事態では外国軍用品等海上輸送規制法に基づく自衛権行使の場合。

※99年3月の能登半島沖の北朝鮮工作船2隻による領海侵犯事件、及び04年11月10日の沖縄先島群島周辺海域の中国潜水艦による領海侵犯事件の2例。

この日本主催のPSI訓練については、米国は、「潜在的な拡散者に対して大量破壊兵器の拡散が容認されないことを示した」として評価したが※、北朝鮮は、訓練前には「日本当局が米国の対朝鮮孤立封鎖政策に追従して、私たちの共和国を狙った『海上合同訓練』を主催しようとすることは朝日平壌宣言の精神に明確に背馳する。」※、訓練後には、「対朝鮮包囲網を形成してわが共和国を何としても力で圧殺するための無謀な北侵予備戦争だ」と非難した※。

※ボルトン米国務次官発言、04年10月27日。http://www.state.gov/t/us/rm/37480.htm

※「労働新聞」04年10月15日。

※「労働新聞」04年10月28日。

D4. ミサイル防衛、配備にすすむ

米国が開発したミサイル防衛（MD）システムの導入を決定※した日本は、06年末を予定した配備開始に向け準備を進めている。日本が追求するMDシステムとは、①自衛隊が保有している**4隻のイージス艦への海上配備のスタンダード・ミサイル3（SM-3）**の搭載（上層の防衛を目的とする）、②地上配備の**地対空ミサイルパトリオット3（PAC-3）**の配備（下層の防衛を目的とする）の2段階からなる「**多層防衛システム**」である。加えて、日本の計画には、指揮統制・通信システムとしての「自動警戒管制組織」（バッジ・システム）の性能強化、弾道ミサイルを捕捉する地上配備型の「警戒管制レーダー」（FPS-XX）の導入なども含まれる。これらの構想は、04年12月10日に決定された新しい「防衛計画の大綱」別表と「中期防衛整備計画」に盛り込まれた。05年度の予算には、MD関連として1,198億円（昨年比130億円増）が計上された。うち、1,188億円がMDシステム配備の費用である※。

※「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（03年12月19日閣議決定）。

※防衛庁「平成17年度防衛力整備と予算の概要」、防衛庁HP。http://www.jda.go.jp/

配備開始に向けて政府が着手した課題の一つが、弾道ミサイルを運用する手続きの簡素化を目指した法的枠組みの整備であった。現行の自衛隊法では、首相が迎撃命令を発するためには閣議と安全保障会議による「防衛出動」決定が必要とされており、緊急対処における不備が指摘されていた。

政府は、05年2月15日に**自衛隊法の改正案**を閣議決定した※。改正案は、「兆候」の有無によって、対処法を2つのケースに分けることを定めた。すなわち、①弾道ミサイルが飛来

※大野防衛庁長官会見概要。05年2月15日、防衛庁HP。

する兆候がある場合は、首相の承認を得て防衛庁長官が迎撃を指示する。一方、②他国による攻撃宣言など明確な兆候がつかめないまま緊急の事態が起こった場合は、防衛庁長官は首相の承認を得ずとも、対処措置を定めた事前作成の「緊急対処要領」に基づいて迎撃を命じることができるとした。

この改正は、自衛隊の現場指揮官が迎撃の判断を行うことを可能にするものであり、「文民統制（シビリアンコントロール）」が形骸化しかねないとして国会のなかでも懸念の声が強い。また、判断の際の情報源として、米国の偵察衛星など軍事技術に依存しなければならないことから、憲法の禁ずる集団的自衛権の行使へと踏み込んでいくという問題もある。

加えて疑問視されているのが、地上から発射するPAC-3の有効性である。改正案のなかには、PAC-3を配備するために民有地などを借り上げる「陣地構築」（用地確保）が盛り込まれなかった。PAC-3の防御範囲は半径数十キロ程度であり、迎撃に備え発射態勢を取るためには基地の外に間隔を置いて発射機を並べることになるが、そのための用地確保に必要な法整備が不備であることが指摘されている※。そもそも、PAC-3の設置個所をめぐる「不平等」問題についても国会では十分な議論が行われていない。全国に6個ある空自高射群のうち、現在PAC-3の配備が決定しているのは3個高射群のみである。そのうち、首都圏の防空を担当する4つの高射隊―習志野（千葉）、入間（埼玉）、武山（神奈川）、霞ヶ浦（茨城）―を配下に持つ入間基地の第1高射群は確定しているが他の2個高射群は、未だ配備先が特定されていない※。それ以外の地域の「守れない人たち」をどう考えるかの問いに、大野防衛庁長官は、「（PAC-3は）機動的に移動、展開可能なシステム」としたうえで、「そのときの状況に応じて適切な位置に配備していきたい」と答弁した※。

※『東京新聞』05年2月16日。

※『東京新聞』04年12月24日。

※05年2月24日、衆議院安全保障委員会での大野防衛庁長官の答弁。

D5. 再処理とプルトニウム利用に固執

日本の原子力政策を方向付ける「**原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画**」（以下、長計）を改定する作業が04年6月に始まった。1956年に最初の基本計画ができてから、今回は10回目の改定となる。この改定作業の中で最大の関心事は日本の核燃料サイクル政策、すなわち、プルトニウム※利用政策の扱いであった。同政策への批判の高まりに加えて、非核兵器国の中で最大の規模になる**六ヶ所再処理工場**の建設が大詰めを迎えていたからである。

※コラム・ファクト6（125ページ）。

今回の改定作業では核燃料サイクルに関して総合評価を行ったが、これは長計の歴史の中で初の試みだった。その評価項目は10項目ほどあり、中に経済性や核拡散の観点からの評価も含まれていた。評価結果からはプルトニウム利用は経済性がないことが明らかになった。日本が今から大規模な再処理に進むことが他の国を再処理へと駆り立てる懸念はまったく考慮されることがなかった。そして、わずか5ヶ月ほどの議論の後に、従来どおりの核燃料サイクル政策を踏襲する「中間取りまとめ」を発表した※。

※04年11月17日。原文は、http://www.jaif.or.jp/ja/news/2004/1117nfc.html

「中間取りまとめ」を受けて三村申吾青森県知事は再処理工場で劣化ウランを利用した機能試験入りを了解し、12月からウラン試験が始まっている※。

※同再処理工場の所有・運転者である日本原燃㈱が発表した計画では、05年12月から実際の使用済み燃料を使った総合機能試験に入ることになっている。

燃料にプルトニウムを利用しながら、消費した以上のプルトニウムを生産することを目指す高速増殖炉はかつて「夢の原子炉」と呼ばれたが、この開発は技術的に極めて困難で、

経済性を含めて考えると、実用化の見通しのないことが明らかになってきた。そこで、ほとんどの国が増殖炉開発路線から撤退した。ところが、日本は計画を放棄していない。

実用炉の二段階前の高速増殖原型炉が「もんじゅ」である。同炉は95年にナトリウム漏洩火災事故を起こして以来止まっているが、05年2月、西川一誠福井県知事が地域振興策と引き換えに、もんじゅの運転再開に向けた改良工事を認めた。現在、その準備作業が進められている。

高速増殖炉の実用化の見通しがないことから、プルトニウムを原発の燃料として利用するプルサーマル計画が出てきた。98年になって、電力各社はこの海外再処理分※のプルサーマル計画を発表した。2010年までに40トンほどのプルトニウムを消費する計画である。しかし、根強い反対運動、イギリスでのプルサーマル燃料の品質保証データ偽造事件、東電のトラブル隠し事件などの影響で、どの原発でも実施されていない。一方、六ヶ所再処理工場の稼動から得られるプルトニウムの利用計画は発表されてすらいない。「プルトニウム余剰を持たない」という日本の国際公約が守られるのか、疑問が投げかけられている。

※日本で最初の再処理工場（茨城県東海村）は、1971年から工事に入ったが、アメリカが核拡散のおそれから運転に難色を示して合意交渉は難航した。その間に、英仏への再処理契約が進められた。これによって、およそ40トンのプルトニウムが抽出される。

エルバラダイIAEA事務局長は核の闇市場の存在など2000年以降に明らかになってきた核拡散状況に対抗するために、ウラン濃縮とプルトニウム抽出のモラトリアムを含む核拡散防止策を提案している※。核拡散を止めるには、平和利用を制限することも必要になっているとの認識からだ。だが、制限は権利の侵害である、と日本を含め少なからぬ国がこれに反対している。

※キーワードB7（64ページ）。

追記：5月5日に、アメリカのNGO「憂慮する科学者同盟（UCS）」はニューヨークの国連ビル内で、核不拡散の観点から六ヶ所再処理工場の運転を無期延期することを求める声明を発表した。声明には米国の4名のノーベル賞受賞者など27名の著名人が署名している。（伴英幸）

D6. 各政党の「9条観」、出揃う

国会憲法調査会※の論議が大詰めを迎える中、各政党内の憲法論議も活発化した。各党のスタンスを端的に分類すれば、自民は「改憲」、公明は「加憲」、民主の「創憲」、共産・社民は「護憲」となる※。1年余りの主な動きを日誌で振り返ってみよう。

※キーワードD7(122ページ)。

※各党の主張の要約はデータシート7(124ページ)参照。

2004年1月28日：公明党はこの日開かれた党憲法調査会で、9条を「加憲」の対象とする方針を確認した※。これは、02年11月2日の第4回党大会で「9条堅持」を決め、環境権など新しい権利を付け加えることなどを念頭に定められた「加憲」の方針を転換するものであった。

※公明党 http://www.komei.or.jp/news/daily/2005/0129_05.html

2月27日：参院本会議で**小泉首相**は、憲法解釈上禁じられてきた集団的自衛権※の行使に関して、解釈の変更によるのではなく「正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋」と述べた※。

※キーワードE9(152ページ)。

※公明党山本香苗議員の質問への答弁。

3月18日：民主党の小沢一郎代表代行と横路孝弘副代表は、自衛隊を「憲法9条に基づいて専守防衛に徹する」、「国権の発動による武力行使はしない」としながら、自衛隊とは別に「国連待機部隊を創設」し、国連軍創設までの間多国籍軍への参加を容認する内容で基本合意に達した※。

※『朝日新聞』04年3月19日。

6月22日：民主党の党憲法調査会が憲法改正案の中間報告※を発表。9条改正を視野に(1)国連の集団安全保障活動に関与できることを明確化、(2)「制約された自衛権」の明記、(3)国連主導の活動でも自衛権発動の場合も武力行使は抑

※http://www.dpj.or.jp/seisaku/sogo/image/BOX.SG0058.pdf

制的にする(専守防衛)、ことなどを打ち出した。

12月4日：自民党は党憲法調査会の憲法改正草案の大綱素案を撤回し※、新たに「新憲法制定推進本部」の下に「起草委員会」を設置、改憲の現実性、民主党との協調路線も探る方向を打ちだした。

※衆院の優越性の強化を盛り込んだ大綱素案に参院側が反発したことなどが撤回の大きな要因とされている。『毎日新聞』04年12月5日。

12月6日：陸上自衛隊幹部が自民党の中谷元・憲法改正案起草委員会座長(元防衛庁長官)からの要請で、軍隊設置・集団的安全保障の容認・国民の国防義務などを盛り込んだ憲法改正案を提出していたことが明らかになった※。共産・社民は、「明らかに文民統制から逸脱した行為。断じて容認できない」(社民党又市征治幹事長)などと強く批判した※。12月24日の防衛庁の調査報告は、「個人的行為であり、シビリアンコントロールの逸脱の恐れもない」とした※。

※『朝日新聞』04年12月6日。

※『共同通信』04年12月6日。

※『毎日新聞』04年12月25日。

05年1月27日：民主党・鳩山由紀夫元代表は「侵略戦争の否認」「大量破壊兵器の不保持」を謳う一方、自衛軍の保持を明記、国連への平和維持・創造活動への積極的参加を打ち出した改憲試案を発表した※。

※『共同通信』05年1月29日。

3月10日：社民党は「憲法をめぐる論議についての論点整理」※を取りまとめ、9条を見直す必要はないと結論づけた。

※http://www5.sdp.or.jp/central/topics/kenpou0310.html

4月4日：自民党の新憲法起草委員会※は「各小委員会要綱」※をまとめ、9条2項(戦力の不保持)を全面改正し「自衛のために自衛軍を保持する」ことを明記する一方、「国防」を、国民に対強制力のある強制可能な「義務」ではなく「責務」と位置づけた。

※委員長：森喜朗元首相、小委員会委員長は中曽根康弘元首相(前文)、宮沢喜一前首相(天皇)、福田康夫前官房長官(安全保障及び非常事態)ら。

※http://www7.ocn.ne.jp/~tomoni/kaiken/youkou,O,T,O,S.htm。集団的自衛権については、安全保障基本法で別途定める方針。

4月15日：衆議院憲法調査会が最終報告書※を可決承認。

※キーワードD7(122ページ)。

4月20日：参議員憲法調査会が最終報告※を可決承認。

※同上。

4月25日：民主党憲法調査会は「憲法提言」に向けた論点整理※を発表し、国連の枠組みの中での集団安全保障への参加などについて、「参加に係わる具体的基準などは改めて検討・審議する」とした。

※『共同通信』05年4月25日

D7. 調査会報告―
衆院は9条改憲、参院は両論併記

※衆院HP:
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm
参院HP:http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/

※1957年に内閣に「憲法調査会」が設けられたことがある。同調査会は64年に内閣及び国会に報告書を提出、65年に廃止された。

※憲法調査会設置に関する申し合わせ(99年7月23日参議院議員運営委員会理事会)。

憲法調査会※は、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査」を行うため、1999年11月の国会法改正にもとづき、2000年1月20日の第147国会の召集日に衆参両院に設置された。日本国憲法の下で、初めて国会に置かれた調査会※である。設置にあたって確認されたのは、①憲法調査会には、**議案提出権**がないこと、②調査期間はおおむね5年程度を目途とすること、③会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する、の三原則である※。

設置以来、衆院は述べ77時間、参院は60時間の独立した審議と、それぞれに中央と地方での公聴会、海外視察などを行ってきた。そして、最終報告書が、05年4月15日に衆議院憲法調査会で、同4月20日には参議員憲法調査会で、それぞれ別個に賛成多数で議決された。衆院は本文672ページ、参院は本文249ページの長大な文書であり、各条項に関する議論をまとめてある。

報告書の編集方針は衆院と参院で異なる。

衆院は委員の意見を論点ごとに類型化した上で、「概ね5年間の調査を通じて多く述べられた意見についてはその旨を記す。なお、これは、憲法調査会の意思決定による多数を意味するものではない」という方針で編集されている。一方参院の報告書は、意見を次のように分類している。①共通の認識が得られたもの:5党で意見が一致している意見。党または党内の一部に若干の異論がある認識については「おおむね」を付する。②すう勢である意見:自民、民主、公明の3党がおおむね一致した意見。③意見がわかれた主要なもの:自民、民主、公明の3党においても意見が一致しなかったもの。

本書の主要な関心である、憲法の平和主義及び9条に係る主要な論点について、衆参報告書の要点を下記囲みにまとめた。

焦点の自衛隊については、**衆院報告書**が「必要最小限の自衛権の行使」まで容認するとともに、自衛権と自衛隊を認めるよう「**何らかの憲法上の措置をとることを否定しない**」として改憲にまで踏み込んでいるのに対して、**参院報告書**は憲法改正は「**意見が分かれた**」として**両論併記**にとどまっているのが大きな違いである。

「自衛隊と改憲」は、いよいよ政治的「タブー」から現実政治の選択の問題へとフェーズを移した。現実に根ざし、かつ理想に裏打ちされた市民の平和への構想が、ますます求められる時代に、日本の市民社会は踏み込もうとしている。

平和主義と憲法9条をめぐる要点

衆院報告書

<多く述べられた意見>○9条1項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持するべき○自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認めるべき○自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない。

<意見がわかれた事項>○集団的自衛権の行使について、①認めるべきであるとしつつ限度に言及せず②認めるべきであるとしつつ、限度を設けるべきである③認めるべきではない、にほぼ三分。認める場合も憲法改正によるべきとする意見が多く述べられたが、解釈により可能との意見もあった。

参院報告書

<共通の認識>○平和主義の意義・理念を堅持すべきこと○独立国家として個別的自衛権を有すると認めること。

<概ね共通の認識>○戦争の放棄を定める第9条第1項の維持○自衛のための必要最小限の組織が必要○シビリアンコントロールが重要○国連重視だが安保理事会をはじめ改革が必要。

<意見が分かれた事項>○戦力及び交戦権の否認を定める第2項の要否○自衛のための必要最小限の組織の憲法への明文化○集団的自衛権の行使については①認める②認めない③制限的に認める、に三分。認める場合も憲法に明記すべきか、解釈で可能であるかについては、意見の対立があった。

データシート7　各政党の9条に対する見解

		戦力の保持	集団的自衛権	国際貢献・その他
自民	改憲	自衛のための戦力の保持の明記。	個別的・集団的自衛権の行使に関する規定を盛り込む。	非常事態全般（有事、テロ、大規模暴動、自然災害など）に関する規定を盛り込む。
民主	創憲	「制約された自衛権」を明記する。武力行使は最大限抑制的であることの宣言を書き入れる。	9条の平和主義を引き継ぐが、国連の集団的安全保障に関与できることを明確化。	
公明	加憲	戦争放棄、戦力不保持を堅持した上で、自衛隊の存在の明記は加憲論議の対象として慎重に検討。	国連集団安保への関与はあくまで民生中心の人道復興支援が主体。	国際貢献は加憲論議の対象として慎重に検討。
共産	護憲	自衛隊は違憲であり国民の合意で段階的に解消し、9条を完全実施する必要がある。	9条に関する軍事同盟である日米安保を廃棄し、平等な立場で日米友好条約を結ぶべきだ。	
社民	護憲	自衛隊の縮小改編と並行し日米安保は平和友好条約へ。	米軍支援海外派兵や多国籍軍参加に至った自衛隊の現状は違憲。北東アジア総合安保機構を創設。	国際協力は非軍事で。

（朝日新聞2004年11月2日をもとに作成）

コラム・ファクト6　プルトニウムと核兵器

プルトニウムは自然界にはない元素でグレン・シーボーグらによって、1940年に発見された。発見は秘密にされて原爆開発に利用された。1945年8月9日に長崎で炸裂して多数の命を奪ったのがプルトニウム型原爆である。

原子力発電の使用済み燃料は、プルトニウムの質量数が238～242までの5つの同位体で構成されているといってよい。これらの同位体のうち、プルトニウム239の割合が93％以上を兵器級プルトニウム、80％以下のものを原子炉級プルトニウムと呼んでいる。日本の原子力発電は軽水炉が主流であるが、この原子炉の使用済み燃料には、およそ1％のプルトニウムが含まれている。使用済み燃料を化学的に処理してプルトニウムを取り出す作業は再処理と呼ばれる。

日本では、原子炉級プルトニウムは核兵器製造に使えないかのように説明する傾向が今もあるが、原子炉級プルトニウムでも核兵器の製造が可能であるというのが世界の常識である。

コラム・ファクト7　日本の武器輸出に関する政策

1. 武器輸出三原則(1967.4.21)

武器輸出三原則とは、次の三つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

(1)共産圏諸国向けの場合

(2)国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合

(3)国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

[佐藤総理(当時)が衆院決算委(1967.4.21)における答弁で表明]

2. 武器輸出に関する政府統一見解(1976.2.27)

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

(1)三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。

(2)三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

(3)武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

[三木総理(当時)が衆院予算委(1976.2.27)における答弁において「武器輸に関する政府統一見解」として表明]

(注)わが国の武器輸出政策として引用する場合、通常、「武器輸出三原則」(上記1.)と「武器輸出に関する政府統一見解」(上記2.)を総称して「武器輸出三原則等」と呼ぶことが多い。

3. 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話(1983.1.14)

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

1　日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。

2　政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則(昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。)によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術(その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。)を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。

3　なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。

コラム・ファクト8　日本の核の基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則／2. 核軍縮への努力／3. 米国の「核の傘」への依存／4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる**非核三原則**※でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、**核軍縮の点にわれわれは力を注ぐ**つもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づく**アメリカの核抑止力に依存する**。これが第三の決定であります。

第四に、**核エネルギーの平和利用**は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

コラム・ファクト9　日本の国防の基本方針

国防の基本方針（昭和32年5月20日国防会議及び閣議決定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

(1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。

(2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。

(3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。

(4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

E1. 在韓米軍の再編進む、摩擦も表面化

在韓米軍※の削減と再編は、米軍の世界的再編※の最大の焦点の一つである。

※兵力35,584人。内訳：陸軍26,782人、空軍8,305人、海軍407人、海兵隊90人（米国防総省データ・2000年3月現在）

※特別記事1（219ページ）参照。

04年6月7日、米国政府は、**未来米韓同盟政策構想会議**（FOTA）の冒頭に、米軍再編の必要性を説明するとともに在韓米軍約3,000人のイラク派遣と、05年末を目標とした約12,500人の削減の方針を韓国政府に正式に伝えた。これに対して韓国側は、交渉の基本原則として、①米韓同盟の枠組み維持、②朝鮮半島の安保状況を考慮、③米韓の連合防衛能力維持、④韓国経済に影響を与えない—などを前提にしなくてはならないとの考えを示した※。韓国政府は、削減規模については合意したものの、05年末という期限は早すぎるとして、1年以上延期するよう要求、協議を重ねた結果、04年10月初旬には、削減期限を05末から3年遅らせて08年末までとすることで合意が成立した。ソウル市中心部にある**竜山**（ヨンサン）基地※と38度線付近に展開している**陸軍第2師団**※のソウル南方の平沢（ピョンテク）への後方配置は08年中に完了する※。兵力削減は、イラク派遣部隊を含む5,000人は04年中に削減、05～06年に5,000人、07～08年に2,500人と3段階で行なわれる※。ラムズフェルド国防長官は議会証言で、ソウル中心部の一等地を占める竜山基地は、米軍駐留が歓迎されない場所の代表例であると、移転の理由を説明した※。

※「共同通信」04年6月7日ほか。

※ソウル中心部の約85ヘクタールを占める。在韓米軍司令部、米韓合同軍司令部、国連軍司令部、米陸軍第8司令部が駐留している。

※兵力約14,000人。非武装地帯（DMZ）に近い東豆川（トンドゥチョン）、議政府（ウィジョンブ）に駐留。有事の際に最初に戦闘に突入することから、米国の韓国防衛公約の象徴的存在と見なされてきた。

※『毎日新聞』04年10月4日。

※米国防省発表。http://www.defenselink.mil/releases/2004/nr20041006-1356.html

※04年9月23日、上院軍事委員会での証言。http://armed-services.senate.gov/testimony.cfm?wit_id=187&id=1313

この削減は、東アジアにおける米軍の展開能力全体を低下させないことを前提に進められる。そのためにはこれまで「韓国防衛」を唯一つの任務としていた在韓米軍を再定義する必要がある。その一環として、米国防総省は05年1月、台湾有事などに朝鮮半島外に派遣することを想定した**緊急展開部隊の配置**、米本土部隊の短期駐留などの方針を固めたと報じられた※。これらの動きは、在日米軍の再編と連動して、今後いっそう本格化するであろう。

※「共同通信」05年1月14日。

部隊の削減に伴い、基地の返還も加速されている※。

※04年7月24日の韓国国防省の発表によれば、すでに2010－11年に返還が合意されている釜山（プサン）、春川（チュンチョン）、坡州（パジュ）、議政府（ウィジョンブ）にある9基地の返還を05年に前倒しするとともに、返還対象も追加され17基地となった（『朝日新聞』04年7月24日）。

この劇的な変化の中で、韓国政府及び軍の「**自主国防**」志向をさまざまな形で顕在化してきた。韓国国防省が05年2月4日に発表した「2004年国防白書」は、朝鮮半島有事における米軍の増援を前提としつつ①米軍との連携強化、②装備の近代化による抑止力強化、③軍の構造改革、を3本柱とする「自主国防」方針を示した※。また現在の約69万人の兵力を08年までに約4万人削減する方針も示されている※。国防費増額の中での兵力削減は、装備の近代化と運用の効率化を目的とするものだ。

※「共同通信」04年2月4日。

※「共同通信」05年1月11日。

一方、**米韓政府間の「不協和音」**も表面化している。最大の問題は韓国による米軍駐留経費負担額※の削減問題である。韓国側が米軍再編に伴う移転費用53億ドルの負担を理由に、今後数年間にわたる負担額削減を提案し、これに反発した米国は、韓国人労働者1,000人のレイオフと、韓国企業との契約の20％削減をほのめかした。これには駐留米軍労働組合がストライキを辞さずと強く反発している※。

※04年の負担額は6億2,000万ドル余りで駐留経費総額12億ドルの半分に当たる。

※『スターズ・アンド・ストライプス太平洋版』05年1月21日及び4月6日。

作戦計画の面でも米韓間には摩擦が生じている。米国が04年末に提示した「作戦計画5029」と呼ばれる朝鮮有事の米韓共同作戦計画に対して、韓国の国家安全保障会議（NSC）は作成中止を要請した。作戦が北朝鮮政権内部の混乱事態においても発動されることは、戦争を招くとともに、「韓国の主権行使に重大な障害になる」というのが理由である※。

※『産経新聞』04年4月16日ほか。

E2. 「米軍再編」にゆれる座間と横田

「米軍再編」※の波が、首都圏の二つの在日米軍基地を抱える地域を直撃している。神奈川県座間市と相模原市にまたがるキャンプ座間※と東京都福生市、武蔵村山市、立川市、昭島市、羽村市、瑞穂町にまたがって広がる横田基地※である。いずれも司令部の再編問題である。

キャンプ座間への移転が問題となっているのは**陸軍第1軍団司令部**である。現在はワシントン州フォートルイスにある同司令部は、インド洋・太平洋全域への陸軍部隊の緊急展開・戦力投射を指揮している※。この司令部の座間への移転は、日米安保条約の第6条＝極東条項を大きく逸脱するものであり、議論の的になってきた。

地元の座間市、相模原市は、基地の早期返還を長年にわたって求めてきた立場からこの計画に強く反対している。座間市では、04年11月16日、市、市議会、市自治会連絡協議会が「キャンプ座間米陸軍第1軍団司令部移転に伴う基地強化に反対する連絡協議会」を結成し、相模原市の「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会」と連携しながら、国への要請、署名運動、市役所のバルコニーや駅頭、公園への横断幕、懸垂幕の設置、ポスターの掲示、集会の開催など市をあげての反対運動を繰り広げている※。座間市長は05年4月6日、1959年夏以来行ってきた米軍「日米親善盆おどり大会」の共催を取りやめると明らかにした。神奈川県も「神奈川県基地関係市連絡協議会」※や「渉外知事会」※を通して「情報提供と地元意見の尊重」を政府に求めている。05年2月19日には市民団体「米第1軍団を歓迎しない会」※が主催した「キャンプ座間包囲行動」には冷たい雨の中2,600人が参加し「人間の鎖」で基地を取り囲んだ。05年4月13日には、日本政府が司令部受け入れを決めたと報道された※。しかし細田官房長官は同日の定例記者会見で即日この報道を否定した※。最終決着は年内といわれている。

一方、**横田基地**の再編案の最新情報は概ね次のような内容である。**①第5空軍司令部の現要員240人の内20人をハワイ・ヒッカム基地に移転**する。**②航空自衛隊の航空総隊司令部（東京都府中市）を横田に移転し日米共同使用**とする。③同時に民間航空機の乗り入れも認め、**軍民共用化**する※。これにより米軍横田基地の位置づけは相対的に低下するものの、日米共同使用によって横田は日米の相互運用＝軍事一体化の現場となる。これは、04年3月の「2+2協議」の合意事項を実行に移すものだ※。

「軍民共用化」は、成田、羽田を補う「首都圏第3空港」として、東京都の石原知事が以前から要望していた※。日に15便程度の発着という政府の構想はすでに米政府に伝達済みと報じられている※。しかし、飛行コース下の瑞穂町をはじめとする自治体や住民は、現在よりもかえって騒音が激化すると反発を強めている。



「相模原市米軍基地返還促進市民協議会」のポスター

※特別記事1（219ページ）参照。

※面積235ヘクタール。在日米陸軍、第9戦域軍の司令部として本土と沖縄に展開した陸軍を統括し、主に後方支援業務の運用、管理をしている。実戦部隊は配置されていない。

※面積714ヘクタール、南北約4.5キロ、周囲約14キロの広大なスペースを占める。在日米空軍司令部、第5空軍司令部、第374空輸航空団等が駐留。極東地域の空輸拠点（ハブ）としての役割を果たしている。

※http://www.lewis.army.mil/

※基地問題のHPは、
http://www.city.zama.kanagawa.jp/（座間市）
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/profile/syougai/syougaitop.html（相模原市）

※横浜市、横須賀市、相模原市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の9市と神奈川県で構成。会長は神奈川県知事。

※キーワードG11（196ページ）。

※http://www.ne.jp/asahi/gundan/kangei-sinaikai/ 同会は、ラムズフェルド国防長官へのハガキ運動に取り組んでいる。連絡先：046-253-8888伊澤。

※「朝日新聞」05年4月13日。

※「神奈川新聞」05年4月14日。

※「共同通信」05年4月5日。

※日米安全保障協議委員会共同発表（04年2月19日）。資料17（313ページ）

※www.chijihon.metro.tokyo.jp/kiti/minkan/minkan.htm

※「NHKニュース」05年4月14日。

E3. 緊迫する辺野古の「ちゅら海」

※沖縄語で「美しい海」。

サンゴ礁が広がる「ちゅら海」※に緊張が高まって1年がたつ。

※キーワードG8(190ページ)。

沖縄県中北部の太平洋に面する名護市辺野古沖への海上基地建設問題は、1996年12月のSACO最終合意で、代替基地建設を条件に7年以内に普天間基地※を返還すると決定されたことに始まる。99年には、美しいサンゴ礁を埋め立て、幅600メートル・長さ2,600メートルの滑走路を有する「軍民共用空港」を建設する計画が閣議決定された※。

※1999年12月28日閣議決定。

SACO合意の7年の期限が切れた03年12月になっても、普天間代替基地の目途はたっていなかった※。米政府は、稲嶺知事からの15年使用期限の強い要求などもあり、あまりに時間がかかることに業を煮やした。04年7月頃から、普天間基地の下地島空港や岩国への分散移転や嘉手納基地への統合案、あるいは「代替施設の建設を普天間返還の条件としない案」など、辺野古への新基地建設を見直そうという米側の動きが報道されるようになった。しかし、地元経済界の根強い建設要求の声※もあり、日本政府は、依然、辺野古海上基地に固執している。

※本イアブック04年版・キーワードD5(204ページ)参照。

※例えば、『沖縄タイムス』05年4月27日。

04年4月、那覇防衛施設局は、建設予定海域で海底ボーリング調査を開始しようとした。沖縄県は那覇防衛施設局から提出された辺野古海域の米軍新基地建設を目的にしたボーリング調査に関する「公共用財産使用協議書」に4月7日には同意していた。4月19日未明、那覇防衛施設局はボーリング調査のための資材置き場建設を強行しようとした。しかし、急を聞いて駆けつけた地元の人々やヘリ基地建設反対協議会などの行動によって工事着工は阻止された。それ以後1年を経た05年4月末においても、地元の人びとを中心にした座り込みと海上での阻止行動が、早朝から夜まで、一日も休むことなく続けられている。そして度重なる防衛施設局の工事着工の動きは阻止されてきた。ヤマト(本土)からも沢山の市民が応援にかけつけている。

埋め立て予定のサンゴ礁の浅瀬には、絶滅の恐れが危惧されている、天然記念物ジュゴンのえさになる海草がしげる藻場がひろがっている。そこでは、ジュゴンの食み跡(海草を食べたあとにのこる溝)が、何度も発見されており、この海域はジュゴン生息の北限であるとされている。世界自然保護基金※は、2度の声明※を出し、ジュゴン生息地の破壊に警告を発した。

※日本委員会HP http://www.wwf.or.jp/

※「沖縄のジュゴン生息地の保全および普天間飛行場代替施設建設計画の見直しを求める声明」(04年4月26日)など。

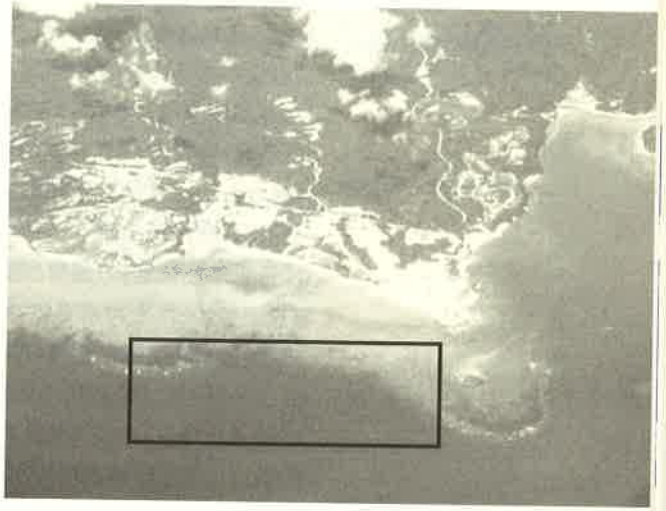
12月27日、ボーリング地質調査によってサンゴ礁34カ所と岩礁4カ所が破壊されていることが防衛施設局が11月から12月にかけて行った調査の報告書によって確認された※。同じ日に、地元住民ら68人は国を相手に調査の差止めを求めて訴訟を起こした※。また米文化財保護法を利用して日米の自然保護団体が起こした「ジュゴン保護訴訟」は、05年3月2日に実質審理に入った※。

※『琉球新報』04年12月28日など。

※『琉球新報』04年12月27日。

※『琉球新報』05年3月4日。

05年4月21日午後には名護市嘉陽沖を悠々と泳ぐジュゴンが日本テレビヘリから撮影された。また3月上旬にもパラグライダーから撮影されており、現在もジュゴンが生息していることが確認されている。



ジュゴンのすむ沖縄県辺野古の海。今、巨大な海上基地(長方形で示す)が作られようとしている。(写真提供:ジュゴン保護キャンペーンセンター)

E4. 沖国大ヘリ墜落事故と地位協定の「暗部」

05年2月27日の**日米合同委員会**の分科委員会は、04年夏に宜野湾市で起きた海兵隊ヘリ墜落事故に関する「事故報告書」をまとめた。この事故は8月13日午後2時18分、大型輸送ヘリCH53Dが普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学1号館（3階建て）屋上に衝突、墜落・炎上したものである。事故原因について、報告書は米軍の調査報告書を踏襲して、油圧システムのボルトを固定する「コッターピン（くさび）」が装着されていなかったため後部ローター（回転翼）が外れたと断定した。この整備ミスの理由としては、イラク派遣の部隊展開準備のための長時間勤務で整備員が睡眠不足になったことなどを指摘し、「決められた整備手順が守られていなかった」と結論付けた※。

※「毎日新聞」05年2月17日他。

白昼の市街地を襲ったこの事故は、人々に基地と背中合わせに暮らすことのリスクをあらためて思い知らせた。伊波洋一宜野湾市長が「これまで大事故が起こっていないことが奇跡である」と基地返還を直訴した直後に起こったこの事故が同時に浮かび上がらせたのは、米軍側の一方的で**差別的な「日米地位協定」の運用と越権行為**、そして日本政府の主権意識を欠如した対米姿勢であった。

事故直後の米軍の越権行為を要約すれば次のとおりである。①米軍がただちに現場を封鎖し沖縄県警捜査員に立ち入りをさせなかった、②県警の合同現場検証の申し入れを拒否した、③宜野湾市消防本部からの火災調査実施要請を拒否した、④県警からの「検証嘱託」※の要請を拒否した、⑤機体の撤去のために所有者（沖縄国際大学）の同意なしに樹木を伐採した、さらには⑥報道を規制し、フィルムを没収しようとした等々である。8月27日に在日米大使館で行われた「経緯説明」※において、米軍高官は「日米政府間の地位協定に基くものだ。同協定によれば事故の後の残骸を取り扱う一義的な権限は米国政府にある」と回答した。しかし、日米間のいかなる取り決めも、このような優越的権限を米軍に与えてはいない。「ここは日本なのかという思いだ」※という沖縄県警幹部の発言は、沖縄の「怒り」を代弁するものであった。

※「日米地位協定の実施に伴う刑事特別法」第13条によれば、日本の警察は、米軍財産などに関する捜索、差し押さえ、検証などを米軍に嘱託して行うことができる。

※http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20040827-6.1.html

※「毎日新聞」04年8月18日。

1988年1月29日に施行された「**航空機事故等に係る緊急措置要綱**」※では、現場保存、交通整理・立ち入り制限の「主務機関」は警察とされている。米軍の行動も「経緯説明」も、この原則に反することは明白である※。のちに、米軍の対応が「地位協定に照らして間違いだった」という米軍高官の発言が報じられた※が、公式の釈明はなされていない。

※全文は、http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home13/kanabei1.pdf

※過去の三つの事故では米軍は「合同検証」に応じている。①九州大学へのF4ファントム墜落（68年）、②横浜市でのF4ファントム墜落（77年）、愛媛県伊万里市でのヘリ墜落（88年）

※「東京新聞」04年9月1日。

政府は、「事故の再発防止」を繰り返す一方「地位協定の運用改善について米国と協議する」としながらも、現に行われた合意違反に対しては言及しないという姿勢であった。

この事故と米軍の対応に対して宜野湾市※と沖縄県内の自治体議会※は相次いで強い抗議の意思を表明した。これら声明や決議はいずれも「事故原因が究明されるまで同飛行場所属機の飛行の停止」を求めた。しかし、10月14日には事故機の同型機の飛行が再開された。宜野湾市は「断固抗議し、即時中止を求める」と電話で抗議した※。

※キーワードG8（190ページ）。

※04年9月5日の県市議会議長会決議は、「日本の主権を侵害するもの」と米軍を糾弾した。（「沖縄タイムス」04年9月5日）

※「沖縄タイムス」04年10月15日。

この事件は、沖縄の「普天間返還」の世論を一層高めると同時に、「日米地位協定見直し」を求める自治体の声をあらためて全国に広げる契機となった。しかし、事故を受けての協議の結果日米政府が示したのは、きわめて不満足な「**運用見直し**」の指針であった※。

※キーワードG14（204ページ）。

フォローアップ
コラム2

米軍基地と市民生活

米軍による、住民の生活と安全を脅かす事故・事件が相変わらず後を絶たない。04年1月から、05年4月までの期間におこった**米軍機の事故**（墜落・予防着陸、部品落下、部品遺失）の一覧（外務省調べ）をデータシート8（140ページ）に示す。最大の事故は、04年8月13日に発生した米軍ヘリの沖国大墜落事故※であろう。この他主なものだけでも、FA18ホーネットの機体部品落下事故（沖縄県北谷町、6月15日）、F15の空中接触事故（沖縄近海、10月4日）※ に、F15の補助翼下端落下事故（沖縄本島沖、12月21日。この事故は前出の外務省データから欠落）が発生している※。米海軍厚木基地に配備されている空母艦載機も、04年12月7日（発見）と05年4月14日（発生）の2度にわたり、部品落下事故を起こした。

※キーワードE4（136ページ）。

※「琉球新報」04年10月5日。

※「琉球新報」04年12月22日。

05年2月17日、**新嘉手納爆音訴訟**の第一審判決が那覇地裁で出された※。裁判長は国が原告3,881人に対して約28億円を支払うように命じた。しかし、他の基地騒音訴訟ではW値（うるささ指数）75以上の地区について、過去の損害に対する賠償を認める判決が定着してきているにもかかわらず、同判決ではW値85以上の地区でしか損害賠償を認めなかった点で、大きな問題を残した。原告団は2月24日に福岡高裁那覇支部に控訴した。

※「琉球新報」05年2月17日。

国と普天間基地司令官とを相手に損害賠償を求めてきた普天間爆音訴訟（02年提訴）では、分離審理された司令官への請求について、04年9月16日、住民側の請求を棄却する第一審判決が出され※、住民側は控訴した。新横田基地公害訴訟（96年提訴）は、04年12月8日に第二審が結審した。

※「琉球新報」04年9月16日。

同訴訟と同時に出された米国への損害賠償請求は、12月27日に却下された。

一方、防衛施設庁は03年から、騒音区域認定の基準となるW値分布の見直しに着手している。その結果は、各地の騒音訴訟にも影響を与える可能がある※。

※「核兵器・核実験モニター」第231号（05年4月1日）。

環境汚染も相ついで明るみになった。04年10月6日、米海軍横須賀基地では廃油380～760リットルが流出しているのが発見された※。03年に米軍から返還された沖縄県のキャンプ桑江跡地では、04年11月に油汚染※が、05年2月には、銃弾1万発余りが発見された※。

※「神奈川新聞」04年10月8日。

※「琉球新報」04年11月2日。

※「琉球新報」05年2月19日。

自然が米軍基地によって危機にさらされ問題となっている場所として、横浜市金沢区・逗子市にまたがる池子の森がある※。米軍住宅追加建設計画に対して、逗子市は国を提訴、住民による反対運動も起こっている。

※キーワードE8（150ページ）。

データシート8

米軍機の事故

（2004.1.1～2005.4.30）

データ：外務省調べ

墜落

年	月日	発生場所	概要
2004	6.10	東京都小笠原村	S－3Bが夜間訓練中に北硫黄島内に墜落
	8.13	沖縄県宜野湾市	ヘリ（CH-53D）の尾翼部分が脱落した後、沖縄国際大学の構内に墜落
計			2件

予防着陸※

年	月日	発生場所	概要
2004	4.3	徳島飛行場	F-15が、燃料不足を示すランプがついたことから徳島飛行場に着陸
	4.15	広島県戸河内町	ヘリ（CH－53D）が、油圧系統の一部に不調をきたしたため太田川河川敷に着陸
	8.2	青森空港	F-16が、エンジンオイルの油圧計に異常を示していたため青森空港に着陸
	8.9	沖縄県琉名喜村	ヘリ（HH-60）が、エンジントラブルにより急患用ヘリポートに着陸
	8.11	函館空港	F-16が、燃料不足のため函館空港に着陸。
	8.19	横浜市西区	ヘリ（UH-1N）がエンジントラブルのため横浜市の横浜みなとみらいヘリポートに着陸
	11.2	静岡県沼津市	ヘリ（UH-1N）が液圧燃料ポンプの破損により沼津市内の我入道海岸スポーツ広場に着陸
	11.23	調布飛行場	ヘリ（UH-1N）が、操縦席の警告灯に以上を示したため調布飛行場（東京都調布市）に着陸
2005	2.1	神奈川県伊勢原市	ヘリ（UH-60）が、操縦席の計器パネルの警告灯が異常を示したため伊勢原市内の成城学園グラウンドに着陸
	2.3	新潟空港	UC-12Fが、風防の内側ガラスが蜘蛛の巣状にひび割れしたことにより新潟空港に着陸
計			10件

※（編集部注）「不時着」のこと。

部品落下等

年	月日	発生場所	概要
2004	4.26	山口県宇部市	海兵隊第12飛行大隊による模擬標的飛行訓練中、FA－18から布製のパラシュート状標的が、宇部空港周辺の陸地800メートル沖の護岸工事現場に落下
	5.6	埼玉県比企郡	C-130からエンジン後部の金属部品が、横田基地北方約15マイル（28キロ）付近の比企郡鳩山町及び玉川村の自然林の中に落下
	6.15	沖縄県北谷町	FA-18Cからチャンバー・アセンブリーが北谷町美浜の民家の庭に落下
	7.19	横浜市泉区	ヘリ（H－60）から機関銃の弾薬（200発）入りケース（約6Kg）が泉区和泉町内の住宅街に落下
	8.21	東京都瑞穂町	横田基地の友好祭においてパラシュート降下予定の陸軍兵が着用していたヘルメットが米軍機（C-130）から工場敷地内に落下
	11.29	厚木飛行場	FA-18Cに搭載されていたミサイルの羽の一部が滑走路上に落下
	12.7（発見日）	神奈川県藤沢市	FA-18Cから金属部品（約10cm×約6cm、翼のパイロン＝支柱の一部）が工場の屋根に落下
計			7件

部品の遺失

年	月日	発生場所	概要
2004	9.20-21	－	EA-6Bが岩国基地を離陸後、帰還するまでの間にグラスファイバー製のパネルを遺失
	9.30	－	FA-18Cが、厚木基地を離陸後、岩国基地に着陸する間に車輪格納扉を遺失
	11.5	－	EA-6Bが岩国基地を離陸後、帰還するまでの間にグラスファイバー製のパネルを遺失
2005	4.14	－	EA-6Bが厚木基地を離陸後、帰還するまでの間にハシゴを遺失
	4.14	－	FA-18が、厚木基地を離陸後、帰還するまでの間に模擬弾の羽を遺失
計			5件

E5. 新「防衛計画大綱」、策定される

04年12月10日、政府は「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」※と「中期防衛力整備計画（平成17年度～21年度）」※を閣議で決定、発表した。03年12月19日の閣議決定による「大綱見直し」の正式決定以来、1年を経ての結論であった※。

「新大綱」※は、大量破壊兵器、ミサイルの拡散、国際テロ組織などの活動を含む「新たな脅威や多様な事態」が、差し迫った課題となっているという米国の「軍転換」と軌を一にする認識を基調にすえた。そして防衛政策の目標を、①**我が国に直接脅威が及ぶことを防止**し、脅威が及んだ場合にはこれを**排除**するとともに、その被害を最小化する、②国際的な安全保障環境を改善し、**我が国に脅威が及ばないようにする**こと、と定め、これら目標を達成するための三つのアプローチを示した。①日本としての防衛努力、②日米安全保障体制の強化、③国際社会との協力である。

防衛力のあり方については、旧大綱の「**基盤的防衛力構想**」※にかえて、「**新たな脅威や多様な事態**に実効的に対応しうる」ため、一定のシナリオに沿った戦力構成と態勢を示すという方向に転じた。「新たな脅威や多様な事態」の主なものとして例示されているのが、「弾道ミサイル攻撃への対応」など五つである※。そして、これらの事態に備えるため、「即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え」た「多機能で弾力的で実効性のある」防衛力へと効率化・合理化を図るとした。この方針は戦力構成を定めた「別表」に反映されている。

※最初に策定されたのは1976年。95年11月に一度見直しが行われ、今回の見直しは2回目。

※キーワードE6（144ページ）。

※04年10月4日、首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」（荒木浩座長）が報告書（「防衛懇報告」と略して呼ばれる）を発表、防衛庁内部の検討結果（非公開）と合わせて「新大綱」の下敷きとなった。

※データシート9（146ページ）、データシート10（147ページ）に新旧大綱の要点を対比して示した。

※「我が国に対する軍事的脅威に直接対決するよりも、自らが空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」（旧大綱）という考え方。

※他に上げられた「主な事態」は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応／島嶼部に対する侵略への対応／周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応／大規模・特殊災害等への対応である。

日米安全保障体制については、「新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的取り組む」として、米軍再編への積極的対応を明言した。

「政府開発援助（ODA）の戦略的活用」を謳ったことは「新大綱」の新しい要素の一つである。さらに「国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行なっていく」ため、教育訓練、輸送能力の整備と合わせて「所要の部隊の待機体制」、「迅速に部隊を派遣し、継続的に活動をするための各種基盤を確立する」とした。さらに「自衛隊の任務における同活動の適切な位置づけを含め、所要体制を整える」として、国際平和協力活動の自衛隊の本務への「格上げ」と、**自衛隊海外派遣のための「恒久法」**の整備を示唆した※。

「防衛力のあり方検討会議」などで「敵地攻撃能力の取得」をめぐる論議が台頭していたことから、「専守防衛」が「新大綱」でどのように扱われるかが注目された。結果は「**専守防衛**」は「**非核三原則**」とともに安全保障の基本方針として維持された。もう一つの焦点、「武器輸出三原則」※の緩和については、「新大綱」には盛り込まれず、同時に発表された「内閣官房長官談話」によって、弾道ミサイル防衛システムに関する案件で「共同で開発・生産を行なうことになった場合」に限定した規制緩和が行われた。

核に関しては、「核兵器の脅威に対しては米国の核抑止力に依存しつつ、現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組みに積極的役割を果たす」、との「旧大綱」の方針が継承された※。

ITの活用、統合運用の重視という点でも「新大綱」は、米戦略への一体化を深めるものとなった。しかし、憲法の平和原則が、依然さまざまな形で歯止めとして働いていることもまた事実である。

※政府は「恒久法」を06年の通常国会に上程する方針と伝えられている。（『読売新聞』2004年3月24日）

※コラム・ファクト7（126ページ）。

※04年10月4日の「防衛懇報告」には、「核兵器などの大量破壊兵器については、引き続き、米国による拡大抑止が必要不可欠である」として、従来は核の脅威のみに対して想定されていた核抑止力の対象を、大量破壊兵器一般への拡大するように書かれていた。

E6. 大綱「別表」と「中期防」が示す多機能・弾力的防衛力

新「防衛大綱」のいう「新しい脅威」に備え、シナリオを想定した、「多機能・弾力的防衛力」を財務省との予算上の折衝を踏まえて自衛隊の部隊編成と装備を具体的に示したのが、「大綱」(04年12月10日)に添付された「別表」と、同日に発表された「中期防衛力整備計画」である。

「新大綱」が重視する脅威は、**弾道ミサイルによる脅威**であり、従来の自衛隊が暗に想定していた「着上陸侵攻」は後景に退けられた。この基本的なスタンスから導かれた部隊構成と装備の変化は、陸上自衛隊の定数削減＝スリム化とこれと引きかえに進められる弾道ミサイル防衛(BMD)への投資である。

「別表」を見ると、陸上自衛隊は、定数5,000人減、戦車は900両から600両、主要特科装備(大砲など)も900門から600門へと軒並み縮小となった※。削減の一方で、陸上自衛隊は「機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する」<中央即応集団>」という新しい組織を、「中期防」で手にした。

※財務省の当初案は定数4万人減というものであったが、折衝の結果500人減に落着したと伝えられる。(「共同通信」04年11月15日)

海上自衛隊は明確に「**弾道ミサイル防衛(BMD)シフト**」をとる。「別表」では地域配備の護衛艦隊＝「地方隊」を2個削減、艦船、航空機ともに1割程度の削減となった。「中期防」では艦船の建造トン数は2.7万トン削減。その代わりに、07年配備を計画しているミサイル防衛(BMD)＝海上配備型上層システムに備えるための「イージス搭載護衛艦の能力向上」3隻分が計上されている。新しい哨戒機や哨戒ヘリコプターの導入も「中期防」には盛り込まれた。

航空自衛隊を見てみよう。「別表」は航空警戒管制部隊と地対空誘導弾部隊の約半分をBMDにも「使用しうるもの」にシフトし、「中期防」はBMDシステムとして、能力を向上させた迎撃ミサイル・パトリオット＝PAC3の2個群の配備を計上した。注目するべきは、新輸送機8機、空中給油機1機の追加導入、戦闘機の近代化改修、F-4に替わる新たな戦闘機の整備など、部隊輸送能力の向上や航空機の「足を延ばす」計画が盛り込まれていることだ。空中給油機は、「専守防衛政策」への抵触の疑いがあるとして、長く議論の的になってきた。その後、2000年に最初の導入が決定されたものだが、今回の「別表」によれば1個飛行隊体制をとることになる。防衛庁は、これを「島嶼侵略」の時の「救難ヘリコプターに対する空中給油機能」(新中期防)と説明している。

だが、戦闘機はすでに**空中給油装置**を持って久しいし※、04年度には**精密誘導弾＝JDAM**※の投下システムの導入が始まっている。

※73年のF4戦闘機配備では、空中給油装置は爆撃装置とともに取り外されたが、77年にF15戦闘機の導入を決めたときには将来「必要になることが予想される」として備えたまま配備、後継のF2支援戦闘機には爆撃装置と空中給油装置の両方が装備された。

防衛庁内部の「防衛力のあり方検討会議」が04年秋にまとめた最終報告には、他国の弾道ミサイル基地を攻撃する「**敵地攻撃能力**」保有の必要性が明記されたと報じられている※。これを制する形で「新大綱」は「専守防衛」の堅持を明記した※。しかし、脱「専守防衛」は装備の上ではすでに既成事実化しているのである。

※「共同通信」04年10月1日。

※キーワードE5(142ページ)。



写真は米空軍HPより。

※JDAM＝統合直接攻撃爆弾(Joint Direct Attack Munition)。米軍のGPS(Global Positioning System:全地球測位システム)を用いて、24キロを飛び命中精度10メートルで目標に命中する。政府は導入目的を「日本防衛のために被害が民用の不動産などに及ばないためである」と説明している(04年7月27日、石破防衛庁長官の記者会見)。

データシート9　新旧「大綱」における「別表」の比較

	部隊・装備等		新大綱	旧大綱	新旧の差異
	編成定数		15万5千人	16万人	5千人減
	常備自衛官定員		14万8千人	14万5千人	3千人増
	即応予備自衛官定員		7千人	1万5千人	8千人減
陸上自衛隊	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団	8個師団	—
			6個旅団	6個旅団	—
		機動運用部隊	1個機甲師団	1個機甲師団	—
			中央即応集団	—	新設
			—	1個空挺団	削除
			—	1個ヘリコプター団	削除
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	—
	主要装備	戦車	約600両	約900両	300両減
		主要特科装備	約600門／両	約900門／両	300門／両減
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用）	4個護衛隊群（8個隊）	4個護衛隊群	—
		護衛艦部隊（地域配備）	5個隊	7個隊	2個隊減
		潜水艦部隊	4個隊	6個隊	2個隊減
		掃海部隊	1個掃海隊群	1個掃海隊群	—
		哨戒機部隊[1]	9個隊	13個隊	4個隊減
	主要装備	護衛艦	47隻	約50隻	3隻減
		潜水艦	16隻	16隻	—
		作戦用航空機	約150機	約170機	20機減
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	8個警戒群	8個警戒群	—
			20個警戒隊	20個警戒隊	—
			1個警戒航空隊（2個飛行隊）	1個飛行隊	1個飛行隊増
		戦闘機部隊	12個飛行隊	12個飛行隊[2]	—
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	—
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	—
		空中給油・輸送部隊	1個飛行隊	—	1個飛行隊新設
		地対空誘導弾部隊[3]	6個高射群	6個高射群	—
	主要装備	作戦用航空機	約350機	約400機	50機減
		うち戦闘機	約260機	約300機	40機減
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊		イージスシステム搭載護衛艦	4隻		
		航空警戒管制部隊	7個警戒群		
			4個警戒隊		
		地対空誘導弾部隊	3個高射群		

注：「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。
編集部注：1）旧大綱では「陸上哨戒部隊」。2）内訳：要撃戦闘機部隊9個飛行隊／支援戦闘機部隊3個飛行隊。3）旧大綱では、「高空域防空用地対空誘導弾部隊」。

データシート10　新旧「中期防衛力整備計画」の比較

区分	種類	整備規模		
		新中期防	旧中期防	差異
陸上自衛隊	戦車	49両	91両	42両減
	火砲（迫撃砲を除く）	38両	47両	9両減
	装甲車	104両	129両	25両減
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）[1]	7機	10機	3両減
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	11機	7機	4機増
	中距離地対空弾道弾[2]	8個中隊	1.25個群	
	多連装ロケットランチャーシステム	—	18両	18両減
	地対空誘導弾（ホーク）改善用装備品	—	0.25個群	0.25個群減
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	3隻	—	
	護衛艦	5隻	5隻	増減なし
	潜水艦	4隻	5隻	1隻減
	その他	11隻	15隻	4隻減
	自衛官建造計（トン数）	20隻（約5.9万トン）	25隻（約8.6万トン）	5隻減（約2.7万トン減）
	新固定翼哨戒機	4機	—	4機増
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）[3]	23機	39機	16機減
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）[4]	3機	2機	1機増
航空自衛隊	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上	2個群及び教育所要等	—	
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機	12機	14増
	戦闘機（F-2）[5]	22機	47機	25機減
	新戦闘機	7機	—	
	新輸送機	8機	—	
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	4機	12機	8機減
	空中給油・輸送機（KC-767）[6]	1機	4機	3機減

編集部注：装備の名称・機種は「新中期防」記載のもの。「新中期防」にないものは「旧中期防」の名称・機種をそのまま記した。「新」と「現」で名称・機種の異なるものの「旧中期防」における名称・機種は次のとおりである：
[1] 機種は指定せず。[2] 「新中距離地対空誘導弾」[3] （SH-60J及びSH-60J改）[4] 新掃海・輸送ヘリコプター（機種指定なし）
[5] 支援戦闘機（F-2）[6] 空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機。

E7. 横須賀、原子力空母に反対が激化

05年5月現在、米海軍が所有する**空母は12隻**（原子力空母10隻、通常型空母2隻）である。2隻の通常型空母のうち横須賀を母港とするキティホークは08年に、フロリダ州のメイポートを母港とするジョン・F・ケネディは2018年に艦の寿命に達し、退役する、これが米海軍の従来の方針であった。しかし、この方針は、横須賀とメイポートの地域世論によって修正を迫られている。

04年3月31日の米下院軍事委員会公聴会で、米太平洋軍司令官ファーゴ海軍大将（当時）は、議員からの質問に**「08年にキティホークを最も能力の高い空母と交代させたい」**と答えた※。この発言に対し、04年4月26日に沢田秀男横須賀市長が外務省に赴き、キティホーク退役後の空母を通常型空母にするように求めた※。

04年12月23日、国防総省次官に承認された国防総省の「計画予算決定（PBD753）」※は、予算削減策の一環としてジョン・F・ケネディを06年度に退役させ、空母11隻体制に移行することを提案した。これに対し、地域経済の影響などを理由にメイポートのあるフロリダ州選出の3人の議員らが、05年1月25日に空母12隻体制の維持を要求する法案を提出した※。

05年2月10日、米海軍のクラーク作戦部長は、上院軍事委員会で**キティホークの後継艦に原子力空母を配備する方針**を表明した※。横須賀基地への原子力空母配備の可能性が高まる中、2月16日に松沢成文神奈川県知事が、翌17日には中田宏横浜市長と沢田横須賀市長が原子力空母反対の意向を示した※。横須賀市議会（2月22日）、逗子市議会（3月25日）も原子力空母の配備に反対する決議を全会一致で可決した。

※本イアブック04年版・データシート3（224ページ）参照。

※同上。

※http://www.defensenews.com/content/static/dn.pbd753.pdf

※アンダー・クレンショウ議員のHP http://crenshaw.house.gov/crenshaw-web/jsp/default.jsp

※「神奈川新聞」05年2月11日。

※「毎日新聞」05年2月16日、「神奈川新聞」05年2月17日。

このように、自治体からの反対の声が高まる中、米政府は軌道修正を始める。2月17日にはイングランド米海軍長官は下院軍事委員会で原子力空母の配備について**「選択の余地はある。日本などとも緊密に連絡していきたい」**と述べ、2月19日にはラムズフェルド米国防長官が**後継艦については「何ら決定されていない」**と説明した※。さらにイングランド海軍長官は4月19日の上院軍事委員会の公聴会で証言し、**日本が原子力空母の受け入れを拒否した場合**の対応として、①2018年に退役予定のジョン・F・ケネディの活用、②キティホークの退役の見送り、の2つをあげた※。

※「毎日新聞」05年2月18日、「朝日新聞」05年2月20日。

※「読売新聞」05年4月20日。

そして、4月21日、前出のフロリダ州選出議員が提出した法案を審議していた米上院は、**ジョン・F・ケネディの06年退役を認めないという決定**を下した※。キティホークの退役後に横須賀に配備されるのが、原子力空母であることは、もはや「既定方針」ではなくなったのである。

※「共同通信」05年4月22日。

米側が最も心配しているのは、日本の反核感情である。04年1月14日に提出された米議会調査局（CRS）の報告書※は、「日本の根強い反核感情を思えば、原子力空母の配備の提案は大きな反対世論に直面しかねない」と指摘している。

※「海軍の空母：ケネディの退役提案ー議会の論点と選択肢」

市長らによる一連の反対表明とともに市民グループ「原子力空母の横須賀母港化問題を考える市民の会」の署名活動も米政府の政策変更に少なからぬ影響を与えている。原子力空母母港化反対の署名は05年3月14日までで30万人分を超えた※。

※「神奈川新聞」05年3月14日。

状況は依然予断を許さないが、この一年の動きは、横須賀市民と自治体の反対世論によって、米国の政策が変わりうることを示している。

E8. 「池子の森」米軍住宅、再び争点に

04年9月2日、防衛施設庁は、日米合同委員会※「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会」における合意内容を発表した。要旨は、①**池子住宅地区**（横浜市金沢区及び逗子市・288ヘクタール）の横浜市域に米軍家族住宅700戸を増設する。②これを条件として横浜市内の**根岸住宅地区**（中区・43ヘクタール）、**上瀬谷通信施設**（瀬谷区／旭区・2,422ヘクタール）、**深谷通信所**（泉区・77ヘクタール）、**富岡倉庫地区**（金沢区・3ヘクタール）、**池子住宅地区の一部**（金沢区288ヘクタールのうち1ヘクタール）、**小柴貯油施設の一部**（金沢区・53ヘクタールのうち10ヘクタール）を返還する、というものである※。

この事案は、03年7月18日に同じ「施設調整部会」の合意が発表されて以来、論争の的となってきた。今回の合意では、住宅増設戸数を100戸減少させる一方、返還基地面積は約70ヘクタール増加、03年の合意では「部分返還」だった上瀬谷が「全面返還」とされ、新たに「小柴貯油施設」が返還対象に加えられた。

しかし、この合意には二つの重大な問題がある。第一に、住宅増設を基地返還の条件にすることは、遊休化した基地の無条件返還を定めた**日米地位協定第2条第3項**※の原則に反することだ。そして第2の問題点は、池子の住宅追加建設は94年11月17日、逗子市が現在の854戸の住宅建設を受け入れるにあたって、国、神奈川県、逗子市の間で交わされた「**三者合意**」※に反するという疑いが極めて濃いことである。

横浜市の中田宏市長は、9月2日の合意が発表されるとただちに「国の誠意として認められる」と評価、早々と受け入れの方向性を示し、9月22日には受け入れを正式に発表した。

一方、**逗子市の長島一由市長**は03年の合意の時から一貫して「増設反対」を主張、04年8月24日には市民の信を問うために辞職し9月の市長選で再選された。9月2日の合意にも長島市長は強く反発した。逗子市は9月17日、国を相手どり**横浜地裁に提訴**した※。逗子市による説明文書「提訴に至る経緯」※は、「三者合意の対象は逗子市域に限られており、横浜市域に建設することは三者合意には違反しない」という国側の主張に対して、次のように反論している。「しかしながら、国は、過去の市民に対する説明ビラ等で横浜市を含む池子の森全体の保全を明示しており、それに加えての上記『三者合意』をもって、逗子市は国との間で、池子の森には、米軍家族住宅を追加建設しないことを約束した。そして、『三者合意』は、横浜市域を含む池子の森の米軍家族住宅をめぐる問題を解決するためになされたものであり、『三者合意』がなされた経緯に鑑みれば、決して逗子市域部分に限ったものではなかったことは明らかである」。

04年11月17日に始まったこの裁判の審理は、05年4月13日には第3回公判まで進んだ。第3回公判で逗子市は「三者合意」の法律的意義・内容審理・証拠調べに速やかに入ることを要求したが、国は「三者合意の実施は防衛施設庁の判断に委ねられており法的合意ではない」と、三者合意の法規範性そのものを否定した※。第4回公判は6月29日に開かれる。

一方では、防衛施設庁が05年度予算として要求した調査費8,500万円※は承認され、住宅増設は「既定の方針」として動き始めようとしている。「池子の森」は再び、民主主義と安全保障を問う場となっている。

※日米地位協定第25条に基き設置。「相互間の協議を必要とするすべての事項に関する協議」を行う場。

※返還面積は合計376ヘクタール。横浜市内の米軍施設（8施設・約530ヘクタール）の70%にあたる。

※第2条第3項の規定は「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない（以下略）」。今回の返還対象施設のうち根岸をのぞく5ヶ所はいずれも長く遊休化が指摘されてきた。

※逗子市に対する「横浜防衛施設局長回答」（1984年9月5日）を引用する形で「住宅建設戸数の限度を遵守することについて：家族住宅を追加建設する考えはない」と書かれている。国はこれを「逗子市域内に限った約束である」としている。

※正式名称は「池子の森に米軍住宅を追加建設してはならない義務等確認請求事件」。原告は逗子市（代表者長島市長）、被告は国（代表者野沢法務大臣）。
※http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/hisho/houdou/pdf/siryo160913.pdf

※逗子市基地対策課：http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kititai/index.htm

※内訳は「基本構想策定費」約4,500万円、地形測量費約4,000万円。（『神奈川新聞』04年12月21日）

E9. 日米首脳、「集団的自衛権行使」求める

04年6月27日のNHK「党首討論」での小泉首相の発言が波紋を広げた。首相は「日本を守るために一緒に戦っている米軍と共同行動できない。集団的自衛権行使ができない、それはおかしい」と指摘、「憲法を改正して、日本が攻撃された場合には米国と一緒になって行動できるような形にすべきだ」と述べた。さらに7月2日の「テレビ朝日」の番組では、「日本が侵略され、米軍が駆けつける場合、日本の領海、領空、領土ならば個別的自衛権だがその外の土地はどうか」と加えた※。

※「産経新聞」04年7月4日。

「**集団的自衛権**」とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」のことであり、国連憲章※が認めた国際法上の権利である。しかし、日本政府は「憲法第9条の下において許されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきであると解しており、**集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない**」※という基本方針をとってきた。「集団的自衛権不行使」は「専守防衛」と並んで、憲法による日本の武力行使への歯止めと機能してきた。

※第51条〔自衛権〕「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(略)」

※「防衛白書」2004年度版。

04年7月21日のアーミテージ国務副長官の「憲法9条は日米同盟関係の妨げのひとつになっている」という発言※の核心にも「集団的自衛権」があった。副長官は、「集団的自衛権行使の問題については、国連憲章やサンフランシスコ平和条約に既に言及があり、日本国民は承認していると考えている」とも述べた。日本国内からの反発に副長官は「憲法改正は日本自身が決定することだ」と発言を修正※したが、「極東の状況においては、往来する米国の艦船が攻撃されても、日本は我々を助けてくれない、それはある種の一方通行だ」※と、「集団的自衛権不行使」が、日米安保を片務的なものにしているとの見解※を述べた。

※「共同通信」04年7月21日など。米国務省での中川秀直自民党国対委員長との会談。

※「共同通信」04年7月30日。

※「産経新聞」04年8月6日。

※これは、2000年10月の米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告「米国と日本:成熟したパートナーシップに向けて」(通称「アーミテージ報告」)にも示された副長官と米政府の年来の見解である。本イアブック01年版に抄訳。

防衛計画大綱の見直し、ミサイル防衛の共同研究と初期配備、イラク派兵、国連安保理常任理事国入り問題・・・これら日本の防衛・安全保障政策は、すべて、「集団的自衛権の行使」に踏み込む可能性をはらんでいる。小泉首相とアーミテージの発言はこれらの政策と外交プロセスを念頭において、世論をはかる「アドバルーン」でもあった。

「防衛計画大綱」見直しのための首相の私的諮問機関「**安全保障と防衛力に関する懇談会**」が04年10月4日に発表した「**防衛懇報告**」※は「集団的自衛権問題では統一見解が見られなかった」として、①個別国家の集団的自衛権と国連が行う集団的措置は別個の問題と考える、②日本防衛の目的で来援した米軍を防護するための武力行使も禁止されるべきなのか、という二つの論点を付記するにとどまった。12月10日に閣議決定された新しい「防衛計画の大綱」もこの問題には踏み込まなかった。

※報告全文はhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai13/13siryou.pdf「核兵器・核実験モニター」第221号(04年11月1日)に解説。

一方、経団連が05年1月27日に発表した「わが国の基本問題を考える」※は、集団的自衛権の行使を禁じることは「同盟国への支援活動が否定されることになり、国際社会から信頼・尊敬される国家の実現に向けた足枷になっている」として、行使できる旨を「憲法上明らかにするべきである」と「改憲」に踏み込んだ提言をした。05年4月下旬の国会憲法調査会の最終報告書※では、衆参両院ともこの問題は「両論併記」にとどまった。自民の改憲草案も明文的改憲を避けて「解釈」で事実上集団的自衛権行使を容認するという方向を示している※。

※http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/002/honbun.html

※キーワードD7(122ページ)。

※キーワードD6(121ページ)の注。

しかし、既成事実は、止まることなく前に進んでいる。

E10. 「国民保護基本指針」で問われる自治体・市民

05年3月25日、「国民保護法」※第32条にもとづく**「国民の保護に関する基本指針」**が閣議決定された。

「基本指針」は、昨年12月に閣議決定された新しい「防衛計画の大綱」※で示された、武力攻撃事態の4類型、すなわち①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃そして④航空攻撃、に⑤「NBC（核生物化学）への攻撃」を加えた5つの事態を想定する。そして、それらの事態で必要となる「国民保護措置」を「住民避難」、「避難住民等の救援」、「武力攻撃災害への対処」、「国民保護措置全般についての留意事項」、「国民生活の安定に関する措置」、「武力攻撃災害の復旧に関する措置」そして「訓練及び備蓄」の7分野に分け、国、自治体、国民の役割分担と連携の基本的な指針を定めている。さらに、テロ攻撃等を指す「緊急対処事態」についても、やはり「国民保護措置」が必要な事態と位置づけ、別項を設けて対処策の基本指針を定めている。

これに基づいて、指定行政機関※と都道府県は**「国民保護計画」**を、指定公共機関※及び指定地方公共機関※は**「業務計画」**を05年度内に策定していくことになる。05年3月28日には、総務省消防庁が、地方自治国民保護懇談会（座長・石原信雄元官房長官）に、国民保護計画のモデル※を提示、了承された。すでにほぼ全ての都道府県で「国民保護計画」の策定作業が始まっている。他に先駆けて計画策定に着手した岐阜県と鳥取県はすでに計画案の公表まで進んでいる。鳥

※「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」（04年6月18日法律第112号）。

※キーワードE5（142ページ）。

※平成15年3月31日内閣府告示第4号が定める、内閣府をはじめとする23の国の行政機関。

※内閣総理大臣告示（平成16年9月17日）が指定する医療、電力、運輸、通信、放送等の機関。

※「国民保護法」第2条第2項の規定に基づき、都道府県知事が指定する。

※http://www.fdma.go.jp/html/kokumin/model.pdf

取県の計画案※は、有事発生から日常生活の回復までの8段階に分けて対処法を定めており、「N攻撃（核攻撃）に対する個人防護」の項目までが含まれている。

「基本指針」は多くの部分において「災害対策基本法」※に基づく「防災計画」と共通している。しかし自然災害と武力攻撃事態では決定的な違いがある。まず、避難させなければならない住民の数と対象地域が、武力攻撃事態では桁違いに大きい。鳥取県のシミュレーションでは、県内のある郡の住民26,000人を兵庫県に避難させる場合、県内の全バス業者の協力で650台を動員しても3～6日を要するという結論になった。熊本県が04年10月1日に行った内部検討会では、短時間に数万人を避難させるためには100近くの問題があることがわかり、担当者は頭を抱えたと報道されている※。

しかし、自然災害と武力攻撃事態のより本質的違いは、兵庫県の「国民保護計画の作成体制について」※が指摘しているように、**「自然のハザードは、国の努力によって回避不可能だが、武力攻撃事態等は主として国の外交の<失敗>等により生じる事態」**であることにある。そして、武力攻撃事態における「国民の保護」は自衛隊による実力行使と背中合わせの状況下で追求されなければならない。基本指針は、「自衛隊はその主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとする（第1章「基本的な方針」）としている。

「国民保護」と「武力行使」を整合させ共存させるような文民統制は、果たして可能なのか。有事法制定と同時に日本が批准した戦時における文民の保護のためのジュネーブ条約議定書※を「国民保護」にどのように活かすのか。そして、「米軍支援法」※等によって米軍への後方支援に動員される国民はどのように保護されるのか…。

自治体と市民の前には、多くの課題が山積している。

※http://www.pref.tottori.jp/bosai/kokuminhogo/050126draft_differenceplan.pdf

※1961年11月5日法律第223号

※「熊本日日新聞」05年2月16日。

※http://web.pref.hyogo.jp/chij/seisakukaigi/1704072-3-1.pdf

※「1949年8月12日のジュネーブ条諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者のお保護に関する追加議定書（議定書1）」及び「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書2）」。

※武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年6月18日法律第113号）

データシート11　横須賀市議会決議

原子力空母の配備に反対する決議

2005年2月22日　横須賀市議会

米海軍横須賀基地が所在する本市は、日米安保体制のもと、我が国の安全保障にとって米軍の存在が重要であるとの認識に立ち、通常型空母が横須賀をいわゆる母港とすることを了承してきた。

しかしながら去る2月10日、米海軍のクラーク作戦部長は、上院軍事委員会において、通常型航空母艦「キティ・ホーク」の後継艦として、横須賀基地に原子力空母を配備する方針を表明した。これは、昨年3月のファーゴ太平洋軍司令官の同様の発言に対し、外務省を通じ、キティ・ホーク退役後も引き続き通常型空母を配備されるよう要請した横須賀市並びに慎重な協議を求める意見書を提出した横須賀市議会の意思を踏みにじるものであると言わざるを得ない。この表明につき、再度通常型空母の配備を要請した横須賀市長の意を受けた町村外務大臣の説明に対し、ラムズフェルド米国防長官は、「後継艦については何ら決定していない」と慎重な姿勢を示したとのことであるが、通常艦配備を確約したものではなく、依然として予断を許さない状況にある。よって、本市議会は、市民感情及び市民生活の安全、安心の面から、キティ・ホーク退役後の後継艦配備に際しては、改めて通常艦の配備を求めるとともに、原子力空母の配備に強く反対するものである。

以上、決議する。



「原子力空母の横須賀母港化問題を考える市民の会」の署名用紙。

F1. 東・原爆症訴訟の勝訴、集団訴訟にはずみ

故・東数男氏が罹患したC型慢性肝炎が原爆症であることの認定を求めた**東・原爆症訴訟**※について、東京高等裁判所は05年3月29日、厚生労働大臣の控訴を棄却する判決を言い渡した。厚生労働大臣が上告断念したため、被爆者東氏（判決前の05年1月29日に死亡）の勝訴が確定した。2000年7月の**松谷原爆訴訟**※についての最高裁判決、同年11月の**小西原爆訴訟**※に続く、被爆者勝訴の確定である。

松谷訴訟の最高裁判決後、01年5月から厚生労働省は、「原因確率」※等を基準とする「審査の方針」を策定したが、むしろ従前よりも認定が厳しくなった。この状況の中で、全国各地の原爆症認定集団訴訟関係者は、自分たちの訴訟に影響を与えるものとして、東訴訟の判決内容に注目していた。

東訴訟高裁判決は、原爆放射線による人体への影響が未解明であることを前提に、「医学的、病理学的機序の証明を直接検討するのではなく、放射線被曝による人体への影響に関する統計的、疫学的知見を踏まえつつ、被控訴人の被爆状況、被爆後の行動やその後の生活状況、被控訴人の具体的症状や発症に至る経緯、健康診断や検診の結果を全体的、総合的に考慮して」だとする判断枠組を示した。厚生労働大臣の厳密な科学的立証が必要であるとの主張を排斥し、被爆の実態から判断するとしたのである。

判決は、このような基本的枠組の下、放射線急性症状や免疫機能の低下を疑わせる事実などを踏まえて「原爆放射線によって相当長期間に及ぶ重大な身体の影響を被ったことが認められる」「被控訴人に生じた健康障害については、被爆後相当長期間経過した後に発生したものであっても、一応原子爆弾による被爆との関係を考えることが相当である」ことを前提に、「多大な原爆放射線に被曝したことが、HCV※の感染とともに、慢性肝炎を発症又は進行させるに至った起因となっているものと認めるのが相当である」と判断した。

前述の審査の方針は、ABCC（放影研）※によるLSS、AHS※といった被爆者の疫学調査を根拠にしているが、初期放射線の外部線量のみを基準に行われた調査であるため、集団訴訟では、入市被爆者や遠距離被爆者の放射性降下物や誘導放射能といった残留放射線による影響、とりわけ、体内被曝の影響と原因確率が大きな争点となっている。

東訴訟の場合には、近距離被爆であり、原因確率そのものを争点とした裁判ではなかった。しかし、判決が、放射線の影響について、厚生労働省が基準とする初期放射線の外部被曝線量にのみ焦点を当てるのではなく体調不良等、被爆の実態に焦点を当ててその後の影響を考えたこと、また、原爆放射線の影響が長期に及ぶとした点で、今後の原爆症認定集団訴訟に大きな影響を与えると考えられる。

集団訴訟の原告となれば、自らや家族が差別されるかも知れない。また思い出すことさえ苦しいことを法廷で語らなければならない。それにもかかわらず、原告となったのは、今、原爆の残虐性を語らなければ、歴史の中で消えてしまうという被爆者の思いであり、原爆被害の過小評価への怒りである。原爆症は、原爆被害の一部かもしれない。しかし、極めて重要な一部であり、また、放射線被害と、他の身体被害、精神的被害、社会的被害とが分離出来ないとすれば、その全体の中から原爆症認定をしなければならない。このような思いの下で被爆60年の今年全国で訴訟が進められている。

（内藤雅義）

※東原爆症訴訟：原告東数男が、長崎の爆心地より1.3kmで被爆し、慢性肝機能障害（C型慢性肝炎）となった事案について、原爆放射線の影響があるか否かが争われた事案。

※原告松谷英子が、長崎の爆心地より2.45kmで被爆し、脳孔症となって片麻痺となった事案について、原爆放射線の影響があるか否かが争われた事案。

※原告小西建男が広島の爆心地より約1.8kmで被爆し、白血球減少症と、肝機能障害となった事案について、原爆放射線の影響があるか否かが争われた事案。

※被爆者の距離、被爆地、遮蔽の別により被爆者の被爆線量を算出し、これにABCC－放影研の放射線影響調査に基づく、疾病別、性別、年齢別に作成された原因確率（その疾病に対する集団的な放射線の影響率）の表を当てはめ、それを基礎に原爆症認定を行うもの。

※C型肝炎ウィルス

※原爆傷害調査委員会（ABCC）は、戦後アメリカにより設立され、1975年に、日米合同の特殊財団である（財）放射線影響研究所となった。

※ABCC－放影研により行われている疫学調査の名称。LSSはLife Span Study（寿命調査）で、対照群も含め約10万人を継続的に死因調査をするもの。AHSはAdult Health Study（成人健康調査）で、その内の約2万人について、健康診断を継続して行うもの。

F2. 在外被爆者裁判、不平等との闘いが続く

在外被爆者※の「**被爆者援護法の平等適用を求める闘い**」は、高齢化した被爆者が、不平等の違法性を裁判によって問いつづけるほかない状況にある。係争中の在外被爆者裁判は9件で、居住国からの各種申請を求めるもの、未支給手当の支払いを求めるもの、日本政府が在韓被爆者を無援護状態に放置してきたことに対する損害賠償を求めるものに大別される※。

日本で**被爆者健康手帳**（以下、手帳）を取得した在外被爆者は、居住国でも被爆者援護法上の「被爆者」たる地位を有することとなった※。しかし、厚生労働省は在外被爆者に対し、「手帳や手当を申請するためには日本に来なければならない。居住国で死亡した場合の葬祭料は支給できない」との法運用※を続け、在外被爆者の居住国からの手当および葬祭料の申請を却下した。そのため、以下4件の却下処分取消訴訟が提訴された。

①在米被爆者3名、遺族1名が、広島市長に健康管理手当・保健手当・葬祭料の支給を求めて広島地裁に提訴。②在韓被爆者の**崔季澈**（チェ・ゲチョル）さんが、長崎市長に健康管理手当の支給を求めて長崎地裁に提訴。③崔季澈さんの死後に、妻が長崎市長に葬祭料の支給を求めて長崎地裁に提訴。④在韓被爆者の**鄭學連**（チョン・ハンニョン）さんの息子と**朴源慶**（パク・ウォンギョン）さんの妻が、日本政府と大阪府知事に葬祭料の支給と国家賠償を求めて大阪地裁に提訴※。

※在外被爆者は約40か国に居住しているが、主には、韓国約2,500人、朝鮮民主主義人民共和国約1,000人、北米約1,000人、南米約150人である。

※在韓被爆者放置に対する損害賠償請求訴訟については、キーワードF3（162ページ）参照。

※02年12月5日の在韓被爆者・郭貴勲（カク・キフン）さんの大阪高裁判決に日本政府が上告を断念し、違法と判示された402号通達（日本国を出国した在外被爆者は被爆者たる地位を失権するという扱いを指示）が03年3月1日に廃止された。

※厚労省の恣意的な法運用により、病気や老齢で渡日できない在外被爆者が援護から排除され、また、海外旅行中に死亡した日本在住被爆者には葬祭料が支給されるという、矛盾した事態が生じている。

※在米被爆者裁判は、03年12月17日と04年3月29日に提訴されたものが統合され、05年5月10日判決予定。崔季澈さんの手当裁判は04年2月22日に提訴。在韓被爆者3人の葬祭料裁判はいずれも04年9月21日に提訴。

病床にあって渡日できないために韓国から手当を申請しそれを却下された崔季澈さんは、04年7月25日に亡くなった。同年9月28日、長崎地裁は崔さんの遺影を前に**崔さん勝訴の判決**※を下したが、長崎市長は厚生労働省の指導のままに控訴した。05年3月8日には、長崎地裁が崔さんの葬祭料支給を命ずる判決※を下したが、長崎市長はまたもや厚労省の「上級審の判断を仰げ」との指導を受けて控訴した。

在外被爆者は、違法な**402号通達**が出された74年以降、日本出国により打ち切られてきた手当の未支給分の支払いを求める裁判も係争中である※。この種の裁判では、日本在住被爆者の廣瀬方人さんを原告とした裁判が、04年2月27日に福岡高裁で逆転敗訴し、3名の在ブラジル被爆者を原告とした裁判も、同年10月14日に広島地裁で敗訴した※。原告らはいずれも上訴した。また、同年5月18日には、崔季澈さんを原告とする同種の裁判が、新たに長崎地裁に提訴された。

被爆者援護法上の援護策には、上記の手当や葬祭料の支給以外に、医療費支給や健康診断がある。しかし、厚生労働省は、在外被爆者が居住国の医療機関で受けた治療や健康診断に関しては、援護法の適用はできないとの見解を示し、法適用の代替措置として、04年10月から、「**保健医療助成事業**」をスタートさせた。これは法外の事業であり、「すでに被爆者健康手帳および被爆確認証※の交付を受けた在外被爆者に対して、医療費の自己負担分を日本政府が支払う」というものであるが、支給額に上限枠が設けられた※。

現在実施されている在外被爆者援護施策は、いずれも手帳の取得を前提としている。しかし、**韓国原爆被害者協会**会員2,350人中750名が、未だに手帳の交付を受けられずにいる。被爆から60年がたち、異国の地での被爆の事実を証明しうる証人や証拠を探し求めることが困難なケースが多いためである。また、日本と国交のない朝鮮民主主義人民共和国の被爆者は何らの援護を受けられないままである。（市場淳子）

※手帳判決要旨「被爆により被った障害の程度やその後の高齢化により、来日して法の定める各種申請手続をすることが不可能ないし極めて困難な者が存在することは容易に推測されるところ、特に援護の必要性の高い被爆者について、被爆により健康被害を被った者の救済を目的とする法が、その援護を全く想定していないということは考えられない。」

※葬祭料判決要旨「被爆者援護法の趣旨、立法の経緯や立法者意思が在外被爆者による葬祭料の申請を認めないとするものであったとはいえない。」

※日本政府は402号通達の廃止に伴い、過去5年間のみの手当未支給分の支給を行った。

※福岡高裁、広島地裁の判決はいずれも、「手当打ち切りがなされて以降、5年以上が経過しているため、請求権は時効により消滅」というもの。

※厚生労働省が法外の措置として、被爆者であることの認定は受けたが、病気で渡日できないために手帳の交付が受けられない在外被爆者に対して交付するもの。

※在韓被爆者の場合、年間の支給上限額が通院時13万円、4日以上の入院時14万2千円とされている。被爆者援護法に基づく医療費支給には上限額の定めはない。韓国原爆被害者協会は「日本の被爆者との平等な扱い」を求めて、上限額の撤廃を要求している。在ブラジル被爆者の場合は、私的医療保険加入時の保険料を支払う方法によって実施される。

F3. 広島三菱徴用工被爆者裁判、10年越しの一部勝訴

※1944年、広島の三菱重工業機械製作所および造船所には、朝鮮半島から約2,800名もの青年が、徴用令の適用を受け、22歳の年齢徴用で強制連行され、原爆被害を受けた。その後、祖国に帰国し韓国原爆被害者協会のソウル支部および畿湖支部に属していた人たちを中心に74年に「三菱徴用工被爆者同志会」が結成された。同志会生存会員の大半が原告となった。

05年1月19日、広島高裁は、三菱徴用工被爆者46名が原告※となって、日本政府と三菱重工業を相手に、「**強制連行・強制労働・未払賃金・原爆被害放置に対する賠償**」を求めた裁判において、日本政府に、控訴人40名各自に慰謝料100万円および弁護士費用20万円の支払いを命じる判決を下した。

広島地裁への提訴は、95年と96年の2次に分けて行われた。原告らは提訴時で73歳の高齢であり、99年3月の地裁判決までに6名の原告が、高裁判決までにさらに18名の原告が亡くなった。

判決は、控訴人らが受けた、三菱への**強制連行、強制労働、在韓被爆者放置、未払賃金の無効な供託**による被害事実を認定し、被告らの不法行為を認めた。そのうえで、まず、日本政府が主張した「国家無答責」論※について、「明治憲法下でも限定された範囲内で個人の尊厳は尊重されており、国家無答責という考え方に一般的な正当性を認めることはできず、本件強制連行にかかる国の不法行為については、民法に基づいて不法行為による損害賠償責任が認められる」とした。しかし、控訴人らの日本政府と三菱に対する賠償請求権は、被害の発生から提訴までに20年以上がたち除斥期間が経過し、かつ日韓請求権協定※によって消滅したとして、控訴人らの訴えを退けたのであった。

※「明治憲法下においては、国家の権力作用によって被害が生じても、国はそれにたいして責任を負わなくてもよい」という論理。

※広島高裁判決は「控訴人らの上記各請求権は、日韓請求権協定の署名の日以前に生じた事由に基づくもので、法律上の根拠に基づいて財産的価値の認められる実体的権利であって、日韓請求権協定2条3にいう「財産、権利及び利益」に該当すると解される。したがって、同協定及び財産権措置法1条により65年6月22日をもって消滅したものと認められる」と述べている。

しかし、日本政府が戦後一貫して、被爆者法から在韓被爆者を排除してきたことによって控訴人らが精神的被害を受けたことを認め、慰謝料の支払を日本政府に命じたのであった。それについて判決は次のように述べている。

「病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者について、来日しないことを理由に申請を受理せず又は却下し、来日するまで処分しない※ということは、不合理な差別として違法というべきである。」「**402号通達**※によれば、ひとたび日本から出国すれば、被爆者たる地位を失って各種の給付を受けることができなくなってしまう。これは、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者法※の適用を否定するに等しいものである。現在、ようやく、在外被爆者の救済の必要性が認識されてきている。被爆者の高齢化を考えると、早急な対応が望まれるが、このように救済が遅れてしまったことについても402号通達が影響している。控訴人らは、いわれのない差別を受け、適切な医療も受けられずに募っていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやられ、在韓被爆者であるが故に放置されていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟等を契機に被爆者健康手帳が交付される途が開かれ、ようやく救済が期待できる兆しが感じられた途端に、402号通達が発出され、従前にも増して、一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなった。控訴人らが精神的損害というに足りる多くの複雑で深刻な感情を抱かされてきたことが認められる。」

※「申請を認めない」という意味。

※02年12月5日の在韓被爆者郭貴勲さんの大阪高裁判決に日本政府が上告を断念したことにより、402号通達の違法性が確定し、03年3月1日に廃止された。

※1957年制定の原爆医療法、68年制定の原爆特別措置法、94年制定の被爆者援護法を指す。

今なお、在外被爆者に対して、手帳交付および手当の申請のために渡日を条件付け、葬祭料支給も認めない日本政府を厳しく批判する判決であった。また、在外被爆者裁判のなかで、国家賠償を認めた判決は初めてであった※。さらに、旧植民地の被害者が提訴した戦後補償裁判で、高裁段階で日本政府に賠償を命じた判決も初めてであった。

二重三重の意味で極めて画期的な判決であったが、日本政府は原告の高齢化にもかかわらず上告した。そのため、原告たちも敗訴部分について上告した。(市場淳子)

※402号通達の違法性を判示した02年12月の郭貴勲大阪高裁判決、03年2月7日の李康寧福岡高裁判決、04年3月20日の李在錫大阪地裁判決ともに、原告らが請求した「違法な402号通達によって受けた精神的被害に対する慰謝料」については却下した。

F4. 広がる劣化ウラン兵器禁止の声

劣化ウラン兵器の禁止を求める運動が、国際的に広がりつつある。

04年6月、「**ウラン兵器禁止を求める国際連合**」(ICBUW・事務局アムステルダム)※がブリュッセルで第1回総会を開き、組織の大枠を定めるとともに、具体的キャンペーンに取り組み始めた。まず着手したのは、劣化ウラン兵器の開発、製造、使用の禁止、被害調査、汚染地の回復や被害者の救済などを求める国際的な署名キャンペーンである。現在までに日本を中心に16万筆以上の署名が集まっている。

※The International Coalition to Ban Uranium Weapons. 2003年10月ベルギーで設立された。ウラン兵器の全面的禁止、汚染地域の除染、及び被害者への補償を目指す。http://www.bandepleteduranium.org/

ICBUWはまた、11月6日を「ウラン兵器禁止を求める国際行動デー」として設定し、毎年、それぞれの地でのイベントを開催することを呼びかけている。この日が国連総会で「戦争と武力紛争における環境収奪を防止する国際デー」とされていることを踏まえたものだ。04年から世界各地で様々な取り組みがなされた※。今までに20カ国から70を越える団体がICBUWへの賛同を表明している※。05年6月には、第2回総会が、ブリュッセルのヨーロッパ議会内で、劣化ウラン問題を憂慮する議員たちとも連携して開催される。

※ICBUWのHP(前出)及びNO DU ヒロシマプロジェクトのHP http://www.nodu-hirosihma.org/参照。

※日本からの主な参加団体は、NO DU ヒロシマ・プロジェクト、ヒバク反対キャンペーン、長崎の証言の会 、京都反核医師の会、原水禁国民会議、劣化ウラン廃絶キャンペーン、NO!! DUサッポロ・プロジェクト、広島県教職員組合、大阪および愛知の保険医協会などである。

一方で、内部被曝を懸念させる知見や、司法・行政レベルの取り組みも、各国で具体化しつつある。

●04年4月、**ニューヨーク**の『デイリー・ニュース』紙は、イラク戦争後にサマワに駐留し、体調不良で帰国した米兵9人中4人の尿から劣化ウランが検出されたことをスクープした。現在、これらの帰還兵は国防省に対し賠償金を請求している。

●同年4月の**欧州委員会**は、スコットランドのダンドレナン射爆場からソルウェー湾に撃ち込まれた劣化ウラン弾による汚染を調査することに合意した。

●同年6月、**ローマ**の裁判所は、イタリアの元兵士ステファノ・メローネの遺族に対し賠償金50万ユーロ(約6,500万円)を支払うよう国防省に命じた。メローネ氏は、コソボ紛争後、劣化ウランに汚染された残存物に接触したが、帰国後、ガンにかかり、01年に死亡した。

●04年10月末、「**NO DUヒロシマ・プロジェクト**」が03年6月の劣化ウラン弾被害調査の際にイラクで採取した一人の急性白血病患者(7才の女児)の尿サンプルから、劣化ウランが検出されていたことが、金沢大学の分析によりほぼ確認された※。この女児の住居は、バグダッド郊外にあり、爆撃地点から100m以内の地点に位置している。

※「中国新聞」04年11月2日。

●05年になって、**米国**では、劣化ウラン兵器が人体や環境に及ぼす影響に関する科学的調査を求める法案を下院に提出する動きや、**ルイジアナ州議会**が、全米で初めて、イラクに派遣される兵士に対し、劣化ウラン検査を義務づける法案をつくる動きなどが、起こっている。

一方、日本の原子力産業のリーダーらが理事に名を連ねる「日本原子力文化振興財団」※は、04年6月、メディア向けパンフレット「劣化ウラン弾による環境影響—IAEAとUNEPの報告から」を発行し、「劣化ウランが原因で子供に限らず大人にも、腎臓疾患などが突然多発するとは想定しがたく、ましてや白血病、ガンに結びつく理由はほとんど考えられない」と主張した。これは、米国政府の年来の主張と軌を一にするものである※。

※http://www.jaero.or.jp/

※在日米大使館HP http://japan.usembassy.gov/「主要な政策課題<劣化ウラン問題>」参照。

F4. ビキニ事件50年、事実解明と補償要求が続く

1954年3月1日午前6時45分（現地時間）、米国は太平洋中西部に浮かぶ現在のマーシャル諸島共和国（以下、RMI）のビキニ環礁で水爆実験「ブラボー」を実施した※。15日後の3月16日、焼津のマグロ延縄漁船・第五福竜丸が、爆心地160キロ（東京－静岡間の距離に相当）地点で「死の灰」を浴び、被ばくしたことがスクープされた※。福竜丸は、日本いや世界的に放射性降下物（「死の灰」）の脅威を告げ、原水爆禁止運動の象徴となった。

※水爆「ブラボー」は、広島型原爆の千倍に及び、今日も米国最大の核実験である。マーシャル諸島では、水爆「ブラボー」も含めた67回に及ぶ原水爆実験が、1946年から58年にかけてビキニとエニウェトク両環礁で実施された。
※1954年9月23日には乗組員の久保山愛吉さんが亡くなった。

05年3月24日から25日、広島平和研究所で開催された、ワークショップでは、ビキニの放射性降下物は地球を一回りして広がっていることが明らかにされた※。また、放射性降下物は北極の氷河にその後の核実験も含め蓄積されていることが、工藤章京都大学名誉教授らの調査で明らかになっている※。

※米公文書はBureau, Weather World-Wide Fallout from Operation Castle, May 17, 1955.

※『朝日新聞』04年12月20日。

あれから半世紀の04年3月1日、核実験場とされたRMIの首都マジュロの国会には半旗が掲げられ、節目の記念式典が開催された※。ロンゲラップ（爆心地から180キロ）の住民代表ジェームス・マタヨシは「…核実験の停止によっても、核が遺したものは終らない…。米国がその責任を覚えておくように求めます」「…人びとの生活にふりかかった恐ろしい混乱は、まだ私たちにつきまとっているのです」と演説した※。このロンゲラップとビキニ両出身者の移住生活は今も続いている※。

※3月1日はマーシャル諸島では、核被災を思い起こし、被ばく者を追悼する国民の休日となっている。
※『ヤッコエ・オンライン』04年3月1日。http://www.yokwe.net
※核実験被害の現状は、一般向けには安斎育郎・竹峰誠一郎『ヒバクの島マーシャルの証言』（かもがわ出版、参照）、より詳しくは竹峰誠一郎「ヒバクは人間に何をもたらすのか」（グローバルヒバクシャ研究会＝編『隠されたヒバクシャ』凱風社、）参照。

一方、米国政府代表のグレタ・モリス駐RMI米大使は、

「冷戦時代、核実験を通じ自由世界を守ることに貢献されたマーシャル諸島の人びとに、心から感謝の意を表明します。この多大な貢献は、マーシャル諸島の皆が誇るべきものです」※と核実験を正当化しつつ、「予期せぬ被害が風下地域に及び、4つの環礁の人びとが耐えてきた苦難」があったことは認め、遺憾の意を表した。

※『ヤッコエ・オンライン』04年3月1日。http://www.yokwe.net

米国政府は、二つの元核実験場を含め計4つの環礁に限って、核被害が及んだことは認めており、86年に1億5千万ドルを支払っている。但し、これをもって「完全決着」とされた※。

※米国とRMIの間の自由連合協定（1986年）第177条及び実施協定第10条。

しかし今、RMI国内で核実験の追加補償を求める声が高まっている※。被災4環礁の住民有志はNGO団体エラブ（ERUB）を創設し、米国内の教会関係者と連携し、自らの体験継承を図りながら、補償要求を強めている。さらに爆心地から525キロ離れたアイルックなど、核被災非認定地域からの補償要求も相次いでいる※。01年9月米国から譲渡された1億5千万ドルを原資に設立された基金は、05年1月1日現在、97%以上を使い果たし、残高わずか400万ドル※と枯渇している。とくに健康管理事業などが危機的状況にある。

※NHK広島＝制作『BSドキュメンタリー＜映像の記録＞ビキニ事件の半世紀』（04年7月9日、BS1放映）。

※『マリアナス・バラエティ』04年12月30日。

RMIは2000年9月、米議会に対し核実験の追加補償を請願していたが、04年11月になって、ブッシュ政権は「追加補償の法的根拠はない」と見解を発表した※。ただし、追加補償請願を受諾するか否かの権限は米議会にある。米国立癌研究所は、議会の依頼でRMIのガン調査をおこない、04年9月「核実験による癌は532例」、「内45%の癌は今後発生する」との結果をまとめ、05年4月公表した※。癌はマーシャル諸島全域から発生していることがうかがえる。

※『マーシャル・アイランズ・ジャーナル』05年2月4日。

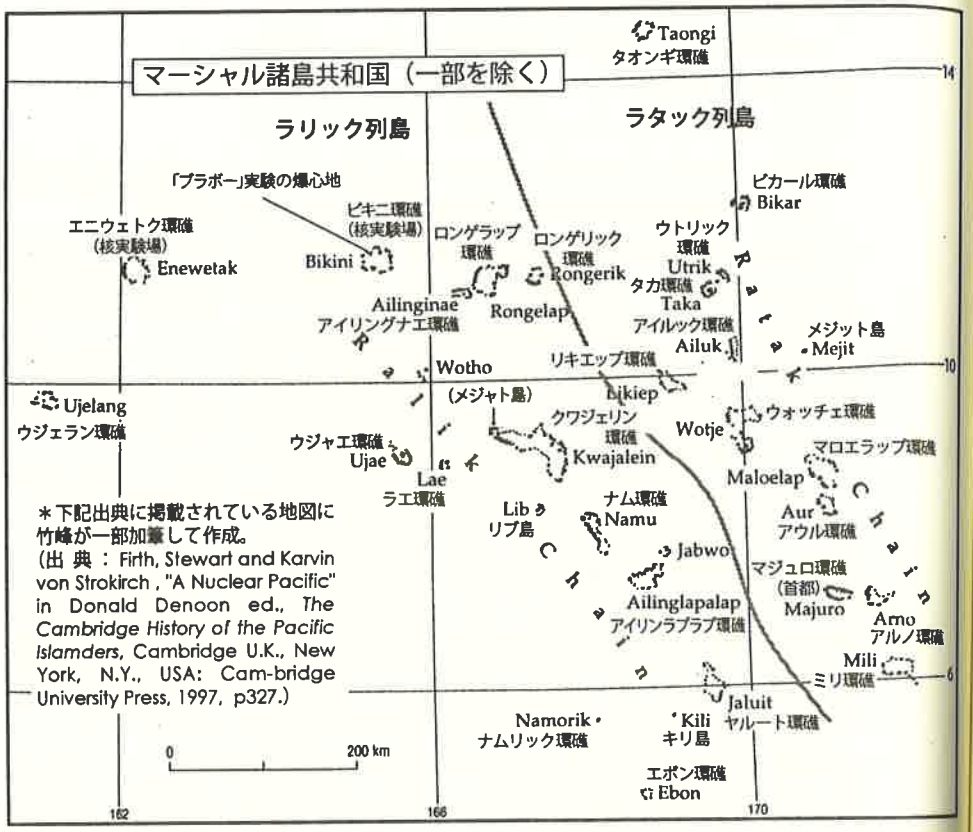
※『マーシャル・アイランズ・ジャーナル』05年1月14日。同報告全文は、http://www.state.gov/p/eap/rls/rpt/40422.htm#leg

ビキニから50年、核開発の責任が米国政府に問われている。ビキニは終わらない。人体実験疑惑もまだ闇の中にある。広島・長崎とともにビキニなど地球規模に広がる核被災の解明を目指し、04年11月日本平和学会に分科会「グローバルヒバクシャ」が創設された※。

※『ヤッコエ・オンライン』05年4月17日。同報告全文は、http://www.yokwe.net/ydownloads/NCI-report.pdf

※分科会の詳細は、http://wwwsoc.nii.ac.jp/psaj/04Branch/Bunkakai/global_hibaku.html

データシート12 マーシャル諸島図



＊下記出典に掲載されている地図に竹峰が一部加筆して作成。
(出 典 : Firth, Stewart and Karvin von Strokirch , "A Nuclear Pacific" in Donald Denoon ed., *The Cambridge History of the Pacific Islamders*, Cambridge U.K., New York, N.Y., USA: Cam-bridge University Press, 1997, p327.)

「マーシャル諸島国内地図」
出典:『隠されたヒバクシャ　検証＝裁きなきビキニ水爆被災』凱風社、2005年より。



「核実験50年記念式典で補償要求のプラカードを手に行進する住民」
マーシャル諸島の首都マジュロにて2004年3月1日、竹峰誠一郎撮影。

コラム・ファクト10　劣化ウラン（Depleted Uranium, DU）

劣化ウランとは、天然ウランから核兵器や核燃料に用いるウラン235を濃縮する工程で発生する、U-235の割合が減少した（劣化した）ウランを言う。天然ウランでは、ウラン235が約0.7%含まれているが、劣化ウランでは、約0.2%しか含まれていない。主成分は天然ウランと同じウラン238である。

天然ウランと米国防総省の劣化ウランの組成比較（%）

	天然ウラン	劣化ウラン
ウラン234	0.0057	0.001
ウラン235	0.72	0.20
ウラン236	0	0.0003
ウラン238	99.28	99.8

出典：1995年5月米陸軍環境政策研究所（AEPI）「陸軍の劣化ウラン使用による健康及び環境への影響に関する技術的報告」

劣化ウランという言葉で誤解しやすいが、放射能は決して弱まっておらず、天然ウランの約60%の放射能をもつ。しかも、劣化ウランの主たる放射線源はウラン238であり、その半減期は45億年である。。

劣化ウランのもう一つの特徴は、密度と硬度が極めて高いことである（密度19.05g/cm3、鉄の2.4倍、鉛の1.7倍）。このため、この特徴を利用し、劣化ウラン兵器が開発された。従来の砲弾に比べ密度が高いため、貫通効果が向上する。

※放射能の危険性がより低いという誤解を与えないために、劣化ウラン兵器禁止を求める運動の中では「ウラン兵器」の用語を用いることが多くなっている。

G1. 広がる「2020ビジョン」への支持

「2020年までに核兵器のない世界を実現すること」を目標に掲げた緊急行動計画「**核兵器廃絶のための緊急行動ー2020ビジョン**」※が、各国の自治体・NGO・市民の支持を得つつ、大きな広がりを見せている。この行動計画は、03年の核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会にて秋葉忠利広島市長と多くのNGO代表によって提唱され、04年10月の「平和市長会議」※理事会で承認されたのち、11月の長崎で正式に発表されたものである。05年NPT再検討会議において「すべての核兵器の実践配備を即時解除」し、「2010年に**『核兵器禁止条約』**を締結することに向けて具体的な交渉を開始する」ことなどを盛り込んだ、ステップ1から4までの段階的なキャンペーン・プランを提案している。

※資料22（335ページ）。

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は伊藤一長長崎市長、コモ市長（伊）、ハノーバー市長（独）、マンチェスター市長（英）、マラコフ市長（仏）、モンテンルバ市長（比）、ボルゴラード市長（ロ）の7名。2005年5月26日現在、加盟自治体数は世界112か国・地域の1036都市。過去1年間で約400都市が新たに加盟した。事務局：〒730-0811　広島市中区中島町1-2
TEL：082-242-7821
FAX：082-242-7452
mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

ステップ1となった04年NPT再検討会議準備委員会には、12か国19自治体からの参加者で構成される「市長代表団」が出席した。うち7名※は、本会議中に設けられたNGO意見発表セッションにて演説し、核廃絶こそが世界の市民の願いであることを各国政府代表にアピールした。

※広島市長、長崎市長、ラークダル（ベルギー）市長（上院議員）、ベレステリ（ギリシャ）市長、キエフ（ウクライナ）副市長、ホノルル市長室長、ニューヨーク市議会議員。

05年4月は、「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の一年」（04年8月6日～05年8月9日）と名づけられたステップ2の途中にあり、05年5月のNPT再検討会議を目前に、各国自治体、NGOのあいだで「2020ビジョン」賛同の動きが加速している※。

※ステップ3（05年NPT再検討会議）、ステップ4（ヒロシマ・ナガサキプロセス）の4段階。

自治体の動きとしては、04年2月26日、ブリュッセル（ベルギー）で開催された欧州議会本会議が「2020ビジョン」を支持する決議文を採択した。続いて、6月28日には、米ボストンで開催された「全米市長会議」※総会が緊急行動への支持を表明し、ブッシュ大統領に核兵器廃絶に向けた交渉を開始するよう求める決議文を採択した。一方、日本国内では、7月30日に、国内268自治体が参加する「日本非核宣言自治体協議会」※が、「NPT再検討会議を核兵器と決別する転機とするため、国内・外の世論の喚起に努めるとともに平和市長会議の**『核兵器廃絶のための緊急行動』**を支持する」との決議文を採択し、また、05年1月26日には、国内の717市、23区（05年1月24日現在）の市区が参加する「全国市長会」が「2020ビジョン」支持を盛り込んだ「核兵器の廃絶を求める決議」を採択した。

※米国内の人口3万人以上の1,183都市が加盟。会長はニューヨーク州ヘンプステッド市長。

※会長は伊藤一長長崎市長。
連絡先：〒852-8117　長崎市平野町7-8長崎原爆資料館内
TEL：095-844-9923
FAX：095-846-5170
http://www.nucfreejapan.com/

秋葉忠利広島市長は、各地のNGOと連携をとりつつ、米国、ベルギー、ドイツを歴訪して緊急行動への支持を求めるなど（05年1月15日～23日）、各国の自治体に積極的な働きかけを行っている。また、05年2月18日には、「平和市長会議」と「日本非核宣言自治体協議会」が合同の要請行動として、日本政府および5核兵器国（米、ロ、英、仏、中）大使館を訪問し、2005NPT再検討会議において、核廃絶に向けた積極的な役割を果たすよう求めた。

これらの動きに連動して、各国のNGOもさまざまなとりくみを行ってきている。核廃絶を求めるNGOの世界的ネットワーク「アボリション2000」※は、緊急行動を支える「アボリション・ナウ！ワーキング・グループ」を04年に立ち上げ、各国の運動の連携を積極的に推進している。04年9月16日には、IPPNW（核戦争防止国際医師会議）が「2020ビジョン」を支持する決議を採択した。また、日本国内では、広島、長崎、首都圏のNGOのネットワーク「核兵器廃絶－2005NPT市民連絡会議」が立ち上がり、05年2月19日には、「2020ビジョン」に連動した国内の動きの活性化に向けて東京都内で市民集会を開催した※。

※http://www.abolition2000.org

※キーワードG2（174ページ）。

G2. NPT再検討会議に向けて各地で市民集会

2005年核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた被爆国日本の市民の積極的な動きを創りだそうと、広島、長崎、首都圏で3回の市民集会が開催された。世界的に広がりつつある「平和市長会議」の「核兵器廃絶のための緊急行動－2020ビジョン」※を支持する動きに呼応しようとするものでもあった。その機軸となったのは、98年の東京フォーラムに対して取り組んだ3団体「**核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA、広島）**、「**核兵器廃絶ナガサキ市民会議**」（**長崎**）、「**核兵器廃絶市民連絡会**」（**首都圏**）である※。これら3団体は、「核兵器廃絶－2005NPT市民連絡会議」と名づけられたゆるやかな連絡会を作り、全国的な取り組みを共同で行った。ピースデポがコーディネーターの役割を担った。

※キーワードG1（172ページ）

※「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）」
広島市中区上八丁堀8-23林業ビル4階　TEL：082-502-3850
「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」
長崎市目覚町25-5　長崎平和研究所内　TEL：095-848-6037
「核兵器廃絶市民連絡会」
東京都千代田区神田美土代町11－8SKビル2階東神田法律事務所
TEL：03-5283-7799

04年3月27日、各地での取り組みの第一弾として、広島で「3.27核兵器廃絶をめざすヒロシマのつどい－2005年NPT再検討会議への提言－」が開催された。HANWAと（財）広島平和文化センターが共催し、発言者として、「平和市長会議」のアーロン・トビッシュ氏、廿日市長の山下三郎氏らが登壇した。当日に採択された提言は、HANWAの岡本三夫共同代表により、ニューヨークで開催された04年NPT再検討会議準備委員会で配布された※。

※提言の全文は、http://www.peacedepot.org/theme/city/hiroshimaJ.html

続いて04年10月24日、長崎にて「核兵器廃絶をめざす市民のつどい－2005年NPT再検討会議への長崎からの提言－」が、「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」と「核兵器廃絶地球市民集会長崎実行委員会」の共催で開催された。核兵器廃絶ナガサキ市民会議の土山秀夫共同代表、HANWAの嘉指信雄氏らが発言した※。

※集会の報告は、http://www.peacedepot.org/theme/city/nagasakistatemenet.html

首都圏での集会は、1年をかけて創りだそうとするこの全国的な取り組みの集大成との位置付けであった。10月16日、首都圏での集会開催に向けた第一回目の実行委員会が開催され、「2020ビジョン」を支持する国際的な取り組みの中心的メンバーの一人であるレギナ・ハーゲン氏（拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク（INESAP）国際コーディネーター）が記念講演を行った。

「核兵器廃絶－2005NPT市民連絡会議」の3団体の呼びかけに応え、首都圏での集会開催への支持は全国へと着実に広がっていった。そして迎えた05年2月19日、東京の日本青年館にて「核廃絶は市民の手から－被爆60年を転換の年に！2.19NPT市民集会」が開催された。主催の「2.19実行委員会」には、さまざまな日本各地の16団体、37個人が参加したほか、158人の賛同が寄せられた。

集会には、秋葉忠利広島市長、伊藤一長長崎市長が揃って出席し、会場を埋め尽くす約300人の参加者を前に、05年を核廃絶に向けた転機とする重要性と緊急性を力強く訴えた。続いての議員とNGOによるパネルディスカッションには、核軍縮議員ネットワーク（PNND）※から中川正春衆院議員（民主）、井上哲士参院議員（共産）が参加し、熱気あふれる議論を行った。そのほか、海外ゲストのスージー・スナイダー氏（WILPF（婦人国際平和自由連盟）※、日本の核軍縮努力を評価した「核軍縮：日本の成績表」※評価委員の土山秀夫氏、日本被団協の岩佐幹三氏らが登壇し、それぞれ発言を行った。

※キーワードG6（186ページ）。

※特別記事5（265ページ）に全文の日本語訳を掲載。
※資料25（349ページ）。

2月21日には、集会当日採択された「アピール」※が、町村信孝外務大臣あてに提出され、アピールの英訳は、NPT再検討会議議長を務めるブラジルのドゥアルテ大使ら、5核兵器国、新アジェンダ連合（NAC）7か国など、NPT再検討会議の行方の鍵を握る主要国の外交官や代表部へ送付された。

※アピールの全文は、http://www.peacedepot.org/theme/city/219appeal.html

G3. 「世界平和アピール七人委員会」が活動を再開

※連絡先：小沼 通二
〒247−0014
横浜市栄区公田町200−9
TEL/FAX：045-891-8386
mkonuma254@m4.dion.ne.jp
http://worldpeace7.jp/indexf.htm

※2つのアピール文は、本イアブック04年度版に掲載。ピースデポHP（http://www.peacedepot.org）にも掲載。

核不拡散条約（NPT）再検討会議の第3回準備委員会が開始された04年4月26日、「世界平和アピール七人委員会」※（以下、「七人委員会」）は、「**武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護と紛争の平和的解決を求めるアピール**」、「**核兵器への依存の即時停止と速やかな廃絶を求めるアピール**」の2つのアピール文を発表した※。核廃絶に関するアピールは、核兵器の完全廃棄や日本の核依存政策の転換を求めるとともに、「北朝鮮の核問題について検討している6カ国が、北東アジアを非核兵器地帯とすることに合意し、実現すること」を訴えた。両アピールの英語版は、準備会議開催中のニューヨーク国連本部で、各国の外交官・NGO関係者に配布された。

1955年、当時の世界連邦建設同盟理事長、平凡社社長であった下中弥三郎氏の提唱により結成された「七人委員会」※は、「人道主義と平和主義に立つ不偏不党の有志の集まり」として、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶や紛争の平和的解決を求め、96年までに71回にわたり国内・国外にアピールを発してきた。04年4月の2つのアピールは、昨今の安全保障環境の危機的状況を受け、新たな委員を加えての活動再開を告げるものであった。

※これまでの委員は以下の通り。
(1)結成時の委員
下中弥三郎、植村環、茅誠司、上代たの、平塚らいてう、前田多門、湯川秀樹
(2)その後加わった委員（参加順）
川端康成、朝永振一郎、大河内一男、田畑茂二郎、井上靖、桑原武夫、関屋綾子、隅谷三喜男、内山尚三、久保亮五、永井道雄、平山郁夫

現在の七人委員会は、以下の7名で構成される（敬称略）。

伏見康治（物理学、大阪大学・名古屋大学名誉教授）
武者小路公秀（国際政治、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長）
土山秀夫（病理学、長崎大学名誉教授）
大石芳野（フォトジャーナリスト、東京工芸大学教授）
井上ひさし（作家、日本ペンクラブ会長）
池田香代子（ドイツ文学翻訳家、口承文芸研究家）
小柴昌俊（物理学、平成基礎科学財団理事長、東京大学特別栄誉教授、02年ノーベル物理学賞受賞）

事務局長は小沼通二氏（慶應義塾大学名誉教授）が担っている。

05年NPT再検討会議の開催を目前に控えた05年4月20日にも、七人委員会は2つのアピールを発表した※。5核兵器国（米、英、仏、ロ、中）首脳にあてた「**核不拡散条約再検討会議に際し、核軍縮への具体的努力を求めるアピール**」は、前回の再検討会議で誓約された「核兵器廃絶への明確な約束」が「死文化されかねない」状況に陥っていることを深く憂慮し、その完全な履行を含め5核兵器国が真摯な努力を行い、再検討会議において実質的な成果をあげるよう強く求めたものである。アピールは各国元首のほか、再検討会議の議長を務めるブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使にも送付された。一方、日本政府と日本の市民に向けた「**核兵器使用60周年に当たり、改めてその実態、非人道性を直視するよう日本国民と日本政府に訴える**」と題したアピールは、日本の市民一人一人が被爆の実相を世界に発信し、「核兵器は人類と共存できない」という信念を広める努力をするよう訴えるとともに、日本政府に対して、新アジェンダ連合（NAC）などとの連携をいっそう強め、「核の傘」依存政策から脱却し、東北アジア非核地帯の実現に向けた努力を速やかに開始するよう求めた。5核兵器国首脳にあてたアピールは、04年同様、NPT再検討会議の開かれたニューヨーク国連本部において配布された。

※資料26（352ページ）。

G4.　日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会（以下、協議会）は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした**非核自治体**※の協議組織である。現在は長崎市の伊藤一長市長が会長を務め、長崎市平和推進室に事務局が置かれている※。1984年8月に広島県府中市の呼びかけで結成された協議会は、03年8月に結成20周年を迎えた。05年5月現在、全国の非核宣言自治体の14%を占める268の自治体が加盟している※。

その主な活動は、毎年夏の非核自治体全国大会および協議会年次総会の開催、非核都市宣言に関する情報・資料の収集、調査・研究、非核都市宣言呼びかけのための活動、平和事業担当職員の研修会開催（年2回）、各自治体の平和事業推進などである。職員の研修会は、04年5月14日に大阪府枚方市、9月24日に三重県四日市市で開かれた。05年5月24日には、高知県高知市で、10月14日には山梨県甲府市で開催の予定である。

最近では、ホームページを充実させての情報提供、また、20周年記念行事として開始された「巡回原爆展」や「被爆アオギリ2世と被爆クスノキ2世の希望自治体への贈呈」なども積極的に行っている。また、核保有国による核実験（未臨界実験を含む）に対する抗議も継続して実施されている。本書がカバーする期間には、米国による未臨界核実験（04年5月25日に実施）を受けて5月24日と26日に、また、ロシアの未臨界実験実施※に関する報道を受けて8月11日にそれぞれ抗議文を送付した。

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。

※連絡先：
〒852−8117　長崎市平野町7−8長崎原爆資料館内
TEL：095−844−9923
FAX：095−846−5170
http://www.nucfreejapan.com/index.htm

※全国の非核宣言自治体数は1,874（05年5月現在）。非核宣言自治体件数は、市町村合併の影響で02年の2,654をピークに大幅に減少した。協議会加盟自治体件数も03年の327をピークに減少している。（ともに協議会調べ）。

※キーワードC13（108ページ）。

04年7月30日から31日にかけて、第21回協議会総会と第19回非核自治体全国大会が長崎で開催された。全国大会には84自治体から約120名が参加し、決議文が7月30日に採択された。決議文は、核保有国に「核兵器廃絶への明確な約束」の履行を求めるとともに、日本政府に「非核宣言自治体の声を受け止め、非核三原則を法制化し、国際社会において核兵器廃絶運動の先頭に立つ」ことを強く求めた。また、「平和市長会議の『核兵器廃絶のための緊急行動』を支持する」と、協議会として「2020ビジョン」※を積極的に推進していく姿勢を表明した。なお、協議会会長の伊藤一長長崎市長は、「平和市長会議」の副会長の一人でもある。

※キーワードG1（172ページ）。

05年2月18日、協議会は、外務省と5核兵器国の大使館を訪問し、「平和市長会議」と合同でNPT再検討会議に向けた要請行動を行った。伊藤一長長崎市長のほか、秋葉忠利広島市長、山下三郎廿日市市長、中司宏枚方市長、翁長雄志那覇市長、山本捷雄藤沢市長の副会長5名の連名で要請文が提出された。小泉首相に宛てた要請文は、「被爆国の政府として、また国際社会におけるリーダー国として」、NPT再検討会議で日本政府が「核兵器廃絶のための道程が明確にされるよう指導的役割」を果すよう求め、また、5核兵器国の首脳に宛てては、「核保有国の核軍縮こそが核不拡散の前提でもあり、廃絶へ向けた第1歩となる」との認識のもと、「核兵器廃絶のための道程を明確にする努力」を行うよう強く求めた。

さらに、協議会は、「2020ビジョン」支援を目的として、NPT再検討会議の開かれたニューヨーク国連本部に代表団を派遣した。4月30日、長崎、広島、廿日市、枚方市、藤沢市の市長で構成された協議会代表団がニューヨーク入りした。

G5. 原子力艦事故想定し、防災訓練

04年の米海軍原子力艦船の日本寄港は51回に上った※。寄港先の三自治体（佐世保・横須賀・うるま市）にとっては、9.11事態以来一方的に中止されたままの寄港時の「24時間前の事前通告」の復活とならんで**原子力軍艦災害に対する防災対策**が共通の課題となっている。

※データシート13（182ページ）。

04年3月、原子力安全委員会が、8月には中央防災会議※が「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を策定した。99年に制定された「原子力災害対策特別措置法」に基づき、関連自治体の要請を受けて作られたこのマニュアルには、原子力潜水艦（原潜）は0.5km、原子力空母は1km以内という「避難を計画する範囲」が初めて明記された。政府はこれまで「そのような数字は承知しない」と国会で答弁していた※。

※災害対策基本法第11条に基づいて内閣府に置かれる。会長は内閣総理大臣。

※第151回国会・衆議院予算委員会第1分科会（01年3月2日）における、今川正美衆議院議員（社民党）の質問と政府答弁。

※「マニュアル」策定前の02年から通算すると3回目にあたる。

このマニュアルに基づく、原潜の放射線事故を想定した最初の防災訓練※が、04年11月、佐世保市と横須賀市で行われた。11月19日の佐世保市の訓練は、「通常の50倍の量の放射線が測定された」との想定で18団体約590人が参加して行われ、市、県警、自衛隊、総務省のほか、外務省が福岡防衛施設局とともに初参加した。訓練では、パトカーが走り回り、白い防護服の消防局員が放射線量を計測して回った。この訓練に、**米海軍は「原潜事故を想定した訓練には参加できない」として前回と同じく参加を拒否した**※。11月9日に1,000人が参加して同様の訓練を行なった横須賀市では、訓練の想定は「非破壊検査用機器の誤作動が原因」とされ、米海軍は「原潜事故は起きていない」という調査結果を同市に電話連絡したのみであった※。

※「長崎新聞」04年11月20日。

※「共同通信」04年11月9日。

原潜が初めて日本に寄港したのは、1964年11月10日（「シードラゴン」）、原子力空母の初寄港（「エンタープライズ」）は68年1月19日、いずれも佐世保であった。以来04年末まで、日本には原子力艦が延べ1,193回寄港し、滞在日数は延べ6796日に及ぶ※。63年3月6日、米国政府は「原潜は、諸外国にもしばしば寄港しているが、全く事故はない」と日本政府に回答した※。さらに、「エード・メモワール」※では「寄港24時間前の通告」を約束した。

※データシート13（182ページ）。

※「続・佐世保港の戦後史」（中本昭夫著、芸文堂。1985年）

※1964年8月17日付。日本への原潜寄港に関する外交交渉の内容を覚え書にしたもの。

ところが、米海軍は、空母や原潜の原子炉の情報は一切非公開としている。原子炉の電気出力は空母30万kw、原潜6万kwと推定されている※。これまで佐世保でも、68年5月、原潜「ソードフィッシュ」周辺から異常放射線値が測定されたが、米海軍は原潜が原因であることを否定した。日本に寄港する米原子力艦船の原子炉や核兵器の事故被害を分析した88年の「デイビス・レポート」※は、関係自治体に大きな衝撃を与えた。

※「隠された核事故―恐怖の原潜、核兵器」（梅林宏道著、創史社。1989年）104～105ページ。

78年以来、米海軍は、原子力艦船の係留場所は、住宅地域から500メートル以上離れた所と明言してきた※。しかし、佐世保では、現在も民家から250メートル程の赤崎岸壁に停泊している。モニタリングポスト（放射線測定器）が同岸壁に設置されたのは、05年3月であった。

※コラム＊ファクト11（184ページ）。

04年7月28日、佐世保市で停泊中の原潜「ラ・ホヤ」でケーブル火災事故が発生したが、米海軍から市に連絡が入ったのは、事故から5時間半後であった。

事故・防災問題に対する米軍側の非協力や閉鎖的姿勢を改めさせるためには、自治体の声を背景にした強力な外交交渉が必要である。

※78年、米海軍佐世保基地のマクバードン司令官の発言。「米国では、軍艦であろうと商船であろうと、原子力を推進力とする場合は、係留場所は少なくとも住宅地域から500メートル以上離れた所でなくてはならず、それは原子力装置が起動停止の状態にあっても同じで、米本国はもちろん海外の基地でも米軍が管理する施設に適用があり、しかも米国の原子力委員会の了承を必要とする」（「辻市長ごめんなさい」（中本昭夫著、ほたる書房。91年）。

データシート13 原子力艦船の日本への寄港状況

原子力艦船の年間寄港回数及び滞在日数

（　）内は水上艦の内数

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0
沖　縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	3	3	0	0

年	75		76		77		78		79		80		81		82		83		84	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	8 (2)	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	181 (7)
佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)
沖　縄	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0

年	85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	30	172	32 (1)	169 (10)	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244
佐世保	5	24	7	39	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32
沖　縄	0	0	3	6	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13

96		97		98		99		00		01		02		03		04		累計	
回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
29 (3)	243 (12)	33 (1)	237 (3)	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	723 (30)	5,331 (182)
7	49	23	161	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	250 (14)	1,081 (67)
16	33	9	11	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	220 (4)	384 (10)

2004年　原子力艦船寄港状況

＜横須賀＞

回数	艦　名	艦　種	寄港期間	滞在日数
	サンタフェ	潜水艦	03.12.18～04.1.5	5 (14)
	ポーツマス	潜水艦	03.12.22～04.1.3	3 (10)
1	トピーカ	潜水艦	04.1.28～04.1.30	3
2	コーパスクリスティ	潜水艦	04.2.12～04.2.16	5
3	コロンブス	潜水艦	04.4.8～04.4.19	12
4	ラ・ホヤ	潜水艦	04.4.8～04.4.15	8
5	コロンビア	潜水艦	04.4.26～04.5.2	7
6	ソルトレイクシティ	潜水艦	04.5.5～04.5.12	8
7	ツーソン	潜水艦	04.6.1～04.6.4	4
8	ホノルル	潜水艦	04.6.1～04.6.4	6
9	アレキサンドリア	潜水艦	04.7.9～04.7.19	11
10	オクラホマシティ	潜水艦	04.8.18～04.8.18	1
11	サンフランシスコ	潜水艦	04.8.20～04.8.30	11
12	シャイロット	潜水艦	04.9.3～04.9.7	5
13	ツーソン	潜水艦	04.9.13～04.9.20	8
14	オクラホマシティ	潜水艦	04.9.22～04.9.29	8
15	ソルトレイクシティ	潜水艦	04.10.1～04.10.6	6
16	シャイロット	潜水艦	04.10.27～04.10.27	1
17	シャイロット	潜水艦	04.12.21～04.12.30	10

※日数中（）内は03年に参入

＜佐世保＞

回数	艦　名	艦　種	寄港期間	滞在日数
1	トピーカ	潜水艦	04.2.1	1
2	コロンブス	潜水艦	04.2.13～04.2.18	6
3	サンタフェ	潜水艦	04.2.16	1
4	コロンブス	潜水艦	04.2.21	1
5	コロンブス	潜水艦	04.3.6	1
6	コーパスクリスティ	潜水艦	04.3.23	1
7	トピーカ	潜水艦	04.5.10	1
8	ラ・ホヤ	潜水艦	04.5.17	1
9	トピーカ	潜水艦	04.6.25～04.6.30	6
10	ソルトレイクシティ	潜水艦	04.6.29	1
11	ソルトレイクシティ	潜水艦	04.7.2～04.7.3	2
12	ラ・ホヤ	潜水艦	04.7.26～04.7.29	4
13	ツーソン	潜水艦	04.8.4	1
14	ツーソン	潜水艦	04.8.7	1
15	ジョン・C・ステニス	空母	04.8.21～04.8.25	5
16	ホノルル	潜水艦	04.9.12	1
17	ホノルル	潜水艦	04.9.15	1
18	シャイロット	潜水艦	04.10.1	1

＜沖　縄＞

回数	艦　名	艦　種	寄港期間	滞在日数
1	コロンビア	潜水艦	04.3.25	1
2	コーパスクリスティ	潜水艦	04.3.29	1
3	ラ・ホヤ	潜水艦	04.4.6	1
4	ツーソン	潜水艦	04.6.10	1
5	ソルトレイクシティ	潜水艦	04.6.23	1
6	ホノルル	潜水艦	04.7.9	1
7	アレキサンドリア	潜水艦	04.7.21	1
8	コーパスクリスティ	潜水艦	04.8.13	1
9	コーパスクリスティ	潜水艦	04.8.16	1
10	コーパスクリスティ	潜水艦	04.8.19	1
11	コーパスクリスティ	潜水艦	04.8.20	1
12	シャイアン	潜水艦	04.10.28～04.10.29	2
13	ツーソン	潜水艦	04.10.28	1
14	アッシュビル	潜水艦	04.11.9	1
15	ツーソン	潜水艦	04.11.10	1
16	シャイロット	潜水艦	04.11.23	1

※　復帰前からの通算回数は274回

（注）ホワイトビーチの所在地は沖縄県うるま市。2004年4月1日、うるま市は旧石川市、旧与那城町、旧具志川市と旧勝連町の合併で誕生した。合併前、ホワイトビーチは旧勝連町に所在していた。

コラム・ファクト11　デイビス・レポート

「日本の港に停泊した軍艦における核事故
―横須賀、佐世保、呉に対する想定事故シナリオの定量的分析―」

1988年、「核兵器事故をアセスメントする会」(代表：大石武一・元環境庁長官)の委託を受けて、米国の環境科学者W・ジャクソン・デイビス博士(米カリフォルニア大)が実施した、日本での原子力潜水艦核事故についての、ショッキングなシミュレーションである。

横須賀、佐世保および呉港停泊中の原子力艦船で、①原子炉がメルトダウン事故を起こした場合と、②核兵器が火災を起こしてプルトニウムが燃焼するという重大な核事故が起きた場合のいくつかの想定核事故シナリオを、米国原子力規制委員会(NRC)モデルを使って、場所を特定し定量的にその影響を計算。事故の結果、人口過密な都市周辺上空に放射性物質が拡散、膨大な死者と住民避難の問題、深刻な環境汚染について詳細に報告している。

<シミュレーションの結果：抜粋>

①横須賀：軍艦推進用原子炉事故の例

――停泊中の軍艦での重大な原子炉事故が4時間継続した場合を想定。事故で生じた放射能物質の雲は、最も普通の風向きで想定すると東京中心部をほとんど包み込む。放射能雲は、原子炉特有の混合した核分裂生成物を含む。重大な放射能汚染と放射能による死者が想定される地域は事故地点から直径100キロ以上で千葉、八王子、平塚などが含まれる。放射能雲の進む経路での人間の被曝は、大気照射、吸入、および地上照射の形をとり、短期的な(被曝の)死者は25,000人弱、放射性降下物による中・長期的被曝による死者は最初の1週間で25,500人強増加、その後の1年間でさらに27,000人が加わる。さらに同数の重度の遺伝的障害による死者が出るであろう。(合計は155,000人)

②佐世保：軍艦での核兵器事故の例

――停泊中の軍艦での重大な原子炉事故により、微粒子状で煙霧状のプルトニウム239を含む放射能雲が発生。人口密度が低いため損害は横須賀／東京に比較して少ないが、短期的被曝の死者2,700人強、1週間の地上照射で2,200人弱、長期的被曝3,000人強となるであろう。さらに同数の重度の遺伝的障害による死者が出るものと予想される。

<政府文書にも引用>

――1988年ジャクソン・デイビス教授：原子力潜水艦による放射能放出事故のシミュレーション。風下10キロの住民が、遺伝障害も含め15万人が死亡する。

内閣府中央防災会議「原子力艦船の原子力災害対策」資料(2001年10月)

※「デイビス・レポート」は、ピースデポで入手可能。



「防護服を着て佐世保港周辺の放射線量を緊急チェックする佐世保市職員」2004年11月19日。

G6. 国会議員、ニュージーランドとメキシコで会議

本イアブックのカバーする期間に、**核軍縮議員ネットワーク(PNND)**※は二つの会議を開催した。一つは、**フォーラム「国会議員、NPT、及び非核兵器地帯」**(04年12月8日、ニュージーランド・ウェリントン)であり、もう一つは**「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議における市民社会フォーラム」**(05年4月27日、メキシコシティ)であった。後者は、平和市長会議との共催で行われた。両者を通じて、PNNDの主要な関心は、05年に開催されるNPT再検討会議に対する国会議員活動の活性化と、非核兵器地帯の強化・拡大へのPNNDの貢献にあったと言えるであろう。

ウェリントン会議では、ヘレン・クラーク・ニュージーランド首相が冒頭に発言し、「南半球及び隣接地域非核兵器地帯」の考え方を提案し、「南半球のすべての非核兵器地帯条約が発効し、それを拡大して南半球全体が非核兵器地帯となる時」を望むと発言した。ニュージーランドのホップス軍縮大臣は、13項目を初めとする2000年合意が反古にされようとしているなどNPT再検討会議が直面している危機を、新アジェンダ連合の一員として訴えた。また、「ラテンアメリカ及びカリブ地域核兵器禁止機構(OPANAL)」のカレニョ事務局長が、既存の非核兵器地帯間の協力の必要性を訴え、自分たちがその基礎を作る準備があると提案したのは、注目すべきことであった。それに呼応して、在ニュージーランドのメキシコ大使が、非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議を05年にメキシコが受け入れる決意を表明した。日本からは遠山清彦参議院議員(公明党)が、PNND日本を代表して参加し、東北アジア非核地帯の意義などについて発言した。

メキシコシティの会議は、ウェリントン会議でOPANAL事務局長やメキシコ大使が述べた史上初めての「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議」※と並行して行われたものである。国会議員、市長、NGO代表など市民社会の代表が、非核兵器地帯の強化と拡大について考えを述べ、意見交換した。日本からの国会議員の参加はなかったが、伊藤一長長崎市長、小西悟被団協事務局次長、梅林宏道ピースデポ代表がスピーチを行った。

一方、PNNDの日本支部である**核軍縮議員ネットワーク・日本**(超党派。代表は自民の鈴木恒夫氏)※は、04年11月30日に2年ぶりに総会を行った。総会には議員本人5人、代理5人が出席し、市民団体の約20人が傍聴した。

総会は、参加議員名簿を公開することやウェリントン会議へ代表を派遣することなどを決めるとともに、日本国際問題研究所軍縮・不拡散センターの秋山信将氏、ピースデポの梅林宏道氏の05年NPT再検討会議に関する報告を聴いた。進行を務めた事務局長の河野太郎衆議院議員(自民、神奈川)は、「核の傘は果たして有効なのか、PNNDとしては専門家を含め議論を深めたい。国会議員がNPT再検討会議の政府代表団に入ることを追求課題としたい。05年2月19日に行われる核兵器廃絶市民集会※の中で行われる議員フォーラムに取り組みたい」などのまとめの発言を行ない、PNNDのメンバー拡大と活動強化を誓った。

05年2月19日に開催された市民との対話フォーラム(東京・日本青年館)には、中川正春衆議院議員(民主党)と井上哲士参議院議員(共産党)が参加した。

※国際NGO「中堅国家構想(MPI)」の提唱で01年に始まった。02年には、世界安全保障研究所(GSI)のプログラムの一つになった。05年現在、約50か国から約300人の議員が参加している。http://www.gsinstitute.org/pnnd/
国際コーディネーター:
アラン・ウェア:alyn@pnnd.org
東アジアコーディネーター:
梅林宏道:cxj15621@nifty.ne.jp

※キーワードB8(66ページ)。

※核軍縮議員ネットワーク・日本は02年7月に結成された。総会時点で参加議員40人。幹事:岡田克也(衆、民主)、土肥隆一(参、民主)、赤松正雄(衆、公明)、東門美津子(衆、社民)、山本一太(参、自民)、江田五月(衆、民主)、高野博師(参、公明)。事務局長:河野太郎(衆、自民)。
連絡先:〒100-8982千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館206号室　河野太郎事務所。(T)03-3508-7006(F)03-3500-5360

※キーワードG2(174ページ)。

G7. 国連軍縮札幌会議、NPT会議への前哨戦

第2回国連軍縮札幌会議が、2004年7月26～29日、札幌市札幌コンベンション・ホールで開催された。「国連軍縮○○会議」(○○には開催地名が入る)という呼び名で89年以来、毎年日本各地で開催されている会議である。札幌での開催は97年以来7年ぶり、2回目になる。通算16回目となる※。**国連軍縮局と国連アジア太平洋軍縮センター**が主催する国際会議であるが、ジュネーブ軍縮会議(CD)が政府代表による会議であるのに対して、各国の政府関係者や軍縮専門家、ジャーナリストが個人の資格で参加し、「国益にとらわれずテーマにそって自由に討論する」ことを目的としている。

※札幌以外のこれまでの開催地は、京都(89年、91年、93年、99年、02年)、仙台(90年)、広島(92年、94年、96年)、長崎(95年、98年)、秋田(00年)、金沢(01年)、大阪(03年)である。

第2回札幌会議のテーマは「平和・安全保障に対するさまざまな挑戦及び今日の軍縮」であった。実質的な会議は全体会議と市民フォーラムで構成されたが、全体会議には5つのテーマが設定された。

1. 核不拡散に対するさまざまな問題と国際社会の対応
2. 2005年NPT再検討会議の課題と展望
3. 国連事務総長の挑戦:ハイレベル・パネルの挑戦
4. 北東アジア地域の安全保障
5. 市民社会の役割

また市民フォーラムのテーマは「国連軍縮教育セミナー:軍縮、不拡散及び平和教育について」であった。このフォーラムは、前回の大阪会議に始まった試みを引き継ぐものであった。

全体会議の関心の焦点は、テーマ1～3を通じて、現在の核兵器状況に関連して05年NPT再検討会議をどのように展望するか、にあったと言えるであろう。04年4月26日～5月7日に開催された3回目準備委員会が崩壊状態で何の準備もできないまま終わった※ことを受けて、この問題は多くの関係者の関心事であった。この関心を反映して、05年NPT再検討会議の議長に予定されていた**セルジオ・ケロス・ドゥアルテ大使**(ブラジル)、米国の国家核安全保障管理局(NNSA)デボラ・オズガ氏、米国務省不拡散局エリザベス・マーフィー氏、中国外務省不拡散局ウ・ハイタオ(呉海濤)氏、ロシア外務省安全保障軍縮部ミカエル・イワノビッチ・ウリャノフ氏など、興味深い参加者が招待され、発言した。しかし、新アジェンダ連合を代表する発言者が参加していなかったのは残念であった※。

※特別記事2(239ページ)。

ドゥアルテ大使は、議長予定者として、いくつかの貴重な決意を述べた。準備委員会で合意できなかった再検討会議の暫定議題については、自国ブラジル政府の支援を得て、8月末から12月中旬にかけて可能な限り多くの主要国と個別折衝をして非公式の合意を取り付け、開会直後に時間をかけないで正式決定を行いたいとの意向を述べた。会議の組織、手順、タイムテーブルなどに関しても事前の非公式合意をできるだけ重ね、再検討会議でこのために割く時間を最小限にしたいと述べた。

※ドゥアルテ大使は新アジェンダ連合の一員であるブラジルに所属するが、NPT再検討会議議長予定者であり、新アジェンダの意見を言える立場にはなかった。

軍縮教育の市民フォーラムには、札幌近隣の中学・高校の教員数10人が参加した。軍縮教育について熱心に力説する外務省担当官の発言に対して、ある教員が発言して、「教育現場にそのような雰囲気は全く伝わらない。文部科学省との連携はどうなっているのか」と鋭い疑問を呈したのが印象的であった。

G8. 普天間基地撤去へ ― 宜野湾市が奮闘

海兵隊普天間飛行場※を「十分な代替施設の提供」を条件に5～7年以内に返還するとしたSACO最終合意※から満8年にあたる04年12月2日、宜野湾市は「危険極まりない普天間飛行場の閉鎖・返還に向けて」をテーマにした「普天間基地返還シンポジウム」を開催した。基調報告※で、**伊波洋一市長**は、「見失われたSACO合意の原点」として、次の三原則を再確認した。①人口密度の高い普天間飛行場を、そのまま運用していくことは極めて危険である。②周囲に莫大な爆音被害を与えている普天間飛行場の返還は、沖縄の基地負担の軽減に大きく結びつく。③普天間飛行場跡地利用を通して沖縄振興に結びつける。

この原点にたって、宜野湾市は、04年4月16日の「**返還アクションプログラム**」の策定、同5月14日の**普天間飛行場被害異常事態宣言**の発表など、基地返還のための施策を積極果敢に繰り広げてきた。

04年8月13日の市内の沖縄国際大学への海兵隊ヘリ墜落・炎上事故※に対しては、市はただちに抗議と飛行停止、地位協定見直しを求める声明を発表、9月12日には、沖縄国際大学で「沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故に抗議し、普天間飛行場早期返還を求める宜野湾市民大会」（大会実行委員長：伊波市長）を開催した。大会には予想を大きく上回る3万人が参加、大会決議文は「飛行中止、普天間飛行場の返還」にとどまらず、「SACO合意を見直し、辺野古沖への移設を再考すること」として、県内移設ではなく「県外または国外」への移設を求めた※。決議文は、5万5,000人余りの市民の署名を添えて、日米政府や在日米軍司令部に面会の上、提出された※。一方、市は墜落事故が周辺住民に与えた心的被害に対するメンタルケアにも力を注いでいる。

最も目を見張るべきは、米政府・議会の「海外基地見直しプロセス」※を活用して、普天間基地問題の実態や市民の声に対する理解を米国社会の中に広げることを目指した、一連の活動である※。伊波市長を団長とする**訪米要請団**は、04年7月11日から21日まで、ワシントンDC、ハワイ州を訪問し政府・議会関係者にとどまらずNGOやシンクタンク関係者への要請、意見交換を行い、大きな成果をあげた。中でもこの要請行動の最大の収穫は、米議会の「**海外基地見直し委員会**」（アル・コーネラ委員長）※に詳細な「**証言書**」を提出する約束を取り付けたことであった。「証言書」は同委員会の公聴会で取り上げられ、出席者と同等の扱いを受ける。

04年11月14日に提出された、英文で28ページに及ぶ意見書を、伊波市長は次のように結んでいる。「第二次世界大戦の占領によって建設された数多くの米軍基地が、日本政府による財政支援を理由に、今なお維持され続けて沖縄住民に多大な被害と不安をもたらしながら存在している沖縄の現状を視察していただくよう要請します。そして、米国政府と日本政府が8年も前に全面返還を合意した普天間飛行場が、返還されず、危険を増大させ、今回の大学への墜落事故となって多大な被害と不安を宜野湾市民にもたらしていることを理解し、貴委員会において普天間飛行場を閉鎖すべき基地として取り上げていただくよう心から要請いたします」。

普天間問題は、今や米軍再編を巡る日米「戦略対話」の主要議題となり、宜野湾市が主張する基地全面返還の主張が外交的選択肢として浮上している。宜野湾市の頑張りは、確実に新しい局面を切り開いているのである。

※約481ヘクタール。沖縄県宜野湾市の面積の約25%を占める。海兵隊第Ⅲ海兵遠征軍・第1航空団隷下第36海兵航空群のホームベース。

※SACO（沖縄に関する特別行動委員会）は、95年9月の海兵隊員による少女暴行事件をきっかけに、米軍基地の整理・統合・縮小を協議する日米合同機関として設けられた。96年12月2日に最終合意文書を発表した。

※この基調報告を含め、本稿で引用・紹介する文書は宜野湾市役所のHPで読める。http://www.city.ginowan.okinawa.jp/

※キーワードE4（136ページ）。

※この方針は、伊波市政の一貫した方針であり、05年4月12日の市長コメント「SACO合意から9年目を迎えて」でも再確認されている。

※在沖米海兵隊外交政策部（G5）は実行委員会との面会と、決議文の受け取り拒否を通告したが、後日それを撤回、9月17日に受け取った。（「沖縄タイムス」04年9月17日夕刊）

※特別記事1（219ページ）。

※ピースデポは、宜野湾市からの委託を受け一連の活動を、調査・情報・分析面から支援した。

※特別記事1：前出。

G9. 「東北アジア非核地帯」でモデル条約を提案

東北アジア非核地帯構想を中心に、「軍事によらない安全保障の枠組み」を東北アジア地域に創りだすことを目指した、市民社会のイニシアティブが広がっている。その中心的な原動力となっているのが、**日本と韓国のNGO**を中心とした数々の取り組みの努力である。

その一つが、各国政府・NGOが一堂に会し核軍縮を主要議題の一つとして議論する核不拡散条約（NPT）会議の場を最大限に活用し、**東北アジア非核地帯構想**を推進させる機会にしようという動きである。03年にジュネーブで開かれた再検討会議準備委員会を皮切りに、これまで2回の東北アジア非核地帯をテーマにした国連内ワークショップが日韓NGOの協力によって開催されてきた※。05年5月にも3回目が開催される予定である。

※本イアブック04年版・キーワードF3参照。03年のワークショップの詳細は、「戦争でなく非核地帯を！——03年4月30日・ジュネーブ国連ワークショップの記録」（ピースデポぶっくれっと）を参照。

04年4月28日、05年再検討会議に向けた第3回準備委員会が開催されているニューヨーク国連本部にて、ピースデポと韓国NGO「平和ネットワーク（CNPK）」は、**モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」**（以下、「モデル条約」）※を提案するワークショップを開催した。モデル条約は、東北アジア非核地帯構想に関する議論を具体的に発展させる「たたき台」となることを目的に、ピースデポ代表の梅林宏道氏により起草され、その後日韓の専門家らによって予備的に討論されていたものである。ワークショップには、各国のNGO専門家や外交官らが参加し、さまざまな角度からモデル条約を検証した。

※資料21（328ページ）。

続いて、7月16日から18日にかけて、上海の復旦大学にて「東北アジアにおける非核兵器地帯とミサイル管理」と題されたワークショップが開催された※。上海の復旦大学国際研究所とピースデポの共催である。日本、韓国、中国、ドイツから12名の研究者が参加し、東北アジア非核地帯とミサイル管理の問題について集中的な議論を行った。このワークショップは、北朝鮮の核開発問題の平和的解決という眼前の課題に対して、日中韓の研究者が率直な意見交換を行い、地域の協調的安全保障体制の構築に向けた具体的なステップについて議論するというものであった※。ここでも、モデル条約は議論の中心となり、参加者は、この問題を市民社会に積極的に提起していくことの重要性で一致した。また、日韓NGOによるツイン・ブックレット「東北アジア非核地帯」※の作成は、まさにそのような市民への「東北アジア非核地帯」構想の普及に役立てられることを目的としたものである。加えて、日韓NGOは、05年秋にこの問題のワークショップ、06年秋にソウルで研究集会をいずれもソウルで開催する準備を進めている。

※「核兵器・核実験モニター」第217号（04年9月1日）。

※ワークショップ翌日、上海の新聞「東方早報」からピースデポの梅林代表がインタビューを受け、東北アジア非核地帯構想を中心に会議の内容を紹介する記事が掲載された。「核兵器・核実験モニター」第218号（04年9月15日）に全訳掲載。

※キーワードG10（194ページ）。

他にも、東北アジア非核地帯を含む平和のための地域メカニズムを構築しようとする市民ベースのプロジェクト「**武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ＝GPPAC**」がある※。01年のアナン国連事務総長の紛争予防に関するNGO国際会議の呼びかけに応えて発足したGPPACは、05年7月の国際会議（ニューヨーク）に向けて、世界各地で「地域アジェンダ」の作成を進めている。「平和共存」のテーマのもと、「軍縮と脱軍事化を通じて、平和のための地域システムを構築する」ことを提言した「東北アジア地域行動提言（東京アジェンダ）」は、日本、韓国、香港のNGO・市民が検討を重ねて作成され、05年2月2日に東京で採択された。その具体的行動計画の一つとして、「東北アジア非核地帯を設立すること。非核地帯を設立するための地域的な市民社会運動を展開し、非核地帯化のための地域的市民ネットワークを作り出すこと」が盛り込まれている。

※特別記事3（251ページ）。GPPACについての詳細は、http://www.peaceboat.org/info/gppac/
連絡先：ピースボート事務局
Tel:03-3363-7561
Fax:03-3363-7562
E-mail:gppac@peaceboat.gr.jp

G10. 日韓ツイン・ブックレット「東北アジア非核地帯」出版

東北アジア非核地帯の創設をめざす地道な取り組みが、日本と韓国のNGOの連帯のもとに進められている。その一環として生まれたのが、日韓ツイン・ブックレット『東北アジア非核地帯』である。ピースデポと**韓国のNGO「平和ネットワーク」**※が、05年3月に日本語版と韓国語版を同時出版した※。韓国では商業出版され店頭に並んだ。

ピースデポと平和ネットワークが、東北アジア地域の非核地帯化の可能性を協議しはじめたのは、2000年9月にスウェーデンのウプサラで開催された非核地帯国際会議が最初だった。根幹となる理論は、96年5月に梅林宏道氏(ピースデポ代表)が発表した「**スリー・プラス・スリー構想**」で、地域内の非核兵器国である日本、韓国、北朝鮮の3か国が核兵器を配備しない非核地帯を形成し、周辺の核兵器国である米国、ロシア、中国が地帯内の核兵器による攻撃や威嚇をしないことを約束するというものである。国際情勢が錯綜する東北アジアにおいて最も現実的な案であると、近年、専門家やNGOに広く支持されてきた。

03年以来、両NGOは、ジュネーブ、ソウル、ニューヨーク、上海、広島においてワークショップ会議を開き、非核地帯創設を推進する努力を重ねてきた。04年4月28日のニューヨークでのワークショップでは、モデル「**東北アジア非核兵器地帯条約**」(**案**)※が提案され、これによって「スリー・プラス・スリー案」の全体像がより明確になった。

※Civil Network For A Peaceful Korea:(CNPK) http://www.peacekorea.org/(日本語ページあり)

※(日本語版)『東北アジア非核地帯』梅林宏道、李三星(イ・サムソン)、日韓共同刊行委員会編、300円(104ページ)。ピースデポで入手可。
(韓国語版)『東北アジア非核地帯』李三星(イ・サムソン)、梅林宏道編、サルリム出版社、知識叢書No.161。3300ウォン(96ページ)
http://www.sallimbooks.com

※資料21(328ページ)。

この「東北アジア非核地帯」構想を日韓の市民に普及させることを目的に、両NGOは、共同でブックレットの作成に着手した。**梅林宏道氏、李三星(イ・サムソン)氏(韓国・翰林大学教授)、土山秀夫氏(元長崎大学学長)、李俊揆(イ・ジュンキュ)氏(平和ネットワーク運営委員)**など日韓の専門家が、東北アジアの歴史問題、北朝鮮の核開発問題、米国主導による日米韓の軍事的一体化の現状などに触れながら、東北アジア非核地帯の重要性と日韓市民の連帯の意義を説いている。

懸念となっている北朝鮮の核開発問題に関して、**李三星**氏は「自国に対する安全保障が解決されれば、北朝鮮は非核原則に立ち戻る可能性がある。北朝鮮が非核原則に立ち戻れるように、平和的努力が必要である」と語っている。**梅林宏道**氏は、「東北アジア地域の市民が共同の安全保障の仕組みを築くためには、米軍依存の安全保障構造から脱することが必要であり、そのために東北アジア非核地帯の創設は、具体的で実現可能な提案である」と述べている。**李俊揆**氏は、「日韓の市民が過去の歴史の教訓を共有し、政治的想像力を働かせて、『反核平和』という理念のもとに連帯してゆこう」と日韓市民の連帯を呼びかけている。

趣旨に賛同した世界的な音楽家、**坂本龍一氏**と韓国の代表的民衆歌謡歌手である**鄭泰春(チョン・テチュン)氏**が、巻頭に応援のメッセージを寄せている※。

日本語版と韓国語版は、「日韓ツイン・ブックレット」として共通の理念と事実に基づいて作成されたが、日本と韓国では核兵器に関する市民社会の受け止め方、非核地帯を発展させる基盤が大きく異なることから、それぞれの市民に対して説得力をもたせるための独自の内容も織り込まれた。その意味では、ブックレットにある李俊揆氏のエッセイが、日韓市民の間にある認識の差を埋めるための貴重な役割を果たしている。

※坂本龍一/音楽家、作曲家。映画「ラストエンペラー」でアカデミー音楽賞を受賞。音楽活動はもとより、反戦や平和運動でも活躍している。ニューヨーク在住。
鄭泰春(チョン・テチュン)/韓国の民衆歌謡の代表的歌手。朝鮮半島の軍縮と平和を実現するためのアーティストたちの活動にも取り組んでいる。

G11. 米軍再編 ― 政府と自治体の対話深まらず

「米軍再編」※を巡る政府と関係自治体首長の初めての対話が、05年3月28日に外務省で開かれた。政府からは、町村外相と大野防衛庁長官、自治体側からは、基地を抱える十四の都道県で作る「**渉外関係主要都道県知事連絡協議会**」(**略称:渉外知事会**)※が出席した。

日本国内で「米軍再編」問題が本格的に浮上してからすでに1年以上が経過している。地元にとっては見逃すことができない事案が、つぎつぎと非公式情報として流され半ば既成事実化していく中で、自治体の苛立ちは募っていた。「渉外知事会」はすでに、毎年定例の「基地対策に関する要望書」※の提出につづいて、04年8月23日「在日米軍の再編に係わる緊急の要請」※を行い、関係自治体への情報提供と協議にあたっての地元意向の尊重、関係自治体の事前意見聴取などを求めた※。しかし、国からは満足な回答はなく、05年2月1日、あらためて「在日米軍の再編に係る情報提供と地元意向の尊重について」と題された要望書を提出した※。要望書は「国から何ら情報提供が行われておらず、住民と地方公共団体は大きな不安を抱いている」として、国は「関係自治体に対して然るべく説明責任を果たすとともに、意向を尊重する必要がある」と強く求めるものだった。

3月28日の対話は、このような自治体側の要望を受けてようやく開催されたものだった。しかし、この対話に臨む政府の姿勢は、「これまでの日米間の議論の状況に関し、知事たちに話せる範囲のことはできるだけ話すと同時に、地元の声もうかがう」、さらに「まだ両国間で合意したものは一切ない。いずれ一定の案がまとまったところで、関係自治体にもお話をし、了解を得つつ、最終合意に持っていきたい」※というものであり、基地の削減を求める立場から日米合意内容そのものに「地元の意向尊重」を求める知事たちの要望とは基本的にすれ違っていた。

果たして、3月28日の対話の場には「疑念と苛立ちが渦巻いた」※。各紙報道※によれば、知事側からはつぎのような意見が出された。

◆沖縄がおかしくなると、日米安全保障体制全体がおかしくなる。(沖縄県・稲嶺知事)

◆普天間の空中給油機や厚木の空母艦載機の夜間離着陸訓練の岩国への移転は岩国の機能強化であり、容認できない。(山口県・二井関知事、広島県・川野出納長)

◆海兵隊の移転は受け入れられない。(静岡県・鈴木副知事)

◆キャンプ座間への米陸軍司令部の移転案は基地強化・増強であり認められない。厚木基地で万一事故が起きたら、地元は火を噴く。今後の日米関係をしっかりするためにも解決を。(神奈川県・松沢知事)

これに対して国側からは、「抑止力の維持と地元負担の軽減を両立させる」、「遊休基地の返還を促進する」という一般論が述べられたにとどまり具体的事案への言及はなかった。

各自治体の要求には、ある地域の負担を軽減すれば、他の地域がそれを負わなければならないという、互いに対立する「二律背反」が含まれている。これを乗り越えていくには在日米軍の「総量」に関する議論が避けられない。それを「国の専管事項」と遠ざけながらの議論には、市民の目からは「歯がゆさ」が残るのは確かである。その意味でも政府と自治体の対話は「これからが本番」※である。

※特別記事1(219ページ)参照。

※基地(自衛隊施設を含む)が所在する都道県が基地問題の解決のために1962年に設立した連絡調整組織。構成都道県は、北海道、青森県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県。04年度の会長は神奈川県知事。副会長は青森県、長崎県、沖縄県の各知事。事務局は神奈川県に置かれている。

※資料19(317ページ)に抜粋。http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a/hp7a.htm

※http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a1/hp10.htm

※旧軍港四市(佐世保、呉、舞鶴、横須賀)で作る「旧軍港市振興協議会」(会長:沢田秀男横須賀市長)も、04年5月13日同趣旨の申し入れを行っている。

※http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/koho/houdou/200502/001025.htm

※05年3月16日参院予算委員会における町村外相の答弁。

※『東京新聞』(神奈川版)05年3月29日。

※『東京新聞』(神奈川版)、『読売新聞』、『中国新聞』、『朝日新聞』、『赤旗』05年3月29日。

※神奈川県幹部の言葉。『東京新聞』(神奈川版)05年3月29日。

G12. 変わる米軍艦「民間港寄港」の意味

04年1月から12月の1年間に民間港への米軍関係艦船の入港※は述べ30回に上った※。05年2月にも民間港寄港が集中した※。寄港目的は通常「補給・休養・親善」とされている。だが、この公式の説明に反して、民間港寄港の**純軍事的意図**が次第に露わになってきたのが最近の特徴である。

その一つは、米海軍が戦争シナリオにおける民間港寄港の役割を高めていることである。04年8月20日、原子力空母ジョン・C・ステニスを中心とする空母打撃団が日本に寄港した。寄港先は、ステニス、駆逐艦ハワード及び補給艦レイニアが佐世保海軍基地、イージス巡洋艦カウペンスが静岡県の清水港※、フリゲート艦フォードが東京港であった。これは米海軍の世界的な大規模演習「サマーパルス2004」※の中での寄港であった。同演習は、世界中に展開した6個空母打撃団を「30日以内に急派・集結させる」というシナリオに基き「多数の同盟国軍との相互運用性の向上」と並んで、「世界中の多数の場所に寄港すること」、「大規模急派作戦を成功させるための集中的な兵站と陸上インフラを試験すること」を目的とするものであった。つまり民間港寄港とそこでの兵站活動そのものが演習の目的とされたのである※。寄港先や寄港時刻などは入港直前まで「作戦の安全上の理由から」秘匿されたのもこの一連の寄港の異例な点であった※。

もう一つの要因は、弾道ミサイル防衛（BMD）初期配備※の一環として**米海軍のイージス艦の日本海での活動**が始まったことだ。10月のイージス艦「レイクエリー」の新潟寄港を報じた新聞記事は、「MD任務海域の近くに緊急避難や補給・休養ができる港があるのが望ましい」、「食糧や燃料の補給に太平洋側から別の艦船を回すのは効率的でない」さらに「ほかの日本海側の港にも寄港したい」との米軍関係者の発言を引用している※。

軍事的色彩を強める軍艦入港を、自治体は決して歓迎していない。8月20日に予定されていた「カウペンス」入港の打診（台風の接近により中止）に新潟県は「岸壁が空いている限り断る理由はない」と許可を出したが、知事への表敬訪問を断った※。10月の「レイクエリー」に対しては、9月上旬からの3回にわたる打診を県は「岸壁がふさがっている」との理由で断ったが、4回目の打診に、「不許可の合理的理由がない」として許可を出した※。しかし川上忠義副知事は入港反対を訴える市民団体に対して、「個人的には歓迎すべきだとは思っていないが、理由がない以上、不許可は難しい。智恵を絞って何か手があったら教えてほしい」と話した※。

一方、苫小牧市は「レイクエリー」の寄港の打診（04年9月3日）に対して、港の混雑を理由に札幌の米総領事に計画の再検討を要請、その結果9月7日になって、寄港は米海軍側からキャンセルされた※。同市は、01年2月にも米軍艦の入港打診に対し、米軍の希望に反する港湾施設を指定、入港がとり止めになった経緯がある。同年3月12日には、「非核平和都市条例」を制定している。

「非核神戸方式」※が30周年を迎える中、日米政府は、朝鮮半島や台湾海峡での有事に際して、自治体への「協力要請」ではなく、**強制力を持って優先的に使用できる空港・港湾**のリストアップを始めようとしている※。「軍艦入港」をめぐる自治体と政府の「綱引き」が持つ意味合いは、今後ますます大きなものになるであろう※。

※外務省の定義では提供施設（米軍基地）以外の港湾施設は、自衛隊施設を含めてすべて「民間港」に分類される。

※外務省調べ。データシート14（200ページ）。

※2月5日～9日：イージス巡洋艦「ビンセンス」が北海道小樽、2月10日～14日はイージス巡洋艦「フィッツジェラルド」が京都府舞鶴、フリゲート艦「バンデグリフト」が山形県酒田、イージス艦ビンセンスが小樽に同時入港。

※当初は、清水にはイージス巡洋艦レイクシャンプレインが入港する予定であったが、新潟に入港予定のカウペンスが台風接近を理由に清水に回り、レイクシャンプレインは横須賀海軍基地に入港した。

※U.S. Pacific Fleet Online http://www.cpf.navy.mil/

※日本で試験された「兵站能力」には、例えばカウペンスが入港した清水港で地元船舶代理店が用意した「給水、生鮮食料品の積み込み、汚水処理船の手配、マイクロバスの確保のリースや運転手の確保などきめ細かなサービス」（"asahi com" 04年8月28日）が含まれている。

※「在日米海軍プレスリリース」（04年8月16日）http://www.cnfj.navy.mil/PAO/release04-15.htm

※キーワードC4（90ページ）参照。

※「朝日新聞」04年10月10日。

※「新潟日報」04年9月30日。

※「毎日新聞」04年10月6日。

※「朝日新聞」04年10月10日。

※「北海道新聞」04年9月7日。

※75年3月18日の神戸市議会の「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、入港する外国艦船に対する核搭載の有無に関する証明書の提出が義務付けられ、非核の証明がない艦船の入港は拒否されることになった。以来、米軍艦の神戸港入港は途絶えている。

※「読売新聞」04年4月9日。

※本イアブック04年版の特別記事「有事法制と自治体」参照。

データシート14

民間港への米軍艦船寄港状況

(2004.1.1～12.31)

データ:外務省調べ

米軍艦(延べ18隻)

艦種	艦名	寄港地	入港年月日	出港年月日
掃海艦	ガーディアン	下関	2.13	2.15
掃海艦	パトリオット	下関	2.13	2.15
掃海艦	ガーディアン	徳山下松	2.19	2.19
掃海艦	パトリオット	徳山下松	2.19	2.19
掃海艦	ガーディアン	下関	2.25	2.26
掃海艦	パトリオット	下関	2.25	2.26
揚陸指揮艦	ブルーリッジ	名古屋	3.14	3.15
駆逐艦	カーティスウィルバー	大阪	3.6	3.10
揚陸指揮艦	ブルーリッジ	下田(沖合い)	5.13	5.17
巡洋艦	カウペンス	下田(沖合い)	5.13	5.17
巡洋艦	ビンセンス	呉※	6.22	6.24
フリゲート艦	ゲアリー	大分	7.19	7.21
駆逐艦	ジョン・S・マッケイン	博多	7.22	7.25
救難艦	セーフガード	小樽	8.13	8.17
巡洋艦	カウペンス	清水	8.20	8.23
フリゲート艦	フォード	東京	8.20	8.24
巡洋艦	レイク・エリー	新潟	10.11	10.12
駆逐艦	カーティスウィルバー	鹿児島	12.3	12.7

※海自基地

米軍チャーター民間船舶(延べ12隻)

船種	船名	寄港地	入港年月日	出港年月日
貨物船	モンタウク	八戸	4.5	4.5
中速大型船	ワトソン	横須賀※	4.9	4.10
貨物船	モンタウク	八戸	5.16	5.16
貨物船	モンタウク	八戸	6.14	6.14
貨物船	モンタウク	八戸	9.19	9.19
貨物船	モンタウク	八戸	9.28	9.28
貨物船	モンタウク	八戸	10.31	10.31
貨物船	モンタウク	八戸	11.14	11.14
貨物船	モンタウク	八戸	11.20	11.20
貨物船	モンタウク	八戸	12.5	12.5
貨物船	モンタウク	八戸	12.7	12.7
貨物船	モンタウク	八戸	12.26	12.26

※提供水域外

G13. 各地で「無防備地域宣言」運動

04年6月、国会が「有事関連法」を可決成立させたとき、同時に批准されたのがジュネーブ条約に関する二つの議定書であった。そのひとつ、「**追加第一議定書**」(1979年)※の第59条には「**無防備地域**」という規定がある。

※「1949年8月12日のジュネーブ条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」。

同条によれば、「無防備地域」とは次のすべての条件を満たす地域のことである。「(a)すべての戦闘要員並びに移動兵器及び移動軍用設備は、撤去されていること。(b)固定の軍用施設又は営造物を敵対目的に使用しないこと。(c)当局又は住民により、敵対行為がなされないこと。(d)軍事行動を支援する活動が行われてないこと」。

そして同条は、「1.紛争当事国が無防備地域を攻撃することは手段の如何を問わず禁止する。2.紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近、またはその中にある居住地で、敵対する紛争当事国による占領のために解放されているものを、無防備地域と宣言することができる」と規定している。すなわち、無防備地域宣言とは「戦争ではなく、占領を受け入れることによって安全を確保する」戦時の権利であり、**紛争当事国がそれを侵せば国際法違反**になる。

この規定を活用して、自治体や議会に「無防備地域宣言」をあげさせることを目指す運動が各地で始まっている。04年3月7日には全国40自治体から160人余が大阪に集い、「**無防備地域宣言運動全国ネットワーク**」※(略称:無防備全国ネット)が結成された。結成集会の基調報告によれば、この運動は「(平時から)戦争不参加の意思を表明し…、そのために地域の非軍事化に努め…、戦争の危機が迫った場合には自治体が無防備地域を宣言して戦争から離脱し、あくまで地域住民の生命財産を戦禍から守る」ことを目的としている。

※http://peace.cside.to/

現在、条例制定を求める運動が、苫小牧、札幌、荒川区、板橋区、日野市、国立市、藤沢市、奈良市、大津市、京都市、枚方市、大阪市、高槻市、泉南市、西宮市、沖縄県などで始まっている。過去には、奈良県天理市(86年)、東京都小平市(88年)で無防備地域宣言を含む条例案を市民が直接請求した運動があったが、いずれも議会で否決されている。

05年4月18日、神奈川県藤沢市議会は、市民が直接請求した「藤沢市平和無防備地域条例」案を反対多数で否決した。請求した市民は、「第1議定書」第59条で「無防備地域」を宣言できるとされる「適当な当局」について、「赤十字国際委員会の見解では、自治体当局が含まれている」と主張し、「宣言をする当局は国」とする市の見解に反論した。市長は条例案への意見書のなかで、藤沢市が95年に「核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定していることを挙げて「新たに条例を定めることはないと考える」と述べた※。

※「神奈川新聞」05年4月13日。

藤沢市に限らず、「無防備地域」を宣言できる「適当な当局」とは「国家」であり、仮に自治体が「無防備地域」を宣言しても有効ではない※、というのが国や自治体の一般的な理解である。一方、「第1議定書」の最初の草案では「国家」と書かれていたが、赤十字国際委員会がこれに反論し、自治体も含む概念として「適当な当局」という表現が採用されたという経過もある※。

※04年6月1日、参院イラク人道復興支援・武力攻撃事態対処特別委員会における井上喜一国務大臣の答弁。

※小池政行「国際人道法―戦争にもルールがある」(朝日選書02年1月25日刊)

「無防備地域宣言運動」は、「**国際人道法を地域に活かす**」という平和運動の新しい切り口と議論のテーブルを、市民と自治体に提供している。

G14. 「地位協定」運用改善で、自治体の権限は縮小

日米合同委員会は05年4月1日、「**日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国運用航空機事故に関するガイドライン**」※を決定した。これは、04年8月に宜野湾市で起きた海兵隊ヘリ墜落事故※と事故処理における米軍側の一方的な対応に対して沖縄や全国の自治体から起こった「地位協定見直し」の声に押されて日本政府が提起した「運用見直し作業」の結論であるとされた。

※原文（英語）及び仮訳　http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/remediation.html
※キーワードE4（136ページ）。

04年1月から05年4月までの間に、米軍機は全国で24件の事故を起こしている。内訳は墜落2件、部品落下等7件、部品の遺失5件、予防着陸※10件である※。この中には、一歩間違えば人身を巻き込む重大事故に発展しかねない事故も少なくない。全国渉外知事会が、04年8月6日に政府に提出した「基地対策に関する要望書」も、従来からの要求である「地位協定見直し」に多くの紙幅を割いた。横須賀、呉、佐世保、舞鶴でつくる旧軍港市振興協議会も「運用改善では不十分、地位協定そのものの見直しを検討してほしい」とする文書を国に出した（04年11月22日）。『沖縄タイムス』が04年8月に実施した沖縄を除く全国46都道府県知事へのアンケートでは、回答した31の都道府県のうち、29都道府県の知事が、米軍が県警との合同検証を拒否したことについて「問題あり」との認識を示した※。自治体議会の決議もあいついだ。

※いわゆる「不時着」のこと。
※データシート8（140ページ）。

このような声の高まりにかかわらず、政府の姿勢は従来の「運用見直し」から踏み込むものではなかった。茂木敏光沖縄・北方担当相は、政府部内に地位協定の検証チームを設置するとしながらも、「**協定を見直すという前提条件を付けずに検証する**」と予防線を張ることを忘れなかった※。

※『沖縄タイムス』、『朝日新聞』04年8月29日。「日米地位協定の抜本的改正が必要か」との問いには、22都道県が「必要」と答えた。

「見直し協議」に臨む政府のこのような弱腰の姿勢を反映して、「指針」は、「米軍優先」の構図を変えるものにはならず、むしろ「日本は米軍の承認なしに米軍財産（墜落機など）を、捜索、差し押さえ、検証できない」※とした従来の合意を追認・補強するものに終わった。「指針」は、米軍に「日本側からの事前の承認なしに」※現場に立ち入ることができるとした、53年に合意された非公開の実施細目※を踏襲したうえ、新しく事故現場に「**内周規制線**」※と「**外周規制線**」※を設け、日本の当局は専ら「外周規制線」の設定と立ち入り規制の責任を負うとした。内周規制線内への立ち入りは日米の相互の同意に基づいて行われる。これは、88年の「航空機事故等に係る緊急措置要綱」※に比べて、日本の主権行使の範囲を縮小、後退させるものであった。町村外相は、「軍事機密に関わる問題がある場合に、米軍の一義的な捜査が優先されるのは、やむを得ないものがある。ケースバイケースで対応するのだろう」との見解を示した※。

※「共同通信」04年9月14日。

※「日米地位協定に関する合意議事録」第17条10(a)及び10(b)に関する部分。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/giji_fulltext.pdf
※原文は、"without prior authority from GOJ"。外務省仮訳では「日本国政府の職員又は他の権限のある者から事前の承認を受ける暇がないときは」となっており、「事前承認が原則である」との誤った印象を与える。意図的な情報操作と考えられる。
※『沖縄タイムス』05年4月5日。
※安全性の観点から立ち入るべきではない距離によって決定される、事故現場至近周辺に設けられる。
※見物人の安全を確保し、かつ円滑な交通の流れを促進するために設けられる。
※キーワードE4（136ページ）。

「地位協定」を巡っては、航空機事故以外にも長年の課題である米軍犯罪に対する捜査権や被害者の補償問題、環境汚染などに対する自治体の立ち入り権などさまざまな課題が山積したまま放置されている。その一方、米軍再編に関連しては、日米の「相互運用」をいっそう明確にした新しい概念の「日米共同使用」※が合意された。町村外相は「私は日米地位協定が不磨の大典だと考えているわけではない。必要な時には見直しをしていく」と発言※したが、これは、そのような軍事的要請に基づく「見直し」を視野に入れたものではないかと思われる。

※『毎日新聞』05年4月1日。

軍事的合理性ではなく、「主権・人権・自治」に基づく根本的な見直しが求められている。その主役は自治体と市民でなければならない。

※特別記事1（219ページ）、資料17（313ページ）。

※04年10月29日、「参院沖縄北方特別委員会」での答弁。

第3章

提案ー市民と自治体のために

提案――市民と自治体のために

広島・長崎への原爆投下から60年。この時代の節目が核兵器廃絶のためのステッピング・ボードとなることを願う世界の市民と自治体が注視する中、ニューヨークで開かれた「NPT（核不拡散条約）再検討会議」は、「特別記事2」（239ページ）にあるように、私たちの願いに反する結果になった。核を持つ国々のエゴと特権意識の前で、核廃絶の道はいっそう険しいものになったように見える。だが、ここでへこたれてはいけないと思う。私たちが諦めたとき、核廃絶の希望も私たちの手から離れていく。

有事法制の完成、米軍再編、自衛隊のイラク派兵そして「防衛計画の大綱」見直しなど、憲法平和主義の根幹に関わる政策が、国によって推し進められている。憲法そのものを変えようという動きも、ますます活発化している。

こんな時代の中でも、いやこんな時代だからこそ、私たちはじっくり腰をすえて、地域から平和を創り、守り、育てていきたいと思う。たとえば、次のようなやり方で。

(1)「2020ビジョン」への支持を広げる

平和市長会議が2003年11月に打ち出した「核兵器廃絶のための緊急行動－2020ビジョン」（キーワードG1）の最初の焦点は、今年5月のNPT再検討会議だった。次は、この「ビジョン」を、日本国内にもっと広めたい。05年4月末現在、「ビジョン」に賛同を表明している都市は全国で82（データシート15：215ページ）。国内への浸透と支持の拡大は、正直いって今ひとつだ。是非、もっと沢山の都市が賛同するよう働きかけたいものだ。

全国の市長と町長（村長は含まれていない）の集まりである「全国市長会」が、05年1月26日に「2020ビジョン支持」の決議をあげていることを知っているだろうか（データシート16：216ページ）。この決議は、賛同拡大のための頼もしい手がかりになる。

(2)市町村合併で減ってしまった非核宣言自治体を「復元」し、増やす

この数年の「市町村合併」で、とても残念なことが起こっている。「非核宣言自治体」の数が3年で、2,654（02年）から1,874（05年5月末）に減ってしまったのだ。かつて「非核宣言」の実現のために一所懸命活動したあなたなら、「がっかり」だろう。でも、仕方がない、もう一度、合併で新しく生まれた市や地方議会に「非核宣言」の決議を働きかけて、消えてしまった非核宣言自治体を「復元」しよう。そして当然、新しい宣言の生み出すことにも挑戦しよう。「日本非核宣言自治体協議会」（キーワードG4）は、新しい自治体の参加を待っている。

(3)「非核宣言委員会」を各地に作る

もし、あなたの住む都市がすでに非核宣言をしているならば、その理念を実現するため、市民、自治体、地方議員の三者が参加して、自治体の非核平和施策について協議する協議体を作ることを提案したい。これは、非核宣言、非核条例、地方議会の意見書など、さまざまな形で各自治体は非核平和の宣言と訴えを行ってきているが、それらの実際を継続的にフォローアップする主体になる。もしそこが港町なら、「非核港湾委員会」を作って非核宣言を港湾行政に反映する途をさぐっていこう。キーワードG12にあるように、港は「有事」と市民生活の接点になる場所なのだから。（本イアブック04年版「特別記事4」参照。）

■役割：

核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施を中心の役割としながら、日本の政策と国際的な動向の展開をたえずフォローし、必要な意見表明を行い、地域レベル、国レベル、そして国際的な核軍縮と平和創造プロセスに貢献する。(4)以下に述べるような事業のイメージを形成する場にもなる。

■参加：

市民グループと一口に言っても、地域学習グループもあれば、キャンペーン活動中心の団体もあり、大学と共同した研究活動に従事しているNGOもある。先

入観なく、さまざまな種類の市民グループに門戸を開いたものでありたい。団体には参加していない個人の参加を積極的に得ること、また、若い世代の参加の拡大を心がけることが大切だ。(ピースデポは、「ワークショップ」の開催などのノウハウを蓄積してきた。相談してほしい。)自治体としては、直接の行政職員だけでなく、国際交流協会のような外郭団体、教育機関、図書館など、ふだんから平和行事等に実際に関与している機関の担当者が参加できたらなおよい。ときに政治的リーダーシップが必要となることから、会派を超えた議員が適切な形で参画することも欠かせない。

■工夫:

非核平和課題を継続的な仕事にする自治体職員が欲しい。現実的には、外郭団体にNGOの専門家を職員として迎え入れる方法もある。委員会等を維持する財政については、自治体自身が相応の負担をすることが前提だが、市民の拠出を呼びかけ、市民の参加意識を促進するのもよい方法だ。

(4) 市民教育の機会を広げる

継続的、体系的な情報収集を行って情報を蓄積することと、市民に向けて効果的に情報を発信し啓発を行うことの両方を、セットで行う。

■情報収集:

- 8月の広島、長崎には自治体の担当者が必ず参加する。
- ほぼ毎年春に開かれるNPT(核不拡散条約)に関係する会議(4月～5月頃に開催)に自治体の担当者を派遣して、会議を傍聴し、NGO行事に参加する。次回は2007年にNPT再検討準備委員会が開催される予定。
- ピースデポの「核軍縮:日本の成績表」や日韓ツインブックレット「東北アジア非核地帯」(キーワードG10)などを使った学習を行う。
- その他、国内外で開かれるNGOの集会に参加して情報を集める。
- 日本非核宣言自治体協議会が開催する研修会に参加する。
- 国内外のNGOの発行する刊行物を定期購読する。『核兵器・核実験モニター』(月2回)はきっと役に立つだろう。ピースデポのホームページ(http://www.peacedepot.org)も活用しよう。

■情報発信:

- 核軍縮や平和問題の動向、自治体の動き等を、自治体の広報誌やホームページにコーナーを設けて掲載、更新していく。
- 市民と自治体が共同で教材を作成する。視聴覚媒体や電子媒体の有効活用を行う。

■啓発プログラム(特に次世代への継承):

- 被爆体験の継承のためのプログラムをすでに持っている自治体は多い。体験を聞いたり写真を通して理解したりするプログラムをさらに強化すると共に、国際人道法に違反すると判断されたことの意味を理解できるようなプログラムとして発展させたい。1996年7月の国際司法裁判所の勧告的意見の経過、内容、意義にきちんと触れることも大切だ。
- 小学校、中学校、高校の各段階に合わせて、NGOの専門知識を活用しながら、市民と自治体の共同の核軍縮問題プログラムを策定しカリキュラムに盛り込んでいく。一つのプログラムが多くの学校で活用できるよう、講師派遣などの調整を行う。
- 国連などで行われるNGOの国際会議の場には「若者フォーラム」といったプログラムが含まれているものが多い。国内のNGOから情報を入手した上で、高校生の派遣を行う。経験ある日本のNGO活動者が同行すればなお効果的だ。

(5) 日本の政策形成に積極的に関与する

日本政府が毎年の国連総会決議で確認している「核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割」が、各自治体のイニシアティブで実践される必要がある。日本の政策に対して意見を提起する場合には、行政職員が事実情報をきちんと理解していることと、地方議員のリーダーシップの両方が必要となる。十分な協力と計画性が必要である。

■「核軍縮議員ネットワーク」の活用：

地元の議員がネットワークに参加するよう働きかける。地域からネットワークを活性化する。同ネットワークについては、キーワードG6参照。

■CTBT早期発効の要求：

日本政府の包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効の主張と活動が弱まることのないよう、各自治体から「CTBT早期発効と核実験モラトリアムの要求を堅持、強化すべし」との強い声を首相官邸に届けよう。未臨界核実験に関しても、米国・ロシアなどへの抗議はもちろん、日本政府に抗議の意思表示をするよう要求したい。

■「非核三原則」の堅持と「東北アジア非核地帯」の実現：

「非核三原則」を堅持し、さらに進んで、核兵器の保有も使用も「合憲」であるとする政府の「憲法解釈」の変更を求めることは、すべての非核自治体にとって重要な課題だ。ピースデポは「東北アジア非核地帯条約」を提案している（資料21）。これは、非核三原則を「日本一国の宣言」から地域の約束にしていくための提案だ。

■ 核持ち込みに対する説明責任：

住民の安全と安心のための説明責任という観点から、軍艦が入港する時には非核の証明を求めていこう。過去の核持ち込み疑惑については、真相解明を行う第三者機関の設置を国に求めよう。これらの措置は、近隣諸国との信頼醸成にもつながる。

(6)核廃絶と平和ため、国際社会で積極的な役割を果たす

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験への抗議は、重要性がますます高まっている。また、友好都市、姉妹都市との国際交流事業の中に、非核平和への国際的とり組みをきちんと位置づけていきたい。地雷撤去や環境、開発協力など関心の高まっている諸分野と並んで、核軍縮に関しても、グローバルな市民としての意識醸成の一環として捉え、事業を展開していくことが大切だ。

■未臨界核実験など国際事件への反応：

もっと多くの自治体が核実験や未臨界核実験に抗議するようになったらと思う。そのためには背景にある情報をNGOから入手し、常にアップデートしておくことが役に立つ。単に核実験や未臨界核実験の実施のときだけでなく、関連する重要な政策発表があったときに、即座に声明を出す等のとり組みにつなげたい。軍縮に前向きな貢献をした政府に、激励のメッセージを送ることも大事だ。そのためにも、NPT会議、国連総会、ジュネーブ軍縮会議などの国際舞台の動向について、たえず情報を入手しておこう。

■友好都市のNGOとの交流：

友好都市、姉妹都市のNGOを招待して、核軍縮・平和に向けた活動について話を聞き、相互理解を促進しよう。

米国には軍縮問題に取り組むNGOが多数活動している。アジアでは、韓国やフィリピンに米軍基地と核問題に関連して、継続したNGO活動がある。中国には、軍縮や東アジアの地域安全保障を研究する大学の研究者が多くいる。インド、パキスタンにも強力な反核平和運動が存在する。フランスやドイツでは、核エネルギーへの批判的な世論にも支えられ、NGO活動が非常に強い。ニュージーランドやスウェーデンやアイルランドは、NGOと政府の関係がきわめて緊密な国々である。カナダでも、政府とNGOの対話の伝統がある。これらの経験から学ぶのも魅力的だ。モンゴルの「一国非核地位」政策も、日本にとって非常に参考になる。以上はあくまでも例であり、各自治体と交流のある国や都市によっていろいろな展開が可能であろう。

■ 国際課題としての被爆体験の継承：

友好都市、姉妹都市とともに、共同事業として被爆体験を聞く会を持つ。核実験の被害者を含む世界のヒバクシャの声を聞く機会を作ることも重要である。そして、話を聞いた各国の若者どうしが、現実の国際社会の課題について議論することへと結びつけていくようなプログラムが持てたらよい。

(7) 自治体は、戦争を防ぐことによって市民を守る

キーワードE10にあるように、国は有事の「国民保護基本指針」を作り、各自治体に「国民保護計画」の作成を求めている。しかし、忘れたらいけないことは、「保護計画」は、いかに周到に練られたものであっても、外交による戦争回避が失敗し破綻したときの「最後の場面」でしか役に立たないということだ。そうなる前に、戦争そのものを遠ざけるチャンスはいくつもあるし、そこでこそ自治体と市民の力は生かされる。戦争を起こさないことが最大の国民の保護であること、これを市民と自治体のコンセンサスにしていこう。「平和市長会議」は次のように言っている。

「戦争、とりわけ核兵器によって多大な被害を受け、犠牲を強いられるのは、ヒロシマ・ナガサキが示すように、都市であり、そこに生活する住民である。私たち市長には、平和な市民生活を守るため、戦争の予防とすべての核兵器の廃絶に全力を尽くす義務がある。」(「核兵器廃絶の推進に関する決議文」2003年10月18日、第6回平和市長会議理事会)

データシート15　2020ビジョンに賛同した国内の自治体

No	都道府県	自治体名
1	北海道	函館市
2		旭川市
3		帯広市
4		北見市
5		苫小牧市
6		石狩市
7	岩手県	東和町
8	秋田県	秋田市
9	山形県	山形市
10	茨城県	水戸市
11		神栖町
12		美浦村
13	埼玉県	富士見市
14		上福岡市
15	千葉県	成田市
16		佐倉市
17		浦安市
18		八街市
19		大網白里町
20	東京都	昭島市
21		日野市
22		西東京市
23		目黒区
24		豊島区
25	神奈川県	藤沢市
26	新潟県	新津市
27	富山県	入善町
28	山梨県	甲府市
29		富士吉田市
30		市川大門町
31	岐阜県	川辺町
32	静岡県	熱海市
33		藤枝市
34	愛知県	津島市
35	三重県	伊勢市
36		鈴鹿市
37	滋賀県	安曇川町
38	京都府	宇治市
39	大阪府	堺市
40		泉佐野市
41		高槻市

No	都道府県	自治体名
42		富田林市
43		高石市
44	兵庫県	播磨町
45	和歌山県	本宮町
46	鳥取県	鳥取市
47	島根県	浜田市
48	広島県	尾道市
49		福山市
50		庄原市
51		廿日市市
52		三原市
53		因島市
54	香川県	高松市
55	高知県	高知市
56	福岡県	北九州市
57		久留米市
58		粕屋町
59	長崎県	長崎県
60		島原市
61		福江市
62		五島市
63		平戸市
64		大村市
65		松浦市
66		高島町
67		鹿町町
68		時津町
69		琴海町
70		愛野町
71		川棚町
72		長与町
73		吾妻町
74		口之津町
75		小佐々町
76		江迎町
77		大島村
78	大分県	大分市
79	宮崎県	宮崎市
80	沖縄県	那覇市
81		北谷町

データシート16 全国市長会の核廃絶決議

日本全国の市長が加盟する全国市長会（会長、山出保金沢市長、2005年1月現在740団体―717市、23区）は2005年1月26日、核兵器の廃絶を求める決議を採択した。

核兵器の廃絶を求める決議

わが国は、唯一の被爆国として核兵器の廃絶を全世界に訴えてきた。

核兵器をめぐる世界情勢が深刻さを増す中、本年5月ニューヨーク国連本部で開かれる核不拡散条約（NPT）再検討会議は、核兵器廃絶を進めるうえで大変重要な意義を持つ会議となる。

こうしたなか、平和市長会議等においては2020年までに核兵器廃絶を実現するために「核兵器廃絶のための緊急行動」を展開しているところである。

核兵器は、人類の生存をも脅かすものであることから、本会は、核兵器廃絶に向けた国内外の世論がより一層喚起され、核兵器のない世界が一日も早く実現されるよう強く求める。

平成17年1月
全国市長会

第4章

特別記事

1．在日米軍再編と在日米軍　梅林宏道 ピースデポ

2．速報：2005年ＮＰＴ再検討会議　中村桂子 ピースデポ

3．９条を変えるな―東北アジア紛争予防の基礎　吉岡達也 ピースボート

4．韓国人被爆者の証言　郭貴勲 韓国原爆被爆者協会会長

5．ＮＰＴ：私たちが立ち向かうべき試練　スージー・スナイダー 婦人国際平和自由連盟（WILPF）事務局長

特別記事 1

米軍再編と在日米軍

梅林宏道(ピースデポ)



墜落したCH-53ヘリのドアが溶けている。(写真提供:沖縄国際大学)

§二つの背景

現在一般に言われている「米軍再編」とは、米国における「世界的国防態勢の見直し」(Global Defense Posture Review、しばしばGPRと略記される) のことである。その必要性と基本的論理は、2001年9月末、ブッシュ政権によって行われた「4年期国防見直し」(QDR01) において打ち出された。その後03年11月25日、ブッシュ米大統領は声明を発し、「新しい安全保障環境に最善に対処するのに最も適した場所に正しい軍事能力を配置する」ために「海外軍事態勢の見直し」を本格的に開始することを宣言した。

国防総省はそれをフォローする記者会見を開き、ラムズフェルド国防長官は、この問題に接したときに見せる多くの人々の関心のあり方を批判して次のように述べた。「21世紀に大切なのは、(数を見ることではなくて) 能力を見ることだ。」ラムズフェルド長官はその後の議会証言においても、数ではなくて能力こそが世界的再編の物差しであることを、海軍と陸軍の例を引きながら繰り返し述べている(たとえば04年5月12日、上院歳出委員会国防小委員会)。この言葉が意味している第一の重要なポイントは、クリントン政権時代からあたかも動かしがたい前提であるかのようにみなされてきたヨーロッパ10万人、アジア太平洋10万人という観念を捨てよ、ということである。また米国防総省は、GPRを「朝鮮戦争以来最大の見直し」と呼び、約7万人の兵員を海外から米本国に帰還させると述べている。

GPRの背景には2つ要素がある。一つは長期的な「米軍転換(トランスフォーメーション)」(US Forces Transformation)の流れである。米軍転換は、97年のクリントン政権によるQDR97以降の米国防総省の一貫した取り組みである。もう一つは、ブッシュ政権のはじめたテロとの戦争から発生しているより短期的な必要性である。イラクに10数万人、アフガニスタンに1万数千人の兵員を予想のつかない長期にわたって展開

するにあたって、兵員のやりくりの困難さが、冷戦時代に起源を持つ現在の米軍世界態勢の問題点を浮き彫りにした。

§米軍転換(トランスフォーメーション)

クリントン政権は「国家安全保障戦略」(97年5月)において、初めて21世紀戦略を打ち出し、それに基づいて国防総省は最初のQDR(同月)を発表した。そこで述べられたのが「加工・対応・準備」(Shape-Respond-Prepare Now) 戦略である。「加工」は「形成」と訳されることも多い。この戦略における未来への「準備」という文脈のなかで、米軍の根本的な転換(トランスフォーメーション)の必要性が打ち出された。それは「1997年～2015年の期間を通して」(97年QDR)あらゆる分野における軍事的優位を確保することを目標としている。そのためにクリントン政権は4つの事業を掲げた。

1. 装備、戦闘システムの重点的近代化
2. 軍事における革命(RMA※)の追求
3. 国防省業務(機構)における革命(RBA※)の追求
4. 不確定な未来の脅威に対する保証

※RMA=Revolution of Military Affairs
※RBA=Revolution of Business Affairs

RMAは、米国が自負する情報技術(IT)の圧倒的優位を軍事的優位に転化させようと意図するもので、しばしば情報RMAと呼ばれる。RMAはまた、軍の統合化を促し、統合参謀長会議は「ジョイント・ビジョン2010」(96年7月)、「ジョイント・ビジョン2020」(2000年5月)において軍事作戦上の方針として結実させた。

ブッシュ政権は、QDR01において軍事「能力」重視の考え方を導入し、これをトランスフォーメーションにも適用した。「脅威ベースから能力ベースへ」という対比によって、旧来の「誰が脅威か」を想定する戦略思考から「どのような能力を持った敵か」を想定する思考への転換を主張した。米国が直面している安全保障環境は、敵は誰かを予測し準備することは困難であるが、どのような能力をもって襲ってくるかを予測す

ることはできる、という考え方である。大量破壊兵器、ミサイル、潜水艦がそのような敵の「能力」の典型である。また、「物量ではなく能力で計る」という対比によって、国防計画に根強くある多くの兵員、多くの戦車、多くの飛行機といった物量思考からの脱却を訴えた。

ブッシュ・ラムズフェルド戦略においては、前述した「統合（ジョイントネス）」という概念も「能力」概念の重要性を裏付けるものとして用いられている。つまり、新しい「能力」をもった軍の編成は「統合」を必要としているという理屈である。非対称戦争が主流となる21世紀の戦争の中で、情報技術が新しい戦争の形を可能にした。そこにおいては、陸軍、海軍、空軍、海兵隊という軍別に築き上げられてきた部隊や作戦のあり方から脱却して、離れていても瞬時に情報を共有して持ち味を発揮する「統合軍」こそが基本型にならなければならないであろう。

長い歴史の中で形成された軍別の気質を超えようとする統合論は、米軍にとって時間のかかる大きな挑戦である。それを本格的に実行するために、国防省は「米太平洋軍」と並ぶ地域軍であった「米大西洋軍」を99年に廃止し、「統合部隊軍」※を形成した。その時点では地域軍としての役割を兼務しながら新しい統合軍の開発と実験を任務としたが、02年には「統合部隊軍」は統合化推進のみを任務とする部隊に純化した。

※Joint Forces Command

§米軍の現状認識

前述したように、QDR01の第4章「米軍世界態勢の見直し」が、ブッシュ政権によるGPRの基本文書である。その冒頭の節は、次のような現状認識を述べている。

「20世紀の後半、米国はソ連の侵略を封じ込めることを主目的として、海外の軍事基地の世界的なシステムを発展させた。米国の海外プレゼンスは、米国の国益と、国益に対して起こりうる脅威とに厳密に結びついていた。しかし、新しい戦略的環境では、**西ヨーロッパと東北アジアに集中したこの海外プレゼンスの態勢は適切ではない**。米国の国益が世界規模となり、世界の他の地域での脅威の可能性が現れつつあるからである。」（強調：引用者）

このように、西ヨーロッパと東北アジアにおける米軍配置が過剰であるというのが彼らの現状認識である。下の表を見て明らかなように、海外配備米軍の95％、海外の基地面積の51％が西ヨーロッパと東北アジアにある。さらに絞ってみるならば、ドイツと日本と韓国の3か国だけで海外配備米軍の81％を占めているのが現状である。このような現状を「適切ではない」とする国防総省の認識は当然といえるであろう。

過剰とされる地域の米軍基地

地域	米軍人数	基地の数	基地の面積
西ヨーロッパ			
ドイツ	72,000人	250カ所	158,000エーカ
イタリア	16,000人	30カ所	6,000エーカ
イギリス	12,000人	20カ所	7,000エーカ
小計	100,000人	300カ所	171,000エーカ
東北アジア			
日本	51,000人	50カ所	127,000エーカ
（うち沖縄	21,000人	20カ所	93,000エーカ）
韓国	36,000人	80カ所	60,000エーカ
小計	87,000人	130カ所	187,000エーカ
全世界（海外配備）	197,000人		702,000エーカ

（1エーカ＝4047㎡。統計出典：米国防省「基地構造報告」2002年10月1日現在。ここで基地として数えられているものは、面積が10エーカ以上であるか、資産が1,000万ドル以上であるものである。また、基地の数え方は、沖縄の家族住宅以外の海兵隊キャンプがキャンプ・バトラーとして一つに数えられているなど、米軍の数え方になっている。）

では、西ヨーロッパや東北アジアの基地が、世界的に再編

される多くの新しい基地システムの中でどのような位置を占めることになるのか。それらは決して軽視されようとしているのではなく、無駄を削いだ後に新しいより重要な役割を与えられようとしている。QDR01の次の2つの文章を引用しておく。

「世界の重要地域において米軍の柔軟性を増すよう基地システムを発展させる。その際、**西ヨーロッパと東北アジアを超えたところに**、基地や駐屯地を追加することに重点をおく。」

「合衆国は、西ヨーロッパや東北アジアの重要基地を維持するだろう。それらの基地は、世界の他の地域における不測の事態に**力を投影するためのハブ**という追加的な役割を果たすことになるであろう。」(強調:引用者)

これらの背後にある考え方をもう少し詳しく見ておこう。

§再編の原理

QDR01を基礎にしてGPRが実行されるに際して、米軍はより具体的な考え方を説明してきた。その代表的なものは、04年6月23日の米下院軍事委員会におけるファイス国防次官の証言であろう(資料16(311ページ)参照)。彼は、次の5項目の原理を掲げた。

1. 同盟国の役割強化
2. 不確実性と戦うための柔軟性
3. 地域内のみならず地域を超える能力
4. 迅速に移動する能力の開発
5. 数ではなくて能力を重視

第1の原則に関しては、GPRが決して米軍単独での世界態勢を構想しているのではないことを示すものとして注意を喚起しておきたい。とは言え、地球を「惑星アメリカ」(プラネット・アメリカ)にしようとする米戦略の中における話であるが、新しい米軍態勢は同盟国の「主体的選択」を求めながら行われ、基地システムは同盟国に新しい負担を求めながら再編されようとしているのである。不必要な基地の数を減らしながら、同時に同盟国に新しい役割を求める。主要な海外基地にハブ基地という一段高い役割を要求するのもその一つの形である。

ファイス次官は、第1の原則で「同盟国の役割を拡大し、新しいパートナーシップを築きたい」と述べ、そのために「共通の利益」という論理で同盟国との関係を確認しようとしている。そして「同盟国や友好国が彼ら自身の軍隊、軍事ドクトリン、戦略を近代化するのを助ける」よう、また「彼らと共に軍事能力を転換するような方法を探求」することをGPRの目的に掲げているのである※。このような考え方は、後述する日米戦略対話に貫かれるものとして理解しなければならない。

※資料16(311ページ)。

この原則との関係で、ファイス次官は「事故やその他の地域感情に根ざして生じるような受け入れ国との摩擦を減らせる」ことを掲げている。この点に関しては、ラムズフェルド国防長官は、さらに具体的に「歓迎されないところには基地を置かない」趣旨の明確な議会証言を行った。

「部隊は、要求され、歓迎され、必要とされるところに配置すべきである。我が軍のプレゼンスや活動が、地元住民の不快を誘って受け入れ国の苛立ちになっている場合がある。好い例が、韓国の首都ソウルの特等地に我が軍の巨大な司令部が置かれている。これが多くの韓国人の長い間の怒りを買ってきた。」(04年9月23日、米上院軍事委員会)

このような観点から考えるならば、沖縄の米軍基地は大部分撤退すべきであろう。韓国の名前が出ているのに沖縄の名前が出ないのは、日本政府の責任と言わなければならないであろう。

ファイス次官の原則のうち、「4. 迅速に移動する能力の開発」という項目は、日米安保条約との関係で重要である。この原則は、「我々の前進配備軍が実際に基地を置いている場所で戦うことはありそうにない」と述べ、「米軍は、受け入れ国

日米安保条約

第5条　各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(以下略)

第6条　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(以下略)

岸・ハーター交換公文(1960年1月19日)

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動(前記の条約第5条の規定に基づいて行われるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」

の中へ、受け入れ国を通過して、そして受け入れ国から、スムーズに移動できる必要」を強調している。これは、在日米軍が、日米安保条約によって規定されている役割と本来的に相容れなくなることを意味している。在日米軍の任務は、第5条※にあるとおり本来、基地を置いている場所において戦うことを想定している。また、日本の基地から国外へと出る場合にも第6条※の「極東条項」に制約されるし、また、第6条に関する交換公文※によって事前協議が必要であり、米軍の作戦行動にはファイス次官の望むような自由度は与えられていない。ファイス次官自身が日米安保条約をどれだけ知っているか疑問であるが、彼が同じ原則の中で「我が同盟国や友邦との間に柔軟な法的制度や支援制度を確立することが極めて重要」と述べている通り、日米安保条約を改訂することなしには原則の実現は困難である。

※上の囲み参照。

※同上。

※同上。

今の日本政府にそれができるとは思われない。

§再編の様態

ファイス次官の原則は、ほぼそのまま、より高位の米戦略文書の一部になった。「合衆国の国防戦略」(05年3月)がそれである。

「国防戦略」は、この5原則を要約して記述した後、新しい世界的防衛態勢では何が変わらなければならないのかを具体的に列挙した。

1. 関係性　世界中で他国との協力が必要であり、そのために既存の同盟関係の変革、新しい協力関係の形成が必要だと述べられている。しかし、ここで記されている協力態勢は、相互尊重の態勢ではない。米国の状況認識とそれへの対応としての世界戦略を共有することを「共同の安全保障」と呼ぶのである。司令部構造の変革、政治摩擦の軽減を変化すべき関係性の重要な部分として掲げている。

2. 活動　軍事活動の様態も変わらなければならない。プレゼンス、訓練、演習、作戦行動の在り方の変化が求められており、統合部隊及び合同部隊が小規模において緊密に連携することができる必要性を強調する。

3. 施設　主として4つの重要地域※における基地ネットワークを考えるが、重要地域においては、そこから世界中のどの場所にも緊急展開する能力を保証するという柔軟性と移動性の観点を重視している。しばしば「蓮の葉」戦略※と呼ばれる考え方である。そのために、「国防戦略」は3段階の基地の様態を想定した。

※「合衆国の国防戦略」(05年3月)は、ヨーロッパ、東北アジア、東アジア沿岸地域、中東・南西アジアを4つの前進配備重要地域としている。

※lily-pad strategy

◇**主要作戦基地**(MOB)※　常駐部隊がおりしっかりとしたインフラをもっている恒久基地。訓練、安保協力、作戦部隊の配備や雇用が可能である。

※Main Operating Bases (MOB)

◇**前進作戦地**(FOS)※　MOBより簡素な基地で、ローテーションの作戦部隊を配置する。必要に応じて拡大使用ができる。しばしば装備を事前集積する場所があり、そのための少人数支援部隊が常駐する。

※Forward Operating Sites (FOS)

◇**安保協力地点**(CSL)※　さらに簡素な基地で、短い通告で使用可能な一定の軍事活動を支援する。不測の事態におけるアクセス、兵站支援、ローテーション作戦部隊の一時使用などに使われる。通常、常駐人員はゼロか少数である。

※Cooperative Security Location (CSL)

このように、国防省は、基地機能についてメリハリをつけ、主要作戦基地の数を減らし、機動性のある基地ネットワークを再構築しようとしている。

4. 法的枠組み　変えようとしている重要な分野に法的枠組みがある。その狙いは作戦における柔軟性の確保という一語に尽きるであろう。海外基地からの兵力投射や移動の自由、受け入れ国軍との基本的訓練の自由、世界的に配備された米軍への支援、などが確保されなければならない。さらに、受け入れ国との責任分担、地位協定による米軍保護、米軍人員の国際刑事裁判所(ICC)からの保護などの法的枠組みを追求する。

5. 動員体制　最終的に変えなければならないのは、海外米軍の運用体制であるとしている。海外配備の米軍を地域的観点からではなく、世界的観点から動員できるように変革する。これは、ファイス次官の原則に関連して前述したように、日米安保条約の下にある在日米軍には法的に不可能な目標である。

§交錯する3つのプロセス

国防総省のGPRは、米国内においては進行している他の2つの政治過程と絡み合いながら進行している。改めて列記すると次の3つである。

(1)国防総省の世界的国防態勢見直し(GPR)
(2)05年・基地閉鎖・再編(BRAC※・05)過程
(3)海外基地見直し委員会(OBC※)

※BRAC＝Base Realignment and Closure。日本語に訳すときは「閉鎖・再編」の順に訳されることが多い。

※Overseas Basing Commission

海外基地の再編について、決定権があるのはもちろん(1)のGPRのみである。大統領権限の行使として、国防総省が国務省の協力を得ながら関係国と協議して実行されて行く。しかし、海外基地の再編は費用の支出を伴うこと、また、海外基地態勢が米国内基地の閉鎖・再編に影響し、米国内基地のある地元利害と結びつくこと、のために、議会の承認なしには実行できない。したがって、GPRは複雑な国内政治過程に曝される。

議会にとっては、(2)のBRAC・05が、時間的にはもっとも早くから大きな関心事であった。01年末に成立した02会計年国防認可法に基づいて、05会計年(04年10月1日からの1年)に米国内基地の閉鎖・再編を行うために進行している過程である。国防総省が閉鎖・再編についての勧告案※を作成し、大統領が任命した「米軍基地閉鎖・再編委員会」という独立委員会が審議して大統領の勧告案として議会に提出する。基地地元の利害に直接絡むために、法によって厳密な決定過程を定めている。しかし、地元利益団体の影響力が強く作用することは避けられない。

※追記:BRAC・05における国防総省の勧告案は05年5月13日に「米軍基地閉鎖・再編委員会」と議会に提出されるとともに公表された。

とはいえ、これは米国内基地のみを対象とする閉鎖・再編過程であり、海外基地の世界再編とは次元を異にしている。事実、過去のBRACはそうであった。しかしBRAC・05は二重の意味で、海外基地体制と密接に絡まざるを得なかった。一つには、同時に進行しているGPRの論理構造からして、海外基地と米国内基地は相補的に世界システムを構成することに議論の余地がないからである。二つには、国内基地の閉鎖を免れるために議会は海外基地の整理を優先するよう強く主張したからである。「海外基地を放置しておいて、国内基地ばかりを整理するとは何事か」という訳である。

その結果、BRAC・05法は、国防長官に「基地の<必要>対<過剰>のレベルを決定する際に、…米国外での軍事施設の利用に関する現在の制約並びにそのような軍事施設の使用に関する将来的な禁止または制約の可能性を考慮した上で、予想されうる米国外軍事施設に対する継続的な必要

性ならびに利用可能性」(02会計年国防認可法・第2912節)を考慮するよう要請した。つまり、BRAC過程に海外基地の再評価を絡ませたのである。

米下院を中心とするBRAC過程への抵抗とは別に、03年11月22日、上院のイニシャチブで海外基地の現状調査と勧告を行う独立委員会の設立が立法化された※。これが(3)の「海外基地見直し委員会(OBC)」(正確には「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」)である。委員会の目的は「合衆国の海外軍事施設に関係する事項の完全なる調査を行う」とされている。委員会は、04年末までに議会と大統領に対して報告書を提出しなければならないとされていたが、04年に修正され、期限が05年8月15日まで延期された。委員会は、報告書を作成するために証人喚問、証拠の提出要求、公聴会の開催などの権限を持つことも定められている。

この委員会の設立は、沖縄や米軍再編に直接影響を受ける米国外の市民にとって重要な意味を持っている。GPR過程が多くは密室協議で進行するのに対して、見直し委員会は公聴会、証言文書の受付など市民の意見を聴くシステムを備えているからである。

※公法108−132。本イアブック04年版に抜粋訳。法律は04年に修正され報告書の提出期限を04年末から05年8月15日まで延期した。追記:05年5月9日に暫定報告書が提出され、公表された。(詳細は、『核兵器・核実験モニター』第236号参照)。

§再編の実際

「蓮の葉」戦略でどのような基地再編が進行しているのかに関して、具体像を描くのは現段階では容易ではない。実際、ラムズフェルド米国防長官自身、「ある時点で大きな絵が示されると考えている者は失望するだろう。相手のあることで、数年かけて少しずつ進行する」との趣旨を説明している。

再編内容の全体像に関して、ブッシュ大統領は退役軍人大会(04年8月16日、オハイオ州シンシナティ)における演説の中で、「次の10年にわたり、約60,000〜70,000人の制服軍人、約100,000人の家族及び民間従業員が本国に帰されることになる」と述べている。また、その時、地域ごとに計画されている配備変更のファクトシートがホワイト・ハウスから提出された※。固有名詞や数字のないファクト・シートであるが、各地で計画されている再編の概念を得ることができる。アジアに関しては「長距離攻撃力の強化、司令部の合理化と統合、及びアクセス・ネットワーク体制」が目指されていることが分かる。

※資料15(310ページ)に抜粋訳。

そんな中で、韓国とドイツからの陸軍部隊の大規模な撤退と基地の縮小が、より具体的に明らかにされている。

韓国に関しては、04年10月6日、米韓両国が公式に在韓米軍撤退に関する最終合意を発表した。それによると、125,000人(現在の兵力の約3分の1)の米軍を3段階に分けて撤退させる。第1段階としては、イラクに派遣されている第2旅団戦闘チーム(BCT)を含む5,000人が04年に撤退する。第2段階は05−06年に行われ合計5,000人(05年に3,000人、06年に2,000人)が、第3段階は07−08年に残りの2,500人が撤退する。公式声明にはないが、報道では基地面積は約3分の1に縮小されるという。

ドイツに関しては、重装備部隊の米本国への帰還が上記ファクトシートに記されている。報道では、第1機甲師団と第1歩兵師団、合計約26,000人、その他の部隊約16,000人がヨーロッパから撤退することが計画されており、内約35,000人がドイツからの撤退である。ドイツに関しては米軍が半減することになる。

ヨーロッパと韓国で出されている削減人員数を合計すると54,500人であるから、日本からの撤退は、多くて5,500〜15,500人ということになる。

その他、報道されている再編情報を列記しておくと、東ヨーロッパ(ルーマニア、ブルガリア)にFOSもしくはCSLの新設が追求されている。中央アジア(キルギス、ウズベキスタン)において、「不朽の自由作戦」に臨時使用している基地の恒久化(FOS)が交渉されており、ウズベキスタンでは肯定的な地元の反応が得られていると報道されている。西アフリカでサオトメにFOSを新設しようとしている。イラクでは相当数の主

要作戦基地(MOB)の設置が新政権との間で合意されるに違いない。オーストラリアでは米豪共同訓練場に関する合意が成立した。グアムでは空軍司令部の新設と原子力艦母港の強化、フィリピン、シンガポール、タイにおいては、CSLに関する交渉に関して報道がある。



黒焦げになった校舎と周りの樹木(写真提供:新垣善正氏)

§崩れる原則

さて、日本においては、当然のことながら最大の関心は在日米軍の再編の行方にある。しかし、まず、米軍再編の原理が日本においてどのように変形して行くのかを正しく認識することが、極めて重要である。すでに書いたように、GPRは極めて論理的に打ち出されているが、在日米軍再編に対してそれらの原理をストレートに適用することは、日米安保条約、

さらには憲法9条を変えない限り不可能である。すでに、第7艦隊(司令部:横須賀)、第Ⅲ海兵遠征軍(司令部:沖縄)、第18航空団(沖縄)、第35戦闘航空団(三沢)など、主要な在日米軍部隊は、事実上、極東条項を無視した作戦行動を繰り返している。しかし、日本政府も米軍も、「極東条項」を公然と否定することはできず、「条約遵守」の形を整えなければならない。したがって、在日米軍基地を「戦力投射基地」にするというファイス国防次官の第3原則は、公然とは貫くことはできない。

また、同盟国軍隊の戦略や軍事ドクトリンの近代化を図り、役割拡大をもくろむという第1原則に関して見るならば、それはすでに周辺事態や武力攻撃事態における日米の「合同軍」化や、そしてテロ特措法、イラク支援法などによる米軍支援として、近年取り組まれて来たことである。この努力は、憲法9条の極限的といえる拡大解釈によって実現したものの、もはや無理も限界に達しつつある。

ファイス国防次官やウォルフォウィッツ前国防副長官に代表される米国防省のネオコン指導者は、このような日本固有の困難をどれだけ理解できていたか、はなはだ疑問である。少なくとも当初は、「敵か味方か」という2分法で対テロ戦争への有志連合参加を迫った彼らの「踏み絵」論法を、日本に対する米軍再編問題においても適用しようとしたと考えられる。米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転、米空軍の第5空軍と第13空軍が統合した広域空軍司令部(少なくともその一部)の横田基地使用など、当初表面化した在日米軍再編計画は、日米安保関係の困難を正面突破しようとする姿勢を想像させるものであった。昨年11月にファイス国防次官が来日したとき、彼は日米同盟について警告した。「新しい環境に適応できる形に変えないと、長い将来にわたり同盟関係は維持できないだろう。」※苛立ちを含むこの状況認識は、日米同盟に対する彼らの目からみた率直な認識であった。

※『沖縄タイムス』04年11月16日。

米軍の戦略的世界再編の原理と日米を縛る法的枠組みの間に、顕著に現れたこの矛盾は、日本の安保政策における

米軍への依存を漸減し、軍事によらない安全保障の構築を目指す者にとってまたとない好機であった。とりわけ、沖縄における基地問題の本質的解決につながる外交の場が、米国側からセットされたのである。

しかし、04年秋ごろまで、日本政府は積極的な交渉姿勢をまったく見せなかった。米国の提案待ちの姿勢を示し、(1)沖縄を含む地元負担の軽減、(2)抑止力の維持、という2つを日本政府の原則として繰り返し説明するのみであった。この2つは相矛盾する原則であり、2原則を釣り合わせる政策理念の説明がない限り意味をなさない。その間に、さまざまな在日米軍基地の閉鎖・再編案に関する情報が、マスメディアを賑わせた。05年4月時点で生きている主な情報は次の5つであるが、いずれも情報が錯綜している。

1. 米陸軍第1軍団司令部もしくは新編成司令部のキャンプ座間への移駐
2. 横田基地への空自司令部の移駐を目指す司令部再編(軍民共用化を絡める)
3. 3~4,000人規模の沖縄海兵隊の島外移駐※
4. 岩国基地への空母航空団部隊の移駐
5. 普天間基地の海兵隊部隊の移駐

※追記:OBCの暫定報告書には、最大8,000人という数字がある。

報道合戦の様相の中で情報のみが一人歩きし、関係自治体の反対運動が激しくなるなかで、米国は交渉の仕切り直しの必要性を打ち出し、日本政府もようやく体系的な交渉姿勢を打ち出した。04年10月24日、町村信孝外務大臣と来日したコリン・パウエル米国務長官の間で、日米間の「戦略対話」が合意され、合意形成のための3段階の筋道が整理された。

(1)日米共通の戦略目標の合意
(2)米軍と自衛隊との協力と役割分担の明確化
(3)具体的な米軍部隊・基地再編の在り方の決定

§日米戦略対話と共通の戦略目標

戦略対話における日本側の問題意識は、米国の具体的要求と安保条約の条項との整合性を保つための理論構築を、米国の再編原理を汲みながらいかに行うかということであったと思われる。当然ながら、高まっている日本の世論を、少しでも納得させるものにしなければならない圧力の下に、日本政府は置かれていた。

05年2月19日、ハワイで開催された日米安全保障協議委員会※において、共通の戦略目標が合意され、日米共同声明※に文書化された。したがって、共同発表における「共通の戦略目標」を読むときには、米軍基地・施設再編に関する着地点を導くという短期的な狙いと、その背後に横たわっている積年の日米同盟の矛盾に挑戦する長期的狙いの両方を念頭に置かなければならない。

※いわゆる「ツー・プラス・ツー」。日本の外務大臣、防衛庁長官と米国の国務長官、国防長官という4人が、日米間の安保問題に関して話し合う最高の協議機関。

※資料17(313ページ)に抜粋。

長期的に見てもっとも重要な合意は、「共通の戦略目標」の冒頭(第6項目)と具体的列挙(第10項)の第一番に掲げられている「グローバル脅威への対応能力」の維持という問題であろう。すなわち、まず両国は「グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼしうる」という認識を共有した。そして、その認識を受けて「日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する」ことを、共通の戦略目標に掲げたのである。これは、GPRの原動力である米軍トランスフォーメーションと歩調を合わせるため、日米が能力開発することを原則的に合意したことを意味する。日本においては、これは自衛隊の海外派遣に対する一般法を策定する下敷きとなって行くであろう。また、当面の問題としては、対テロ戦争の前線に立つ米陸軍第1軍団司令部(あるいは、米陸軍トランスフォーメーションに伴う超地域司令部)のキャンプ座間移転を合理化する基本論理として活用されて行くであろう。

共通の戦略目標の具体的列挙のなかに、中国に関する項目が3項目も登場している。中国の脅威を暗にクローズアップさせている手法は、このような局面における米軍の常套手段である。つまり、米軍再編の狙いは本来グローバルな新しい状況に対処するものであるにもかかわらず、新しくもない近隣脅威論によって、米軍プレゼンスそのものの合理化を図ろうとしているのである。中国を持ち出して、沖縄基地の戦略的重要性を印象づけようとしている。

96年の日米安保再定義においても、日本周辺に差し迫った脅威がないという認識の上に、グローバル安保を打ち出すのが本来の目的であった。しかし、米海兵隊員による少女レイプ事件をきっかけに沖縄の基地を失いそうになって、慌てて持ち出したのが周辺事態であり、それに対処する日米防衛協力ガイドラインの改訂であった。

マスメディアに流される中国軍近代化への警戒論調にはこのような背景があることに、私たちは注意を払わなければならない。ここには、何らかの米軍削減策を提案しなければならないところに追い込まれた米軍が、できるだけ歩留まりよく沖縄基地を確保するための伏線が隠されていると考えるべきであろう。

§日米役割分担

この原稿を脱稿する時点において、3段階協議の第2段階である日米役割分担に関する協議が進行している。ここでも、長期的に見て重要な事態が進行すると同時に、短期的な基地再編の世論懐柔策の両方が同時進行している。

長期的には、「同盟国や友好国が彼ら自身の軍隊、軍事ドクトリン、戦略を近代化するのを助ける」とファイス次官が述べた内容が、着実に実行されて行くと思われる。具体的には、近隣脅威への対処を建前にして、ミサイル防衛のグローバルなシステム運用の片棒を自衛隊が担う任務分担が進行す



9月12日、宜野湾市での「沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故に抗議し、普天間飛行場早期返還を求める宜野湾市民大会」の参加者。(写真は宜野湾市提供)

る。航空自衛隊と米空軍のこの面での日常的な戦略・教義作りと演習の計画・実施が行われる。横田基地再編問題の核心はここにある。また、米陸軍の新しい司令部は、周辺事態への役割分担を名目として改めて掲げてキャンプ座間に拠点を定め、実際には対テロ戦争において陸上自衛隊の能力をいかに活用するかについて、日常的な共同計画体制を確立しようとするであろう。

短期的には、米軍基地の自衛隊への返還と基地の日米共同使用という「役割分担」が浮上している。沖縄の危険状況の解消と負担軽減に関して、これが解決策となりうるかどうかは、徹底的に検証されなければならない。このとき、明らかに、

「何のための基地か」「誰のための安全保障か」「私たちの安全保障構想は何か」という本質議論についての見識を、市民は問われて行くことになる。

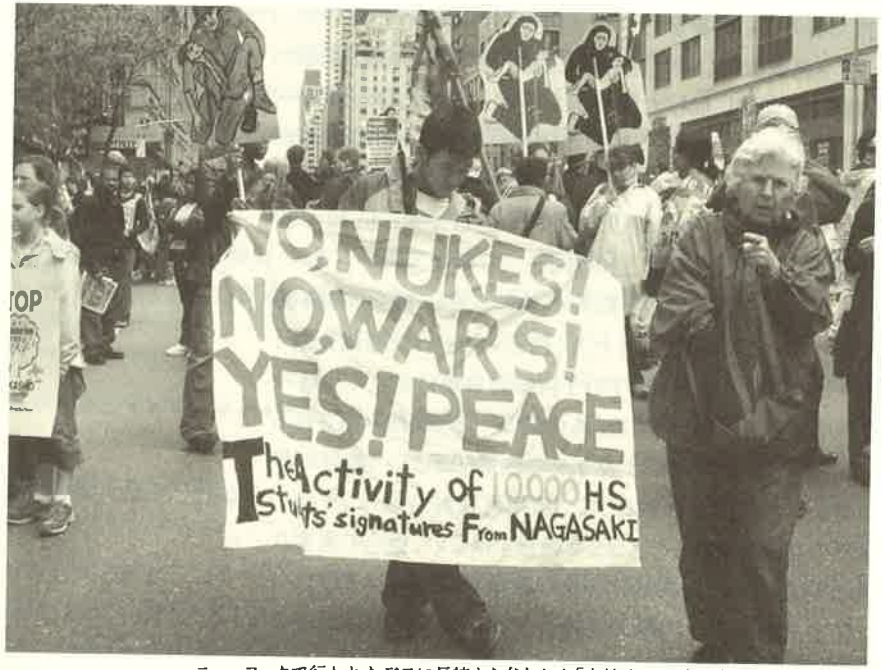
この点に関していえば、東北アジアの協調的安全保障についての具体的ステップを提案することこそ、日本政府が米軍再編の渦中でなすべきことであると私は考える。私たちが取り組んできた「東北アジア非核兵器地帯」設立や「日本の専守防衛地位を確立する国連決議」のアイデアは、そのような協調的安全保障に向かうための具体的提案である。いま日本にとって必要なことは、東アジア地域の安全保障について日本の政策理念を明確に打ち出した上で、GPRの理念と対比し、新しい日米安保関係へと舵を切ることであろう。

特別記事 2

速報：2005年 NPT再検討会議

(05年5月2日～27日、ニューヨーク国連本部)

中村桂子(ピースデポ)



ニューヨークで行われたデモに長崎から参加した「高校生一万人署名」活動の高校生。
(05年5月1日、撮影：塚田晋一郎)

2005年5月1日のニューヨーク、マンハッタン。前日までの雨がうそのように、立ち並ぶ高層ビルの合間に見える空は青く澄んでいた。黄色いタクシーの行きかう50番通りのあちこちに集まる、色とりどりのプラカードや旗を持った人々。まだ肌寒い5月のニューヨークの街角に、人々の熱気が広がっていた。一人の日本人の若者が身体を覆うほどの大きな布を広げ、カメラに向かってはにかむように笑った。そこにあるのは、力強い文字で書かれたメッセージ――「NO NUKE!NO WARS!YES!PEACE(核兵器反対!戦争反対!平和に賛成!)」

人々の数は、やがて数万に膨れ上がり、国連へと向かう広いストリートを埋め尽くした。そのなかには、被爆者の姿があった。広島、長崎、そして世界各国から集まった市長の姿や若者たちの姿があった。集まった人々の願いは一つ――「核兵器のない世界を!」

核不拡散条約(NPT)再検討会議の開幕を翌日に控えたこの日、核廃絶に向けた世界的な平和・軍縮NGOネットワーク「アボリション2000」らが呼びかけ、マンハッタン市街のデモとセントラル・パークでのラリー(大集会)が行われた。参加した人々の数はおよそ4万人と伝えられる。日本からも、数十名の被爆者を含め、千人以上が参加した。

ニューヨーク現地に集った人々、そして彼ら・彼女らの背後に控えている世界中の何十万、何百万という核廃絶を願う人々が求めたのは、今年のNPT再検討会議において、「核のない世界」の実現に向けた「具体的な一歩」が踏み出されることであった。ヒロシマ・ナガサキの被爆60年という節目の年に開かれる再検討会議として、05年再検討会議は、今後の世界の命運を決めると言っても過言ではない、極めて重要な意味を持っていた。高齢化の進む被爆者にとって、その思いは格別であった。「国際的な舞台で核廃絶を訴える最後のチャンス」――被爆者のなかには、そのような思いを持って今回の会議に参加したものも多いと聞く。

「被爆60年を、核廃絶に向けたターニング・ポイント(転換

点に)!」――世界の人々の声は、ニューヨークに集まった各国政府代表に届いたのだろうか。その本当の答えはわからない。ニューヨークで、世界のあちこちで、核廃絶に声をあげた人々の姿――とりわけ各国から集まった若者の力強いメッセージは――今後世界各地で撒かれることになるであろう、未来に向けた希望の種であった。

しかし、この再検討会議の実質的な成果に限って言えば、「何も決まらなかった」――その一言に尽きる。事前に登録されただけでも100団体、1,700人を超えるNGO参加者の熱意と会期中を通しての積極的な活動の数々とはまさに対照的に、政府間の協議は紛糾と停滞を繰り返し、結果的に「決裂」のまま終了した。眼前に立ちふさがる核をめぐる山積みの課題に、国際社会は何の具体的な答えを見出すこともできなかった。この「失敗」を受け、次の戦略をどのように立てていくことができるか――新しい局面を迎えて、私たち市民社会は、かつてない大きな課題に直面している。

この報告は、NPT再検討会議において実質審議が始まるまでの全体の流れと、それ以後の軍縮問題を扱う第1主要委員会の審議の経過を、「速報」としてまとめたものである。(イラン問題は今回の再検討会議で重要な話題の一つであったが、第2、第3主要委員会の議題であり、この速報には含まれない。)

◆成果ゼロの結末

2005年5月27日、1ヶ月近くにおよんだNPT再検討会議は、事実上の「決裂」で幕を閉じた。153か国から集まった政府代表は、条約強化に向けた決定や勧告を生み出すことはおろか、過去の合意を再確認することさえできなかった。会期の3分の2は手続き事項に関する論争に費やされ、実質的な議論


レベッカ・ジョンソン氏

に当てられた時間は極めて短いものであった。実質的な合意文書は一切作成されず、最終日に採択されたのは参加者や会議の数などを記した手続き的記述のみの最終文書であった。議長を務めたブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使は、国家間の意見の相違を埋められないとして議長概要の提出を断念した。

「人をあざ笑うような、時間の無駄使いに過ぎない、最も恥ずべき茶番劇の一つ」――英アクロニム研究所のレベッカ・ジョンソン氏は会議の全様を振り返る。「全会一致の合意採択に失敗した原因は『政治』、とりわけ狭義の国家権益やそれぞれの核オプションの温存を追求した米国、イランといった強い影響力を持つ一握りの国による自己保身の姿勢と(垂直、水平)拡散推進政策だった。」※

核兵器国が核廃絶を達成するとした「明確な約束」から5年※。過去の再検討会議が積み重ねてきた決定や合意は廃棄はされなかったものの、前進に向けた国際合意は確認されなかった。被爆60年の節目に開かれた再検討会議としてはあまりにお粗末な結果に、核廃絶への具体的な進展を望む市民の側からは落胆と失望の声が上がった。

※レベッカ・ジョンソン「26日目:その場しのぎの骨抜きNPT会議文書と不満だらけの結末」(5月27日)。
※資料3(282ページ)。

◆第3回準備委員会の暗い影

議事上の問題についていえば、5月2日の開幕前から困難は予想されていた。当然決定されているべき会議の「暫定議題」が白紙状態であったからである。

05年に向けた準備委員会として、02年から04年の間に3回の会合がもたれていた。不拡散問題に焦点を絞り、「核軍縮義務は完全に果たしている」と強硬姿勢を崩さなかった米国を筆頭とする「核兵器国」と、「核軍縮と不拡散は車の両輪」と核軍縮促進の重要性を主張した「非核兵器国」のリーダー国との対立の溝が深まり、04年の第3回準備委員会は混乱のまま「崩壊」した※。05年に向けた最後の準備委員会であったこの会議には、再検討会議へ勧告を含む「最終文書」を提出するという重要な任務があった。しかし、実質問題に関する勧告はおろか、暫定議題などの議事に関する取り決めさえも決定できず、最低限の手続き事項に関する合意のみで終了した。

05年再検討会議の議長に就任することになっていたドゥアルテ大使は、再検討会議での混乱を予期し、準備委員会において暫定議題に合意するよう要請したがそれもかなわなかった。その後、ドゥアルテ大使は、主要諸国を歴訪し、議題に関する合意を求めて調整努力を続けた。しかし、その努力もむなしく、05年再検討会議はまったくの白紙の状態で開始されることになった。

※「核兵器・核実験モニター」第213号(04年7月1日)。

◆議題の決定

議題の決定に向けた議論は難航した。第一週の金曜日にあたる5月6日に、エジプトが議長の出した議題案と付帯了解事項を拒絶したことで、遅れは決定的なものになった。

議論の焦点の一つは過去の合意に関する扱いであった。多数の国が、2日から始まった一般演説のなかで、95年および2000年の合意に基づいて今回の再検討会議が進められることを求めていたにもかかわらず、ドゥアルテ議長の出した議題案には、過去の合意に関する直接的な言及はなく、「条約の運営を再検討する*。」との注釈付きの一項目があるだけであった。「*」には、「これまでの会議における決定や決議に照らして再検討がなされること、および締約国が提起する

いかなる問題についても議論を行うことが許される、と理解される」という議長の短い議長ステートメントが付されていた。

NGO「中堅国家構想」議長のダグラス・ローチ上院議員（カナダ）は、この点を巡って激しいやりとりがあったことを報告している。

「エジプトと他のNAM※は、この短い文言を...強化しようとしていたが、米国に拒否された。続いてマレーシア率いるNAMは、『95年および2000年再検討会議において全会一致で合意されたすべての誓約』と明示した「*」の解釈を会議の文書に含むように主張した。」※

※「非同盟運動」諸国。

第1週の週末を通して、主な「役者」である米国、エジプト、非同盟運動（NAM）の外交官らがドゥアルテ議長と非公式協議を続けることになったと伝えられる※。結局、最終的に各国が議題に関する合意に至ったのは、第2週目の水曜日（5月11日）であった。

※ダグラス・ローチ、『致命的な行き詰まり』（2005年6月）。http://www.middlepowers.org/2005NPTpoliticalanalysis.pdf

※レベッカ・ジョンソン、『2週目に突入：「決定、決議、結果」－議題の妨害につのるフラストレーション』（5月7日）。

◆3つの主要委員会と3つの下部機関

議題の採択後も、実質的な協議が即座に始められたわけではなかった。NPTの実質事項にかかる討議は3つの主要委員会（①核軍縮関連、②保障措置・非核兵器地帯関連、③原子力の平和利用関連）とその下に設置される下部機関で行われる※。各国政府は議題の振り分けで合意できず、迷走を続けた。ジョンソン氏の報告によれば、争点の一つは「消極的安全保証（NSA）」に関する下部機関の設置であった。NAMはNSAに関する独立した下部機関を第1主要委員会の下に設置することを求めたが、米国は断固として拒絶した。「参加国の多くは、この（議長）案を受け入れて実質的な協議に進むことを明らかに望んでいたが、西側諸国やNAMの数カ国が独断的に合意を妨害する立場に固執した。」行き詰まった状況をうけた苦肉の策として、議長は各国に対し、それぞれの提出した作業文書について本会議で発言する

※『核兵器・核実験モニター』第232号（05年4月15日）。

時間を与え、実質的な議論の基盤となる各国の見解が少なくとも提示されるよう努力したと伝えられる※。

※レベッカ・ジョンソン、『行き詰まり打開の16日目：作業文書が本会議で提案される』（5月17日）

5月18日、ようやく主要委員会と下部機関における議題が採択され、翌19日からの実質的な審議が可能となった。決定した議題は以下の通り。

- ●第1主要委員会（核軍縮関連）
  - 議長：パルノハディニングラット大使（インドネシア）
  - 下部機関1（核軍縮、安全の保証）
- ●第2主要委員会（保障措置・非核兵器地帯関連）
  - 議長：モルナー大使（ハンガリー）
  - 下部機関2（地域問題、中東問題および1995年の中東決議を含む）
- ●第3主要委員会（原子力の平和利用関連）
  - 議長：ボニアー大使（スウェーデン）
  - 下部機関3（第10条（筆者注：期限、脱退に関する条項）を含むその他の条項）

主要委員会と下部機関における審議結果については、25日午後に本会議で報告されることになっており、実質的な討議に当てられた日数はわずか7日であった。主要委員会が第1週のうちに始まり、2週目の終わりには各主要委員会から作業文書案が提出されていた2000年再検討会議と比較すると、その差は歴然としている。

実質的な協議にすら入れない手続き事項に関する協議の迷走は、今回の再検討会議でいっそう明確になったNPT締約国の「分裂」状況を如実に表すものであった。ローチ議員はこれを以下のように評す。

「手続き事項に関する論争はつまらないものに見えるが、それらは核を持つものと持たざるものの真の争いの代理戦争である。」「議題に関してエジプトは手に負えないわがままを言っていたように見えるが、それは条約の保全および過去の誓約を堅持しようとしたのである。エジプトは、米国および他の西側諸国が、エジプトの隣国イスラエルがNPT参加と

自国の核施設へのIAEA保障措置の受け入れに対する要請を無視し続けていることに目をつぶる一方、核拡散を阻止するために核燃料サイクルに一層厳格なルールを付与しようという提案を出したことにとりわけ腹を立てていた。エジプトは核兵器国の二重基準がNPTを蝕んでいると考えている。NAMは、国によって程度は違うが、西側諸国に対するこの挑戦を支持している。西側核兵器国の米国、英国、フランスは、イスラエルに実質的に何も言わないまま核不拡散の囲い込みを行っている。事実上の核兵器国であるインド・パキスタンに対する暗黙の容認については言うまでもない。」※



中堅国家構想(MPI)の会議に参加する(左から)セルジオ・ドゥアルテ議長、ダグラス・ローチ・カナダ上院議員、マリアン・ホップス・ニュージーランド軍縮大臣。(05年5月3日)

※ダグラス・ローチ、前出。

◆審議の紛糾

5月25日(第2主要委員会は24日)までのあいだ、主要委員会と下部機関において公式・非公式の協議が重ねられた。結果から言えば、3つの委員会は、いずれも全会一致の実質事項を含む合意文書の作成に失敗した。主要委員会での決裂を受けて、2005年再検討会議の実質的な議論は終了した。

各主要委員会の報告書によれば、審議の結果は以下の通り※。

●第1主要委員会および下部機関1:それぞれで議長概要が作成されるものの、全会一致の合意には至らなかった。しかし、「すべての参加国の見解を完全に反映したものではない」との注釈が付いた形で、ともに第1主要委員会の報告書の添付書類として本会議に送致された。

●第2主要委員会および下部機関2:下部機関2では文書が作成されず、口頭で全会一致の合意に至らなかったことが委員会に報告された。第2主要委員会は、議長概要を第2主要委員会の報告書に添付すること、および本会議に送致することについて合意に至らなかった。

●第3主要委員会および下部機関3:合意に至らなかった。

※主要委員会報告書http://www.un.org/events/npt2005/main%20committee%20documents.html

◆核軍縮の争点

核軍縮に関する議論の「心臓部」ともいえる下部機関1の流れを、ローチ議員の報告から見てみることにしよう。少し長いが、以下に引用する※。

「冒頭の所信表明での相違は際立っていた。NAMは、核兵器禁止条約を含む、時間枠の規定をもった核兵器の完全廃棄に向けた段階的プログラムの即時交渉を繰り返し求める長文の文書を提出した。文書は、CTBTが現存の核兵器の改良および新型兵器の開発を防ぐという核兵器国の保証に矛盾するとして新型核兵器の開発を非難した。核兵器国による核兵器の無期限保有は『垂直的であろうと水平的であろうと、不拡散体制の完全性および持続性とは相容れず、また、国際の平和と安全を維持するという、より広範の目標に照らし合わせても相容れない』とした。

新アジェンダ連合(NAC)は、そこまで野心的ではなかったが、95年と00年の誓約の完全な履行を要求した。NACは、検証可能なFMCT(核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約)に関する交渉および軍事目的での核分裂性物質の生産モラトリアムを求めつつ、ジュネーブ軍縮会議で核軍縮を扱う下部機関を追求した。また、核兵器システムの警戒解除と不活性化を求めた。

ヨーロッパ連合(EU)の要求は、NACより一段低いもの

※ダグラス・ローチ、前出。

であった。NPTの完全性を保持するために核軍縮の一般原則を再確認することを求めた。(略)

米国はふたたび第6条の履行に関する『大きな前進』の一覧を提示した。そして、米国の政策が原因となって他国が核兵器を追求する結果を招いているという批判を否定した。(略)米国は、他の国々が全面的かつ完全な軍縮に関する誠実な交渉の追求を怠っていると非難した。(略)さらに、米国は『核軍縮への過度の集中』が不拡散の履行への『注目を妨げ』ていると訴えた。

NAM、NAC、EU、米国それぞれの立場の違いを克服するために、下部機関の議長であるティム・コーリー・ニュージーランド軍縮大使は報告書の基礎となる穏健な文書を提示した。それは、『核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を含む第6条の履行に向けた効果的な措置および体系的かつ前進的努力を追求する誓約』を想起することに限定した。そして、核兵器国にあらゆる新型核兵器の研究および開発を見合わせることを求め、CTBTの緊急性を想起し、核分裂性物質のより厳格な防護を求めた。

NAMにとっては、この報告案は生ぬるいものであった。中国は『低威力核兵器』への批判とともに、大気圏外の軍備競争の防止を含むよう求めた。日本は核テロについての警告を含むよう求めた。スウェーデンは7千―2万発の非戦略核兵器の撤廃に着手するよう求めた。オランダは要求を現実的なものに留めるよう求めた。イランは、NAMを援護し、より厳格な内容の報告書を求めた。米国は、コーリー報告のすべての節の削除を求めるという、最も極端な姿勢をとった。米国は95年と2000年の誓約に関する言及を削除し、第6条の誓約のみを受け入れようとした。米国は、新型核兵器の開発に関するいかなる制約も、CTBTに関する言及も、検証能力のさらなる開発についても、削除を求めたのだった。」

◆最終日のあきらめ

そして迎えた最終日、会議は最後まで低迷を続けた。阿部信泰国連事務次長は、この再検討会議の開催に一日あたり「キャデラック3台分」(一台約5万ドルの計算)の費用がかかっていると警告を発した。

最後の2日間の議論の中心を占めていたのは、最後に採択される報告書のなかにおける「*」の扱いであったと伝えられる。すなわち、前述した通り、NAMが議題の採択をめぐる議論で強くこだわった過去の合意への言及部分である。議題採択の時点では、西側諸国を代表した英国が採択を「歓迎」するという発言を行っていたが、西側諸国は最終文書にこの言及を含めることを拒否した。非公開の交渉が続けられ



NGOの意見発表を聞く各国代表。(05年5月11日)

た結果、NAMは折れ、95年および2000年に関する言及は最終文書に直接的には盛り込まれずに終了したと報告されている※。しかし、最終文書はまだ公式には発表されておらず、未確認である。

ドゥアルテ議長に対しては、「問題点を総括し今後の進展を促す『議長概要』を少なくとも発するだろうと政府代表の多くが考えていた。しかし、彼は消極的な態度をとることを選んだ。※」議長の最後の発言はわずか1分足らずのものであった。そして予定時刻より早い4時8分、会議の終了が宣言された。一瞬場内は静まり返り、そしてまばらな拍手が起こったという。

※リアナ・タイソン、『通り過ぎた嵐』、リーチングクリティカルウィル発行の「News in Review」より(5月27日)。

※ダグラス・ローチ、前出。

特別記事 3

9条を変えるな
東北アジア紛争予防の基礎

吉岡達也(ピースボート共同代表)

「日本の憲法は日本の主権者が決める」ものだという。確かに法的にはその通りだろう。しかし、朝鮮半島、台湾の植民地支配と中国、フィリピンなどにおける日本軍侵略の歴史、そしてその侵略によって犠牲となった膨大な数の人々の存在を考える時、はたして「日本の憲法は日本の主権者が決める」という前提にのみ依拠し改憲、論憲、創憲、加憲などの憲法論議を進めていくことが妥当なのか。

少なくとも、東北アジア、東アジアという地域において、未来へ向けての平和共存を真剣に願うならば、そこでともに暮す隣人たちの声に真摯に耳を傾けることが必要不可欠なはずである。しかし、残念ながら、反日デモの映像は繰り返し流されても、憲法9条に関する中国や韓国などの市民の声がマスメディアで伝えられることは極めて稀である。

そのような状況のなかで、05年2月に、東北アジア各地のNGO代表や研究者が約40名ほど集い、紛争予防に関する国際会議が東京の国連大学で開かれた。この会議は国連事務総長コフィ・アナン氏の呼びかけに応じて始まったNGO主導の「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ」略してGPPAC(ジーパック)※と呼ばれる新しい国際プロセスのの一部であり、さらに05年7月のニューヨーク国連本部での世界会議へとつながるものである。

特に各国からの参加者の関心を集め、集中的に議論されたポイントは、日本の憲法9条が一国の憲法の一条項である

※GPPACについては、キーワードG9(192ページ)。

とともに、東北アジア地域の紛争予防メカニズムでもあるという点だった。

この地域最大の経済大国であり、かつてこの地域の住民に多大な惨禍をもたらした日本が、「戦争放棄」と「戦力の不保持」を謳う憲法を戦後半世紀にわたり堅持していることに対し、東北アジア市民の評価は非常に高い。

もちろん世界第4位の軍事費を費やし、イラクに自衛隊を派兵しているという矛盾や巨大な米軍基地が存在する事実を知らないわけではない。

しかし、逆にそうした矛盾が存在し、さらに従軍慰安婦や強制連行の問題、靖国神社参拝問題などが存在するからこそ、9条は紛争予防メカニズムとしてより効果的に機能しているとも考えられるのである。

「9条が存在していても、すでに日本は巨大な軍隊を持っている。さらに9条をなくすというのはいったい何が目的なのか?かつて日本に植民地支配された私たちはそう疑う」と韓国の女性NGO活動家は語り、「9条はドイツと違い戦争責任を明確にしない日本による『侵略を繰り返さない』というアジア市民に対する誓いとして機能している」と指摘する。

また、サハリン在住のロシア人大学教授は日ロの平和共存が可能であることの証拠として9条の存在を学生に教えていると語り、ウランバートルからのモンゴル前国連大使は「9条は明らかに戦後の東北アジア地域のパワーバランスを保ってきた一要因。修正されれば必ず負の影響が出る」と断言した。

この会議において彼ら彼女らが語ったのは、いずれも9条が国際常識に照らし合わせてどうかとか、自衛権が法理論的にどうかといったことではなく、実際に9条の存在そのものがこの地域の平和と安定、そして市民間の信頼醸成に寄与しているという事実である。

結局、会議最終日に採択された東北アジアの紛争予防に関する地域提言「東京アジェンダ」では、9条の「不戦・非武装」の理念こそがこの地域の紛争予防や平和構築活動の基盤となるべきことが確認された。

そして、その後、世界15地域の地域提言を基礎に、GPPACプロセスに参加した世界各地のNGOによる数ヶ月の議論を経て、7月初旬に承認された世界提言でも、日本の憲法9条が東北アジア地域の紛争予防メカニズムとして機能していることが認められた。

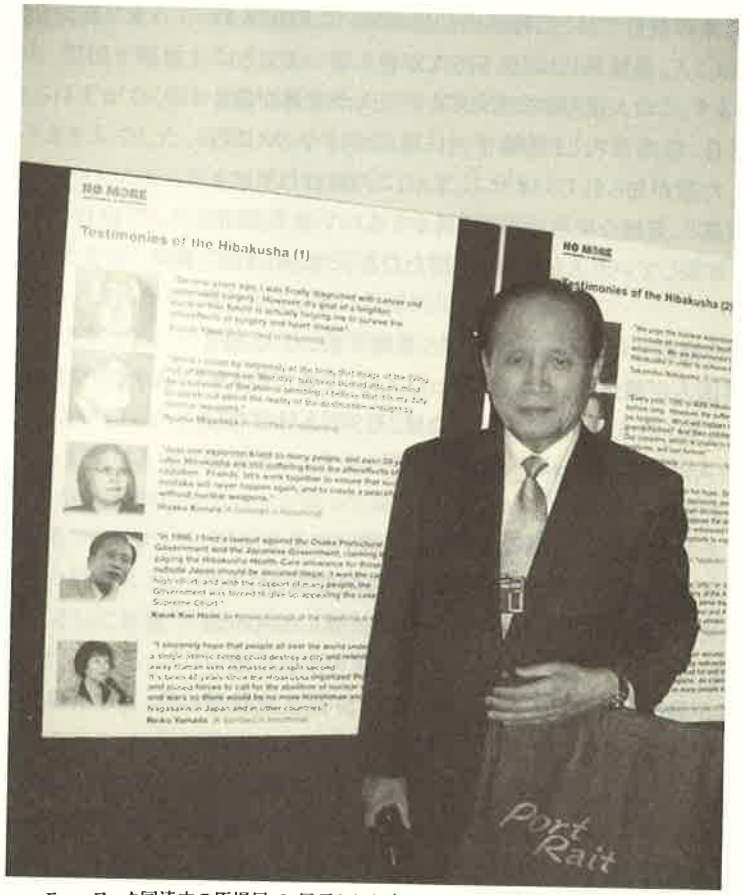
このような国際的な憲法9条への評価を受けて、私たち日本の主権者は、将来できうるかもしれない東北アジア地域共同体をも視野に入れ、また、これからの地球社会全体にとっての9条の存在意味と可能性を、隣人とともに、もう一度真剣に検証し共有することこそが必要なのではないだろうか※。

※憲法9条の存在と理念を広く世界にアピールし、国際的ネットワークでサポートして行こうという趣旨の「9条を世界へ!グローバル9条キャンペーン」が実施されている。詳細はhttp://www.peaceboat.org/info/gppac/参照。

特別記事 4

韓国人被爆者の証言

郭　貴勲(カク・キフン、韓国原爆被爆者協会会長)



ニューヨーク国連内の原爆展で、展示された自らの写真と証言の前に立つ郭貴勲さん。
(05年5月9日)

1. 韓国人被爆者とは？

太平洋戦争が終結した年の1945年の8月、日本本土に住んでいた韓国人の数は236万だったそうです。この人たちは日本が戦争を遂行するために、強制的に連行してきた人と、1910年以来韓国を植民地化した日本の帝国主義者たちの苛酷な搾取によって、土地を奪われ、歴史と文化や言語、しまいには名前までも奪われて、日本の下級労働市場に流れてきた人達でありました。

1944年末の統計では、広島県内に住んでいた韓国人の数は81,863人、長崎県には59,573人が住んでいたことになっています。この人達の中でどれぐらいの人が原爆が落とされた当日、広島市内と、長崎市内に居たかは今のところはっきりした数が知られていません。また、この統計以外にも軍人や軍属と、苛酷な炭坑などの現場から逃れて来て、両市の市内を放浪していた人も相当な数居ただろうと推測されています。

今までの通説では、広島で約5万人、長崎で約2万人、計7万人の韓国人が被爆し、当時亡くなった人は、広島で約3万人、長崎で約1万人、韓国に帰ったのは2万3千人ほどでした。残りの人は日本に残ったり、北朝鮮に帰ったりしたと推測されています。

この人たちが韓国の何処から来たのか調べて見ますと、長崎には大部分の人が朝鮮半島全域から年齢徴用されてきた者でした。原爆が投下された時、市内で被爆した人の他にも、端島（はしま）や香焼島（こうやぎじま）等の炭坑に働いていた者が帰国時に長崎を経由していますから、入市被爆者も多々あります。広島には1930年以降、半島南部の陜川郡（ハプチョングン）という山中から、太田川の河川整備などの労働市場に家族ぐるみで大勢流れて来たので、全家族の被爆者が多い反面、三菱やその他の軍需工場に連行されてきた徴用工も多数いました。

原子爆弾が落とされた当時、広島の人口は42万人で、長崎の人口は27万人でしたから、計70万人が被爆していますが、その1割に当たる7万人が韓国人だったのです。世の中では日本人だけが唯一の被爆者であると思っている人が多いのですが、実は日本の植民地支配のため韓国人の被爆者が7万人も居るということ知っている人はそう多くないでしょう。

2. 韓国人被爆者の受難の歴史

もともと広島に流れて来た韓国人は、極貧の山村の貧農でしたから、祖国が解放されて故郷に帰ったとしても、耕す土地が有るはずがなく住む家がありませんし、身体も元気な姿ではありませんでした。被爆した人の容貌は、ハンセン病患者に似ていましたから誰も相手にしませんでしたし、それに韓国語も不自由でしたから親戚や村の人々からも相手にされず、孤独と貧困と病魔に苛まれながら死亡していきました。国は解放されましたが、南と北に分断され混乱は続き、やがて戦争となりました。この混乱の中で被爆者たちは病院はおろか薬一粒買う金もありませんでした。

2万3千人が帰ったと言われていますが、現在、協会に登録している会員は2,300余名です。日本の被爆者は28万人あまりですから、全体の半分ほどが残っておりますが、韓国の被爆者は帰った数の10%程度です。世の中では韓国の被爆者は三重の被害者だと言っております。強制連行され、原爆に被爆し、そして放置されて60年にもなりますから、そう言われるのです。

それで私たちは、韓日の国交正常化条約が締結された翌々年の1967年、韓国原爆被害者協会を設立して、日本国に対して謝罪と補償を求めて参りました。その度に日本政府は「韓日の正常化条約で精算が済んだ」と言い続けてきました。本当は14年間も話し合いながら一言も私たち被爆者の話は出ておりませんでしたから、これは韓国側にも責任があ

ると思いますが、韓国政府に援護を訴えると韓国政府は日本で受けた被害だから、日本に行けと責任のがれの態度でしたので、無援護のまま永い月日が経っていきました。

このような暗鬱な歳月が続いていた時、日本生まれの釜山居住の韓国籍の孫振斗（ソンジンドゥ）という青年が、日本に密航していき、逮捕されると「自分は原爆被害者で病気だから、病を治療するための健康手帳を出してくれ」と頼みましたが、福岡県がこれを拒否し裁判となりました。この裁判を世間では「孫振斗の手帳裁判」と言っています。幸い、日本の司法は孫が外国籍で密航者であっても、被爆者であれば当然手帳を出して治療してやらねばならないと判示しました。

福岡地裁での勝利が1974年の3月30日です。当年の7月22日、東京都に当時の韓国原爆被害者協会の会長辛泳洙（シンヨンス）が手帳を申請すると、当日付で厚生省の公衆衛生局長の名で「この手帳は日本の領域外に出ると効力がない」との通達402号※を発出して、折角の裁判の勝利を反古にしてしまいます。高裁の勝利に続いて1978年3月30日、最高裁でも勝利しますが、裁判の判決何ものぞと通達402号は最高裁の判決以上に威力がありました。

※キーワードF2（160ページ）。

日本が法治国家かと疑われる不法な処置が、4半世紀も続いたのが現実でした。その間、日本政府は「原爆被爆者対策基本問題懇談会」※をつくって外国人を除外したり、一抹の良心はあったのか350名程の韓国人被爆者を渡日治療させたり、または政府開発援助（ODA）資金から40億円を人道支援だと言いながら支援したりしましたが、みな焼け石に水のようなものでしたので、韓国の被爆者の苦しみは一向に改善されることはありませんでした。

※1979年、厚生大臣の私的諮問機関として設置。80年、「援護法は一般戦災者との均衡を欠く」との意見を提出。（被団協HPより）

3. 援護法裁判の勝利と日本政府の上告断念※

※本イアブック04年版・キーワードE3（238ページ）。

渡日治療も5年間で終り、40億円の支援金も底が見えてきた1998年、私は日本に病気治療のため渡日し、大阪の病院に入院して、被爆者健康手帳を更新して貰い健康管理手当も5年間支給するという通知を受けました。2ヶ月の入院期間中支給された手当を、帰国しながら続けて支給してくれるよう書面で頼んで帰ったら、予想した通り「貴方は日本の領土外に出て被爆者の権利が失権したから、手当は払えない」との通知をうけました。



05年5月10日、ニューヨーク国連内でのワークシップで証言を行う郭貴勲さん。

被爆者が日本に居れば被爆者であるが、韓国に帰れば被爆者でなくなるというのはおかしいのではないかと、私が被爆者であるのか、被爆者でないのか確かめてくれるよう被爆者確認訴訟を国と大阪府を相手に1998年年10月1日にはじめました。これを「郭貴勲の手当、または援護法裁判」と言います。

孫振斗の最高裁判決文には、原爆二法※（後に援護法に改正）は、その基底に国家補償的な性格※がある法律だと書かれているのが頼みでした。外国人が外国の法廷で、外国の法律で、外国の裁判官の審理を受けるという、大きな負担はありましたが、私は「被爆者は何処にいても被爆者」であるし、国家補償的であるならば、国籍や領土の概念は乗越えられると思いました。

※1957年制定の「被爆者医療法」と68年の「被爆者特別措置法」は、94年制定の「被爆者援護法」に統合された。

※「原爆医療は…戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面を有する」（孫振斗裁判・最高裁判決文より）。

2001年6月1日、大阪地裁の判決は私の主張が殆んど認められた大勝利でした。マスコミが大騒ぎして、在外の被爆者に直ぐにでも援護の手が差し伸べられるような雰囲気でしたが、日本政府が控訴すると、問題はまた原点に戻ってしま

いました。その後、日本政府は「在外被爆者に関する検討会」※をつくったり、色々な施策を打ち出したりするようなふりをしましたが、在外の被爆者を差別する基本路線は変りそうも有りませんでした。

※2001年8月第1回検討会開催。「訴訟問題とは切り離し、在外被爆者への措置、施策を考える」ための厚生労働大臣の諮問機関。

高裁では、必ず負けるだろうと言われていましたので、私たちは裁判官を忌避したりして色々な方策を練りましたが、勝利の確信は持てなかったのが、率直な気持でした。政府側は、援護法は社会保障法だから、税金も納めない外国人には該当しないし、属地主義が原則だと主張しましたし、私は援護法は国家補償的だから、属人主義だと反論しました。両方皆正しいような気もしましたが、2002年12月5日の判決は、援護法は国家補償的と社会保障的な性格とを併有する法律だとして、私の手をあげてくれました。

第一審判決後控訴断念を迫る世論に、厚労省の坂口大臣は高裁の判決を見守ると言っていましたので、もう逃れることは出来ないとも思いましたが、そう簡単に事が解決するとは思いませんでした。国会に上告断念運動の本部を設けて、在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会の人々や、マスコミや市民団体等多くの人々の支援と協力で、日本政府を説得しました。日本政府もとうとう2002年12月18日、上告を断念し在外の被爆者に援護法を適用すると発表しました。

4. 在外の被爆者に援護法適用※

※キーワードF2(160ページ)。

在外の被爆者とは、日本国の領土以外に住んでいる被爆者のことです。アメリカに約1,000名(日本国籍4割、アメリカ籍6割)、ブラジル等南米に約200名と、韓国に約3,000名、北朝鮮に約1,000名、合計5千名ほどだと言われておりますが、はっきりした数ではありません。現在援護法を適用すると発表してから2年5ケ月が経ちましたが、韓国の被爆者の3割ぐらいには未だ手帳が交付されておりません。

このように遅々としてはかどらないのは、日本の行政の対応が一番問題でありますが、60年も経った高齢の被爆者が記憶を蘇らせ、証人を2人見つけなければならないうえ、必ず本人が申請をしに日本に行かなければならないのです。被爆者が老齢化して寝たきりの人も居りますから、何か解決の方法が有りそうなのですが日本政府の態度は頑固です。未だ韓国の被爆者の3分の1が無援護のまま残されている状態と、日本の被爆者と差別されている点について、私は非常に深刻に受け止めながら色々な方策を考えております。

毎年約百名の死亡者が出ていますから急がねばなりません。それから、北朝鮮の被爆者約千名のことですが、この人たちも援護されなければならない人たちであります。日本政府は、被爆者と日本国との関係は国と国との関係ではなく、日本国と被爆者個人の関係だと言っていますから、道は開けていると思います。一日も早く北朝鮮の被爆者の実体を明らかにして、苦しんでいる人々を救援することを、前向きに考えなければならない時だと思います。

今年は被爆してから60年になります。未だに救済もされていない被爆者が有っていいのでしょうか。その間政治の乱れやイデオロギーの乱舞など、人が人として生きるのに大変苦労した時代でした。一日も早く総ての被爆者が救済されるよう切に望みます。

5. NPTの危機と東北アジア非核化

ご存知のように、核不拡散条約(NPT)に加盟している国は188か国にもなりますが、もともとNPTは不平等なのです。核を持つことが出来る国と、持ってはいけない国とがあること自体、可笑しな条約であると思いますし、インド、パキスタン、イスラエルは公然と核を持っていますが、加入もしていません。

最近は、イランが核を平和目的に開発していると言っているし、北朝鮮は核を持っていると言ったり、開発中だと言ったりして、核の拡散に歯止めがきかない混沌とした状態が続い

ていて、誠に憂慮すべき情勢にあります。今年こそNPTに加入している国々が、虚心坦懐に知恵を絞りお互いに譲り合って実効性のある条約にするよう努力してくださるよう要望します。

一方、核保有国は核兵器の削減条約を結んだりして、核兵器をなくすための努力はしているように見えます。特に、戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）は評価すべきものではありますが、削減するための具体的な処置や努力が疑わしいとも言われていますから、5年前に合意した「核兵器の完全廃絶に対する核保有国の明確な約束」※が誠実に守られなければなりません。私たちは、一日も早く核兵器が完全に廃絶され、核のない平和な世界になることを念願しております。

※資料3（282ページ）。

次に東北アジア非核化のことですが、結論から申しますと、私たちは東北アジアには絶対に核があってはいけないと信じております。幸い、韓国と朝鮮民主主義人民共和国とは1991年、朝鮮半島の非核化に合意※しているし、日本も非核三原則を発表していますので、非核に対する基本的な姿勢は固まっているように思われますから、相互非核化に合意出来ないことはないと思います。

※「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」1992年1月20日署名、92年2月19日発効。

ですが、日本は米国の核の傘の傘下にありますし、平和目的とは言っても、ウラン濃縮施設や、核の再処理施設と多量のプルトニウムを保有しているばかりか、米国とミサイル防衛体制を組むことに私たちは憂慮しています。北朝鮮は、体制の維持のためか、公然と核の保有を発表するなど、6か国協議も難航しています※。まさに核のせめぎ合いがぎりぎりの所まで来ているような緊迫の感じがします。

※キーワードB1（48ページ）。

南北のどちらかに核が有れば、韓半島の統一は不可能です。万一、統一されたとしてもイデオロギーの犠牲になりかねません。ですから、東北アジア、特に韓半島は、絶対に非核化されなければならないのです。これが私たちの念願であり、私たちの生きる道であります。核を持って国を守り、民を保護することが出来ると考えるのは幻想です。自滅の道を進むことになりますから、3か国が非核化に合意し、周辺3国である米、中、露の消極的安全保証※を得ることが、最善の道だと思います。

※ファクト・コラム2（69ページ）。

6. 韓国人被爆者に残された道

今、韓国原爆被爆者協会に登録している会員の数は、2,322名で、被爆者健康手帳を所持している人は、1,850名です。手帳がない472名と、個人的に手帳を申請している人が280名ほどですから、752名の被爆者がまだ手帳がないまま、無援護の状態におかれています。この人たちに手帳を取得させ、援護法の適用対象にするのが、私たちの一番大きな課題です。今年中には全員手帳が取れるよう努力するつもりです。

そして、韓国政府にも、自国民であるのだから何とか救済



広島平和記念公園内にある韓国人原爆犠牲者慰霊碑（写真提供：広島平和記念資料館）

の方策を講じてくれるように働きかける心算です。

私たちが、日本に向かって60年間も叫び続けてきたのは、何も小銭を貰うためではなく、日本に対して侵略戦争の過ちを反省し、謝罪と補償をするよう要求して来たのです。金は少額でも、それは、戦争責任の国家補償金でありますから額の多少が問題ではありません。

私たちは、不幸にも人類最初の原爆の被害者として、その非人道的な武器の残虐性をつぶさに体験した者たちですから、再び原爆を作り、それを人類を滅亡に導くために使うことに断固反対するとともに、核のない平和な世界が到来するよう重ねて切望します。(2005年4月記)

特別記事 5

核不拡散条約
NPT
私たちが立ち向かうべき試練

スージー・スナイダー(Susi Snyder)
(婦人国際平和自由連盟(WILPF)事務局長)



東京で行われた市民集会にて壇上に立つスージー・スナイダー氏。(05年2月19日)

約10年前に軍縮問題に取り組み始めた頃から、是非日本を訪れたいと思っていましたが、みなさまのお力で遂にこの夢がかなえられました。本当にありがとうございました。

私は、婦人国際平和自由連盟（WILPF）を代表しています。WILPFは、第1次世界大戦を阻止しようとする試みの中で、1915年に活動を開始しました。公正で、持続可能な平和を創り出そうとする私たちの努力は、以来拡大の一途を辿っています。私たちは、最初に原子爆弾が開発されていた頃から、全面的かつ普遍的な軍縮のために努め、今日に至っています。私たちはまた、この環境破壊的かつ自殺的な人類滅亡の兵器が、私たちの将来の世代に残す負の遺産を憂慮しています。核兵器には多くの問題がありますが、その中の1つとして、何千年にもわたり、有害物質を残すことが挙げられます。ですから、仮に核兵器が二度と使われないとしても、核兵器の存在そのものが、私たちのコミュニティや環境に対する脅威となるのです。

WILPFには、リーチング・クリティカル・ウィル（RCW）※と呼ばれる核軍縮に特化したプロジェクトがあります。このプロジェクトは、軍縮に関する決定を行なう場にNGOが量的にも質的にも参加の幅を広げることを狙いとして、99年に始まりました。私たちは、軍縮条約を交渉する、世界にたった1つしかない機関である、ジュネーブ軍縮会議（CD）を監視し、また、国際平和・安全保障に関する国連総会第一委員会を監視し、特に核軍縮をめぐる諸問題を注視しています。本日私がここにいるのは、こうした理由によるものです。

※http://www.reachingcriticalwill.org

私が頼まれたのは、今年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた、国際NGOの挑戦および戦略について話をすることです。この会議は、70年に発効したNPTの、第7回目の再検討会議にあたります。この条約はよく「軍縮の礎石」と言われますが、それには次のような理由があります。まず、締約国の数が、他のどの軍縮条約よりも多いということがあります（実際、インド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮を除けば、世界中の全ての国が参加しています）。またNPTは、核兵器国の側に対して法的拘束力のある核軍縮の取り組みを義務づけている、唯一の多国間条約でもあります。この点は、第6条に見ることができます。第6条は次のようになっています。

「各締約国は、核軍拡競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。」

この条約を批准した188の政府は、5年毎に開かれる再検討会議で集まり、条約の履行状況を評価することになっています。もともと暫定的な条約ですから、発効後25年経過してから会議を召集し、条約を無期限に継続するか、または、ある決まった期間に限って延長するかを決めることになっていました。その後、95年にこの会議が召集され、条約を無期限に延長することが決まったのです。

5年後の2000年に開催された再検討会議では、5つの核兵器国（中国、フランス、ロシア、イギリス、アメリカ）を含む全ての政府が、13項目の行動計画に合意し、核廃絶を達成すると「明確に約束」しました※。

※資料3（282ページ）。

しかし、今はどうでしょうか。この合意文書ができてから、わずか5年しか経っていないにも関わらず、自ら行った約束を破り、13項目の行動計画を破棄すると脅している国が多くあります。こんなことは決して許してはなりません。私たちが本日ここにいるのも、そのためです。

●現状の課題

私たちが、今日の核兵器をめぐる環境において直面している試練を、いくつか紹介させていただきます。

第1に、核軍縮と不拡散は、NPTというコインの両面であるにも関わらず、ひどく切り離されているという問題があります。この両者のつながりをもう1度復活させることが、来たるNPT再検討会議においては、極めて重要になります。というのも、非核兵器国が条約に署名すると合意したのは、核保有国が自国の核兵器を不可逆的な形で削減するという了解の上でのことだったからです。この切り離しは、NPTの究極目標である軍縮（軍備撤廃）に対して深刻な意味合いをもっています。この点は、国連総会第一委員会での決議や、本再検討会議に向けた準備委員会での声明などに見られる、核兵器国の最近の政策文書で強調されています。

第2に、テロリズムが核軍縮の課題を覆い隠しているという問題があります。この点は特に、CDと国連総会において見られます。例えば、第58回総会において採択された決議A/RES/58/126は、総会第一委員会の改革という課題を、国際安全保障における核兵器の危険な役割ではなく、テロリズム対策に位置づけ、諸国家の焦点をうまい具合に軍縮からそらしています。そして、国連軍縮委員会は、またもや議題について合意に至ることができませんでした。この機関は、核軍縮について議論するよう任ぜられているのですが、イギリスは、検証メカニズムや小・軽火器の分野における成功事例を論じることを望んでおり、アメリカは、軍縮委員会の改革について議論するよう強く推しています。これは、別の課題を巡って議論を行なうことで、軍縮義務についての議論を避けようとする核兵器国の傾向を、今一度証明するものだと言えるでしょう。

第3に、核兵器の垂直拡散という問題があります。垂直拡散という用語が言い表しているのは、諸国家が行なう備蓄核兵器の近代化や拡張のことです。核兵器国の文書を分析してみると、核兵器を近代化するために実際に予算を使っていることが分かります。

例えばアメリカでは、新しい軍事能力を持つ、新しい構想に基づいた核兵器の研究・開発が進んでいます。これは、新

しい政策上の役割に対応したものですが、その政策の中には、アメリカないしその同盟国に対する核、化学、生物兵器の使用に対抗する先制攻撃の可能性も含まれています。新型核兵器の中には、いわゆる「ミニ・ニューク」（5キロトン以下の核爆弾）や他の「低威力」の核兵器が含まれます。さらには、核兵器にも通常兵器にも使える新しいミサイルと発射装置、従来型兵器の改造、リバモアとロスアラモス研究所の間で結ばれた契約に基づく、強力地中貫通型核兵器（RNEP、100～300キロトン以上）の開発、核兵器を「より使いやすくする」ために行なわれる、標的技術の改善などがあります。

ロシアでは、04年12月に大陸間弾道ミサイル（ICBM）トーポリMが追加配備されました。ロシアは従来型のトーポリを改造して、操縦可能な弾頭を取りつけたと伝えられています。これで、ミサイル防衛を回避できると言うのです。ここ数か月の間に、この新しい弾頭の実験が行われたと伝えられています※。04年2月にユーリ・バルエフスキー参謀総長が明らかにしたところによれば、操縦可能な弾頭や、その他のミサイル実験を行なったのは、まさにアメリカの核拡散に対抗するためです※。インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙の報道によれば、彼は記者会見で次のように言っています。

※キーワードC9（100ページ）。

※同上。

> 「アメリカは軍事課題を解決する手段になる核兵器を開発しようとして、核兵器のしきいを下げている。もし私たちがこれに対抗しなかったらどうなることか。（中略）私は対抗するのが当然だと思っており、今現にそうしているのだ。」

核兵器の水平拡散を防ぐメカニズムは多く整備されており、国から国への拡散も、国から非国家主体への拡散も考慮されています。しかし、核兵器の垂直拡散を防ぐ試みは、ほとんどありません。国連安全保障理事会は、非国家主体に大量破壊兵器（WMD）が拡散することを防ぐ国際的な法体制に不備があり、これに対処することが重要だと認識していますが、その位置づけからして、垂直拡散に対処することはでき

ません。なぜなら、5つの核兵器国の全てが拒否権を持っているからです。したがって、この課題を自分たちに与えられた場、つまり、CDやNPT再検討会議で提起するかどうかは、非核兵器国にかかっているのです。

NPT再検討会議では、他の課題も登場するでしょう。NGOは、イランが大きな問題になり、朝鮮民主主義人民共和国の脱退が熱心に論じられるだろうと予想しています。また、NPT自体の改革も議題に載せられるでしょう。これについては、既にいくつかの提案が行なわれおり、カナダやドイツは作業文書も出しています。私たちNGOは、こうした文書を検証し、何を支持したいのか、きちんと見極めなければなりません。例えば、NPT違反を取り扱うのは、安全保障理事会でなければならないのでしょうか。それとも何か別のメカニズムを導入すべきなのでしょうか。NPTの当事国は、毎年会合をもって決定を下すべきなのでしょうか。今は考えるための材料にすぎませんが、今度の会議で何か決めることがあるかもしれません。

●NGOのとり組み

この点について考えをまとめるため、地球上では現在、NGOや政府によって様々な活動が行なわれています。1月には軍縮担当の外交官がバリに集まって再検討会議について話し合い、先週にはここ日本でも会合がありました。3月の終りにはフランスでも会合が予定されています。彼らは、自分たちの立場を形作るために、ジュネーブや世界中にある政治の中心地で多くの会合をもっているのです。NPTにやってくる各国の代表が、自分たちの政府からの命令を携えてくるということを忘れてはなりません。だから、もしNPTに強いインパクトを与えようと思うなら、「今」彼らと話をする以外ないのです。

本会議に向けて、NGOの会合も世界中で行なわれています。ブラジルのポルトアレグレで開かれている「世界社会フォーラム」では、討論会「核軍縮に向けたグローバル・キャンペーン」に多くの女性、男性がかけつけました。オーストリアにある国際平和財団は、ハンス・ブリックス博士とともに、パネル・ディスカッション「軍備管理と軍縮—イラクの事例」、「国際統合と国連の発展」を企画しました。カナダのオンタリオでは、公開討論会「核軍縮とNPTの健全性」が2月21日に予定されています。スウェーデンの核軍縮ネットワークは、討論会「核軍縮を達成する—新たな挑戦と可能性」を2月25日～27日にかけて主催することになっています。ノルウェーでは、2月28日にノーベル研究所で、「危機に瀕したNPT：何をなすべきか」と題するセミナーが開催されます。このセミナーには、カナダの前国連大使であり、中堅国家構想の議長でもあるダグラス・ロウチ上院議員と、ノルウェーの外務副大臣キム・トラビックが登場します。



2.19集会には会場を埋めつくす300人の聴衆が集まった。(05年2月19日)

●「2020ビジョン」を支える世界のNGO

さて、「2020ビジョン」※キャンペーンのことを少しでも聞いたことのある人は多いのではないでしょうか。このキャンペーンは、場所によってちがった名前で呼ばれることがあります。例えば、「平和市長会議の軍縮プラン」と呼ぶ人もいれば、単に、「核兵器禁止のための緊急キャンペーン」と呼ぶ人もいます。いろいろちがった名前はありますが、キャンペーンの内容は同じです。政府が核兵器を禁止する条約の交渉を即座に

※キーワードG1(172ページ)、資料22(335ページ)。

始め、その交渉を2010年までに妥結し、2020年までに核兵器のない世界を実現することを要求しているのです。NPTは実際に核兵器が違法だと言っている訳ではありません。

しかし、これこそ世界中の人々が過去60年に亘って求めているものであり、国連総会のまさに第1回目の決議の主題でもあったのです。だから、政府にこの点を忘れてもらっては困るのです。

アボリション2000は、世界中にある2,000以上に及ぶ組織のネットワークですが、これが、昨年のNPT会議で、「アボリション・ナウ!(今こそ廃絶を!)キャンペーン」※を始め、「2020ビジョン」をその一部としました。世界中の人々が、自分たちの市長に対し、伊藤市長や秋葉市長とともに核兵器の禁止を求めていくよう求めています。また、アボリション・ナウ!キャンペーンでは、NPT開会の前日に、ニューヨークのセントラル・パークで大規模デモと集会を行なう予定です。その他にも、世界中で様々な方法での取り組みが行なわれています。

※http://www.abolitionnow.org/

そのうちのいくつかについて話をさせていただきます。

ドイツでは、150人以上の市長が、平和市長会議キャンペーンに参加しています。最近では、ミュンヘン市長とムートランゲン市のセイフリード市長が参加しました。セイフリード市長は、地域における30人もの市長の支持を得て、平和市長会議への参加者を増やしました。また、かつてアメリカやソ連の核兵器が置かれていた地方の市長に対する手紙キャンペーンの結果、10人の市長が新規加入しています。

グリーンピース・オーストラリアは、オーストラリアの全市長に手紙を書くことで、平和市長会議キャンペーンを進めています。手紙には案内が入っており、キャンペーン加入の紹介をしたり、地方議会が、地方議会の全国組織に動議を提出して、平和市長会議キャンペーンを支持するように求めたりしています。また、全国的に電子メールを発信し、市長への訴えを行なうよう人々に求めています。

ベルギーにおける私たちの友人も、かなり活動的です。フランドル地方の市長が79人以上(これは、全市長の25%に当たります)平和市長会議キャンペーンに参加しています。オランダ語を話す、北ベルギーの市長も、ブリュッセルの市長も、このキャンペーンに参加しています。ベルギーにおける私たちの仲間組織である「母なる地球のために」(For Mother Earth)は、フランス語を話す、南ベルギーの市長も参加させるように努めています。

「母なる地球のために」は、キャンペーンへの参加を市長に求めることに加えて、国際平和行進も企画しています。これは、広島と長崎への原爆投下60周年を記念するもので、多くの参加者が見込まれています。「母なる地球のために」は、核兵器国およびNATO加盟国に対し、全世界で核兵器を禁止する条約に向けて努力することを求めています。約250キロにわたる平和行進は、7月26日の火曜日に、世界で最初に化学兵器が使用された平和都市イプレスから始まり、ブリュッセルにあるNATO本部を経由して、NATOの核秘密基地のあるクライネブローゲルで終わります。行進をする人は、道中にある町村や都市の長に訴えを行います。クライネブローゲルでは、広島が爆撃された記念日である8月6日から、長崎の爆撃された記念日である8月9日まで、平和キャンプが開催されます。

イギリスでは、最近ロンドンで開催された会合で、ロンドン、マンチェスター、リーズ、グラスゴーのそれぞれの市長が、「核兵器禁止のための平和市長会議緊急キャンペーン」を支持しました。イギリスでは、20以上の町村や都市の長が、平和市長会議のメンバーであり、平和市長会議のイギリス作業部会を作っています。

アメリカでさえ、このキャンペーンへの支持が広がっています。今現在、54の都市が加盟しており、その数は増えつつあります。アボリション2000のコーディネーターは、この夏、広島、長崎の爆撃60周年記念の期間中に、全米において行なわれるデモの情報を管理しています。3月12日に始まる平和行進

は、アメリカの核兵器施設の1つであるオークリッジ核施設から始まって、5月1日のニューヨーク・デモ、NPT再検討会議をもって終了します。

「カナダ平和同盟」は、05年のNPT再検討会議に向けて、モントリオールとトロントからニューヨークにバスを送る準備をしています。カナダでは、12を超える都市がキャンペーンに加入しています。

ネパール、インド、パキスタンでも、このキャンペーンを支持する活動が進んでいます。例えば、キャンペーンの資料を現地の言葉に翻訳したり、啓発、教育のためのイベントが開催されたりしています。

「アボリション・ナウ！キャンペーン」を形成するもう一つの要素は、「計画作成の奨励」と呼ばれています。これは、第6条の誓約に向けて誠実に行動しているということを示すため、軍縮に向けたナショナル・プランをNPTに持ってくるよう政府を奨励するものです。私たちは既に核兵器国に対して手紙を送り、この計画を提出するよう求めています。また、この計画は時間の経過とともに、また実施されるにともなって変更されていくべきだと認識しています。このアイデアは、インド政府が独自に出した軍縮に向けたナショナル・プランに着想を得たものです。もし全ての国家に対して核兵器の使用を禁止する国際条約（ないし協定）が本当にあれば、インド政府はこの計画を実際に実行に移したでしょう。

●NPTでのNGOの活動

NPTそれ自体においても、いろいろなことが進んでいます。NGOは、同時進行のイベントを開催するよう持ちかけられています。例えば、パネル・ディスカッション、祝賀会、会合、座談会などです。リーチング・クリティカル・ウィルのウェブ・サイトには、最新のイベント・カレンダーがあります。

5月1日、ニューヨークのセントラル・パークで行なわれるデモについては既にふれました。このイベントは、2,000人以上の人々を引き寄せた昨年のデモを引き継ぐもので、今年は20万人以上の参加を望んでいます。ニューヨークと全米のNGOが、2つの主要な平和・正義のネットワークである、アボリション2000と「平和と正義のための連合」（全米800以上の組織の連合）を通じて、このデモを成功させるべく共同で作業をしています。ニューヨークでは既に、多くのメディアの関心がデモに集まっています。82年、ニューヨークで百万人以上の人々を通りに連れ出した時のエネルギーに、もう一度火をつけたいと思っています。



再検討会議では展示会も多くあります。アトミック・アートや被爆者の展示がその例です。私の所属団体は、日刊のニュースレターである「ニュース・イン・レビュー」を出版する予定です。みなさんも、記事、芸術作品、詩、情報などをどしどしお寄せ下さい。ただ残念ながら、英語に限らせていただきます。その他にも、政府代表による日毎のブリーフィングの企画や、同時進行イベントのスケジュール管理もします。

NGOには、公式の本会議でNPTの政府代表と話す機会もあります。この3時間のセッションは、今年は3部に分割されます。詳細分析、人々の声、質疑応答（対話）がこれにあたります※。

詳細分析の部というのは、NGOの専門家が、検証措置から核分裂物質までに及ぶ課題について、自分たちの専門性を代表団に提供する場です。人々の声の部というのは、市長、被爆者、核の風下の人々、若者やその他の人たちが、代表団の心を揺り動かし、核軍縮がいかに緊急で、幅広い支持を得たものであるかを想起させる場です。質疑応答の時間は、代表団とNGOが様々な提案について議論し、そのうちの

※「東北アジア非核地帯」もテーマの1つ。『核兵器・核実験モニター』第233号（5月1日）に全訳。

いくつかを全体会議で詳しく説明する場となることでしょう。それぞれの部には別々のまとめ役がいて、今声明文の草案を作っているところです。このプロセスにどうやって直接関わるかについては、休憩時間中、誰にでも喜んでお話させていただきます。

●

今こそ、政府に圧力をかけるべき時です。政府に対し、軍縮に向けた13項目の行動計画を再度確認させる必要があります。また、核兵器を恒久的に禁止する条約の交渉を始めさせることも必要です。私たちは、この会議において、各国政府がこれらに前向きに取り組むよう、核軍拡競争へ後退したりすることのないよう見極めなければなりません。もう核兵器を終りにする時代が来ています。私たちの将来が、これにかかっているのです。

(「核廃絶は市民の手から—被爆60年を転換の年に!2.19NPT市民集会」基調講演、2005年2月19日)※

※キーワードG2(174ページ)。

スージー・スナイダー(Susi Snyder)

世界で最も長い歴史を持つ婦人平和団体である「婦人国際平和自由連盟(WILPF)」(1915年設立)の事務局長。在ジュネーブ。リーチング・クリティカル・ウィル(核軍縮問題を扱うWILPFのプロジェクト)やピースウーマン・プロジェクトにおける中心メンバーであるとともに、世界37カ国に及ぶWILPF支部の活動を支援している。プレス会見、政府間協議、テレビ・ラジオ番組等でWILPFの顔として発言するなど、WILPFの国際的な政策提言(アドボカシー)努力の担い手となっている。また、世界に情報を発信する多言語ホームページの作成・管理、他のNGO・市民団体との広範な連帯行動に向けた働きかけなどにおいても幅広く活躍中。

資料

(翻訳責任はピースデポにある)

資料

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日) *279*
2. 新アジェンダ声明(98年6月9日) *280*
3. 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) *282*
4. 新アジェンダ外相声明(04年9月22日) *284*
5. 第59回国連総会における新アジェンダ決議(04年12月3日) *286*
6. CTBTに関する外相共同声明(04年9月23日) *287*
7. 2005年NPT再検討会議第3回準備委員会・日本提出作業文書(04年4月28日) *289*
8. 第59回国連総会における日本決議(04年12月3日) *293*
9. 「不拡散」国連安保理決議1540(04年4月28日) *297*
10. エルバラダイ7項目提案(05年2月2日) *300*
11. メキシコ「非核兵器地帯会議宣言」(05年4月28日) *301*
12. プーチン大統領会見談話(04年2月18日) *305*
13. 北朝鮮外務省声明(05年2月10日) *306*
14. ライス大統領補佐官による証言(05年1月18日) *309*
15. 米軍配備変更のアウトライン—ファクト・シート(04年8月16日) *310*
16. ファイス国防次官の議会証言「米軍配備の5原則」(04年6月23日) *311*
17. 日米共同発表(05年2月19日) *313*
18. 憲法調査会報告書における9条と自衛隊(衆院:05年4月15日、参院:4月20日) *315*
19. 渉外関係知事連絡協議会の要望(04年8月6日) *317*
20. 全米市長会議の核廃絶決議(04年6月28日) *327*
21. モデル「非核兵器地帯条約」(04年7月3日) *328*
22. 核兵器廃絶のための緊急行動「2020ビジョン」(04年8月) *335*
23. 広島・長崎の2004年平和宣言(04年8月6日、9日) *341*
24. NPT強化のためのNGOからの勧告(05年5月11日) *344*
25. 核軍縮:日本の成績表2005 *349*
26. 世界平和アピール七人委員会(05年4月20日) *352*
27. ノーベル平和賞受賞者共同声明(04年11月12日) *355*
28. 核軍縮日誌 2004年(04年1月1日～05年4月30日) *358*
29. 核兵器・核軍縮年表(45年～04年) *374*
30. 2005年版に掲載されていない旧版の資料一覧 *375*

略語集 *380*

資料1 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見(抜粋)

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の

威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

http://www.icj-cij.org/icjwww/icases/iunan/iunanframe.htm

資料2　新アジェンダ声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性

1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。

2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」

3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。

4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。

5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。

6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。

7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。

8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

http://www.acronym.org.uk/27state.htm

資料3　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容
(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」

- ●第1、2条および前文第1節から3節――(全11節)
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。――(全56節)
- ●第4条および前文第6、7節
  - ・NPTと核エネルギーの平和利用――(全11節)
  - ・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任――(全16節)
  - ・技術協力――(全11節)
  - ・核物質の平和利用への転換――(全4節)
- ●第5条――(全1節)
- ●第6条および前文第8～12節――(全15節)
  (核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
- ●第7条および非核兵器国の安全保障――(全16節)
  (このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- ●第9条――(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」――(全9節)

第6条

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:
   - ――核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   - ――核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
   - ―― 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
   - ――核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
   - ――核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
   - ――すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備

委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N00/453/64/PDF/N0045364.pdf?OpenElement

資料4　新アジェンダ外相声明

不拡散と軍縮は車の両輪

2004年9月22日

7年前、われわれの国々――ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカ・スウェーデン――の外相たちが、核兵器にもはや役割が与えられないような安全保障秩序の構築へ向けて、新アジェンダ連合を結成した。われわれは、今日、核軍縮は国際平和と安全保障にとって緊要の課題であるということに、以前にもまして確信を持っている。

われわれは、核兵器がより軍事的重要性を増しつつあるという危険、抑止のためのこの古い道具がテロリストのための新しい道具になるかもしれないという恐れに直面している。

不拡散は決定的に重要なものだ。しかし、それだけでは不十分である。核不拡散と核軍縮は同じコインの両面であり、ともに真剣に追求されなくてはならない課題である。さもなくば、新しい型、新しい使用法、使用のための新しい理由付けをめぐって、果ては、弾頭の量をめぐって、新たな核軍備競争が今にも始まってしまうかもしれないのだ。そして、核兵器をコントロールする主要な道具であるNPT(核拡散防止条約)は分解の危機に立たされ、結果として核拡散がさらに進むことになる。

NPTは、より好みして部分的に履行されるものではない。それは法的拘束力のある協定であり、5つの核兵器国(中国、フランス、ロシア、イギリス、アメリカ)による誓約と、非核兵器国による誓約との間の適正なバランスの上に成り立っている。この条約の核心は、核兵器国が自国の核兵器を削減し、究極的に廃絶することを約することと引き換えに、非核兵器国が核兵器を開発しないという点にある。

1995年と2000年に、この取り決めはさらに洗練された。1995年には、核兵器国が核軍縮を追求し、CTBT(包括的核実験禁止条約)の発効に向けて全ての国が努力するという条件の下で、

非核兵器国が、NPTの無期限延長に同意した。

2000年には、核兵器国が、自国の核を廃絶することを明確に約束し、全ての加盟国が、核軍縮追求のための実行プランを採択した。しかしながら、それ以来、事態はほとんど進んでいない。

全く逆の方向を指し示す非常に不吉な兆候が存在する。すなわち、米国は、核実験禁止条約に最初に署名したにもかかわらず、同条約の発効に向けて努力することをせず、条約への支持を撤回してしまった。また中国は、その批准プロセスを年々遅らせている。核兵器国の中には、核兵器を廃絶する代わりに、核兵器の近代化や新型核兵器の開発を行い、それらの新しい合理化を行おうとしている国もある。

また、核兵器は非核兵器国に対して先制的に使用しうるとの考えを示している国すらある。ロシアでは、核兵器は通常兵器に対するひとつのありうる防衛手段だという見方がますます強まっている。米国とロシアは、核弾頭を破壊しないで貯蔵している。

戦略兵器削減条約は、正しい方向へ向けた重要な一歩であるが、この条約の下では、これら兵器の破壊が義務づけられておらず、戦術核も含まれていなければ、検証に関する条項も含まれていない。プロセスは不可逆的でも透明でもない。

もし核兵器国が、核兵器によって安全保障が高まると考え続けるのならば、他国が、自らも同じようにすべきだと考え始めるという真の危険が出てくる。近年の動向を見れば、これがすでに起こっていることがわかるだろう。

では、いったい何ができるのだろうか?

第一に、全ての加盟国は、NPTの下における誓約を果たさなくてはならない。また条約の全員加盟を実現するべきである。全ての国は、さらなる核兵器拡散に対してもっと警戒レベルを高めるべきである。そして、核兵器国は自国の誓約を果たし、核軍縮を誠実に追求しなくてはならない。新型核兵器、新しい使用法、新しい役割、あるいは使用に関する新たな正当化を開発するようないかなる計画も、今すぐ中止されなくてはならない。

第二に、CTBTの発効を、緊急の課題として追求すべきである。

第三に、検証措置を伴った核分裂物質のカットオフ条約に関する交渉が今すぐ始められるべきである。同条約は核兵器の主要部品である、濃縮ウランとプルトニウムの製造を禁止し、核軍縮プロセスにとっての要石となろう。

それは、NPTにいまだ加入していないインド、イスラエル、パキスタンに制約を課すこととなるだろう。それは、核実験禁止条約と相まって、NPTをしっかりと保持するだけではなく、核不拡散と核軍縮に関する規範を強化するのに、大いに役立つことであろう。

未来は、われわれの行動にかかっている。

http://www.iht.com/articles/2004/09/22/news/edministers.php

資料5　第59回国連総会における新アジェンダ決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2004年12月3日採択　決議59／75

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、オーストリア、コスタリカ、コートジボワール、エクアドル、エルサルバドル、リベリア、マルタ、サモア、ウクライナ

総会は、

2003年12月8日の決議58/51を想起し、来たる2005年に開催される核不拡散条約締約国による再検討会議を念頭に置き、

核兵器使用の可能性が人類に対する脅威になっていることに加え、核軍縮に向けた拘束力のある義務と、合意済みの措置が全く履行されていないことを憂慮し、核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

また、核不拡散条約第6条にしたがい、核兵器国が自国の核兵器を完全に廃絶し、核軍縮に結びつけて行くとことを明確に約束したことを想起し、軍縮過程の最終目標は、厳格かつ実効ある国際管理の下での全般的かつ完全なる軍縮であることに留意し、

1. 全ての国に対し、核軍縮と不拡散に関して行なった誓約を守り、核軍縮や不拡散に悪影響を与えたり、新たな核軍備競争を刺激したりする一切の行動を差し控えるよう要求する。

2. 全ての国に対し、核不拡散条約*へのすべての国の加盟を達成し、また、包括的核実験禁止条約*の早期発効を実現するために努力を惜しまないよう要求する。

3. 全ての核不拡散条約締約国に対し、2000年の再検討会議で合意した、核軍縮を成し遂げるための体系的かつ前進的な努力を行なう実際的措置*の履行を加速するよう要求する。

4. 核兵器国に対して、自国の安全保障政策における、核兵器の役割を縮小させるとの誓約に従い、非戦略核兵器を削減するとともに新型核兵器を開発しないようさらなる措置をとることを要求する。

5. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネータの声明*とそこに含まれる任務に従って、核兵器用及びその他の核爆発装置用核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約のための交渉を、核軍縮及び核不拡散という両方の目的を考慮して再開することを通して、また全ての核兵器国がもはや、軍事的に不要になった核分裂物質を国際的検証の下に置く制度を完成させ履行することを通して、核軍縮並びに核不拡散のための努力を緊急に強化することに合意する。

6. CDに、核軍縮を扱う適切な下部機関を設置することを要求する。

7. 全ての核軍縮措置において、不可逆性、透明性の原則が重要であり、より適切で効果的な検証能力を発展させる必要があることを強調する。

8. 第60回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本決議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf

資料6　CTBTに関する外相共同声明

CTBTに関する外相共同声明

2004年9月23日、於ニューヨーク

1. 我々、この声明を出した各国外相は、この世界から核爆発実験をなくし、系統的かつ漸進的な核兵器の削減および核拡散防止に貢献する包括的核実験禁止条約(CTBT)に対する支持を再確認する。

2. CTBTは、核軍縮・不拡散分野における主要な法である。CTBTは、核不拡散条約(NPT)の無期限延長を可能にした1995年の条約締約国による合意と不可分の一体をなすものである。CTBTの早期発効は、2000年NPT再検討会議においてNPT上の核軍縮・不拡散の目的を達成するための実際的措置として認識され、また、国連総会において、核軍縮・不拡散という目標の中心的重要性を有するものであると再確認されている。

3. 我々は、世界が今日直面している最重要課題の一つである、核兵器に利用可能な物質、技術、知識の拡散防止に向けてCTBTが重要な貢献をすることを確信する。多国間の軍備管理と不拡散への努力というより大きな枠組みの中で、今日、本条約の発効がかつてないほどの緊急な課題となっている。この問題における進展は、2005年NPT再検討会議の前向きな成果に貢献するものである。

4. 我々は、今日において、本条約が署名国172か国、批准国115か国というほぼ普遍的な支持を達成したことを歓迎する。しかしながら、本条約発効のため批准が必要な44か国がある。このうち12か国が未批准である。我々は、すべてのCTBT未署名国および未批准国、とりわけ発効要件国に対し、速やかに署名・批准することを求める。本条約を最も高い政治レベルによる関心の焦点とするために、また、署名・批准過程を促進する措置をとるために、我々は、個別にないし共同で努力していくことを誓約する。我々は、法的、技術的情報および勧告を提供することによってこの過程を促進するCTBT機関の努力を支持する。

5. 我々は、すべての国に対し、核爆発実験および他のすべての核爆発におけるモラトリアムを継続するよう要請する。モラトリアムの自発的な継続は極めて重要であるが、条約発効と同様の恒久的かつ法的拘束力を有する効果はない。我々は、本条約の基本的義務に対するコミットメントを再確認するとともに、すべての国に対し本条約発効まで条約の趣旨・目的を失わせるような行為を行わないことを要求する。

6. 我々は、条約発効時その遵守を検証する能力を有する検証制度を構築する上での進展を歓迎する。我々は、最も効率的で費用対効果の高い方法で検証制度を完成し、運用するために必要な支持を提供し続ける。我々は、また、CTBTの下の検証能力を高めるための技術協力を促進する。

7. 第一義的な機能に加え、CTBT検証制度は、波形及び放射性核種技術の民生的・科学的応用およびデータの利用を通じて、科学・民生上の利益をもたらすであろう。我々は、これらの便益が国際社会によって広く共有されることを確保するための方途を追求し続ける。

8. 我々は、すべての国に対し、CTBTの早期発効に向けて主要な一歩を達成するために最大限の努力を行うよう要請する。この目標の実現のために我々も力を尽くす。

(外務省の仮訳にピースデポが手を加えた)
http://www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/ctbt/joint0409.html

資料7　2005年NPT再検討会議第3回準備委員会・日本提出作業文書

日本提出作業文書(抜粋)

2005年NPT再検討会議準備委員会　第3回
2004年4月28日
NPT／CONF.2005／PC.III／WP.11

1. 概観(略)

2. 核軍縮

NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、核不拡散体制を強化しようとする国際的な努力にとって画期的なことである。核兵器国は、この達成を真摯に受け止めるべきである。これに関連して想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒になったパッケージの不可分の一部であるということである。非核兵器国の側におけるそのような断固たる決意に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。

可能な限り早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化し、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。日本は、これを回避するためにあらゆる努力が払われなければならないと確信する。核使用のしきいは可能な限り高く保たれていなければならない。こういった傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしく且つ、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考える。

締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連総会において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

(1) 包括的核実験禁止条約(CTBT)

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を制限しており、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な道標である。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割を持っており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。CTBTの普遍化に向けた努力は、1996年の採択以来7年間で、171カ国の署名および112カ国の批准という結果をもたらした。しかしCTBT

はいまだに発効しておらず、したがって、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。

日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であると考えており、その目的のために積極的に取り組んできた。CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている国々に対して、可能な限り早期に署名ないし批准するよう、2国間協議の機会および多国間会議で積極的に呼びかけてきた。CTBT早期発効の重要性を強調した前述の日本提案国連決議は、2003年の第58回国連総会において、圧倒的多数の賛成投票によって今一度採択された。川口順子外務大臣は、直々に強い働きかけを行うべく、2003年9月に開催された第3回CTBT発効促進会議に出席した。

第3回CTBT発効促進会議の最終宣言に応じて、CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている12カ国は、可能な限り早期に署名ないし批准を行うよう強く求められる。

また、CTBT機関準備委員会において、国際監視システム(IMS)などの核実験禁止検証体制を確立するための努力が継続されることが重要である。また、このような体制の確立のために必要な予算が確保されることが重要である。IMS確立の一環として、日本のCTBT国内運用体制の管理下において、国内の監視施設の建設が着々と進められている。

CTBT機関準備委員会日本政府代表部の高須幸雄大使は、2004年の準備委員会議長に選出され、CTBT早期発効に向けてあらゆる努力を払っている。

日本は、CTBTが発効するまでの間、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意思をすべての国々が継続すべきであると考える。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。日本は、いかなる核兵器の爆発実験も行わないよう、繰り返しすべての国に強く要請する。

(2)核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)

2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。核兵器国を含むすべての国々が、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂物質の生産モラトリアムを継続する政治的意思を維持しなければならない。(略)

FMCTに関する交渉開始への具体的な貢献として、日本は、FMCTの実質的な内容に関する問題について議論を深め、また、交渉の早期開始を促進するために、2003年8月14日のCDにおいてFMCTに関する作業文書を提出した。

日本は、CDにおける作業プログラムに関する合意の達成と、それによるFMCT交渉の早期開始の実現を最優先事項と見なしている。日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。CDの議長を務めた2003年8月18日から12月31日までの期間、この目的に向けた日本の努力は倍化された。この期間内の9月4日には、川口順子外務大臣がCDを訪れ、FMCT交渉を開始することの必要性および緊急性を強調しながら、CDにおいて実質的な議論が早期に再開されるよう訴えた。

(3)核兵器国による核兵器の削減

日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、START Iに従った戦略的攻撃兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そしてさらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約への署名などが含まれる。

日本は、米国とロシアが署名した戦略的攻撃力削減に関する条約を、米ロがすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力をもった形で保証するものとして高く評価する。日本は、米ロが約束した削減の履行を待つことなく、すべての核保有国が、保有核兵器を削減し、一方的または交渉によって、それぞれの保有核のいっそうの削減を約束することを期待する。これに関連して日本は、そのような手段をこれまでにとっていない核保有国が、核兵器の削減を直ちに始めることを希望する。

(4) 戦略核兵器

2002年再検討会議での合意に基づき、非戦略核兵器を保有するすべての国々が、透明性を維持しつつ、それらの削減のための措置をとることが肝要である。非戦略核兵器の削減は、地域的および国際的な安全保障、また核不拡散とテロ防止にとって極めて重要である。加えて、日本は、米国ならびにロシアが、1991年－1992年の宣言どおり、両国の非戦略核兵器を完全かつ自発的に削減するというイニシアティブを履行し、またそれらのイニシアティブの履行状況に関するデータを提供するよう望む。

(5)旧ソ連の非核化支援

日本は、実際的で具体的なステップを一歩一歩進んでいくことが、核兵器のない平和で安全な世界を、可能な早期において実現するための唯一の方法であると考える。よって、日本はこれまで以下のような実際的措置を積極的にとってきた。

2002年6月、日本はG8グローバルパートナーシップのために2億ドル強の資金貢献をすると発表した。そのうち1億はロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に、残りは原子力潜水艦の解体などのプロジェクトに充てられる。

(原子力潜水艦)

日本は、すでに、ロシアに対して液体放射性廃棄物処理施設を供与した。2003年12月、日本とロシアは、ビクターIII級退役原潜の初の解体プロジェクトに着手した。これは今秋までに完了する予定である。

(ロシアの余剰兵器級プルトニウムの管理と処分)(略)

(国際科学技術センター(ISTC))(略)

(ロシア以外の旧ソ連国に対する支援)(略)

(6)報告

2000年再検討会議の最終文書で合意された13項目の実際的措置の一項目であるNPT第6条の履行に関する定期報告をすべての締約国が提出することは、核軍縮に向けた重要な一歩である。

第1回準備委員会よりも多くの報告書が第2会準備委員会において提出され、透明性の強化

に寄与したことは、勇気付けられる事実である。日本は、第1回ならびに第2回準備委員会において包括的な報告書を提出した。日本は、この傾向が今後も続き、さらに強化されることを希望する。報告の具体的方法が継続して議論されるべきであると考える。

日本は、すべての国家、とりわけ核保有国が、核軍縮に向けた努力に関する報告の作成を進めることを期待する。

3. 不拡散

(1) NPTとIAEA保障措置への誓約の強化(略)／(2) 輸出制限(略)

(3) 核テロに対する措置(略)／(4) アジアの核不拡散協力における日本の推進努力(略)

4. 核エネルギーの平和利用(略)

5. 普遍性と遵守(略)

(1) 普遍性(略)

(2) 遵守

(北朝鮮)

NPTおよび他の関連する多国間条約の信頼性が損なわれることは重大な懸念事項であり、いかなる国にとっても決して利にはならないと強く確信する。こうした観点から、日本は、北朝鮮の不遵守について深く憂慮する。

北朝鮮は、公式にも非公式にも、核兵器を開発し、あるいはすでに保有していると表明ないし暗示してきた。北朝鮮が追求する核計画は、日本の国家の安全に対する直接的な脅威である。それらはさらに、北東アジアの平和と安定を脅かし、国際的な不拡散体制に対する重大な挑戦となっている。

こうした観点から、日本は次の立場を明らかにしており、これらを受容するよう長い間北朝鮮に求めてきた。

――北朝鮮による核兵器の開発、取得あるいは保有、実験ないし運搬は決して許容されない。

――北朝鮮は、NPTの下におけるすべての義務を遵守し、したがって、IAEA保障措置協定の義務も遵守しなければならない。

――北朝鮮は、完全、検証可能、不可逆的な方法によって、秘密裏のウラン濃縮計画を含む、すべての核計画を速やかに廃棄しなければならない。

北朝鮮は、今日までこれらの目標に従う姿勢をほとんど示していないが、6カ国協議などの外交手段を通じて北朝鮮の核問題を平和的に解決するために、日本は最善を尽くす努力を続ける覚悟である。しかしながら、北朝鮮は迅速に決定を下し、国際社会の要求に対し積極的に応えなければならない。

(イラン)(略)／(リビア)(略)

6. 非核兵器地帯と消極的安全保証

(1) 非核兵器地帯

日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。

(略)

(2) 消極的安全保証

国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

7. 市民社会および将来の世代との対話(略)

http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N04/329/04/PDF/N0432904.pdf?OpenElement

資料8　第59回国連総会における日本決議

核兵器完全廃棄への道程

2004年12月3日採択　決議59／76

共同提案国：アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、コートジボワール、フィジー、イタリア、日本、ネパール、スイス、ウクライナ、ベルギー、チリ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ギニアビサウ、ルクセンブルグ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、サモア、スペイン、タイ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ザンビア

総会は、

1994年12月15日の決議49／75H、1995年12月12日の決議50／70C、1996年12月10日の決議51／45G、1997年12月9日の決議52／38K、1998年12月4日の決議53／77U、1999年12月1日の決議54／54D、2000年11月20日の決議55／33R、2001年11月29日の決議56／24N、2002年11月22日の決議57／78、2003年12月8日の決議58／59を想起し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器の拡散によってもたらされる危険が増大していることを深く憂慮し、

2003年12月19日に発表された、すべての大量破壊計画を放棄するというリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ国の決定を歓迎し、

2004年4月28日の安保理決議1540(2004)の採択を、大量破壊兵器の拡散防止に向けたグローバルな努力における重要な一歩として歓迎し、

核戦争と核テロリズムを回避するために、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約（NPT）※が、国際的な不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求する上で必要不可欠な基盤として、決定的に重要であることを再確認し、

条約や核不拡散体制に対する挑戦が、完全遵守の必要性をさらに高めていることとともに、すべての締約国が遵守するという信頼性がなければ条約はその役割を果たしえないことに留意し、

さらなる核軍縮への一歩となるべき、一方的、あるいは、ロシアと米国による戦略攻撃力削減条約の発効などの交渉を通じた※、核兵器国による核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

協調的脅威削減計画などの国際協力の枠組みにおける、核兵器関連物資の削減に向け現在進められている努力を歓迎し、

核軍縮におけるさらなる進展は、国際的な核不拡散体制を強化し、国際の平和と安全の確保に資するとの確信を再確認し、

1998年に実施された最後の核実験以降、核兵器の実験的爆発または他の核爆発に関するモラトリアムが継続していることを歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書※が成功裏に採択されたことを歓迎するとともに、その結論を履行することの重要性を強調し、

2005年に開催されるNPT再検討会議に向け、2003年4月26日から5月7日に開催された第3回準備委員会での活発な議論を認識するとともに、被爆60周年にあたる2005年再検討会議の成功の重要性を強調し、

国際原子力機関（IAEA）保障措置協定の追加議定書への署名および／または締結を行った国の数が近年において着実な増加傾向にあることを歓迎するとともに、保障措置および追加議定書の普遍化によってIAEA保障措置システムがさらに強化されることへの希望を共有し、

ロシアと米国が、戦略攻撃力削減条約を完全に遵守すること、および、両国間の新たな戦略関係に関する共同宣言※に従って集中的な協議を継続することを奨励し、

包括的核実験禁止条約（CTBT）第14条※に基づいて2003年9月3−5日にウィーンで開催された第3回CTBT発効促進会議の最終宣言※、ならびに2004年9月の第2回CTBTフレンズ会議の外相共同声明を歓迎し、

その進展が2005年NPT再検討会議の前向きな成果に貢献するものであることから、すべての国家がCTBTの早期発効を実現するために最大限の努力を払うことを奨励し、

テロリストが核兵器または関連物資、放射性物資、機材および技術を取得または開発することを防止する重要性を認識するとともに、これに関連するIAEAの役割を強調し、

未来の世代のための軍縮・不拡散教育の重要性、および現在の不拡散・軍縮問題と取り組む努力の重要性を強調し、

以下決議する。

1. NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認するとともに※、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請する。

2. すべてのNPT締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3. NPT第6条ならびに1995年のNPT再検討・延長会議における「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節（c）※を履行する体系的、漸進的努力のための、以下の実際的な措置の核心的重要性を強調する：

(a) 遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続きに従い、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核実験爆発あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。

(b) 1995年の専門コーディネーターの報告書※および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と核不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2005年の会期内のできるだけ早期に、ジュネーブ軍縮会議（CD）に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂物質の生産モラトリアム。

(c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2005年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。

(d) 核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に不可逆性の原則を含めること。

(e) 2000年NPT再検討会議で合意された、NPT締約国が同条約第6条の下で誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。

(f) ロシアおよび米国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。

(g) 国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること：

(i) すべての核兵器国が、一方的な核軍備削減を継続するよう、なお一層の努力を払うこと。

(ii) 核兵器能力に関し、また、NPT第6条に従った合意の実行に関し、核軍縮に関する一層の進展を支える自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。

(iii) 一方的なイニシアティブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦略核兵器の一層の削減。

(iv) 核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。

(v) 核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。

(vi) 核兵器の全面的廃絶へ至る過程に、すべての核兵器国が適切な早期に関与すること。

(h) 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4. 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃棄の達成に向けたとり組みの過程において、すべての核兵器国があらゆる種類の核兵器を一層削減することを含む、さらなる措置が必要

であることを認識する。

5. 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

7. 現在行われている核兵器解体に係わる努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和目的のために処分する措置をとることを要請する。

8. 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置およびCTBT検証体制を含む検証能力のさらなる開発の重要性を強調する。

9. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

10. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物資の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物資が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要請する。

11. 包括的な保障措置協定および追加議定書の発効促進のために、2000年9月22日採択のIAEA決議GC(44)／RES／19※、および2004年2月のIAEAの最新行動計画で概括された行動計画の要素の実施を引き続き検討するようIAEA加盟国に勧告した、2004年9月24日のIAEA総会決議GC(48)／RES／14の採択※を歓迎するとともに、同決議の早期かつ完全な履行を要請する。

12. すべての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する事務総長報告にある勧告を適切に履行すること、およびこの目的のために実施された努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。

13. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

※印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf

資料9　「不拡散」国連安保理決議1540

「不拡散」国連安保理決議

2004年4月28日採択
決議1540(2004)

安全保障理事会は、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段*の拡散は、国際の平和と安全に対する脅威であることを確認し、

すべての国家が、軍備管理・軍縮に関する義務を遵守すること、及びすべての大量破壊兵器の拡散を全面的に防止することの必要性を含む、1992年1月31日の安保理首脳レベル会議において採択された議長声明(S／23500)をこの文脈において再確認し、

この文脈において、地域的・世界的な安定の維持を脅かしたり崩壊させたりするようないかなる問題も、すべての国家が、国連憲章にしたがい、平和的に解決する必要があると強調したこの声明を再確認し、

核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散によって生じる国際の平和と安全に対するどのような脅威に対しても、国連憲章が規定する基本的義務にしたがって、適切かつ有効な措置をとるというその決意を確認し、

核・化学・生物兵器の廃絶及び拡散防止を目的とした多国間条約への支持、また国際の安定促進のためにすべての国家がこれらの条約を完全に履行することの重要性を確認し、

この文脈において、不拡散に貢献している多国間協定における努力を歓迎し、

核・化学・生物兵器の拡散を防止することが、平和目的の物質・設備・技術における国際協力を妨げてはならないこと、同時に、平和利用の目的が拡散の口実として使われてはならないことを確認し、

テロリズムの脅威、及び安保理決議1267において設立された委員会によって作成・管理されている国連のリストによって特定され、決議1373の適用を受けているような非国家主体*が、核、化学、生物兵器及びそれらの運搬手段を取得し、開発し、不法に取り引きする危険性について深く憂慮し、

核・化学・生物兵器及びそれらの運搬手段の不正取引の脅威、さらにこれらの兵器の拡散問題に新しい側面を付け加え、国際の平和と安全に脅威を与えている、関連物質*の不正取引の脅威を深く憂慮し、

国際的安全保障への重大な挑戦と脅威に対する世界的な対応力の強化のために、国家、準地域、地域、そして国際レベルでの調整努力を高める必要性を認識し、

ほとんどの国家が、締約している条約に基づく法的拘束力のある義務を負っており、ないしは核・化学・生物兵器の拡散を防止する目的の他の誓約を行っていること、そして、核物質物理的防護条約が要求し、IAEAの放射線源の安全と保守に関する行動規範が勧告するような、機微物質についての説明責任、安全確保、並びに物理的防護のための有効な措置を講じていることを確認し、

核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止するために、すべての国家が追加的な有効な措置をとる緊急の必要性を確認し、

すべての国家が、締約する軍縮条約および協定を完全に遵守することを奨励し、

テロリストの行為が引き起こしている国際の平和と安全への脅威に対して、国連憲章にしたがって、あらゆる手段で闘う必要性を再確認し、

不拡散の分野における世界的脅威に対する有効な対応力を促進することをここに決意し、

国連憲章第7章の下に次のように行動する。

1. すべての国家は、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の開発、取得、製造、保有、輸送、移管あるいは使用を試みる非国家主体に対して、いかなる形であれ支援の供与を断たなければならないと決定する。

2. すべての国家は、非国家主体が、とりわけテロ目的のために、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段を製造、取得、保有、開発、輸送、移管あるいは使用することを禁止し、同時にそのような活動に関与したり、共謀したり、幇助したり、あるいは資金を与えたりする試みを禁止する適切で有効な法律を採択し、施行しなければならないと決定する。

3. すべての国家は、関連物質の係る適切な管理制度の確立を含め、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理制度を確立するために有効な措置を講じ、それを強化しなければならないと決定する。すべての国家は、この目的のため、以下のことを行わなければならない。

(a)これら物資の製造、使用、貯蔵、輸送に関する説明責任、安全確保、防護のための適切かつ有効な措置を開発・維持する。

(b)物理的防護の適切かつ有効な措置を開発・維持する。

(c)これら物資の不法取引及び斡旋を発見し、阻止し、防止し、そして闘うために、必要時には国際的な協力体制を通じて、それぞれの国家の法的権限や立法措置に従い、国際法に合致する、適切かつ有効な国境管理と法執行活動を開発・維持する。

(d)輸出、通過、積み替え、再輸出を管理するための適切な法律及び規則、輸出及び積み替えに伴う、拡散に寄与しうる資金供与・輸出等のサービスの管理、エンドユーザーの管理、並びに前記輸出管理法及び規則の違反者に対する適切な刑事・民事罰則の確立と施行を含む、これら物質の輸出及び積み替えに関する適切な国内管理を確立、開発、検討、維持すること。

4. 手続きに関する暫定規則の第28条項にしたがい、すべての安保理理事国によって構成される安保理委員会を2年以内に設立することを決定する。同委員会は、適宜、他の専門家を招聘し、安保理にこの決議の履行についての調査結果を報告する。この目的のために、決議の採択後6ヶ月以内に、決議の履行に向けて実施された、または実施されようとしている措置について、最初の報告を委員会に提出するよう、すべての国家に求める。

5. この決議が課する義務のいずれも、不拡散条約、化学兵器禁止条約、生物・毒素兵器禁止条約と矛盾したり、締約国の権利と義務に変更を加えるものではない。国際原子力機関や化学兵器禁止機構の任務を変更するものでもない。

6. 本決議の履行にあたっての実効性のある国内管理リストの有効性を確認する。また、必要な場合は、早急にこのようなリストの策定を追求するよう、すべての国家に求める。

7. 国内におけるこの決議の規定の履行の際に、支援を必要とする国家がが存在する可能性を認識する。また、上記の規定を履行するための法的・規則的な基盤、履行の経験、および資源に欠けている国家からの特別の要求に応じて、適切な支援を供することができる国家を歓迎する。

8. すべての国家に以下を要求する。

(a)核・化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とした多国間条約の普遍的な採択及び完全な履行、そして、必要であれば強化を促進すること。

(b)重要な多国間における不拡散条約の下での誓約を確実に遵守するために、未だ行っていない場合には、国内法および規則を整備すること。

(c)不拡散の分野における共通の目的を追求・達成する重要な手段として、また平和目的の国際協力の促進において、とりわけ国際原子力機関、化学兵器および生物・毒素兵器禁止条約機構といった枠組みのなかでの多国間協力を再誓約し、履行すること。

(d)これら法の下での義務に関連して、産業界や一般市民と協力し、情報を提供する適切な方法を開発すること。

9. 核、化学、生物兵器とそれらの運搬手段の拡散によってもたらされる脅威に立ち向かうために、核不拡散における対話と協力を促進するよう、すべての国家に求める。

10. 前記脅威にさらに対抗するために、国内的な法的権限や立法措置に従い、かつ国際法に合致する形で、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段及び関連物質の不法取引を防止するための協調的行動をとるよう、すべての国家に求める。

11. この決議の履行を厳重に監視し、適切な段階において、この目的のために要求されるかもしれない、さらなる決定を行う意向であることを表明する。

12. この問題を引き続き協議することを決定する。

※印には、用語の定義が記載されているが省略した。

http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N04/328/43/PDF/N0432843.pdf?OpenElement

資料10　エルバラダイ7項目提案

エルバラダイの7項目提案

IAEAスタッフ・レポート(2005年2月2日)より抜粋

1. ウラン濃縮及びプルトニウム分離のための新たな施設建設の5年間停止。「核不拡散を起こしやすいこれらの施設を新しく建設しなければならない必要性はない。原子力産業は、すでに原子力発電所や研究施設用の燃料を供給するのに十分である以上の能力を持っている」とエルバラダイ博士は言った。

2. 高濃縮ウランで運転する研究用原子炉を低濃縮ウランを使用するよう転換する努力を促進し、すべての原子力の平和的応用に高濃縮ウランが不必要になるよう技術研究に拍車をかける。

3. 「追加議定書」をNPT遵守を検証するための規範として確立する。これによってIAEA査察官は物理的構造や核プログラムに関する情報へとアクセスを拡大することになる。

4. 国連安保理に対して、いかなる国家がNPTから脱退する場合にも、すばやく決然と行動するよう要求する。

5. 核物質や核技術の不法取引を追跡し告訴するため、すべての国家に対して、最近の安保理決議1540に基づいて行動するよう要求する。

6. NPT加盟の5核兵器国に対して、核軍縮の「明確な誓約」の履行を加速させることを要請する。「核兵器計画に用いられる核分裂物質の生産を不可逆的に禁止する条約の交渉は、そのための歓迎すべき第一歩になるであろう」とエルバラダイ博士は言った。

7. 中東及び朝鮮半島のような地域に見られるように、長年続く緊張状態の不安定さが拡散を生じさせることを認識し、現在の安全保障の欠陥を解決する対策を講じ、必要な場合には、安全の保証を供与する。

資料11　メキシコ「非核兵器地帯会議宣言」

非核兵器地帯会議の宣言(抜粋)

2005年4月28日

NPTに関する会議の機会をとらえて、非核地帯を確立したトラテロルコ条約(1967)、ラロトンガ条約(1995)、バンコク条約(1995)、及びペリンダバ条約(1996)の加盟国及び署名国、そしてモンゴルが、非核兵器地帯体制を強化し核軍縮と核不拡散に貢献する目的をもって、また、とりわけ、核兵器のない世界という普遍的な目標達成に貢献しうる協力方法を検討するために、会合した。

核兵器の存在は依然人類の生存に対する脅威であり、核兵器の使用、使用への威嚇に対する唯一の現実的な保証は、核兵器のない世界を実現する手段としての核の完全廃棄であると確信し、

また、軍縮と核不拡散体制が、国際平和と安全保障の維持、強化のために重要な貢献をしていることを確信し、

NPT第6条が、核軍縮を前進させかつそれを達成するという義務を確立したことを想起し、

これまで非核地帯が存在しない地域における新しい非核地帯の設立は、第1回国連軍縮特別総会(SSOD－Ⅰ)最終文書の条項と、1999年に国連軍縮委員会(UNDC)の実質会議において採択された原則および指針に従って条約が締結されるべきであることを確認し、

また、いかなる国家グループであれ、世界の核軍縮と不拡散体制の要であるNPT第7条によって、各地域で核兵器撤廃を確実にするために地域的条約を締結する権利があることを確認し、

国際社会は、核兵器の完全廃棄という目的達成のための効果的手段として、地域レベル、国家レベルの平和と安全強化の最優先課題として、世界中に非核地帯を創設するための努力を続けなければならないことを心に銘記し、

多国間主義は、普遍的な核軍縮規範の強化とその適用範囲の拡大を目指す軍縮交渉と核不拡散の努力において、不可逆的かつ検証可能な一国的または二国間による措置に対する相互補完的性質のものであるのみならず、最も重要な原理であることを認識し、

世界的な核軍縮という目的達成に向けた積極的ステップとしてトラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、ペリンダバ各条約によって創り出された非核地帯の確立を歓迎し、また、これらの条約の加盟国や調印国が、それらの国々自身の間、条約機関の間、また関心のある国々の間で協力と協議の仕組みを促進することに関心を表明していることを歓迎し、

1. 我々は、核兵器の存続は全人類への脅威であり、核兵器の使用が地球上のすべての生命に破滅的結末をもたらすことを改めて確認する。それ故に我々は、核軍縮という最優先目標に向けて前進し、核兵器の完全廃棄と禁止を達成することが必要であると確信する。

2. 我々は、核兵器の恒久的撤廃と禁止の目標達成のためには、すべての国家、とりわけ核兵

器保有国の確固たる政治的意志が不可欠であると確信する。

（3～5節、略）

6. 我々は、2000年のNPT再検討会議においてすべての加盟国が合意した核軍縮措置の実施について、これまでのところ進展が見られないことに深い懸念を表明する。また、すべてのNPT加盟国、特に、核保有国が、すべてのNPT加盟国が誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行ったことを想起しながら、NPT第6条で定められた義務－核軍拡競争の早期中止と核軍縮に関する効果的措置や、厳重かつ効果的な国際管理下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠意を持って交渉するという義務－に直ち従うことを要求する。

7. 我々は、核兵器により広範な役割を与え、新型核兵器開発や核兵器開発とともに、合意された原則、特に核軍縮の不可逆性の原則を見直そうとする、使用の新しい合理化を暗に示す、新しい戦略的安全保障ドクトリンを深刻に憂慮する。

8. 我々は、1961年11月24日の国連総会決議1653（XVI）、1978年12月14日の決議33/71B、1979年12月11日の決議 34/83G、1980年12月12日の決議35/152D、および1981年12月9日の決議36/92Iにおいて宣言されているように、核兵器の使用あるいは使用の威嚇は国際法および国連憲章に違反し、また人道に対する犯罪であることを改めて確認する。

9. 我々は、厳格で効果的な国際管理のもとで、すべての側面での核軍縮につながるような交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務があるとの国際司法裁判所の全会一致の結論を強く支持する。

（10節、略）

11. 我々は、核保有国が、非核保有国に対し核兵器の使用または威嚇を行わないとの実効性ある保証を与えることを強く要求する。これに関連し、1995年の国連安保理決議984号の枠組み、および非核地帯条約の関連諸議定書に定められた法的拘束力のある安全の保証において行われた誓約に加え、さらに、非核保有国に安全を保証する普遍的、無条件かつ法的拘束力のある普遍的条約を締結するための措置を継続して講じるよう核保有国に対し強く求める。また、そのような協定が実現するまで、安全の保証についての誓約を守るよう強く求める。このことについて、優先的配慮がなされるべきである。

12. 我々は、核保有国、ならびに核兵器地帯条約の関連議定書に列記されているか言及されているその他の国家のうち、議定書への署名、批准がまだの国に対し、速やかに署名、批准をするよう強く要求する。

13. 我々はまた、非核兵器地帯条約のいくつかの関連議定書にすでに署名または批准している核保有国で、地帯の非核化状況に悪影響を及ぼすような留保や一方的な解釈を伴って署名、批准を行っている場合、それらを修正あるいは撤回することを強く要求する。

（14～17節、略）

18. 我々は、中東での非核地帯設立への支持を改めて表明する。これに関して我々は、中東全体でのNPTの普遍的加盟という目標を実現するため、イスラエルがNPTに加盟し、核施設をすべてIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性を再確認する。

19. 我々はまた、南アジアでの非核兵器地帯確立への支持を再確認し、インドとパキスタンが非核兵器保有国としてNPTに加盟し、すべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことを強く要求する。さらに両国が、核兵器およびその運搬手段の製造に利用可能な、技術、原料および設備に関する不拡散輸出管理措置を強化することを強く要求する。

20. 我々は、2005年2月の中央アジア5カ国代表によるタシケント声明を歓迎する。その中で当該国は、中央アジアでの非核地帯創立への確固たる誓約を再確認し、すべての国家、特に核兵器国に対し、中央アジア非核地帯条約の履行にあたって加盟5カ国と全面的に協力するよう要求している。

21. 我々は、トラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、及びペリンダバ条約に規定された非核兵器地帯を推進するという共通の目的を達成する誓約を再確認する。すなわち、条約加盟国、署名国、条約のオブザーバー国の合同会議のような仕組みや、NPT再検討会議の枠内での体系的な方法でそれらの国家間で署名された協力協定などを通して、我々は、地帯に属する全国家の批准を達成するために協力しあうこと、また同時に、NPT体制強化と核軍縮達成への貢献として関係協定を履行するよう協力しあうこと、を誓約する。

22. 我々は、加盟国によって明確に認められた国際法の関連規則を、非核兵器地帯に含まれる海洋区域に適用することを承認する。

23. 我々は、あらゆる核実験の全廃を求める我々の立場を再確認し、とりわけ核軍縮過程に貢献すべき全核兵器国を含め、包括的核実験禁止条約（CTBT）の普遍的加盟を達成することの重要性を強調する。我々は、CTBTの発効に至るまでのあいだ、核兵器爆発実験あるいはその他の核爆発のモラトリアムを維持することの重要性をとくに強調する。この条約の目標が完全に実現されるためには、すべての署名国、特に核兵器国の継続的誓約が不可欠であることを繰り返し表明する。

24. 我々は、すべての国家は、平和目的のために、差別なく核エネルギーの研究、生産、利用を発展させる奪いえない権利を有することを、また核施設が不可侵であることを再確認する。さらに、非核兵器地帯が、平和目的の核科学、原子力技術の使用を妨げるものではないことを確認する。それと同時に、平和目的での原子力エネルギー開発を促進し、原子力エネ

ルギーの軍事目的への転用を防ぐことにおける国際原子力機関(IAEA)の技術協力活動の本質的性格を再確認する。この意味で、原子力エネルギーが平和目的にのみ利用されることを検証するIAEAの役割の重要性を強調する。

(25、26節、略)

27. 我々は、非国家主体が核兵器を入手することを防ぐ最も有効な方法は、それらの兵器の完全廃棄にあることを堅く信じる。この目的達成のため、各国家がその能力を高めるために、国家、関連地域組織、そして国際機関の間の協力を奨励する。

(28節、略)

29. 我々は、海洋、あるいは他の可航水域によって放射性物質や他の有害廃棄物を輸送することの　深刻な環境と安全上の潜在的リスクについて、深い懸念を改めて確認する。そして、すべての国家、とりわけそれら物質の輸送を行う国家に対し、IAEA, 国際海事機関(IMO)、その他の国際機関内で採択された誓約の効果的な適用を通して、この輸送に適用できる安全および責任措置に関する国際法規を強化するよう要求する。我々はまた、すべての国家が放射性物質の運搬に関する政府レベルの情報交換を行うことを要求する。また、放射性物質を輸送する国家は、影響を受ける可能性のある国家に対しその懸念に対処するために協力することを要求する。

(30～31節、略)

http://www.opanal.org/DNU-02931C.pdf

資料12　プーチン大統領会見談話

プーチン大統領記者会見談話(抜粋)

2004年2月18日

…[この演習で]われわれが目にしたことは、わが軍の戦闘準備が整っているということだ。そして、これには、核戦力も含まれている。われわれの国家安全保障において、また力の均衡を保持し、世界の戦略的安定を確実にする点において、核戦力は重要な役割を担っている。

…われわれと核保有国クラブに属するわれわれの仲間は、世界の安定を保証するという責任を共有しており、われわれは特にユーラシア地域の安全保障に責任を負っている。これは、われわれが時代の要求に見合った保有兵器を必要としていることを意味する。そして、その軍事的潜在能力は、私が述べたように、常に国際安全保障体制における一構成要素であったし、今後もそうあり続けるのである。

核抑止力については、私はすでに述べた。今後数十年、われわれの核抑止力は確固としていること。そして、ミサイル防衛システムができたとしても、それを突破することも含めて、われわれはどんな任務も解決できること。それらを私はすでに述べた。このことは、すべて数え切れないほどの機会に議論されてきた。しかし同時に、他の国々が武器や軍事潜在力の量、質を高めるときには、ロシアもまた新世代の武器、技術を確実に保有しているようにする必要があることも、繰り返し述べてきた。

これと関連して、本演習期間中に実験を成功裡に完了したことを諸君に報告できることを、私は嬉しく思う。この演習が成功したことで、ロシア軍、すなわち戦略ミサイル軍は極超音速、精密誘導の新兵器システムを受領することを、われわれは確認することができた。新兵器システムは大陸を隔てた距離で標的を攻撃できる能力を持ち、飛行中に高度と経路を調整することができる。これはきわめて重要な発表である。なぜならば、世界の他のどの国もそのような兵器を未だに軍事兵器庫に保有していないからである。

このことから、われわれは戦争遂行にあたってわれわれが自由に使うことができる強力な手段を用いて、ここで私が言わんとしているのは、今しがた私が述べた新兵器やわれわれが保有しているその他の新技術のことであるが、これらの手段を用いてロシアは、長期的展望のもとに戦略略的安定性を高い信頼性をもって確保することができる。

ロシアはこの目的を、他の国が開発した新兵器や安全保障システムに頼ることなく自分自身の手段を用いて達成することができる。特に強調したいことは、軍事的に最も効果的な手段および経済的に最適な解決策を用いてわれわれの安全保障を確実なものにしようとしていることである。これは、ロシアが世界の偉大な核保有国の一つであり続けることを意味する。このことを好むものも好まぬものもいるであろうが、いずれであろうと、これは認めざるをえない事実なのである。

ロシア連邦大統領公式HP英語版　http://www.kremlin.ru/eng

資料13　北朝鮮外務省声明

北朝鮮外務省声明

2005年2月10日

わが朝鮮を敵視してあくまで孤立、圧殺しようとする第2期ブッシュ政権の企図が完全に明らかになった。

再三にわたって言明してきたように、われわれは米国に「体制転覆」を狙う敵視政策を放棄して朝米平和共存へと政策転換をすることに関する正当な要求を提起し、そうなれば核問題もすべて解決できるという立場を表明し、第2期ブッシュ政権の政策立案過程を忍耐力を持って鋭く見守ってきた。

しかし、第2期ブッシュ政権はわれわれの正当な要求にあくまで背を向け、大統領就任演説と一般教書演説、国務長官の議会指名承認公聴会での発言などを通じ、われわれとは絶対に共存しないということを政策化した。

米国の公式的な政策的立場を明らかにした米行政府高位人物らの発言を見ると、どこにもわれわれとの共存や対朝鮮政策転換に関する言葉は一言半句も見られなかった。

むしろ、彼らは「圧政の終息」を最終目標と宣布してわが国も「圧政の前線基地」と規定し、必要なら武力使用も排除しないという暴言を公然と吐いた。

そして、彼らは米国式「自由と民主主義の拡大」を通じて世界をもっぱら米国式価値観に従う一つの形につくると誓った。

結局、第2期ブッシュ政権の本心は、第1期の時の対朝鮮孤立、圧殺政策をそのまま踏襲し、さらに強化するということである。

米国は、このようにわれわれの「制度転覆」を目標とする新しい理念の対決を宣布しながらも、一方では核問題の「平和的で外交的な解決策」や「6か国協議の再開」について念仏のように唱え、世界の世論をミスリードしようとしている。

これこそ強盗さながらの強弁であり、謀略と欺まんの名手としての米国の気質と図々しい二重の立場をそのまま示す一端である。

これまでわれわれは、米国がわが制度に対して中傷せず、われわれの内政に干渉しないなら、われわれも反米をせず、友邦として接するという立場を明白にし、核問題の解決と朝米関係改善のためにできる限りの努力を傾けてきた。

しかし、米国はこれをわれわれの弱点を誤って判断し、わが人民が選択した尊厳高い制度に対して冒とくし、恐ろしい内政干渉行為を取った。

米国が、核問題解決の根本的障害である敵視政策を撤回せよというわれわれの要求に背を向け、われわれを敵視したあげく「圧政」と名指ししながら全面否定した状況で、米国と会談する名分さえなくなり、われわれはこれ以上6か国協議に参加できなくなった。

会談の相手を否定しながら会談に臨めという言葉が、矛盾しており、理に適わないというのは至極明白である。会談の相手を無視するにもほどがある。

米国は現在、愚かにも人民によって選出されたわが政府を否定して人民の側に立っているとしているが、是非とも会談をしたいのなら米国が気に入るという農民市場の商売人や米国がつくったという「脱北者組織」の代表らとすれば良い。

日本も、米国に追従してわが朝鮮に対する敵視政策に執着している。

しかも、すでに解決した「拉致問題」にかこつけてニセ遺骨問題までねつ造しながら朝・日平壌宣言を白紙に戻し、国交正常化をしないという日本と、いかにして一堂に会して会談を行えるであろうか。

思想と理念、制度と信教の相違を超越して平和と共存、繁栄を志向するのは、新世紀の時代の流れであり人類の念願である。

現在、全世界がこうした時代の流れに逆行するブッシュ政権こそ、極度の人間憎悪思想によって「圧政」を行う集団であるとして呪いと非難の声を高めているのは、決して理由なきことではない。

われわれは、ブッシュ政権の就任以来この4年間、可能な限り雅量を示し、我慢の限りを尽くしてきた。

これから再び4年間を今までのように過ごすことはできないし、だからといって再度原点に戻って4年間を繰り返す必要もない。

朝鮮民主主義人民共和国外務省は、米国の対朝鮮敵視政策によって直面した重大な情勢に対処して次のように声明する。

第1に、われわれは6か国協議を望んだが、会談参加の名分が整って会談の結果を期待できる十分な条件と雰囲気がもたらされたと認められる時まで、やむを得ず6か国協議への参加を無

期限中断する。

6か国協議のプロセスが今のようにこう着状態に陥ったのは、米国の対朝鮮敵視政策のせいである。

ブッシュ政権が今回、敵視政策を超越して会談の相手に「圧政の前線基地」とのらく印を押し、われわれを全面的に否定した以上、再び6か国協議に臨むいかなる名分もない。

第2に、米国が核のこん棒を振り回しながらわが制度をあくまでも抹殺する企図を明白にした以上、わが人民が選択した思想と制度、自由と民主主義を守るため、核兵器庫を補強する対策を取るであろう。

善意には善意で、力には力で対応するのが、先軍政治に従うわれわれの気質である。

われわれはすでに、ブッシュ政権の増大する対朝鮮孤立、圧殺政策に対抗して核不拡散条約(NPT)から断固として脱退し、自衛のために核兵器を製造した。

われわれの核兵器は、あくまでも自衛的核抑止力として残るであろう。

こんにちの現実は、強い力によってのみ正義が守られ、真理が固守できるということを示している。

米国の無分別な妄動と敵対的企図が露骨になればなるほど、われわれは早くから先軍の旗じるしを高く掲げ、千万軍民の一心団結と自衛的国防力をあらゆる面から強化してきたことに対して大きな自負心を感じるだけである。

対話と協商を通じて問題を解決しようとするわれわれの原則的な立場と、朝鮮半島を非核化しようとする最終目標には変わりはない。

(朝鮮新報(2005年2月12日)に掲載されたものに英文テキストを参照して一部手を加えた。)

資料14　ライス大統領補佐官による証言

コンドリーザ・ライス大統領補佐官による証言(抜粋)

2005年1月18日

(前略)

議長、あなたも同様であろうが、我々は、ウクライナの人々が不正選挙を受け入れることを拒否し、民主主義が尊重されることを主張したことに勇気づけられた。我々は、パレスチナ自治区の人々が秩序ある公正な選挙に票を投じたことを見守ってきた。そして、まもなくイラクの人々は自らの指導者を選ぶという権利を行使し、自国の今後の進路を定めていくであろう。20世紀最後の数十年間と同様に、新しい世紀の最初の数十年間は自由の時代となりうるだろう。その実現のために、我々米国民は、なしうるすべてのことを行わなければならない。

確かに、我々の世界には圧政の前線基地が存在しており、米国は、キューバ、ビルマ(訳注:ミャンマー)、北朝鮮、イラン、ベラルーシ、そしてジンバブエといった、すべての大陸における抑圧された人々とともに立ち向かう。世界各国は、ナタン・シャランスキーが言うところの「街の広場テスト」を行ってみるべきである。すなわち、ある人が街の広場の中心に歩いていって、自分の見解を逮捕、投獄、拷問を恐れずに述べることができなければ、その人は自由の社会ではなく、恐怖の社会に住んでいると見なされるというものである。我々は、「恐怖の社会」に住むすべての人々が、自由を勝ち取るそのときまで、立ち止まることはできない。(後略)

http://usinfo.state.gov/eur/Archive/2005/Jan/18-302340.html

資料15　米軍配備変更のアウトライン―ファクト・シート

米軍配備変更のアウトライン―ファクト・シート（抜粋）

2004年8月16日
ホワイトハウス

ヨーロッパ

我々の努力はNATO（北大西洋条約機構）自身の軍転換（トランスフォーメーション）を支えるであろう。我々は、今日の安全保障にもはや必要がなくなった冷戦インフラストラクチャーを廃止し、それらをより柔軟性がある、展開可能部隊や司令部と置き換えることを目指している。我々の将来の態勢は、ヨーロッパ及びそれよりも遠方の紛争地に早期に到着するために、迅速に展開できるような前進部隊を含むものとなろう。

◇ヨーロッパでの地上戦のために準備された重装備部隊は米本国に帰される。それに代わって、最新の訓練施設と高度な輸送インフラストラクチャーで支えられた展開能力の高い最新能力部隊と航空部隊が配備される。
◇陸・空・海司令部は合理化され統合される。
◇前進配備及びローテーション配備の特殊部隊は重要性を増す。これらの部隊は、移動し易いようにヨーロッパ内部と外部の両方に配置される。

中東地域

「不朽の自由作戦」及び「イラクの自由作戦」での連合軍パートナーが提供する協力とアクセスによって、将来、別の形の協力に発展する基礎が得られる。

◇ローテーション部隊と緊急部隊の場所（サイト）を維持し、場合によってはそれらを高度化する。これらは前進司令部と最新訓練施設によって支えられる。
◇アフガニスタン政府やイラク政府が、彼らの復興努力や長期的な地域安全保障において我々が積極的役割を継続して果たすことを許すことを望んでいるが、これらの国への長期的な米軍駐留に関する決定は、これらの国の人民と政府の主権に属する選択である。

アジア

長距離攻撃力の強化、司令部の合理化と統合、及びアクセス・ネットワーク体制によって、アジアにおける敵の挑戦を抑止し、断念させ、打ち負かす能力を改善する。

◇太平洋に追加的な緊急展開海洋能力を配置することによって、地域的及び全世界的な迅速で効果的な軍事行動が可能になる。
◇最新の攻撃部隊（装備・人員）を西太平洋に配備する。
◇東北アジアにおいては、地域における能力向上を図りながら我々の軍事駐留と指揮構造を

再編成するために我々の最強の同盟国（複数）と共同の作業を続けている。
◇中央アジアと東南アジアにおいては、通常部隊及び特殊部隊が訓練でき、緊急アクセスができる場所（サイト）のネットワークを確立する努力を行っている。

アフリカ及びラテンアメリカ

ラテンアメリカとアフリカでは、我々のパートナーが直面する挑戦に対処できるように援助し、協調的な安全保障関係を拡大する。

◇地域訓練を強化し、パートナーが対テロ能力や対麻薬能力を高めることを援助し、遠隔地への緊急アクセスを維持する。
◇これらの地域に主要作戦基地を設置する計画はない。

http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/08/print/20040816-5.html

資料16　ファイス国防次官の議会証言「米軍配備の5原則」

米軍再配備の5原則
ファイス国防次官の議会証言：「再編の原則」の章（全訳）

2004年6月23日
下院軍備委員会

再編の原則

ブッシュ大統領は、米国の国防世界態勢の包括的な見直しの時期であると決定した。この見直しは将来のために米軍を大転換する大統領のより広い目的に資するものである。
この世界国防態勢の見直しは、五つの鍵となる政策課題によって導かれてきた。

1. 同盟国の役割の強化

第一に、我々は同盟国の役割を拡大し、新しいパートナーシップを築きたい。米国の態勢を転換するに当たって、米国は、共通の利益を防衛する助けになるという米国の誓約を守ろうとしているのだということを、同盟国や友好国が確実に分かるように努力してきた。米国の世界態勢の変更はまた、同盟国や友好国が彼ら自身の軍隊、軍事ドクトリン、戦略を近代化するのを助けることを目指している。同盟国や友好国と米国の再編に関する議論をするとき、我々は、彼らと共に軍事能力を転換するような方法を探求している。同時に、我々は、米軍の物理的な存在をそれぞれの地元の条件に適合させようとしている。我々の目的は、事故やその他の地域感情に根ざして生じるような受け入れ国との摩擦を減らせることである。

2. 不確定性と戦うための柔軟性

第二に、我々は不確実性と戦うためにより大きな柔軟性を生み出さなければならない。現存の海外態勢の多くは、我々がどこで戦うことになるのかを知っているという前提の下に作られた。最近の15年間の教訓は、我々は、しばしば予想しなかった場所で軍事作戦を展開しなければならない、ということである。国防総省は計画を立てなければならないことは明らかである。しかし、われわれは、不意打ちを受けることを計画しておかなければならない。我々の目的は、将来必要なときに危機の勃発地点にすばやく到着できるように、部隊を前進配備しておくことである。

3. 地域内のみならず地域を超える能力

第三に、冷戦時においては、我々は特定の地域に対する脅威に焦点を当てる傾向があり、部隊をそれらの地域に適合するように配置した。今、我々は本来的に地球規模に広がった挑戦を扱わなければならない。――したがって、地域的計画を補う地球規模の戦略や行動が必要とされている。我々は、一つの地域から他の地域へ戦力を投射する能力を向上させ、地球規模で部隊を運用する必要がある。

4. 迅速に移動する能力の開発

第四に、我々の前進配備軍が実際に基地を置いている場所で戦うことはありそうにないことなので、我々はそれらの軍隊を(そこから)迅速に展開する能力を持たせなければならない。この概念が成り立つためには、米軍は、受け入れ国の中へ、受け入れ国を通過して、そして受け入れ国から、スムーズに移動できる必要がある。このためには、我が同盟国や友邦との間に柔軟な法的制度や支援制度を確立することが極めて重要となる。

5. 数ではなく能力を重視

最後に、我々の鍵となる目的は、関係する能力を前方に押し出すことである。かといって、追加的な部隊を前方に押し出す必要はない。実際、今や我々は、以前より少ない数の海外常駐配備部隊でもって、以前よりはるかに高い前進配備能力を持つことができている。ある与えられた地域に米国が果たしている関与を計測するときの基本的な概念は、そこに我々が配置している部隊や発射装置(訳者注:軍艦、ミサイル発射台、空軍基地など)の数ではなくて、我々がそこで使うために移動できる軍事能力の大きさである。

我々の同盟国や友好国と数多くの協議を行ってきたが、その一つの狙いは次のことを示すことにあった。つまり、ある与えられた地域で我々が人員や部隊の数を増やそうが減らそうが、合衆国は共通の利益を守ることを助ける能力を強化しているということである。

我々の目的は、適切な部隊、適切な関係、適切な権限、そして地域内部及び地域を超えて任務を遂行する能力をもって、不確実性に対処する態勢をとることである。

http://www.defenselink.mil/speeches/2004/sp20040623-0522.html

資料17　日米共同発表

日米共同発表(抜粋)

日米安全保障協議委員会
2005年2月19日、於ワシントン

1. (略)前文。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2. 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。
3. (略)アフガニスタン、イラク、インド洋における津波災害などにおける協力の成果。
4. (略)不拡散における協力の成果。
5. (略)弾道ミサイルにおける協力の前進を確認。

共通の戦略目標

6. 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。
7. (略)地域における脅威と課題
8. (略)北朝鮮に六者協議復帰と核計画廃棄を求める。
9. (略)共通の戦略目標についての協議の必要性を確認。
10. 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
    - ○日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
    - ○朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
    - ○核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
    - ○中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる 。
    - ○台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
    - ○中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
    - ○アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。

○北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
○平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
○地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要さを強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
○不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
○海上交通の安全を維持する。

11. 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
○国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
○世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
○NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
○テロを防止し、根絶する。
○現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
○世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

12. (略)日米双方の努力を評価。
13. この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
14. 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
15. 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
16. (略)接受国支援の新しい特別措置協定を協議。

出所:外務省ウェッブサイト
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2+2_05_02.html

資料18　憲法調査会報告書における9条と自衛隊

衆議院報告書(抜粋)

2005年4月15日

第4款　安全保障及び国際協力
第3章　憲法調査会における議論
第3節　日本国憲法の各条章に関する意見

Ⅰ 安全保障

第1 9条に対する評価

安全保障に関する議論では9条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも同条1 項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多く述べられた。(略)

第2 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として、武力の行使が認められるか否かについては、国及び国民の生命・財産を守るために、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられたが、たとえ自衛権の行使としてであっても、武力の行使は認められないとする意見もあった。(略)

1 自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係

上記のとおり、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられたが、この意見は、自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係に関しては、(ア)自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべきであるとする意見、(イ)自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見、(ウ)自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見に大別することができる。なお、(ウ)の意見の中には、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の対象であるとする意見を含んでいる。また、(エ)自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見もあった。

上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。(略)

第3 集団的自衛権

集団的自衛権に関しては、その行使の是非、行使を認める場合の法的根拠などについて議論が行われた。

1 集団的自衛権の行使の是非

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。(略)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

参議院憲法調査会報告書(抜粋)

2005年4月20日

第3部　主な論点及びこれに関する各党・各議員の意見
〔平和主義と安全保障〕

1 第9条と平和主義の理念

(平和主義の意義)

平和主義の意義・理念を堅持すべきことは憲法調査会における共通の認識であった。(略)

2 自衛権の有無(集団的自衛権を含む)と自衛隊の位置付け

(略)憲法第9条の今後については、本憲法調査会では、戦争の放棄を定める第9条第1項の維持はおおむね共通の認識であったが、戦力及び交戦権の否認を定める第2項改正の要否については意見が分かれた。(略)

個別的自衛権の有無と武力

個人の自衛権は自然権であり、個人の自衛権の集合としての国の自衛権も条文以前の自然権であると言われる。我が国が独立国家として個別的自衛権を有することを認めることは、本憲法調査会において共通した認識であった。(略)

集団的自衛権を認めることの是非

集団的自衛権を認めるかどうかについては ①認める②認めない③制限的に認めると立場が分かれた。さらに、認めるとする立場であっても、憲法で明記すべきか、憲法解釈により可能であるかについては、本憲法調査会において、意見の対立があった。(略)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/

資料19　渉外関係知事連絡協議会の要望

渉外関係主要都道県知事連絡協議会

基地対策に関する要望書(抜粋)

平成16年8月6日

構成都道県(14都道県)

北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県

[要請の相手先]

内閣総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、防災担当大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房副長官補

基地対策に関する要望(略)

要望事項

1　米軍基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地の地元優先の公共利用を図るとともに、それに係る予算を確保されたい。
2　日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図られたい。
3　「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的な運用と関係予算の拡充を図られたい。
4　基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)の増額等を図られたい。
5　駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。
6　周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努められるとともに、その意向を尊重されたい。
7　自衛隊法に基づく警護出動の際の関係都道府県知事への意見聴取にあたっては、当該知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重されたい。

要望事項の内容及び説明

1 米軍基地の整理、縮小と早期返還の促進及び基地跡地の地元優先の公共利用を図るとともに、それに係る予算を確保されたい。

(1)米軍基地(水域を含む。以下「基地」という。)の整理、縮小と早期返還

【要望先:防衛施設庁・外務省】

＜基地返還等の促進＞（略）
＜基地返還交渉過程等の公表＞
ウ　地元の求めに応じて、返還交渉の内容、過程等を明らかにすること。

(2)基地の動向等に関する情報の事前提供と協議【要望先：防衛施設庁・外務省】
基地の機能変更、閉鎖、移転、返還等は、地元地方公共団体にとって極めて重大な問題であるので、それらの検討を進めるにあたっては、地元の意向が尊重されるよう、あらかじめ関係する地方公共団体に情報提供と協議を行うこと。
また、我が国を取りまく情勢についても可能な限り、情報を提供すること。

(3)基地跡地の利用及び管理【要望先：防衛施設庁・財務省】
＜返還国有地利用の地元意向の尊重＞（略）
＜低廉な価格による国有地処分＞（略）
＜国有財産処分制度の改善等＞（略）
＜大規模返還財産の留保地利用＞（略）
＜適切な跡地管理＞
オ　基地跡地については、障害物件の撤去及び環境の整備を図るとともに、跡地の管理に万全を期し、犯罪、火災、災害及び環境汚染等（病害虫の発生を含む）の発生源にならないよう対処すること。
また、地方公共団体の求めに応じて、残存する施設及び廃棄物等の情報を提供すること。
＜未処分国有地の仮使用措置＞（略）
＜跡地利用の支援＞
キ　基地の返還にあたっては、返還跡地の有効利用の促進を図るため、地方公共団体が作成する諸計画に基づく諸事業が円滑に実施されるよう行財政上の支援措置を講ずること。
＜上下水道整備事業の援助制度の確立＞（略）

2　日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図られたい。
（注）本項において各要望項目に付してある（　）書及び〔　〕書は、各条項の内容把握のために渉外知事会が説明を付したものである。

(1)2条関係（施設・区域の提供等）【要望先：防衛施設庁・外務省】
ア　2項関係〔施設提供の合意〕
＜返還にあたっての地元意向の尊重＞
（ア）地元地方公共団体からの要望等により、基地の返還についての検討に際しては、あらかじめ当該地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
＜施設新設等にあたっての地元意向への配慮＞
（イ）基地の機能強化及び恒久化につながる施設の新・増設にあたっては、地元地方公共団体の意向に十分配慮する旨を明記すること。
＜使用目的の審査＞
（ウ）基地の利用にあたっては、定期的に使用目的等の審査を行うとともに、その審査に際して

当該地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
＜提供地の境界確定等＞
（エ）提供地の境界を明確にするとともに、提供地内の土地についても、公図の整備を図るなど、将来、権利者間に紛争の生じないよう措置すること。
イ　4項関係〔共同使用〕
＜共同利用等の推進＞
（ア）基地内道路、遊休地等の共同使用及び基地周辺国有地の住民利用を積極的に推進すること。
＜日米合同委員会等共同使用のための協議の迅速化＞
（イ）地元地方公共団体から基地の共同使用の要望がある場合、日米合同委員会等での協議を速やかに行うこと。

(2)3条関係（施設・区域に関する措置）【要望先：防衛施設庁・外務省】
ア　1項関係〔3条管理権〕
＜基地機能等の変更に係る地元への協議＞
（ア）基地内において、規模・機能を変更（中隊の配備等）しようとするときは、これを日米政府間の協議事項とし、あらかじめ地元地方公共団体に協議することを明記すること。
また、米政府は基地内における米軍施設の新・増設及び改修の際には、日本国内法を遵守するとともに、環境アセスメントの実施を明記すること。
＜施設改修にあたっての地元意向への配慮＞
（イ）基地の機能強化及び恒久化につながる施設の改修にあたっては、地元地方公共団体の意向に十分配慮すること。
＜生活環境の保全に係る国内法の適用等＞【要望先：防衛施設庁・外務省・環境省】
（ウ）基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保のため、基地内における大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など日本国内法の適用と、地元地方公共団体職員が基地内への立入りを求めた場合に速やかに応ずる旨を明記すること。
＜環境調査等の実施＞【要望先：防衛施設庁・外務省・環境省】
（エ）基地内において、国内法による大気、水質等の環境調査の実施、結果の公表及びそれに基づく改善を行うこと。
＜各種環境汚染等への適切な措置＞【要望先：防衛施設庁・外務省・環境省】
（オ）基地に起因する騒音、大気汚染、水質汚濁等により環境への影響が生じた場合又は国若しくは地方自治体が影響が生じると想定した場合には、環境影響評価又は環境影響調査を迅速に実施して、その結果を公表するとともに、これらの結果を踏まえて日米両政府において直ちに適切な措置を講ずる旨を明記すること。
また、老朽化した公害防止施設については、地元地方公共団体立会いのうえ早急に点検し、整備すること。
＜河川氾濫等の適切な対策＞
（カ）基地内の河川等の氾濫や、雨水、油、土砂の流出などにより、基地周辺地域に被害を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。
＜廃棄物等の適正処理と情報公開＞

(キ)基地内の廃棄物等については、米国政府の責任で適正に処理するとともに、地元地方公共団体の求めに応じて、基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報を公開すること。

また、基地内におけるPCB含有廃棄物の適切な保管に努めるとともに、国外への搬出にあたっては、その安全確保に十分努めること。

＜害虫対策と情報提供＞

(ク)基地内での害虫の大量発生等基地周辺住民に不安を与えるような事態が生じた場合には、米軍の責任で適切な対策を講ずるとともに、速やかに地元地方公共団体に情報提供すること。

また、地方公共団体が実施する基地周辺の害虫棲息調査等に要する経費について助成措置を講ずること。

＜航空機騒音の防止対策＞

(ケ)消音施設、防音林、緑地帯を増設、整備するなど、航空機等騒音防止の対策に万全を期すこと。

＜砲撃による振動対策等＞

(コ)砲撃等による発射音、炸裂音及び振動の防止を図るとともに、遮音壁の設置等適切な対策を講ずること。

＜弾薬爆破処理時の騒音等の防止＞

(サ)弾薬爆破処理時の騒音等の防止については、万全の措置を講ずること。

＜実弾演習時の環境配慮・不発弾による事故防止対策＞

(シ)実弾砲撃・射撃演習により派生する環境への影響等に配慮するとともに、不発弾に起因する事故が発生しないよう演習場に残る不発弾処理について早急に適切な対策を講ずること。

また、一般住民に不発弾に対する危険の周知を図るため、広報についても適切な対策をとること。

＜戦車等の騒音の抜本的対策＞

(ス)戦車、装軌車等の大型車両の通行に伴い発生する騒音、振動、土ぼこり及び道路上に堆積する泥土等により、基地周辺地域に被害を及ぼさないよう緩衝緑地帯の造成等抜本的な対策を講ずること。

＜環境保全への措置＞

(セ)演習等による自然破壊のないよう必要な措置を講ずること。

また、基地内の自然環境の保全、文化遺産の保存について必要な措置を講ずること。

＜米軍人等の規律の保持＞

(ソ)合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

イ　2項関係〔通信の確保〕

＜電波障害防止制限区域の見直し＞

基地に起因する電波障害防止制限区域及びその制限基準については、周辺地域の住環境の実情に即して見直すこと。

ウ　3項関係〔公共の安全〕

＜基地運用にあたっての安全確保＞

(ア)基地の運用にあたっては、周辺住民に不安を与えないよう、安全確保に細心の配慮を払うこと。

＜航空機燃料管理等の安全確保＞

(イ)航空機燃料、弾薬等危険物の管理・輸送及び演習(日米共同訓練を含む)時の安全確保について、特に万全の措置を講ずること。

＜演習・訓練情報の事前通報と公表＞

(ウ)基地及び演習・訓練区域周辺住民に影響を及ぼすような演習・訓練に際しては、住民の不安を取り除くためにも、速やかに具体的な演習・訓練内容等について関係機関に事前通報するとともに、演習・訓練に関係する地域において演習・訓練内容等を国の責任で公表すること。

また、日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練については訓練に関する情報の入手に努めるとともに、情報を入手した際は速やかに公表し、関係機関、地方公共団体へ情報を提供すること。

＜訓練、演習等の活動＞

(エ)訓練等の際は、日本国内の環境法令等を遵守し、その影響を提供施設または区域外に及ぼさないよう努める旨を明記すること。

＜民間航空機への安全配慮＞

(オ)民間航空路線と重なる訓練空域については、民間機の安全確保を図るため、空域解除等、特段の措置を講ずること。

また、米軍機の民間機への急接近により、民間機の衝突防止装置が作動することのないよう、民間機との間に十分な距離を保つよう併せて措置すること。

＜航空機の安全対策措置＞

(カ)度重なる航空機事故の発生は飛行場周辺及び飛行コース下の住民に強い不安を与えているので、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育並びに物資投下訓練の中止等徹底した安全対策の措置を講じ、事故防止に努めること。

＜航空法第81条の適用除外の見直し＞

(キ)米軍機の飛行については、現在、航空法第81条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているのでこれを見直し、航空法第81条を適用すること。

＜低空飛行、模擬対地攻撃訓練に係る措置＞

(ク)低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練など騒音等の公害や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、その実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

＜原子力施設周辺等の飛行の中止＞

(ケ)飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、常に航空機事故の危険にさらされているので、住宅地域、工場地帯及び原子力施設周辺上空における飛行の中止、飛行の制限等徹底した安全対策の措置を講ずること。

＜艦船航行の安全確保＞

(コ)艦船の航行については、入出港時はもちろん、近海を航行する場合にも安全確保に万全の措置を講ずること。特に潜水艦の航行にあたっては民間船舶の安全に細心の注意を払

うこと。
＜原子力艦通報の遵守＞
(サ)原子力艦の寄港時の事前通報及びその内容を遵守すること。
また、事前通報の公開制限を早期に解除すること。
＜原子力事故対策の確立等＞【要望先:内閣府・防衛施設庁・外務省・財務省・文部科学省】
(シ)原子力艦の原子力事故対策を確立するとともに、地方公共団体が講ずる対策への財政面を含めた全面的な支援を行うこと。
＜事故情報の即時提供等＞
(ス)基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小にかかわらず速やかに事故等の情報を地方公共団体に提供するとともに、二次災害防止のための適切な措置を取ること。
＜事故後の適切な措置＞
(セ)事故の事後処理、原因究明、調査結果の公表、再発防止策等の措置及び損害賠償等については、迅速な誠意ある対応をするとともに、説明会を実施するなど、周辺住民の理解を得るための活動にも十分配慮すること。
また、訓練の再開にあたっては、地元の意向を尊重し、適切に対応すること。
＜事故報告書の翻訳＞
(ソ)米軍が英文で公表した事故報告書等については、国において速やかに翻訳した上で地方公共団体に提供すること。

(3)4条関係(施設の返還)【要望先:防衛施設庁・外務省】
＜返還時の環境浄化等＞
基地の返還にあたっては、あらかじめ環境調査を実施し、必要があれば、環境の浄化等の適切な措置を講じた上で返還するよう、日米両国が責任をもって対処すること。
また、既に返還された跡地についても、米軍が原因者である蓋然性の高い有害物質が発見された場合は同様に対処すること。

(4)5条関係(入港料・着陸料の免除)【要望先:防衛施設庁・外務省】
ア　2項関係〔移動の権利〕
＜港湾管理条例等の尊重＞
(ア)米軍の艦船及び航空機(米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む)が、地方公共団体の管理する港湾、空港を使用する場合は、日本国内の法令(地方公共団体が定めるそれぞれの管理条例を含む)を遵守する旨を明記すること。
また、米軍艦の寄港における乗組員の規律の厳正な保持と公共の安全の確保を図ること。
＜米軍機の民間空港の使用禁止＞
(イ)民間機の円滑な定期運行や安全性の確保のため、米軍機の緊急時以外の民間空港の使用禁止を明記すること。
＜非核三原則の堅持＞
(ウ)核兵器積載可能な艦船の寄港や航空機の飛来等をめぐっては、平成4年7月に、米国大統領の戦術核撤去完了の声明があったが、有事の際の核配備など国民の疑惑と不安は

完全に解消されたわけではない。
よって、国におかれては、国民の疑惑と不安を解消するための適切な措置を講じ、非核三原則を厳正に堅持すること。
イ　3項関係〔通告〕
＜艦船入港時に関する国からの適切な情報提供＞
米軍の艦船及び米軍に徴用された民間船舶が港湾に出入りする場合について、港湾施設の円滑かつ安全な管理に資する観点から、国において適切に情報を把握し、港湾管理者に対して速やかに情報提供を行うこと。

(5)6条関係(航空交通管理・通信)【要望先:外務省・国土交通省】
＜航空交通管制業務の日本側への移管＞
民間機の円滑な定期運航や安全性の確保のため、那覇空港の進入管制業務を日本側に移管すること。
併せて、いわゆる「横田空域」及び「岩国空域」における管制業務も日本側に移管すること。

(6)9条関係(合衆国軍隊構成員等の地位)【要望先:防衛施設庁・外務省】
＜検疫等の国内法の適用＞
基地周辺の住民の生活環境の保全及び安全の確保のため、人及び動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

(7)10条関係(運転免許・車両)【要望先:防衛施設庁・外務省】
＜運転規則に関する講習＞
ア　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本の運転規則に関する講習を受講するとともに、基地外での運転に際しては、その受講済証明書を携帯する旨を明記すること。
＜米軍人等の私有車両の登録に係る車庫証明＞【要望先:外務省・国土交通省】
イ　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両の登録について、自動車の保管場所の確保等に関する法律が遵守されていない状況を早急に是正すること。

(8)13条関係(租税)【要望先:防衛施設庁・総務省・外務省・財務省】
＜自動車税等の優遇制度の是正＞
合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

(9)15条関係(諸機関の管理等)【要望先:防衛施設庁・外務省】
＜日本人への役務提供の制限＞
第15条第3項を改正し、基地内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

(10)17条関係(裁判権)【要望先:防衛施設庁・外務省】
＜被疑者の速やかな拘禁移転＞

日本側が第1次裁判権を有する場合、米側は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

(11)18条関係(請求権の放棄)【要望先:防衛施設庁・外務省】

＜公務外の事件等の補償＞

ア　公務外の合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいは合衆国軍隊の構成員又は軍属の家族が起こした事件・事故等により被害を受けた場合にあっても、日米両政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

＜迷惑行為による被害の補償＞

イ　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族のいわゆる迷惑行為等による住民被害の補償について検討し、救済措置を講ずること。

＜事故等の損害賠償＞

ウ　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による事故等の損害賠償は、迅速かつ誠意をもって対応すること。

なお、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に係る任意保険については、補償額の増額等により、適切な対応が行われるよう米側に申し入れること。

＜米軍人等の給料等の差押え＞

エ　合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

＜賠償金の分担金の請求＞【要望先:外務省】

オ　国は、公務執行中の合衆国軍隊等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、日米地位協定で定める分担案に応じた分担金を、合衆国の当局へ強く請求し、確実に支払われるよう措置すること。

(12)23条関係(安全確保の措置等)【要望先:内閣府・防衛施設庁・外務省】

＜災害時の相互応援＞

ア　災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

＜基地の災害時の活動拠点としての使用促進＞

イ　災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を広域輸送などの活動拠点として位置づけるとともに、災害時に直ちに地方公共団体が基地を有効に使用できる枠組みを構築すること。

(13)25条関係(合同委員会)【要望先:防衛施設庁・外務省】

＜日米合同委員会における地方公共団体の意向の聴取等＞

ア　日米合同委員会の場で、基地の運用等に関して関係地方公共団体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。

＜合同調査委員会の設置＞

イ　米軍の航空機・船舶の事故に関しては合同調査委員会を設置し、調査の実施を明記すること。

また、爆発等の基地内の事故で周辺住民に影響を及ぼしかねない事故についても合同調査委員会を設置し、調査を実施するとともに調査報告の公表を明記すること。

＜地域特別委員会の設置＞

ウ　日米合同委員会の中に基地を有する地方自治体の代表者の参加する地域特別委員会の設置を明記すること。

＜日米合意事項の公表と地方公共団体への送付＞

エ　日米合同委員会の合意事項を速やかに公表することを明記するとともに、直ちに地方公共体へ送付すること。

また、合意以前であっても、地方公共団体に関係する事項については速やかに情報提供をすること。

(14)航空機の騒音軽減措置関係【要望先:防衛施設庁・外務省】

＜飛行訓練の制限等＞

ア　航空機の騒音軽減を図るため、離着陸訓練をはじめとする飛行訓練を極力制限すること。

また、市街地や、産業振興に影響を与える地域における航空機の飛行を制限すること並びに夜間・早朝、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止することを日米間の合意事項として明記すること。

なお、日米間の合意が成立するまでの間、騒音の激しい機種については、飛行時間の短縮等の運用改善を図ること。

＜飛行実態に関する資料の提供＞

イ　航空機の飛行に関する事前情報を、国の責任で迅速かつ適切に提供すること。

また、航空機高度コース自動測定局を設置し、各基地飛行場における離着陸回数、タッチ・アンド・ゴーの飛行回数及び飛行コース等飛行実態に関する資料を地方公共団体へ提供すること。

＜NLPの中止＞

ウ　三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場及び岩国飛行場における米空母艦載機による飛行訓練、特に夜間連続離着陸訓練(NLP)を行わないことを日米間の合意事項として明記すること。

＜デモフライトの中止＞

エ　「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」及び「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」中の「曲技飛行のデモンストレーション」「曲技飛行の展示」を認めている部分を削除し、一切のデモンストレーション、展示飛行を行わないこと。

また、市街地上空のデモフライト訓練等危険な飛行を中止すること。

＜苦情処理制度の充実＞

オ　航空機騒音等に係る苦情処理制度の充実と苦情窓口の地元住民への周知を徹底するとともに、苦情件数、内容などを公表すること。

また、住民からの問合せや苦情に対して、責任を持って対応すること。

(15)日本周辺海域における禁止措置【要望先:外務省・環境省】

＜新型低周波水中音波探知機の使用禁止＞

米海軍の新型低周波水中音波探知機の使用について、海洋生物などへの影響が無いことが明らかになるまで、日本周辺海域においては使用させないこと。

3 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的な運用と関係予算の拡充を図られたい。(略)

4 基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)の増額等を図られたい。(略)

5 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。(略)

6 周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努められるとともに、その意向を尊重されたい。【要望先:内閣官房・防衛庁・防衛施設庁・総務省・外務省】

＜平素からの情報提供等＞

(1)周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方公共団体の懸念の解消を図るためにも、平素から想定される協力要請にあたっての要請経路を含めた省庁別マニュアルを示すなど、積極的な情報提供と地方公共団体の意見を聴取すること。

＜協力要請の際の適時・的確な情報提供等＞

(2)周辺事態安全確保法第9条に基づく協力要請の際には、適時・的確に情報提供するとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

＜「周辺事態安全確保法第9条の解説」の内容の明確化＞

(3)「周辺事態安全確保法第9条の解説」において、具体的な内容が不明確な点については、引き続き、地方公共団体の意見を踏まえ、関係各省庁で調整し、その内容の明確化、具体化を図り、周知すること。

＜法の目的等の周知＞

(4)国において、周辺事態安全確保法の目的や趣旨等の周知に努めること。

7 自衛隊法に基づく警護出動の際の関係都道府県知事への意見聴取にあたっては、当該知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重されたい。【要望先:内閣官房・防衛庁】

涉外関係主要都道県知事連絡協議会(略称:涉外知事会)

会長:神奈川県知事　松沢　成文
副会長:青森県知事　三村　申吾
副会長:長崎県知事　金子　原二郎
副会長:沖縄県知事　稲嶺　恵一
北海道知事　高橋　はるみ
茨城県知事　橋本　昌
埼玉県知事　上田　清司
千葉県知事　堂本　暁子
東京都知事　石原　慎太郎
山梨県知事　山本　栄彦
静岡県知事　石川　嘉延
広島県知事　藤田　雄山
山口県知事職務代理者
山口県副知事　綿屋　滋二
福岡県知事　麻生　渡

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/home2_3a1/hp9.htm

資料20　全米市長会議の核廃絶決議

核兵器を廃絶するための交渉開始への支持

全米市長会議決議　決議第92号
2004年6月28日採択

1. 核兵器が存在する限り、世界中の都市は、1945年に広島、長崎両市が経験した規模を上回る瞬間的な破壊に対して無防備であるがゆえに、
2. 核戦争によって多くの都市が破壊され、ミサイルの誤発射によっていくつかの都市が破壊され、またテロリストの核兵器使用によって都市が破壊されうるがゆえに、
3. 核攻撃は、被災に対する、市のいかなる「計画」をも全く意味のないものとし、市の行政機能とすべての危機管理対応体制を破壊するがゆえに、
4. 核の危険性に対する防御における世界の最前線は、現在7度目の再検討周期にある核不拡散条約(NPT)であり、すべての条約締約国は、条約の完全遵守を確実にするため来年5月に一堂に会する予定であるがゆえに、
5. 他の全ての大量破壊兵器が国際的な合意によって禁止され、国際管理の下で廃棄されており、かつ、NPT締約国である核兵器国は、誠実に核軍縮に関する交渉を進めることに同意しているがゆえに、
6. 国際司法裁判所が全会一致で1996年に全ての国は「厳格で効果的な国際管理の下であらゆる面における核軍縮を主導する交渉を完全に実施する」義務を負うと認めたがゆえに、
7. 平和市長会議が、2010年までに核兵器廃絶が決定され、2020年までに核兵器廃絶が完全実施されるために、2005年NPT再検討会議において、核兵器廃絶に関する交渉を開始するよう呼びかける、2020ビジョンとして知られる、国際キャンペーンを開始したがゆえに、
8. 大量破壊兵器は文明社会において存在しえないがゆえに、
9. 全米市長会議は、核兵器及び核兵器関連物資の禁止及び廃棄に関する交渉を開始するという2005年NPT再検討会議においてなされる決定を支持するよう、米国大統領に求めることをここに決議し、かつ
10. 全米市長会議は我々の都市が核による破壊の脅威から開放されるまでこの問題に取り組み続けることを、更に決議する。

(広島平和文化センターの仮訳にピースデポが手を加えた。)
http://www.usmayors.org/uscm/resolutions/72nd_conference/international_04.asp

資料21　モデル「非核兵器地帯条約」

（以下の案は、今後、多くの専門家や関心のある市民が議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成された。梅林宏道）

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」（案）

2004年7月3日

前文

この条約の締約国は、

東北アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「東北アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)「放射性物質」とは、国際原子力機関（IAEA）の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「東北アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「東北アジア非核地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。
(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a)東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない。また使用の威嚇を行わない。
(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c)近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。
4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条 放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。
(a)東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
(b)東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条 核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、東北アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないこと

を約束する。

第7条 東北アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために東北アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。
(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。
(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条 執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、全会一致によって合意を形成する。全会一致が成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
(a)第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
(b)第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。
(c)本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。
(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。
(e)適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間

で協定を締結すること。
(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条 管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
2. 管理制度は、以下のものからなる。
   (a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
   (b)本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

第10条 署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される○○に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条 留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条 条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条 再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条 紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段

によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

■東北アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)

本議定書締約国は、
核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって東北アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、○年○月○日に○○において署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、
次のとおり協定した。

第1条 東北アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 核兵器の不使用

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯に対して核兵器、またはその他の核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

■モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)に関する注記(2004.7.3)

1. **第1条(b)**: 他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、東北アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2. **第1条(c)：** 国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。
3. **第1条(f)：** 「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約)によった。
4. **第1条(g)(h)：** 「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約(東南アジア非核地帯条約)によった。
5. **第1条(i)(j)：** 「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)によった。
6. **第2条3項：** 「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。
7. **第3条1項(a)：** ここに列記されている義務項目は、「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」の文言に、研究と開発を加えたものである。
8. **第3条2項(c)：** 東北アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

第3条1.(e)： 地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通航、通過通航の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

また逆に、第3条2項を、①寄港と一時通過をともに禁止する条項とする、あるいは、②寄港のみを禁止し一時通過を事前協議制にする条項とする、などの選択肢もありうる。いずれの場合も、近隣核兵器国が合意するハードルを極めて高くすることになるであろう。

なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

9. **第7条、第8条及び第9条：** 「東北アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。
10. **第7条(b)：** 「東北アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。
11. **第7条(e)：** 「東北アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。
12. **第8条2項(c)及び第9条2項(b)：** 「管理制度に関する付属書」の案は、未完であり、今度の課題となっている。
13. **第9条2項(b)：** 第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。
14. **第10条3項：** 発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。
15. **第11条、12条、13条、第14条及び第15条：** 「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。
19. **議定書：** 議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

http://www.peacedepot.org/theme/nwfz/model-nwfz.html

資料22　核兵器廃絶のための緊急行動「2020ビジョン」

核兵器廃絶のための緊急行動　2020ビジョン(抜粋)

2004年8月
平和市長会議

1 趣旨

核兵器廃絶のための国際合意として1970年3月に発効した核不拡散条約(NPT)は、2000年のNPT再検討会議で、ヒロシマ・ナガサキの願いである核兵器廃絶を実現するためのステップとして、「核兵器の全面廃絶に対する核保有国の明確な約束」を盛り込んだ最終文書を採択しました。

しかし、現在の世界情勢を見ると、唯一の核超大国である米国は、この約束を履行しないばかりか、核兵器の先制使用さえ辞さない態度で国際社会に臨み、また、小型核兵器の研究に着手することさえ表明しています。さらに、北朝鮮がNPT脱退を宣言し、核の保有について発言するなど、NPT体制は崩壊の危機に瀕し、核兵器廃絶への展望が開けない状況にあります。

このため、平和市長会議を中心とする世界の都市、NGO、市民が連携して、2020年までの核兵器廃絶を実現する「核兵器廃絶のための緊急行動」を展開します。

2 目標

1) 2005年のNPT再検討会議において、以下のことが決定されること。
   ① 全ての核兵器の実戦配備を即時解除すること。
   ② 2020年までの核兵器廃絶を実現するため、2010年のNPT再検討会議で「核兵器禁止条約」を締結することに向け、具体的な交渉を開始すること。
2) 2010年のNPT再検討会議において、世界各国が「核兵器禁止条約」を発効させ、核兵器の廃絶に取り組むこと。
3) 2020年までに核兵器の脅威から完全に解き放たれた平和な世界を実現すること。

核兵器不拡散条約(NPT)の概要

NPTは、「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」即ち、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の国(「非核兵器国」)への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務付けることを目的とする条約です。1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効しました(日本は1970年2月署名、1976年6月に批准)。現在の締約国数は189か国にのぼっており極めて普遍性の高い条約です。条約の運用状況を検討する会議を5年毎に開催することが定められており、次回の会議(NPT再検討会議)は、2005年5月2日から27日まで、ニューヨークの国連本部で開かれます。

3 概要

「核兵器廃絶のための緊急行動」は、次の4ステップで展開しています。

1) ステップ1 (NPT再検討会議準備委員会)

ステップ1は、2004年4月のNPT再検討会議準備委員会に市長代表団を派遣し、核兵器廃絶を訴えることでした。その成果は①のとおりです。これに前後して②、③のとおり、ヨーロッパとアメリカで、緊急行動への支持が表明されました。

① NPT再検討会議準備委員会(2004年4月26日～5月7日)

平和市長会議は、12か国19都市の市長、副市長等で市長代表団を編成して、ニューヨーク国連本部で開催されたNPT再検討会議準備委員会に出席し核兵器廃絶を求めるスピーチを行いました。また、国連事務次長、非同盟諸国、EU、ロシア、中国、ブラジルの政府関係者等と個別に会談し、核兵器廃絶を求める市民の声を強く訴え、ニューヨーク市議会議員や反核NGO関係者と交流し、核兵器廃絶に向けたネットワークの拡大に努めました。

【長崎市長スピーチ】(略)
【広島市長スピーチ】(略)

「核兵器廃絶のための緊急行動」PRビデオの無償配布について

平和市長会議は、「核兵器廃絶のための緊急行動」への理解・賛同を求めるため、本年4月、ニューヨーク国連本部で開催されたNPT再検討会議準備委員会へ参加した平和市長会議代表団の活動状況などを収録したビデオ(VHS)とDVD(言語はともに英語)を作成いたしました。希望される場合には、媒体(VHSかDVD)、方式(NTSC、SECOM等)、送付先、受取人(氏名、電話番号)を、お知らせください。無償でお届けいたします。

② 欧州議会での支持決議(2004年2月26日)

2004年2月26日、ベルギー・ブリュッセルで開催された欧州議会の本会議で、平和市長会議の緊急行動を支持する決議文が採択されました。その内容は、2004年4月26日から5月7日まで、ニューヨーク国連本部で開かれた第3回NPT再検討会議準備委員会に向けて、欧州連合として取り組む核軍縮の方向性を示すもので、要点は以下のとおりです。

- NPTは、核軍縮のための重要な国際法であること。
- テロ組織などへの核拡散を懸念すること。
- EUの目標は、核兵器の完全廃棄であること。

- 核軍縮を実現するためには、期限付きの行程表が必要であり、その実現に向けあらゆる努力が行われるべきであること。
- NPT再検討会議及びNPT再検討会議準備委員会において、EU及びその加盟国は、核軍縮に向けて連携して取り組むこと。
- 広島・長崎両市長が主導する核兵器廃絶のための緊急行動への支持を表明する。

③ 全米市長会議での支持決議(2004年6月28日)

2004年6月28日、アメリカ・ボストンで開催された全米市長会議(加盟都市数1,183)の第72回総会で、平和市長会議の緊急行動を支持する決議文が採択されました。

その内容は、全米市長会議として、2005年のNPT再検討会議において、核兵器を廃絶するための交渉開始が決定されることを、アメリカ大統領に求めるもので、要点は以下のとおりです。

- 世界中の都市は核兵器に全く無防備であること。
- 来年5月にNPT再検討会議が開かれること。
- 核兵器国は誠実に核軍縮交渉を進めることに同意していること。
- 平和市長会議が核兵器廃絶のための緊急行動を始めていること。
- 米国大統領に、核兵器廃絶のための交渉を開始するという2005年NPT再検討会議の決定への支持を求めること。
- 核の脅威から開放されるまで核兵器の問題に取り組み続けること。

2) ステップ2「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の1年」(2004年8月6日～2005 年8月9日)

① 「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の1年」への参加

世界では既に多くの都市や平和グループが、8月6日と8月9日を記念して、両日をそれぞれ「ヒロシマデー」「ナガサキデー」と呼んで、核兵器の恐ろしさを人々に伝える取り組みを進めています。

平和市長会議は、2004年8月6日から2005年8月9日までの1年間を「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の1年」と位置づけ、市民がこれまで以上に核兵器の問題に目を向けるよう、加盟都市、世界の主要都市、反核NGOに、この期間に、パレード、コンサート、集会、祈りの会、シンポジウム、スポーツイベント、芸術コンクールなどの行事を開催するよう呼びかけます。

② 「核兵器廃絶のための交渉開始を支持する市長声明」署名活動及び自国政府への要請

2005年5月にニューヨーク国連本部で開かれるNPT再検討会議において、2020年までの核兵器廃絶を実現するための交渉開始が決定されるためには、同会議に出席する各国政府の賛同を得る必要があります。このため、各加盟都市は、自国内で「核兵器廃絶のための交渉開始を支持する市長声明」への署名活動を行い、とりまとめた署名を携え自国政府に対し、大統領、首相、外務大臣等の政府首脳がNPT再検討会議に出席し、2020年までの核兵器廃絶に向けて先導的に行動することを要請します。

③ 平和市長会議加盟都市数の増加

平和市長会議の加盟都市数は、109か国・地域、611都市(2004年8月現在)となっています。平和市長会議では、NPT再検討会議が開かれる2005年5月までに、加盟都市を1000都市へと増加させ、核兵器廃絶を願う世界の都市の声を結集したいと考えています。

④ 「国際法を守る壁」プロジェクト

紛争の平和的解決や国際法の順守などを訴えることを目的に、ドイツの平和関連NGO「Aktion-Volkerrecht」(日本語で「国際法遵動」の意)が、2003年2月から「国際法を守る壁」プロジェクトを実施しています。このプロジェクトは、平和や国際法の順守を求める署名活動の一つとして、賛同者が平和メッセージと名前などを記入した木製のブロック(横8cm、縦4cm、幅2cm)をつなぎ合わせて、2005年の5月のNPT再検討会議開催期間中、ニューヨークの国連本部の周囲に「国際法を守る壁」を築き、国連の政府代表者等にNPTなどの国際法の大切さを訴えようとするものです。

2004年に開催されたNPT再検討会議準備委員会の開催期間中には、それまでに集まったブロックで作った「壁」をニューヨーク市内の公園で展示し、注目を集めました。2004年8月現在、約17000人からの賛同があり、「壁」の延長は約70mとなっています。

平和市長会議では、このプロジェクトの趣旨に賛同し、平和市長会議のネットワークを活用し、一人でも多くの賛同者、ひいては、一つでも多くのブロックを集め、2005年5月のNPT再検討会議開催期間中に、ニューヨークの国連本部の周囲に1mでも長く「国際法を守る壁」を築き、国際法の遵守を訴えます。

「国際法を守る壁」プロジェクトへの参加方法について

① 主宰NGO「Aktion-Volkerrecht」
(FAX:+49-6221-41-82-00、http://www.a-vr.org/、Email:join-in@a-vr.org)に連絡して、木製ブロックを購入してください。
② 賛同者(ブロック記入者)を募集して、1000個を目途に壁を作成してください。
③ その壁を、2005年NPT再検討会議開催までにニューヨークへ持参又は郵送してください。
(後日、送付先をお知らせします。)

3) ステップ3 NPT再検討会議(2005年5月2日～5月27日)

各国政府代表は2005年5月、NPTを見直すためにニューヨークの国連本部に参集します。この会議で、2020年の核兵器廃絶を実現するための具体的な交渉開始が決定されるため、以下のことを実施したいと考えています。

① 100人を超える市長代表団を編成して、NPT再検討会議に出席し、代表者数名による演説や各国政府代表者に対する要望活動を展開します。
② 少なくとも1000のNGO代表がNPT再検討会議に出席し、核兵器廃絶を求める要望活動を行います。
③ NPT再検討会議の開催期間中に、ニューヨークの街に百万人の人々が集結し、市民の意思を表示します。

このため、平和市長会議は、何百人もの市長に2005年の5月にニューヨークに参集するよう呼び掛けます。それは、数億人の市民を代表することになります。世界中の草の根グループには、NPT再検討会議に代表者を派遣し、メンバーはそれぞれの地元で、関連イベントを開催するよう呼びかけます。アボリション2000は、2000のNGOに参加を求めることにしています。

また、市長代表団のニューヨーク滞在中、大規模な都市展や平和行進、集会がニューヨークで行われるよう働きかけていきます。世界中で何百もの関連イベントが開かれ、市民が集結すれば、NPT再検討会議と緊急行動は、世界が注視するところとなります。政府代表は、市民は核兵

器のない世界を求めていることを確信することになります。

4) ステップ4 ヒロシマ・ナガサキプロセス(2005年6月～)

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求めるものは、2005年のNPT再検討会議で、進歩的で体系的な核兵器撤廃の包括的なプログラムを2010年のNPT再検討会議で採択することについて交渉を開始することが決定されることです。2010年から2020年までの10年間は、核兵器廃絶プログラムを実施するための期間です。

この2020年を見据えたビジョン、つまり「2020ビジョン」が達成されることは、2020年に50周年を迎えるNPTの目標を達成することを意味します。2020年は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下の75周年にもあたります。世界はそれまでに、この2都市を襲った破壊が世界中のどこであっても二度と起きてはならないと確約することが求められています。

「核兵器廃絶のための緊急行動」が求める交渉は、ヒロシマ・ナガサキの被爆60周年である2005年の8月6日・9日に先駆けて開始されることが望まれます。しかし、この交渉開始の合意が実現しない場合には、「2020ビジョン」を実現するための代替策としてヒロシマ・ナガサキプロセスが始められます。

そのため、平和・反核活動で国際的に広く認められている方々で顧問会議を構成し、その助言を得て進めることを考えています。顧問会議でNPT再検討会議の結果を評価し、ステップ4の進め方を検討します。

4 核兵器廃絶を実現するために

平和市長会議では、2005年5月のNPT再検討会議に向けて、核兵器廃絶の世論をこれまで以上に盛り上げるため、次のことをお願いしたいと考えています。それぞれの立場で、できることを、できる時に、できる範囲で実施してください。

1) 市長さんへのお願い

① 2005年5月に、ニューヨーク国連本部で開かれるNPT再検討会議に貴台又は貴台の代理が参加してください。国連入構証の取得、ニューヨークの宿泊先の確保、政府代表者等との面談調整等、NPT再検討会議出席に必要な雑務については、事務局がすべて行います。
② 2004年8月6日から2005年8月9日までの間に、貴市で、NGOや平和グループと協力して核兵器廃絶を求めるイベントを開催してください。(イベントを開催した場合には、その概要を事務局へお知らせください。)
③ 2005年の5月までに、平和市長会議の加盟都市を1000にするため、貴市の姉妹都市及び貴台がお知り合いの未加盟市長へ、貴台が直接加盟要請をしてください。又は、加盟が見込まれる未加盟市長を事務局へご紹介ください。(加盟状況は、平和市長会議のホームページで確認できます。)
④ 「国際法を守る壁」プロジェクトに参加してください。(詳細は、6ページをご覧ください。)
⑤ 地元のNGOや市民グループが行う平和イベントや、「緊急行動」支援活動に協力してください。

2) NGO・市民グループへのお願い

① 2005年5月、ニューヨークへ行き、NPT再検討会議及び大規模集会に出席してください。
② 2004年8月6日から2005年8月9日までの間に、核兵器廃絶を求めるイベントを開催してください。(イベントを開催した場合には、その概要を事務局へお知らせください。)
③「核兵器廃絶のための緊急行動」を宣伝してください。2005年5月に、ニューヨークで行われる大規模な行動に参加してください。
④ あなたの街の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への賛同・支持・参加を働きかけてください。
⑤「国際法を守る壁」プロジェクトに参加してください。(詳細は、6ページをご覧ください。)
⑥ 地元のNGOや市民グループが行う平和イベントや、「緊急行動」支援活動に協力してください。

3) 市民の皆さんへのお願い

① 核兵器の脅威と「核兵器廃絶のための緊急行動」について、友人やご家族と話し合ってください。
② 地元の平和グループに参加してください。そして、そのグループに「核兵器廃絶のための緊急行動」への参加を奨励してください。
③ 2005年5月、ニューヨークへ行き、NPT再検討会議及び大規模集会に出席してください。
④ あなたの街の市長に、「核兵器廃絶のための緊急行動」への賛同・支持・参加を勧めてください。
⑤「国際法を守る壁」プロジェクトに参加してください。(詳細は、6ページをご覧ください。)
⑥「核兵器廃絶のための緊急行動」の資金として、平和市長会議への寄附をお願いします。

ジュネーブからの呼びかけ

(2003年4月30日、スイス・ジュネーブ国連本部で開催されたNPT再検討会議準備委員会において、各国政府代表者の前で行われた平和市長会議会長・秋葉忠利広島市長のスピーチは省略した)

問合せ先/寄附口座:

財団法人広島平和文化センター国際部平和連帯推進課坂田裕夫
〒730-0811 広島市中区中島町1−2
TEL:082-242-7821／FAX:082-242-7452
Eメール:mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
URL: http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/
寄附口座:核兵器廃絶のための緊急行動実行委員会
広島銀行広島市役所支店普通預金3004641

アイデアをお寄せください

キャンペーンを効果的に実施する。または、幅広く情報を提供するためのアイデアを上記問合せ先にお寄せください。平和市長会議のウェブサイトからでもお送りいただけます。

http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/ecbn/index.html

資料23　広島・長崎の2004年平和宣言

■広島平和宣言

「75年間は草木も生えぬ」と言われたほど破壊し尽された8月6日から59年。あの日の苦しみを未だに背負った亡骸——愛する人々そして未来への思いを残しながら幽明界を異にした仏たちが、今再び、似島に還り、原爆の非人間性と戦争の醜さを告発しています。

残念なことに、人類は未だにその惨状を忠実に記述するだけの語彙を持たず、その空白を埋めるべき想像力に欠けています。また、私たちの多くは時代に流され惰眠を貪り、将来を見通すべき理性の眼鏡は曇り、勇気ある少数には背を向けています。

その結果、米国の自己中心主義はその極に達しています。国連に代表される法の支配を無視し、核兵器を小型化し日常的に「使う」ための研究を再開しています。また世界各地における暴力と報復の連鎖は止むところを知らず、暴力を増幅するテロへの依存や北朝鮮等による実のない「核兵器保険」への加入が、時代の流れを象徴しています。

このような人類の危機を、私たちは人類史という文脈の中で認識し直さなくてはなりません。人間社会と自然との織り成す循環が振り出しに戻る被爆 60周年を前に、私たちは今こそ、人類未曾有の経験であった被爆という原点に戻り、この一年の間に新たな希望の種を蒔き、未来に向かう流れを創らなくてはなりません。

そのために広島市は、世界109か国・地域、611都市からなる平和市長会議と共に、今日から来年の8月9日までを「核兵器のない世界を創るための記憶と行動の一年」にすることを宣言します。私たちの目的は、被爆後75年目に当る2020年までに、この地球から全ての核兵器をなくすという「花」を咲かせることにあります。そのときこそ「草木も生えない」地球に、希望の生命が復活します。

私たちが今、蒔く種は、2005年5月に芽吹きます。ニューヨークで開かれる国連の核不拡散条約再検討会議において、2020年を目標年次とし、2010年までに核兵器禁止条約を締結するという中間目標を盛り込んだ行動プログラムが採択されるよう、世界の都市、市民、NGOは、志を同じくする国々と共に「核兵器廃絶のための緊急行動」を展開するからです。

そして今、世界各地でこの緊急行動を支持する大きな流れができつつあります。今年2月には欧州議会が圧倒的多数で、6月には1183都市の加盟する全米市長会議総会が満場一致でより強力な形の、緊急行動支持決議を採択しました。

その全米市長会議に続いて、良識ある米国市民が人類愛の観点から「核兵器廃絶のための緊急行動」支持の本流となり、唯一の超大国として核兵器廃絶の責任を果すよう期待します。

私たちは、核兵器の非人間性と戦争の悲惨さとを、特に若い世代に理解してもらうため、被爆者の証言を世界に届け、「広島・長崎講座」の普及に力を入れると共に、さらにこの一年間、世界の子どもたちに大人の世代が被爆体験記を読み語るプロジェクトを展開します。

日本国政府は、私たちの代表として、世界に誇るべき平和憲法を擁護し、国内外で顕著になりつつある戦争並びに核兵器容認の風潮を匡すべきです。また、唯一の被爆国の責務として、平和市長会議の提唱する緊急行動を全面的に支持し、核兵器廃絶のため世界のリーダーとなり、大きなうねりを創るよう強く要請します。さらに、海外や黒い雨地域も含め高齢化した被爆者の実態に即した温かい援護策の充実を求めます。

本日私たちは、被爆60周年を、核兵器廃絶の芽が萌え出る希望の年にするため、これからの一年間、ヒロシマ・ナガサキの記憶を呼び覚ましつつ力を尽し行動することを誓い、全ての原爆犠牲者の御霊に哀悼の誠を捧げます。

2004年（平成16年）8月6日
広島市長　秋葉忠利

http://www.city.hiroshima.jp/shimin/heiwa/heiwasengen.html

■長崎平和宣言

はたして世界のどれだけの人が記憶しているでしょうか。59年前の今日、8月9日、午前11時2分、米軍機から投下された一発の原子爆弾によって、まちは一瞬にして廃墟と化しました。死者7万4千人、負傷者7万5千人。現在の長崎は、美しい街並みとなり、国内外から訪れる人で賑わい、人々は個性ある伝統と文化の中で暮らしています。しかし、このまちには、高齢に達した今もなお、原爆後障害や被爆体験のストレスによる健康障害に苦しみ続けている多くの人々がいるのです。そのような長崎市を代表する者として、すでに亡くなられた方々の苦しみをも深く思いつつ、世界に強く訴えます。

アメリカ市民の皆さん。59年間にわたって原爆がもたらし続けているこの悲惨な現実を直視してください。国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器による威嚇と使用が一般的に国際法に違反することを明言しています。しかし、アメリカ政府は、今なお約1万発の核兵器を保有し続け、臨界前核実験を繰り返しています。また、新たに開発しようとしている小型核兵器は、小型といっても凄まじい威力を持つものです。放射線障害をもたらす点では、長崎に落とされた原爆と違いはありません。世界の超大国が、核兵器に依存する姿勢を変えない限り、他の国の核拡散を阻止できないことは明らかです。アメリカ市民の皆さん、私たち人類の生存のために残された道は、核兵器の廃絶しかないのです。今こそ、ともに手を携えてその道を歩みはじめようではありませんか。

世界の皆さん。今、世界では、イラク戦争やテロの頻発など、人間の生命を軽んじる行為が日常的に繰り返されています。私たちは、英知を集め、武力ではなく外交的努力によって国際紛争を解決するために、国連の機能を充実・強化すべきです。来年は被爆60周年を迎えます。国連で開催される核不拡散条約（NPT）再検討会議へ向け、平和を願う一般市民やNGOなど、地球市民による連帯の力を結集し、非人道兵器の象徴ともいえる核兵器の廃絶に道筋をつけさせようではありませんか。

日本政府に求めます。日本国憲法の平和理念を守り、唯一の被爆国として、非核三原則を法制化すべきです。この非核三原則と朝鮮半島の非核化を結びつけることによって、北東アジア非核兵器地帯を生み出す道が開けます。それは同時に、日朝平壌宣言の具体化にも合致し、また、日本自らが核兵器に頼らない独自の安全保障のあり方を求めることにもつながるのです。

若い世代の皆さん。今、長崎市では、被爆の実相や命の尊さを学ぶことにより、多くの若者たちが平和について考え、自ら行動するようになりました。私たちは、混迷を深める世界情勢の中にあって、この若者たちの情熱に希望の光を見いだしています。一人ひとりが平和の問題に関心を持ち、身近なところから行動することが、核兵器の廃絶と世界平和の実現につながるのです。長崎市は、これからも被爆体験を継承し、平和学習の拠点都市として、平和の大切さを発信し続けます。そして、皆さんとの強い連帯が生まれることを願っています。

被爆59周年にあたり、原爆で亡くなられた方々の御霊の平安を祈りつつ、長崎市民は、核兵器のない真の平和な世界を実現するために、たゆまず努力することを宣言します。

2004年（平成16年）8月9日
長崎市長　伊藤一長

http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm

資料24　NPT強化のためのNGOからの勧告

2005年5月11日、核不拡散条約(NPT)再検討会議に参加している各国NGOは、各国政府代表に向けてNPTの強化に関する勧告を発表した。

減じえぬ最低限
NPT強化のための世界市民社会からの勧告

勧告1
2005年再検討にしかるべき成果を達成せよ

締約国は、核兵器のない世界がNPTの主たる目標であることを再確認し、条約の軍縮義務と不拡散義務の完全順守に向けた前進を見せるような全会一致の最終合意文書を採択すべきである。2005年の最終合意文書は、下記を明確に再確認するものでなければならない。

a. 1995年の中東決議と、2000年の13項目の実際的措置を含めた1995年と2000年の最終合意文書;
b. 1996年に出された、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則及び規則に、一般に違反するであろう」とし、さらに、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行いかつ完結させる義務が存在する」とする国際司法裁判所の全員一致の意見;
c. 条約はあらゆる時において、かつあらゆる状況のもとで、拘束力をもつこと。

勧告2
完全核軍縮と誠実な交渉への誓約を履行せよ

ヒバクシャは、会議に、ヒロシマ・ナガサキの教訓を学び、平和市長会議によって提案されている「2020ビジョン」に掲げられる、核兵器禁止条約の速やかな締結に向けた多国間交渉を即時開始するよう呼びかけてきた。市民社会の若者は、人類の安寧と共通の未来のために、すべての核兵器を即時、無条件で、完全に廃絶するよう求めてきた。われわれは、この両者の求めを全面的に支持する。

完全核軍縮への誓約は、NPT前文と第6条においてなされている。これは、1995年と2000年のNPT再検討会議で再確認されている。2000年には、約束は「核兵器国による保有核兵器の完全廃棄を達成する明確な約束」であり、13項目の実際的措置は、NPT遵守への前進に向けた基盤となっている。この再検討会議では、これらについてさらに論争するのではなく、会議に課せられた任務は、その実行のための手段を編み出し、実現することにある。

NPTの第6条は、核軍縮を達成するために「誠実」な交渉を呼びかけている。国際司法裁判所は、第6条が「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行いかつ完結させる義務」を設定していると解釈した。交渉は、世界の核兵器のほぼ97パーセントを保有する二カ国、米ロの間で即時開始されねばならず、次に、NPTに加盟している核兵器国(中国、フランス、イギリス)、さらにNPT未加盟の核兵器国(イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮)を含むように拡大しなければならない。

勧告3
迅速、実行可能かつ達成可能な軍縮スケジュールを確立し、遵守せよ

完全核軍縮への約束は、平和市長会議の核兵器廃絶のための緊急行動によって提案されている例のように、期限を区切った枠組み内でなされなければならない。平和市長会議は、検証可能な核兵器禁止条約への交渉を2005年に開始し、2010年までに完了させ、実際の核兵器廃絶が2020年までに行われることを求めている。われわれは、このビジョン2020計画を支持し、これは、段階的削減、効果的な国際的査察、保障措置、および解体プロセスを開発し実施するのに実行可能な時間枠であると考える。

勧告4
核の警戒態勢を解除せよ

すべての核兵器国は、その核軍備の運用上の位置づけを24時間以上へと即時低減し、国際的な警戒態勢解除計画の交渉(究極的には2010年までに、すべての核兵器が警戒態勢を解除される)に着手する誓約をしなければならない。これは最高緊急課題である。事務総長の「脅威、試練、変化に関するハイレベル委員会」は、偶発的核戦争のリスク低減の措置として警戒解除の必要性を強調している。

勧告5
包括的核実験禁止条約を発効させよ

中国、アメリカをはじめとするCTBT未批准国は、2010年より早期に批准すること。CTBTの発効までの間、各国は一方的な核実験モラトリアム、CTBT機関準備委員会への資金供給、国際監視システムの完成への支援を履行し続けなければならない。

勧告6
軍縮を検証可能かつ不可逆的なものとせよ

米ロ間で2002年に調印された戦略的攻撃力削減条約(SORT)は、2000年に採択された核軍縮のための13項目の実際的措置で求められた検証可能性や不可逆性に関する規定がない。その2000年の誓約を遵守し、アメリカとロシアは、SORTの下での戦略兵器削減に対して不可逆性、透明性、検証の原則を適用し、弾頭から運搬手段にいたる全保有核兵器についてさらに大幅な、検証可能で不可逆的な削減について交渉すべきである。透明性と国際的検証に関する交渉は2007年12月までに完了させること。

勧告7
ヨーロッパからすべての戦術核兵器を撤収せよ

アメリカは、ヨーロッパでNATO軍のもとに配備されている非戦略核兵器を撤収すべきである。これらの兵器は、軍事的に陳腐なものとなっており、もはや欧米間の関係にそぐわないことからも、この措置がただちに取れない理由はない。われわれは、さらに、1991−1992イニシアティブの公式化、透明性措置、および保安措置を通して、非戦略核兵器の国際管理に関するより拡大したプロセスを採択し、すべての非戦略核兵器のさらなる削減と、究極的廃絶に関する交渉を開始

することを要求するものである。

勧告8

核兵器とその運搬システムを新たに開発、改良する計画をすべて終結せよ。これには「コンセプト開発」と銘打った計画も含まれる

核兵器廃絶を誓約しながら同時に新たな核兵器の開発や現存するものの改良を実行することは不可能である。安全保障政策における核兵器の役割縮小の誓約を守るためには、核兵器関連ドクトリンと能力における垂直拡散の完全停止が必要であり、その約束がどのように守られているかの全面的説明が必要である。とりわけ、米国は、強力地中貫通型核兵器といわゆる信頼性交換弾頭に関するすべての計画を停止しなければならない。イギリスは、トライデント・システムを更新すべきではない。核兵器の運搬手段の軍縮は、弾頭そのものの軍縮と並行して進められなければならない。ミサイルとミサイル防衛システム両方の実験を停止すべきである。ロシアと中国は、その備蓄に新世代複数弾頭ミサイルを加えてはならない。弾道ミサイルとミサイル防衛システムの実験・配備を禁止する国際条約のための交渉が開始されるべきである。宇宙で使用するための兵器の研究、開発、実験、製造、配備は禁止されるべきである。新たな核兵器に対する研究・開発活動に配分されている資金は、今ある核弾頭の解体・破壊へと振り向けられるべきである。

勧告9

核兵器国ならびに非核兵器国は、さらに具体的な不拡散・軍縮への段階的取り組みに着手せよ

われわれは、現在ある核兵器の備蓄の本格的削減および究極的廃絶、進行中の垂直及び水平方向の核拡散努力の中止へといたる、不拡散・軍縮へのさらなる具体的取り組みを求める緊急の呼びかけを行う。かかる取り組みには次のことが含まれる。

a) 2010年までの、兵器に使用可能な核分裂性物質の製造に関する地球規模の検証可能な禁止と、核分裂性物質の世界的目録の確立。検証可能な核分裂性物質条約は、核兵器用、その他の核爆発機器用の核分裂性物質の製造を禁止するものとなり、核兵器の保有量に効果的に制限を課すものとなるであろう。13項目の実際的措置に含まれているこの誓約は、核軍備削減をより透明、検証可能、不可逆的にすることであろう。検証可能な核分裂性物質条約が採択されるまで、各国は兵器に使用可能な核分裂性物質の製造に関するモラトリアムを守り続けなければならない。解体された核兵器からの核分裂性物質も、国際保障措置のもとに処分されなければならない。

b) 2010年までの、核兵器国・非核兵器国、すべての国によるIAEA保障措置に関する追加議定書の採択。この自主的合意は、義務的かつ普遍的になされるべきである。

c) IAEAの監督のもと、すべての国が、すべての核燃料を国際管理のもとに置くことに向けた取り組みを誓約する。具体的には以下による。

1) 使用済核燃料の再処理の世界的禁止を採択;

2) 使用済核燃料の管理・保管を規定する条約に関する交渉し採択する。この誓約は、「汚い爆弾」用の核物質取得を狙うテロリストに魅力的なものとなり得る、全世界に散在する使用済核燃料の保安を高めることにつながるであろう。

3) すべての濃縮・再処理施設、ならびに核分裂性物質の製造・取引の管理を国際化する条約への交渉、採択。ただし、原子力発電所の現地査察はすべての国に普遍的に適用され、すべての核分裂性物質は、国際原子力機関(IAEA)によって監視されなければならない。

d) 2010年までに安全保障理事会決議1540(2004年)を全面実施すること。これはより厳格な輸出管理、集団的阻止能力、非国家主体による大量破壊兵器活動の普遍的な非合法化を求めている。各国は、安全保障理事会決議1540が求める最低限の基準を超えて進むべきであり、国家による行為も含めたすべての大量破壊兵器活動を非合法とするよう国会議員に奨励すべきである。

勧告10

核兵器が完全に廃絶されるまで、核兵器国は第一(先制)不使用を約束せよ

非核兵器国に対して核兵器を使用または威嚇することを、核兵器国は正当化できる余地はない。すべての核兵器国は、別の核兵器国に対して核兵器の第一(先制)不使用政策を無条件で誓うべきである。かかる信頼醸成措置はまた、段階的かつ相互の核削減への道を開き、核兵器の完全廃絶を達成するきわめて重要なステップとなるであろう。

勧告11

核兵器が完全に廃棄されるまで、核兵器国は非核兵器国に無条件の消極的安全保証を提供せよ

あからさまであるかないかに問わず、核兵器国による非核兵器国に対する核兵器使用の威嚇は、1995年にNPTが無期限延長されるに先立ち、すべての核兵器国によってなされた消極的安全保証に直接に違反することになる。加えて、このような脅威は、標的となり得る国家に強大な拡散圧力をかけるものとなる。したがって、すべての核兵器国は、2005年の終わりまでに無条件の消極的安全保証をあらためて明言すべきである。これらの保証は法的拘束力のある国際的なとりきめとして成文化するとともに、すべての非核地帯条約の不可欠の一部分として組み込まれるべきである。

勧告12

原子力エネルギーの代替となるクリーンで、持続可能、再生可能なエネルギーによるエネルギー安全保障とエネルギー独立性を推進する補足議定書を採択せよ

われわれは、持続可能で、非毒性、かつ再生可能なエネルギー資源によって原子力エネルギーへの依存を減らし、最終的にはそれに置き換えることをめざす世界的な行動計画を強く支持するものであり、各国が、原子力エネルギーや化石燃料に依存しないエネルギー供給を行えるよう支援する国際的な持続可能なエネルギー機関の設置を支持する。締約国はエネルギー確保への奪い得ない権利をもっているが、この権利は、第4条によって原子力エネルギー技術への奪い得ない権利であると歪曲されてきた。第4条への補足議定書は、持続可能で、再生可能なエネルギー資源への移行を容易にするだけでなく、NPTにあるこの概念的欠陥を是正する重要なステップにもなるであろう。

勧告13

非核地帯の創設と完全履行を支持せよ

北東アジアにおける非核地帯の設置は、北朝鮮の核の脅威をなくし、日本と韓国が、米国の

核抑止システム依存から脱却することを可能にするであろう。とりわけヨーロッパをはじめ、世界中に非核地帯が拡大され、維持されることが、NPTの強化につながることは明白である。

勧告14
条約の本質的条項を完全遵守する目標に向けて進むために、説明責任、透明性、及び報告について誓約せよ

すべての国は、NPTの下にある義務の履行に関する一定の年間進捗報告書を作成しなければならない。この報告書は、信頼醸成措置であり、より包括的な軍縮及び不拡散努力の実施体制、検証体制、また監視体制の一部となる。われわれは、条約遵守を評価するための公式メカニズムの交渉など、NPTにガバナンス能力をもたせるというカナダとIAEAの提案を支持する。

締約国は、条約からの撤退の通知が出た場合、迅速かつ断固として手を打つべきであり、所定の、あらかじめ合意された罰則を科すべきである。締約国は、IAEAに条約への遵守検証に必要となるツールと資金を提供し、拡散防止構想(PSI)などの反拡散ツールボックスにあるツールで遵守を強化させるツールをさらに発展、普遍化させなければならない。不遵守の事態にはすべて、普遍的なNPT遵守という目標の強化をめざして、差別のない、首尾一貫した対応がなされるべきである。

すべての締約国は、NGOがNPTのすべての全体会議やクラスター会議に参加し、発言し、声明を提出できるなど、NPT再検討プロセスへのNGOのアクセス拡大を実現すべきである。公開される会議の間、NGOのために、会議場に適宜座席が確保され、すべての文書へのアクセスを与えられるなどの配慮がなされるべきである。政府代表への意見発表に割り当てられた1回のNGOセッションに加えて、テーマを定めた協議への発言の機会が提供されるべきである。政府とNGOとの対話が奨励され、公式プロセスとして実施されるべきである。代表が十分に派遣できない地域からのNGOの参加に対して、会議事務局あるいは締約国による財政支援や手続き上の支援がなされるべきである。条約の健全性に対するNGO参加の重要性を認識し、これらの実施が今回の再検討会議の最終文書に盛り込まれるべきである。

勧告15
軍縮・平和教育を推進せよ

すべての国家は、その防衛予算の5パーセントを、国際・国内軍縮及び平和教育への取り組みに割り当てるべきである。

http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/RevCon05/NGOpres/recommendations.pdf

資料25　核軍縮：日本の成績表2005

核軍縮：日本の成績表・2005——NPT(13+2)項目に関する評価

(2002～4年の成績はそれぞれ前年の努力への評価ですが、2005年の評価は2000年以後の努力の総合評価です)

NPT (13+2) 措置	2002	2003	2004	2005
1 CTBT早期発効	D	B	B	B
2 核爆発実験のモラトリアム	D	D	D	D
3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B	B	B
4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D	D	D
5 不可逆性の原則	E	E	E	E
6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E	E	E
7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E	—	E	E
8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D	D	D
9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D	D	D
a 核兵器の一方的削減	D	D	D	D
b 透明性の増大	D	E	E	E
c 非戦略核兵器の削減	D	D	E	E
d 作戦上の地位の低減	D	E	E	E
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E	E	E
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D	D	D
10 余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C	C	C
11 究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E	C	D	E
12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D	D	D
13 検証能力のさらなる開発	D	D	D	C
+1 法的拘束力のある消極的安全保証	D	E	E	E
+2 非核地帯の設置	D	C	D	D
全体平均	D	D	D	D

CTBT＝包括的核実験禁止条約、CD＝ジュネーブ軍縮会議、FMCT＝兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約＝対弾道ミサイルシステム制限条約、START＝戦略兵器削減条約、IAEA＝国際原子力機関、ICJ＝国際司法裁判所

評点の説明

A 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。

B 「重要課題」(「評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的にとり組んだ。

C 「課題」の一部にとり組んだ。

D 「課題」「重要課題」にとり組まなかったか、とり組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。

E 「重要課題」にとり組まなかった。一部とり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。(したがって「重要課題」が設定されていない項目にはE評価はない。)

総評と勧告

奮起を求めます



●日本が変われば世界は変わる

広島、長崎の被爆から６０年を迎える今、核兵器廃絶への道は深刻な行き詰まりを経験しています。ゴールへの具体的な道筋すら描けない状態です。この困難を克服するためには、大きな国際世論の盛り上がりと信念に満ちた政府レベルのリーダーシップが必要です。このいずれの分野においても、核兵器が比類のない非人道兵器であることを知る日本政府こそが、決定的な役割を演じることが可能です。

しかるに、ＮＰＴ２０００年再検討会議以来の５年間の日本の核軍縮努力に対して、私たちは、残念ながら、全体としてＤという落第点をつけざるを得ません。状況を好転させることは可能である、日本政府が変われば世界は変わる、と私たちは信じます。日本政府の奮起を求めます。

●まず、核兵器依存からの脱却を

私たちは、２０００年に合意された（１３＋２）項目の中間的措置に関する日本政府の履行努力を一つ一つ検証しました。その過程で、日本政府が米国の核抑止力に依存していることが、いかに日本の核軍縮政策を歪めているかを、具体的に再認識しました。たとえば、地下核実験再開に関係する未臨界実験に対して反対の意思表示をしないのは、それが日本を守る核兵器の維持に必要だという米国の説明に逆らえないからです。また、非核兵器国に核攻撃をすることを非合法にすることに消極的なのは、米国の「核の傘」が弱まることを心配するからです。さらに、新しい核兵器競争を生んでいるミサイル防衛を積極的に進める理由の一つは、米国の核戦略との一体化を維持するためです。

そもそも日本が核兵器に依存していることが、被爆国の道義的立場を決定的に弱めています。

私たちは、日本が、何よりもまず、核兵器依存の安保政策から脱却することを求めます。

●協調的安全保障への転換

核兵器に依存しなくても、日本の安全を確固たるものにすることは可能です。それは、平和憲法に基礎を置いて、多国間の協調的安全保障の仕組みを具体的に築いてゆく道を選ぶことです。過去５年間、（１３＋２）項目合意の履行を推進する立場から、私たちは「厳密な検証制度を備えた東北アジア非核兵器地帯」の設立を日本政府に促してきました。日本政府は、一般論としては非核兵器地帯を支持し、中央アジア非核地帯の設立には積極的な協力をしながらも、日本自身の政策としては消極的な態度を示し続けています。私たちは、日本政府が東北アジアにおいて協調的安全保障の道に進む証として、まず東北アジア非核兵器地帯設立の意思を表明することを勧めます。それは、進行中の６か国協議にも好影響を与えるでしょう。

●政治的リーダーシップの問題

成績表を付ける過程で、日本のトップの外交方針が軍縮担当部の努力を台無しにすることを経験しました。日本政府の突出したイラク戦争支持の政策が（１３＋２）項目履行努力を台無しにしたのは、その好例です。一方で「核兵器のない世界」に必要な検証制度を強化する努力に日本は投資し、成果を収めながら、一方で国連の検証は無能であるとしてイラクへの武力行使を支持したのです。

ここで、強調しなければならないのは、政治レベルでの確固たるリーダーシップ無しには、日本の核軍縮分野における国際貢献は覚束ないということです。その意味で、国会議員がこの問題に強い関心と影響力を発揮することを望みます。

●軍縮庁を設置する

最後に、確固たる政治的リーダーシップのもとに働く軍縮専門の政府機構として「軍縮庁」を設置することを勧告します。それは、日米安保体制との整合性もふくめて、軍縮、とりわけ核軍縮問題を包括的に扱う役所です。そこには、現在よりもはるかに多くのスタッフが配置され、ＮＧＯとの協力関係も強化されるべきでしょう。政府は世界に向かって「核兵器廃絶は日本の悲願」と事あるごとに口にしています。しかし、少数の担当者に過重の役割を負わせている現実は、その主張と余りにも乖離しています。

方法論

◆これは、2000年5月に核不拡散条約（NPT）再検討会議で全会一致で採択された最終文書の中の、NPT第6条（核軍縮義務）履行のための実際的措置13項目とNPT第7条で日本に関係の深い2項目を合わせた（13+2）項目について、日本政府が履行にどれだけの努力をしたかを具体的に検証し、市民の立場から評点を付けたものである。

◆2002年からの4年間の成績は、それぞれ前年の努力に対する評価であるが、プロジェクトのまとめの年となる2005年の評価は過去5年間を総合した評価を示している。350ページの「総評と勧告」は、過去5年間に対するものである。

◆各項目の履行に向けて、現在の状況で必要であり、日本にとって現実的に可能な「課題」を設定した。課題設定のしかたは、状況に応じて毎年変化する。課題のなかでとくに重要なものを「重要課題」とした。「重要」の判断は、核兵器廃絶の早期達成の観点、それに関係する国際的政治局面の観点、日本的政治局面の観点から行われる。設定した課題にどれだけとり組んだかを検討して、A～Eの評点をつけた。

◆「核軍縮：日本の成績表2005」冊子には、それぞれの項目について課題設定と評点の根拠が、具体的なデータでもって示している。（大部なので本誌には掲載できないが、希望者はピースデポに注文して下さい。）

◆評価は評価委員会によって行われた。委員会の構成メンバーは次の10名である。
（50音順）
梅林宏道（世話人、ピースデポ代表）、黒澤満（大阪大学）、竹村泰子（前参議院議員）、田中熙巳（日本被団協）、土山秀夫（元長崎大学学長）、都留康子（東京学芸大学）、仁木三智子（日本YWCA）、平岡敬（元広島市長）、前田哲男（東京国際大学）、森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

http://www.peacedepot.org/theme/npt/list.html

資料26　世界平和アピール七人委員会

核不拡散条約再検討会議に際し、核軍縮への具体的努力を求めるアピール

ジョージ　ブッシュ　アメリカ合衆国大統領殿
ウラジーミル　プーチン　ロシア連邦大統領殿
アンソニー　ブレア　英国総理大臣殿
ジャック　シラク　フランス共和国大統領殿
胡錦濤　中華人民共和国国家主席殿

コピー：核不拡散条約再検討会議議長
　　セルジオ・ドゥアルテ大使殿

2005年4月20日
世界平和アピール七人委員会
伏見　康治／武者小路　公秀／土山　秀夫／大石　芳野／
井上　ひさし／池田　香代子／小柴　昌俊／事務局長　小沼　通二

■核不拡散条約再検討会議に際し、核軍縮への具体的努力を求めるアピール

核不拡散条約（NPT）が発効して今年で35年になります。本条約には、核兵器保有5カ国の核保有を認める一方で、その他の加盟国の核兵器保有を禁止するという不平等性を持っているとの批判が根強くあります。しかし、現在すでに約190カ国が批准書を寄託している、核軍縮をめざす唯一の重要な国際条約であります。

2005年5月の再検討会議を目前にして、この条約における「核廃絶の約束」が、死文化させられかねない状況に陥っていることに、私たち世界平和アピール七人委員会は深い危惧を感じております。

私たちの世界平和アピール七人委員会は、50年前の1955年に、核兵器開発競争が深刻に進む中で、ラッセル・アインシュタイン宣言に呼応して結成され、60年前の被爆国・日本から、世界に向かって平和を訴え続けてきました。

私たちは、今年5月のNPT再検討会議に際し、核兵器廃絶に向けての実質的な成果を生み出すために、核兵器保有5カ国が真摯な努力をされるよう、次の通り要請します。

1 条約交渉における国際的約束の履行を

1995年5月に核兵器保有5カ国は、核不拡散条約再検討会議において全会一致で採択された文書「核不拡散と核軍縮に関する原則と目標」に述べられているように「第6条に書かれている核軍縮の交渉を誠実に行う」ことを再確認しました。また2000年5月の再検討会議では「保有する核兵器の完全廃棄を明確に約束する」との最終文書にも合意しました。これら一連の約束は、政権が代わっても、国際的、道義的に順守されるべき性格のものです。私たちは、その忠実な履行をあくまで求め、核兵器完全廃棄の確認を求めます。

2 核不拡散のためにも核軍縮を

最近、「対テロ戦争」の名の下に、核兵器保有国の中に核拡散防止の重要性のみを強調し、核軍縮への努力を軽視する風潮があることに、私たちは強い憂慮の念を抱きます。

核保有国自体が核兵器依存の政策を改めない限り、一部の非核兵器保有国がこれを見倣い、あるいは対抗することによって、核兵器の拡散はむしろ増大すると考えるからです。核兵器保有国が率先して核廃絶への具体的な道筋を示すことこそ、何よりの核拡散防止策なのです。私たちは、核兵器保有国が時期を明示した核兵器廃絶への道筋を明らかにするよう求めます。

3「後戻りしない」核軍縮政策の確認を

私たちは冷戦終結後の現在でも、核兵器保有国が戦略核兵器を使用可能な状態におき続けると共に、「使える兵器」としての小型核兵器の研究と開発を進めていることに抗議し、直ちに中止するよう求めます。

核不拡散条約には、重要な原則として、核軍縮の不可逆性を守ることが謳われています。米国やロシアによる新たな小型核兵器の研究や米国での地下核実験再開に向けた動きは、明らかにこの趣旨に逆行するものです。私たちはそうした計画を永久に破棄することを求めます。

以上、核兵器保有5カ国が、NPT再検討会議において、平和を願う世界の人々のこころをこころとし、真摯に課題に取り組み、歴史的な成果を上げられるよう要請します。

以上

■核兵器使用60周年にあたり、改めてその実態、非人道性を直視するよう日本国民と日本政府に訴える

2005年4月20日
世界平和アピール七人委員会

2004年末にインド洋沿岸諸国をおそった津波は、多くの生命、財産を奪いました。被害はそれだけにとどまらず、医学的、物理・化学的、さらには社会的、心理的な面にも及んでいます。この惨害は、多くの人びとが年末休暇を過ごしていた国際的リゾート地を被災地に含んでいたこと、発生が週末の午前中だったことにより、かつてない量の痛ましい映像記録を残し、全世界は、テレビ、インターネットを通して自然の脅威を目の当たりにしました。

振り返れば、60年前に広島・長崎を壊滅させた核兵器の惨害は、規模においてこの津波の被害を超えるものでした。放射線の影響は、60年たった今日もなお消えておりません。しかも、核兵

器による被害は、津波のような天災ではなく、人間が生み出した災害です。

今や日本国内でも、この時代を経験しない人が3分の2を超えました。一般に、残忍なものは見たくも聞きたくもないとの心理がはたらくため、核兵器の残忍性は、忘れられかけています。ところが21世紀の今日の世界でも、核弾頭を搭載した数千発のミサイルが直ちに発射できる態勢に置かれています。核保有国は核兵器を使用可能にする戦略を立て、新型核兵器の研究も行うに至りました。核兵器を持つ国も増加し、核不拡散体制は危機に瀕しています。このような風潮の中で、日本の核武装についての議論が、わずかずつにせよ増加しています。

核兵器の非人道性、特にそのむごたらしい被害についての情報は、日本に集中しています。核兵器を廃絶させるため、日本の市民には、これを直視し、世界にむかって発信する責務があります。

私たちは、日本の心ある市民一人一人が、将来の世代と、全世界の人たちに、最も残虐な原爆被害の姿を大胆に展示することを含め、「人類は核兵器と共存できない」という信念をもっと広める努力をするよう訴えます。

これと同時に日本政府が、新アジェンダ連合(1)などとの連携を一層強めるとともに、"核の傘"(2)に依存した政策を改め、日本を含めた東北アジアの非核兵器地帯(3)を実現させるための努力を速やかに開始し、多国間の平和的協議を積極的に推進するよう求めます。

伏見　康治／武者小路　公秀／土山　秀夫／大石　芳野／井上　ひさし／池田　香代子／小柴　昌俊／事務局長　小沼　通二

注:

(1)新アジェンダ連合とは、核兵器廃絶を目指し、推進する中堅クラスの7つの国家、アイルランド、スウェーデン、エジプト、南アフリカ、ニュージーランド、メキシコ、ブラジルの連合をいう。2000年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議では、世界のNGOの強い支持を受けて、核保有国から「保有核兵器の完全廃棄を達成することを明確に約束する」との合意を取り付ける成果を上げた。

(2)核の傘とは、非核兵器国が核兵器保有国の核抑止力に依存する状態のことである。日本は、最近では「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン、1997年)の中で、「日本は自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持し、米国は核の抑止力によってそのコミットメントを達成する」として米国の核の傘の下にあることを明白にしている。日本のほか、NATOの非核兵器国や韓国なども同じ政策を取っている。

(3)東北アジア非核兵器地帯については幾つかの提案がある。その一つ「スリー・プラス・スリー」案についていえば、韓国と北朝鮮による「朝鮮半島非核化宣言」(91年12月)に日本の非核三原則を組み合わせ、これら3カ国からなる非核兵器地帯を設置し、核保有国である中国、ロシア、米国の3カ国は、これら3カ国に対しては核攻撃をおこなわない(消極的安全保障)という法的約束をおこなうのが骨子となっている。

実際に、非核兵器地帯は世界各地に拡がっている。第1は、1968年に発効したラテンアメリカ核兵器禁止条約であり、今日ではラテンアメリカの全ての国が参加し、核兵器保有5か国すべてがこの地域で核兵器を使用しないことを約束している。1986年には、南太平洋非核地帯条約が発効し、核兵器だけでなく、核廃棄物投棄も禁止している。東南アジア非核兵器地帯条約も1997年に発効した。アフリカでは、まだ発効していないが、1996年に、非核兵器条約調印が行われた。モンゴルは1991年に、非核兵器国であることを宣言し、1998年には国連によってこの地位が承認された。南極地域では、1961年以来あらゆる軍事的措置が禁止されている。

連絡先:小沼 通二(こぬま・みちじ)(物理学、慶應義塾大学名誉教授)
〒247−0014横浜市栄区公田町200−9
電話・ファクス:045−891−8386　メール:mkonuma254@m4.dion.ne.jp
http://www.worldpeace7.jp/index2f.htm

資料27　ノーベル平和賞受賞者共同声明

多民族性、人権、テロリズム—連帯の世界か、分断の世界か

第5回ノーベル平和賞受賞者サミット共同宣言
2004年11月12日、イタリア、ローマ

20年前、世界には希望の波が押し寄せていた。平和、自由、民主主義、連帯の大衆運動に促され世界の国々は冷戦の終結へ向け行動を起こした。しかし、私たちは歴史的な変化によって開かれた好機を逃してしまった。私たちは今、核兵器・通常兵器開発競争の再来、国際法の軽視、そして各国政府の失政による貧困と環境悪化という重大な問題に直面している。暴力の礼賛が地球上に拡散しつつあり、国連、ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世、ダライ・ラマら精神的リーダーたちが主張してきた平和の文化を構築するチャンスは遠のいている。

過去から引き継がれた問題と並んで、もし適切に対処しなければ文明、宗教、文化の衝突を引き起こす恐れのある新しい問題もある。我々は、それらが避け得ないものとは決して考えない。テロリズムに対し、あらゆる手段を用いて断固として闘うことは、私たちに課せられた課題である。テロリズムは、人権、基本的自由の尊重という人類共通の道徳的価値の再確認と、国内・国家間における民主主義的原則の遵守によってのみを打ち倒すことができる。我々は暴力に暴力で対抗するのではなく、貧困、無知、不正義というテロリズムの根本原因に注意を向けなければならない。

女性と子供に対する容認しがたい暴力が毎日起きている。私たちの最も大切な宝である子供たちはなおざりにされたままだ。子供たちの保護、安全の確保、保健衛生が最優先されるべきだ。すべての子供たちは、平和な中で、平和のための教育を受ける権利がある。彼らの安全と福祉、特に戦争による苦しみの問題を放置することは許されない。

イラク戦争は、危険な不安定性を助長する環境をつくり出し、テロリズムの温床となっている。核兵器用物質が消失していたという信憑性のある報告書も無視してはならない。我々がイラク戦争での何千の死を悼む間も、連合国側は自ら声高に宣言したゴールのどれも達成していない。治安、貧困、環境危機の問題は、法律に基づく多国間協力を通じてのみ解決しうる。すべての国家は条約上の義務を厳格に履行し、国連の必要不可欠な役割と、平和維持に関する国連安全保障理事会の第一義的責任を再確認しなければならない。

私たちは、核兵器開発プログラムの検証可能な終結、安全の保証、制裁の解除を含む北朝鮮の核問題の迅速な平和的解決を支持する。六カ国協議と、米国、北朝鮮双方の努力が成果をもたらすだろう。

イランの核開発に関して、最近の、イラン対英国、フランス、ドイツの協議の進捗を歓迎し、米国が国際原子力機関の枠組みの中で解決策を見出すためのプロセスに参加することを期待する。

私たちは軍事費の削減を要請する。また、武器貿易の制限と、世界の人権基準と人道法に違反する行為に使用される恐れのある武器売買の禁止に関する条約の締結を要求する。

私たちノーベル賞受賞者は、貧困問題と持続可能な開発が、世界が取り組むべき緊急の課題として提起されるべきと考える。これらの課題に応えるためには政治的意思が不可欠である。それは、これまであまりにも欠けていた。

国連ミレニアム・サミットに参加した国々が誓約した取り組み、つまり開発途上国のための開発援助拡大、公正な貿易、市場参入および債務救済の約束は、まだ履行されていない。貧困は引き続き世界で最も広範な惨禍の要因となっている。

何百万の人々が飢えと疾病の犠牲者となり、大多数の国民が欲求不満と絶望感に苦しんでいる。これが急進主義とテロリズムの温床となり、それによって社会全体の安定と未来が危険にさらされる。

科学者たちは、水、エネルギー、気候変動問題の放置が秩序の破壊と軍事紛争を引き起こし、最終的には文明社会が依拠している生命システムの崩壊にもつながる、と私たちに警告している。したがって、私たちは京都議定書と地球憲章への支持を再確認し、併せて枠組協定に関する政府間交渉を求める、国際緑十字のイニシアチブに示されたような水問題への権利ベースのアプローチを支持する。

私たちノーベル平和賞受賞者は、人類がこれまでにない新しいチャンスから恩恵を受けたり、反対に我々の前に立ちはだかる危険を迎え撃つため、よりよいグローバル・ガバナンスが必要と考える。そのために国連およびその関連機関の強化と改革を支持するものである。

特に必要な緊急課題として、私たちは次のことに取り組むことを誓約する。

- 中東危機解決のための真摯な努力。これは、テロリズムの問題解決の鍵であり、また文明の衝突という危険を回避する機会ともなる。もし域内すべての国家に国家として存続する権利が保証され、さらに中東がその地域の各民族のユニークな文化を尊重しつつ地球的規模のプロセスで統一されるなら、解決は可能である。

- 核不拡散条約の維持と強化。私たちは二重基準を拒否し、核兵器保有国が核兵器廃絶のために努力すべき法的責任があることを強調する。私たちは、包括的核実験禁止条約の発効までの核実験モラトリアムの継続と、検証可能で不可逆的な核兵器削減のプロセスを加速することを要求する。我々は、新型で「使える」核兵器に危機感を大いに募らせており、核兵器を戦争遂行の合法的手段や先制攻撃の威嚇の手段とみなすドクトリンを拒絶するよう要求する。

- 国連ミレニアム開発目標達成に弾みをつけるために、2005年にハイ・レベル協議を行うとした国連事務総長のイニシアチブの実現。私たちは、これらの極めて重要な課題達成を助ける人々への説明責任を醸成するために努力することを約束する。

今日の世界が直面する問題を解決するため、政治家は力をつけた市民社会や力強い大衆運動と相互交流する必要がある。それにより、人間の顔を持ったグローバル化と、新国際秩序形成への道が開ける。その秩序とは、暴力を拒絶し、民族、文化、政治的多様性を尊重し、正義、深い思いやり、連帯を確かにするものである。

私たちノーベル平和賞受賞者と受賞者組織は、これらの目標実現のために力を尽くすことを約束し、各国政府とすべての人々の賛同を呼びかける。

ミハエル・ゴルバチョフ、金大中、レク・ワレサ、ジョセフ・ロートブラット、ホセ・ラモス＝ホルタ、ベティ・ウィリアムズ、マイレッド・コリガン・マグワイア、カルロス・フィリペ・シメネス・ベロ、アドルフォ・ペレス・エスキベル、リゴベルタ・メンチュウ・トゥム；国連児童基金、パグウォッシュ会議、核戦争防止国際医師会議、常設国際平和局、国際法学会、アメリカ・フレンズ奉仕団、国境なき医師団、アムネスティ・インターナショナル、国連難民高等弁務官事務所、国際労働機関、地雷禁止国際キャンペーン、アルバート・シュヴァイツァー・インスティチュート、国際連合

http://www.pugwash.org/uk/documents/final-5NPLsummit.pdf#search='A%20United%20World%20or%20a%20Divided%20World

資料28　核軍縮日誌　04年1月1日～05年4月30日

核:軍備と軍縮　04年1月		その他の事項	
2004年1月		2004年1月	
6日	米国の核問題専門家らの北朝鮮訪問団、平壌に到着（～10日）。	1日付	日米地位協定に関する政府の基本解釈となる機密文書「地位協定の考え方」を12月31日までに琉球新報社が入手、全容明らかに。
7日付	イラク国内で放射性物質や化学物質の汚染による深刻な環境問題がUNE報告書で明らかに。	9日	石破防衛庁長官、イラク復興特措法に基づき、陸上自衛隊の先遣隊と、航空自衛隊の本隊に同時に派遣命令。
8日	米紙NYT、イラクでWMDを捜していた約400人の査察チームが、WMD関連の証拠を何も発見できないまま撤収したと報じる。		
12日	北朝鮮外務省、米に凍結対補償に合意する用意があるなら、「黒鉛減速炉の凍結をする用意がある」と表明。朝鮮通信（東京）。		
12日	**リビア、先にWMD計画の廃棄を宣言したことに関連し、CTBTを批准、CWCに加入。**		
15日	北朝鮮核施設を視察したブリチャード前特使、枠組み合意で凍結されていた実験用黒鉛減速炉の稼動を確認したと明らかに。	13日	防衛庁、陸海空三自衛隊の幕僚長と防衛副長官、官房長の毎週の定例記者会見の廃止を決め、報道各社に通告。
		17日付	米韓両国、米韓連合軍司令部を含め、ソウル市内の竜山基地を早ければ07年に南部へ完全移転することで合意。
		19日	第159回通常国会、開会。
20日	米上院外交委員会、北朝鮮の核問題や6カ国協議に関する公聴会開催。	20日	ブッシュ米大統領、上下両院合同会議で一般教書演説。
22日付	毎日新聞、米国が推進するPSIに関連し、北朝鮮による物資の入手阻止で中国が米に協力した事例があると米高官が明らかにしたと報道。		
23日	テネットCIA長官、イラクのWMD捜索を指揮してきたCIA特別顧問、デビッド・ケイ氏の辞任を発表。	26日	首相、自公党首会談でイラク特措法に基づくイラク・サマワへの陸自本隊の派遣を決定。これを受け、石破防衛庁長官が派遣命令。
27日	マクレラン米大統領報道官、リビアから核兵器やMD開発関連の資材などが米へ空輸されたことを明らかに。		
28日	英独立調査委員会の報告書、イラクWMDに関する英政府の情報操作疑惑で、ブレア首相らの関与報道は「根拠がない」と結論。		
28日付	米紙WP紙、「米政府調査団のケイ前団長、旧フセイン政権が90年代半ばにBCWをひそかに廃棄していた新たな証拠があると語る」と報道。	29日	北朝鮮への経済制裁を可能にする外為法改正案が衆院本会議で可決。
31日	パキスタン政府、イランへの核兵器開発技術漏えい疑惑が持たれているパの「核開発の父」カーン博士を首相顧問から解任。	31日	衆院本会議、イラク特措法に基づく自衛隊派遣承認案を自民、公明両党などの賛成多数で可決。野党3党は欠席。

核:軍備と軍縮　04年2月～3月		その他の事項	
2月			
2日付	ロシア紙コメルサント、ロ軍が2月中旬、全面核戦争を想定したソ連崩壊後最大規模の軍事演習をロシア全土で行うことを決定、米に通告、と報じる。		
3日	英政府、イラクのWMDに関する情報に問題がなかったかどうかを検証する調査委員会の設置を正式に発表。		
4日	**パキスタンの核兵器開発技術漏えい疑惑で、イランなどへの技術漏えいにかかわったとされるカーン博士、大統領との会談で事件の責任を全面的に認める。**		
6日	ブッシュ米大統領、イラクのWMDの脅威に関する情報収集の問題点などを分析し大統領に勧告する独立委員会の設置を発表。		
7日付	豪「ジ・エイジ」紙、豪のロジャー・ヒル元国連査察官、「イラクには大量破壊兵器を行使する能力がなかった」と報道。		
		2月9日	**参院本会議、イラク復興特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣承認案件を採決し、自民、公明両党などの賛成多数で承認。**
10日	ロシア軍、ロシア西部から極東までの6軍事管区全域を舞台に、核戦争を想定した大規模な戦略核兵器訓練を開始（～18日）。		
11日	**米大統領、WMD拡散防止のための新提案を発表。**		
17日	オランダのカンプ国防相、自衛隊が展開するサマワ付近で、イラク戦争の際、米軍が劣化ウラン弾を使用したことを正式に認める。		
17日	イタル・タス通信など、ロシア北方艦隊が同日バレンツ海で行った核戦力の軍事演習で、SLBM「RSM54」の発射に失敗と報じる。		
18日	日米両政府、WMD不拡散問題等をテーマに外交当局による会合開催。米の小型核兵器開発問題に日本側が懸念を表明。		
19日	ロシア軍のバルエフスキー参謀第1次長、米のMD構想に対抗するため、ロシアが新型BMの開発に着手していることを明らかに。		
20日	IAEA、リビアが闇市場を通じて核開発関連物資と遠心分離機を調達し、秘密裏に少量のプルトニウムを抽出していたと報告。		
23日	エルバラダイIAEA事務局長、リビアを訪問。6月末までにリビアの核兵器開発計画廃棄作業を終了することでリビア側と合意。		
24日	IAEA、イランで新たに核兵器開発用にも用いることが可能な遠心分離機の部品や設計図などが見つかったと報告書にまとめる。		
25日	6か国協議、北京で開催。28日、当初予定の「共同報道発表文」を見送り、次回協議開催や作業部会設置を盛り込んだ「議長声明」の発表のみで終了。	27日	川口外相、自衛隊と米軍が水や食料を融通し合う日米物品役務相互提供協定（ACSA）の改定協定に署名。
3月			
1日	ビキニ水爆実験、50周年。マーシャル諸島の首都マジュロで被ばく者の追悼式典。		

核:軍備と軍縮　04年3月		その他の事項	
2日	UNMOVIC、イラクは1994年以降特別なWMDは保有していなかったとする報告書をまとめる。USAトゥデー紙の報道。		
5日	リビア、マスタードガスやサリンなどの神経用ガス用の材料を保持していたと化学兵器禁止機関に正式に申告。		
		3月6日	中国、前年比11.6%増となる国防費などを盛り込んだ国家予算案を報告。
		9日	イラク統治評議会、6月末の権限委譲から新憲法が承認されるまでの移行機関の指針となる「イラク基本法」に調印。
		9日	政府、国民保護法案など有事関連7法案と、3条約の締結承認案を閣議決定、国会に提出。
11日付	米海軍の戦略原潜に搭載されていた核ミサイルが、昨年11月の米ワシントン州の潜水艦基地での陸揚げ作業中の事故で損傷していたと米メディア報じる。		
12日	リビアが、日本企業製の装置をウラン転換用の試験プラントに使用していたことがIAEA調査で明らかに。		
13日	IAEA定例理事会、新たな申告漏れが見つかったイランに対し「深刻な懸念」を示す非難決議を採択。		
14日付	NYT紙、「CIA、パキスタンのカーン博士の研究所が、核製造一式を北朝鮮に供与していたとする機密報告をホワイトハウスに提出」と報道。		
16日	中国、6か国協議作業部会の枠組みや運営方法などについてまとめた文書を日米韓朝ロ5カ国に提示し、意見調整を進めていることを明らかに。		
16日	イラン最高安全保障委員会のローハニ事務局長、27日からIAEAの査察再開に応じることを正式に確認。		
18日	仏の新世代戦略原潜3番艦「ヴィジラン」が試運転。今秋、戦略海洋軍に配備予定。		
20日	関西電力高浜原発3、4号機で、西川福井県知事、海外でのMOX燃料加工委託を了承すると正式に発表。		
22日	DOD、MDの一環として、高性能レーダーを備えたイージス艦を日本海に常駐配備する方針を明らかに。イングランド海軍長の発言。		
22日	OPCW、リビアが申告したリストに基づく化学兵器や兵器製造施設の確認などの初期査察を終了と発表。		
24日	米国、WMD拡散阻止のために「適切かつ効果的な法規」施行などの措置をとるよう求めた決議案を国連安保理に提出。		
26日	「国防科学委員会」、核兵器と通常兵力を組み合わせた中長期的な米軍攻撃能力に関する報告書「将来の戦略攻撃力」を公表。		
26日	北朝鮮での軽水炉建設事業を昨年12月に停止したKEDO、事業停止後2回目となる公式理事会をニューヨークで開催。		
28日	イランに派遣のIAEA査察チーム、中部ナタンツで査察を再開。		
		20日	台湾の総統選挙で民主進歩党の陳水扁総統が再選。

核:軍備と軍縮　04年3月～5月		その他の事項	
31日	米上院、米国がIAEA保障措置協定の追加議定書批准を認める法案を可決。		
4月			
2日	米政府、イランにWMDやミサイルの部品などを輸出したとして、7カ国・地域の計13社に対して、米政府との取引禁止などの制裁。		
5日	カートマンKEDO事務局長、欧州議会で北朝鮮の核開発について証言し、「北朝鮮は無制限にプルトニウム型の核兵器を製造できるだろう」と発言。		
6日	イランのアガザデ原子力庁長官、エルバラダイIAEA事務局長と協議。ウラン濃縮に用いる遠心分離機の製造や組み立てを「9日に停止する」と発表。		
7日	北朝鮮の核開発問題を巡る日米韓3カ国の非公式外務省局長級協議始まる(～8日)。		
9日	イラク・サマワで米憲兵隊員としての任務についていたNY州兵が記者会見。尿検査で劣化ウランによる放射能汚染が判明と公表。		
12日付	北朝鮮の秘密の地下核施設で3個の核爆弾を見せられたとのパキスタンのカーン博士の証言がNYTで報道される。		
21日	イスラエルの核開発に関する機密情報を英紙に暴露し、国家反逆罪などで約18年服役していた元原子力技師バヌヌ氏が出所。		
25日	小型核の研究解禁について、米国のWMD不拡散政策に悪影響を与えず、ロ・中との核軍拡競争を招く要因にもならないとの報告書を米国務省などが3月にまとめていたと明らかに。		
27日	ケイディッシュMDA局長、MDシステムについて、今年中に地上配備型の迎撃ミサイル約10基の実践配備を完了すると発言。		
26日	2005年NPT再検討会議の第3回準備委員会、NYの国連本部で開催(～5月7日)。		
28日	安保理、WMD不拡散に関する米国提案の決議案を全会一致で採択。		
29日	中国外交部の孔泉・報道官、北朝鮮の核開発問題に関する6か国協議の作業部会を5月12日に北京で開催すると正式発表。		
5月			
4日付	英紙フィナンシャル・タイムズなど、「北朝鮮の金最高人民会議常任委員長、"いかなる相手にも核関連物質を売却しない"と発言」と報道。		
		31日	米太平洋軍ファーゴ司令官、下院軍事委で証言し、08年退艦の空母キティホークの後継艦に「最も能力のある空母」を配備したいと述べる。
		4月2日	日米両政府、合同委員会で、日本国内で罪を犯した米兵容疑者の取調べに米側捜査官の同席を認める等地位協定運用改善で合意。
		7日	小泉首相の靖国参拝について、福岡地裁が違憲判決。
		8日	カタールの衛星テレビ、イラクでの日本人3人の拘束を報じる。日本政府は自衛隊を撤退させない方針を主張。(4月15日、解放)
		26日	横須賀の原子力空母配備問題について、沢田横須賀市長、原子力空母の配備に事実上反対の意向を表明する書面を川口外相あてに提出。
		28日	米CBSテレビ、米兵がイラク人捕虜を虐待した証拠写真を放映。
		5月3日	四日市港管理組合、米軍艦船が入港する際に核兵器搭載の有無を国に照会するなどの対応マニュアルを作成、4月から運用を始めたことが明らかに。
		4日	日本人拉致問題をめぐって日朝政府間協議が開催される。

核:軍備と軍縮　04年5月		その他の事項	
6日	日米両政府、海上配備型の迎撃ミサイルSM−3の日米初共同飛行実験を05年後半に実施することで大筋合意していることが明らかに。		
7日	4月26日からニューヨーク国連本部で開催のNPT再検討会議準備委員会、厳しい対立、混乱ののち、合意なく終了。		
12日	北朝鮮核開発問題をめぐり、6月末に開催予定の第3回6か国協議に向けた初の作業部会が北京で始まる(〜15日)。	12日	米下院軍備委、2003年の「海外基地見直し委員会」設置条項撤廃と、BRAC2年延期を盛り込んだ2005会計年国防認可法(HR4200)を全会一致で可決。
12日	ARF高級事務レベル協議、米政府が取りまとめた輸出管理強化などを求める「大量破壊兵器不拡散」声明案を承認。		
12日	米政府、PSIの強化策として、パナマとの間で、米国がパナマ船籍を持つ船舶に対し公海上での臨検を可能とする2国間協定に調印。		
12日	ブルックスNNSA局長、核管理の安全上の問題などから実験が必要な事態になれば「(再開に)ためらいはない」とワシントン市内の講演で語る。		
13日	ボルトン米国務次官、リビア政府が北朝鮮などとの兵器や軍事関連技術の取引を中止することを決め、米英政府に確約したと発表。		
16日	パウエル米国務長官、イラク戦争開戦前の安保理演説で示したイラクの生物兵器施設に関する情報について「結果的に不正確で誤りだった」。		
20日	KEDO理事会、北朝鮮・琴湖での軽水炉建設事業の停止を継続することなどを確認する声明を発表。現場の維持・管理費用が年間108億円にのぼることを明らかに。	20日	米下院本会議、DODが05年に策定を予定しているBRAC計画を2年間先延ばしにする内容を含む05会計年度国防認可法案を可決。
		20日	**国民保護法案など有事関連7法案、衆院本会議で自民、公明、民主3党などの賛成多数で一部修正のうえ可決。参院に送付。**
		21日	米海軍の21世紀型空母-CVN21-建設準備契約が、米海軍とノースロップ・グラマン社のニューポートニューズ造船所の間で成立。
22日	米紙NYT、リビアが01年に「核の闇市場」から買った1.7トンの六フッ化ウランは、北朝鮮から売却されたことを示す根拠をIAEAがつかんだと報じる。		
22日	イランのフセイニ・ウィーン国連代表部大使、同国の核開発の全容を示した新たな報告書を21日にIAEAに提出したと発表。ロイター。		
24日	国連安保理、6月末までのイラクへの主権移譲に向けた新決議に関して協議。米英両国は新決議草案を提示。		
25日	**NNSA、通算21回目の未臨界核実験「アーマンド」をネバダ核実験場で実施と発表。**	22日	**小泉首相、北朝鮮を訪問し、平壌市内の大同江迎賓館で金正日総書記と会談。**

核:軍備と軍縮　04年5月〜6月		その他の事項	
26日	86年に英紙記者としてバヌヌ氏を取材し、イスラエル核保有疑惑を報道したフーナム氏、国内で治安当局に拘束される。27日、釈放。		
26日	26日付の米紙NYT、過去のイラクのWMD関連記事に、「信頼の置けない情報」に基づいた誤りがあったと認める検証記事を掲載。		
27日	NSG総会、スウェーデンのイエーテボリで開催。28日、中国、リトアニア、ラトビア、マルタの4カ国の新規加盟を承認し閉幕。	27日	イラク中部マハムディヤ付近で日本人ジャーナリスト2人の乗った車両が襲撃され2人とも死亡。
28日	マレーシア警察当局、カーン博士の右腕として「核の闇市場」で暗躍したスリランカ出身のビジネスマン、タヒル氏を拘束。AP通信。		
28日	DOD、中国の軍事力に関する年次報告書を米議会に提出。台湾海峡に沿って配備された短距離弾道ミサイルの増強などを指摘。		
28日付	米紙WT紙、20日のKEDO理事会で、米が現在停止中の北朝鮮での軽水炉建設事業を今年12月で廃止するよう提案したと報道。		
29日	北朝鮮の朝鮮中央通信、リビアに六フッ化ウランを売却したことを示す証拠があるとのNYT報道を否定。		
31日	ロシア外務省、WMDを阻止する国際的包囲網構築を目指すPSIへの参加を発表。		
6月			
1日	米英、イラク主権移譲に向けた安保理新決議案で、米軍が主導する多国籍軍の駐留期限を2005年末とする修正案を提出。		
1日	ブッシュ大統領、新しい「備蓄核計画」を米議会に送付。全核弾頭計約1万を、6000発レベルに。		
3日	青森県六ヶ所村にある日本原燃の核燃料再処理工場への使用済核燃料搬入が約1年7カ月ぶりに再開。		
4日	アジア太平洋の約20カ国・地域の国防相らがWMD拡散問題などを話し合うアジア安全保障会議、シンガポールで開幕(〜6日)。		
8日	第30回主要国首脳会議(シー・アイランド・サミット)開幕(〜10日)。9日、WMDの不拡散に関する行動計画などを採択。		
8日	**小泉首相、ブッシュ大統領と会談、イラク主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加を事実上表明。**		
8日	安保理、6月末の全面的な主権移譲を明記した対イラク決議1546を全会一致で採択。		
		6月18日	**国民保護法など有事関連7案参院本会議で可決、成立。改定日米物品役務相互提供協定(ACSA)など3条約も承認される。**

核：軍備と軍縮　04年6月～8月

19日　インドとパキスタン、核兵器に関する信頼醸成措置を話し合う専門家協議を開催。20日、共同声明を発表。

23日　第3回6カ国協議が北京の釣魚台迎賓館で開幕。26日、議長声明を発表して閉幕。

28日　イラクを占領統治してきた連合国暫定当局（CPA）、イラク暫定政府に正式主権移譲。

28日　全米市長会議総会、平和市長会議が提唱する「2020ビジョン」を支持する決議を採択。

7月

2日　ARF、ジャカルタで開催。北朝鮮の白南淳外相が出席。「朝鮮半島の非核化」へ向け「できる限り早期に第一歩を踏み出すことが必要」と強調する議長声明を発表。

9日　米上院情報特別委、イラクのWMDに関する米政府の報告書を発表。「思い込みに基づいた欠陥情報」と結論。

14日　**英調査委員会、「イラクの大量破壊兵器は存在していなかった」と結論。**

15日　**在日米軍再編をめぐる日米両政府の外務・防衛担当審議官級協議がサンフランシスコで始まる（～17日）。**

15日付　米国や旧ソ連などの大気圏核実験で北半球に降下した放射性降下物質、従来推定の約1.5倍に達する。気象庁気象研究所の分析。

21日　アーミテージ国務副長官、訪米中の中川自民党国対委員長らに対して、日本の憲法9条が「日米同盟関係の妨げの一つ」と発言。

23日　米DODミサイル防衛局、地上配備型迎撃ミサイル1基をアラスカ州フォートグリーリー基地に初めて設置したことを発表。

24日　北朝鮮外務省、第3回6か国協議で米が示した提案が「リビア式」の解決策だと批判、「これ以上論議する一顧の価値もない」。

24日　パキスタン、同国の「核開発の父」カーン博士による核技術流出問題で拘束されていた核科学者3人を釈放したことを明らかに。

29日　イスラエルのシャロン首相、「米国はイスラエルが抑止力による自衛能力を持つべきだと認めている」と発言。AP通信などの報道。

31日　ハラジ・イラン外相、「われわれは遠心分離機製造を始めた」と述べ、ウラン濃縮に使う分離機の製造を再開したことを明らかに。

8月

1日付　1950年代の一連のビキニ核実験で出たプルトニウム、日本近海に堆積。放射線医学総合研究所が7月31日までに確認。

その他の事項

23日　ファイス国防次官、米下院軍備委員会で、米国の「国防世界態勢の包括的見直し」についての「5つの鍵となる政策課題」について証言。

7月4日　海自、日米など7カ国が参加するリムパック2004で、ハワイ諸島北西約100キロにある米軍の訓練海域でミサイル迎撃訓練を実施。

11日　参院選で自民敗北、民主議席増。

核：軍備と軍縮　04年8月～9月

2日　ブッシュ米大統領、CIAなどの情報機関を統括する主要閣僚級ポスト「国家情報長官」、「国家テロ対策センター」の創設を発表。

6日　広島、59回目の「原爆の日」。、

8日　IAEA、8月上旬にイラク中部のツワイサ原子力施設の査察を実施したが、核物質の保管状況に問題は見つからなかったと発表。

9日　長崎、59回目の「原爆の日」。

9日　日米朝韓中5カ国の政府当局者が非公式に意見交換を行う「東北アジア安全保障会議」、NYで開催（～11日）。

9日　ルミャンツェフ・ロ原子力相、同国が今年、ノバヤゼムリャの実験施設で未臨界実験を実施したと発言。タス通信。

11日　イラン国営テレビ、イラン国防省が中距離弾道ミサイル「シャハブ3」の最新版の実地試験を行った、と伝える。

11日　「イラク核開発の父」ジャファル氏、英BBC放送のインタビューで、「91年以降のいかなる時期にもWMDは開発されなかった」と証言。

11日　NNSAで米核政策の立案を担当するハービー博士、即応可能な核兵器の開発・製造のためのインフラ整備を進めると発言。

12日　パウエル米国務長官、産経新聞などとの会見で、日本が安保理常任理事国入りする場合は「（9条は）再検討されるべきだろう」。

17日　中国国営メディア、同国が新型誘導ミサイルの実験に成功したと発表したと報じる。

21日　米原子力空母ジョン・C・ステニスなど空母機動部隊3隻、佐世保港入港。25日、出港。

29日　韓国の聯合通信、北朝鮮の核問題を巡る第4回6か国協議が9月に開催される可能性があると伝える。

30日　IAEA、核燃料の生産や再処理、廃棄物の処理にいたるサイクルの国際的管理を検討する第1回専門家委員会をウィーンで開催（～9月3日）。

9月

1日　イランが遠心分離機によるウラン濃縮の材料に使われる六フッ化ウランを大量に製造していることがIAEAの内部報告書で判明。

その他の事項

8月9日　福井県美浜町の関西電力美浜原発3号機で二次冷却系の配管が破損。作業員11人がやけど、うち5人が死亡。

13日　**米海兵隊のヘリコプター、沖縄普天間基地（宜野湾市）すぐ側の沖縄国際大学構内に墜落炎上。**

20日　原子力空母ジョン・C・ステンス空母打撃団が佐世保、清水、東京、横須賀に同時入港。

31日　防衛庁、05年度予算の概算要求（総額は4兆9,335億円）を発表。04年度比1.2%増。MD整備経費に1,442億円。

31日　モスクワ地下鉄駅近くでの自爆テロにより10人が死亡、51人が負傷。

核：軍備と軍縮　04年9月		その他の事項	
2日	韓国科学技術省、同省傘下の原子力研究施設で2000年1―2月に極少量のウラン分離実験が行われていたことがわかり、IAEAに申告したと発表。	9月2日	防衛施設庁、池子住宅地区の横浜市域に米軍家族住宅700戸建設に合意。横浜市長も受け入れの方向。22日横浜市長、石破防衛庁長官と会談、住宅等建設と施設返還に係る具体的協議に入ることを伝える。
4日	米、アラスカ州フォート・グリーリー基地に2基目の陸上配備型ミサイル迎撃隊をを配備。		
5日	インドのシン外相とパキスタンのカスリ外相が会談。6日、両国が核兵器管理などについて信頼醸成措置をさらに進めることで合意。		
8日	ロシア海軍、SLBM発射実験に成功。北方艦隊所属の戦略原潜から発射されたSLBMはカムチャッカ半島の演習場に着弾。		
8日	IAEAのリビア核査察で、核兵器製造の精密機器が見つかっていたことが明らかに。		
9日	日米MD共同技術研究で、米側が「イージス・システム」やレーダーなどに研究範囲を拡大したいとの意向を日本側に伝えていたことが明らかに。		
13日	エルバラダイIAEA事務局長、韓国が80年代にウラン転換実験を未申告の3施設で行っていたことを明らかにし、深刻な懸念を表明。		
13日	バウエル米国務長官、上院政府活動委員会の公聴会で証言。イラクのWMDについて「今後も見つかりそうもない」。		
15日	アナン国連事務総長、「イラク戦争は違法だった」との見解を示す。英BBC。		
16日	川口外相、日本のイラク攻撃支持について「決議に従わなかったのはイラクだ」とWMDが未発見でも問題はないとの見解を示す。		
18日	IAEA理事会、イランの遠心分離機の製造・組み立てなどの再開を懸念、活動の即時停止などを求める非難決議を採択。		
19日	イランのロウハニ最高安全保障委員会事務局長、IAEAの非難決議について、「違法で、イランには何の義務もない」。		
21日	日米首脳会談。両首脳は沖縄での米軍ヘリ墜落事件を踏まえ、在日米軍の縮小に向けた協議を加速することで合意。		
21日	第59回国連総会の一般演説が始まる。国連のアナン事務総長、「法の支配が危機に直面している」と警告。		
21日	イランのアガザデ原子力庁長官、大規模なウラン転換実験の開始と六フッ化ウランの製造に成功したと明らかに。		
		17日	国民保護法、施行される。
		17日	逗子市、米海軍池子住宅地区横浜市側での米軍住宅増設計画に反対し、国の計画の無効確認と白紙撤回を求める訴訟を横浜地裁に提訴。
		20～22日	化学兵器禁止条約（CWC）第2回アジア地域国内当局会議、北京で開催。

核：軍備と軍縮　04年9月～10月		その他の事項	
23日	CTBT発効促進を目指し、日本など約40カ国が外相会談を開催、共同声明を発表。		
23日	米太平洋軍のファーゴ司令官、上院軍事委員会で証言し、太平洋地域に新たな空母戦闘軍を配備する方針を表明。		
24日	IAEA年次総会、北朝鮮に核開発計画の即時、完全な廃棄を要求、核問題の平和的解決を促す決議案を全会一致で採択。		
28日	CTBT発効要件国の一つであるコンゴ民主共和国がCTBT批准書を国連に寄託。		
10月			
1日	米海軍イージス艦が日本海パトロールを開始。		
1日	バウエル米国務長官、イラク大量破壊兵器について「われわれは今、彼（フセイン元大統領）が備蓄を持っていなかったことを知った」。		
5日	イラン最高評議会のラフサンジャニ議長、新型中距離ミサイルの開発に成功したことを発表。国営イラン通信の報道。		
6日	米調査団のドルファー団長、イラク戦争開戦時に、同国にはいかなるWMDも存在しなかったとする報告書を議会に提出。		
9日	韓国の毎日経済新聞、韓国軍関係者の話として韓国が射程300キロの地対地ミサイルを開発、約100基を配備していると報道。		
11日付	政府、10日までにMDの迎撃ミサイル部品について、量産、配備を前提として開発段階に移行する方針を固める。		
11日	EU、ルクセンブルクで外相会議。WMDの廃棄を宣言し国際社会へ復帰を進めるリビアに対する武器禁輸措置の解除を決定。		
13日	ブッシュ米大統領、「2005軍事建設歳出および緊急ハリケーン補正歳出法」に署名。		
14日付	IAEA、イラク国内の核関連施設などから核兵器製造に利用されうる軍民両用の精密機械が消失しているとの報告書を安保理に提出。		
22日	北朝鮮、米国の敵視対策放棄など3項目の条件を提示、合意に達すれば6か国協議再開を検討する意向を表明。		
23日	パウエル米国務長官、北朝鮮が示した次回6か国協議再開のための3条件について「6か国協議の枠内で話し合うべきだ」。		
24日	イラン外務省報道官、ウラン濃縮計画の全面停止の見返りに軽水炉建設支援などを容認したEUの妥協案の受け入れを否定。		
25日	日本が主催するアジア地域初のPSIの海上阻止訓練が始まる（～27日）。日米仏豪など22か国が参加、中韓は不参加。		
		27日	小泉首相、第2次内閣改造。竹中経済財政相留任。外相には町村氏。
		10月4日	小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」（「防衛懇」。荒木浩座長）、「未来への安全保障・防衛力ビジョン」の副題を持つ報告書を発表。
		11日	米イージス艦「レイク・エリー」、新潟県の新潟港に入港。イージス艦の新潟入りは初めて。12日、出港。
		15日	安全保障理事会の非常任理事国に日本が9回目の選出。
		22日	ロシア下院は京都議定書の批准承認法案、可決。
		23日	新潟県中越地方を中心に最大震度7を記録する強い地震。死者40人、重軽傷者2850人あまり。

核:軍備と軍縮　04年10月～11月		その他の事項	
28日	**国連総会第一委員会にてNAC決議、日本決議が可決。**		
		30日	イラクで、テロリスト組織に拘束された香田証生さんが殺害され、人質事件初の犠牲者に。
11月			
2日	**米大統領選、投票開票。ブッシュ氏再選。**		
5日	AP通信、IAEAに近い外交筋の話として、IAEAがエジプトの核施設の査察で極微量のプルトニウムを検出したと伝える。		
		11月	
		5日	露大統領、京都議定書批准書に署名、来年2月に発効。
8日	イラクに駐留する米軍、武装勢力が支配すると伝えられるファルージャの奪回を目指すとして総攻撃を開始。		
10日	在日米軍再編問題などを話し合う日米外務・防衛当局の審議官級協議、ワシントン市内で始まる（～12日）。		
10日	小泉首相、民主党の岡田代表との党首討論で、サマワについて、「自衛隊が活動している地域は非戦闘地域だ。」		
11日	韓国のIAEA未申告問題で、2000年に抽出された濃縮ウランが核兵器級に近い水準だったことがIAEA報告書で明らかに。	11日	パレスチナ解放機構（PLO）議長ヤセルアラファト氏死去。
15日	イラン、英、仏、独の欧州3カ国との協議で、核兵器開発につながる可能性のあるウラン濃縮関連活動の全面停止に合意。		
15日	パウエル米国務長官が辞表提出を明らかに。		
16日	ブッシュ大統領が後任としてライス大統領補佐官を指名すると発表。		
17日	プーチン・ロシア大統領、ロシア軍幹部会議で、今後数年以内の新型ミサイル・システムの配備計画を明らかに。	17日	池子地区米軍住宅建設計画の白紙撤回を求め逗子市が提訴した訴訟の第1回口頭弁論。
19日	**政府、米調査団報告を受け、「イラクにWMDが存在しないことは、ほぼ確実となったと判断される」との答弁書を閣議決定。**		
20日	APEC首脳会議、チリの首都サンティアゴで開幕（～21日）。初日にテロ対策、大量破壊兵器の不拡散など安保問題で討論。		
20日	米国の新型核兵器研究予算カットを定めた法を含む「2005会計年一括歳出法」が米議会上下院を通過。		
22日	エルバラダイIAEA事務局長、イランがウラン濃縮関連活動の停止作業に入ったことを確認。		
25日	エルバラダイ事務局長、IAEA理事会に先立ち、イランが一部のウラン濃縮装置の稼動を認めるよう要請していることを明らかに。		
26日	KEDO、昨年12月から続く北朝鮮での軽水炉建設事業凍結について、さらなる1年間の延長を正式に発表。		
29日	IAEA理事会、イランのウラン濃縮関連活動の「完全かつ継続した停止」を求める決議案を採択。安保理への付託は見送る。		

核:軍備と軍縮　04年12月～05年1月		その他の事項	
12月			
2日	アナン国連事務総長によって03年に設置された「脅威、課題、変化に関するハイレベル委員会」、「より安全な世界へ:私たちが分かつべき責任」と題した報告書を国連総会に提出。		
3日	**国連総会、日本決議、新アジェンダ決議などを採択。**		
6日	生物兵器禁止条約（BWC）締約国会合、ジュネーブで開催（～10日）。		
		12月	
		8日	核軍縮議員ネットワーク（PNND）、ウェリントンで05年のNPT再検討会議を睨んだフォーラムを開催。
10日	**政府、安全保障会議と閣議において、新たな「防衛計画の大綱」と次期中期防衛力整備計画を決定。**	9日	**政府、イラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊活動の基本計画の変更を決定し、派遣期間を1年延長。**
14日	日米両政府、両国がMDシステムで包括的に協力する枠組みを定めた交換公文を締結。	14日	政府、国民保護法に基づく「国民保護に関する基本指針の要旨」を公表。
15日	**DODのミサイル防衛局、地上配備型迎撃ミサイルによるミサイル迎撃実験に失敗したと発表。**		
17日	「上級運営委員会」の設置などMDに関する日米協力の詳細な内容を定めた両国間の了解覚書が締結される。		
17日	ラドメーカー米国務次官補、北朝鮮が核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイルの飛行テストをいつでも行うことができる、との見解示す。		
21日	日本原燃、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場で、放射性物質の劣化ウランを使う稼動試験（ウラン試験）を開始。		
24日	ロシアのイワノフ国防相、ICBM「トーポリ」の移動式の改造型配備を05年1月から開始する方針を明らかに。	26日	インド洋で大津波、犠牲者15万人強に。
27日	中国政府、日本の軍事活動拡大に強い警戒感を示した国防白書「04年中国の国防」を発表。		
2005年1月			
4日付	AP通信、エジプトが過去にIAEAに未申告で核関連実験を行い、濃縮ウランなどを製造していたと報道。エジプト政府は否定。		
5日	IAEA事務局長、イランがテヘラン郊外のパルチン軍事施設への査察官立ち入りに同意したことを明らかに。		
5日付	米紙WP紙、DODが来会計年度から6年間で、MD予算を当初計画より50億ドル減らす等、約300億ドル分の支出抑制の方針と報道。		
8日付	朝日新聞、「ロシア北西部の原潜基地で、放射性廃棄物の貯蔵施設から、大量の放射線が長期間漏れ続けている」と報道。		

核：軍備と軍縮　05年1月～2月

14日　11日に超党派の議員団として平壌を訪問したウェルドン米下院議員（共和党）、6か国協議が数週間以内に再開できるとの見通し示す。

14日付　読売新聞、DOD策定の06会計年度から6年間の軍備再編計画で、MD予算の50億ドル削減、衛星網などの配備計画の延期を報道。

16日　中国核工業集団の康日新社長、中国が2020年ごろに高速増殖炉の原型炉の完成を目指す計画を正式に表明。新華社電。

20日　**ブッシュ大統領、2期目の就任演説。「圧制の終結」を究極の目標に掲げ、全世界への「自由の拡大」を推し進めるとの方針を打ち出す。**

24日　CDの2005年第1会期が開幕（～4月1日）

26日　**日本の全国市長会、核兵器廃絶を求める決議文を採択。「2002ビジョン」にも言及。**

30日　イラク移行国民議会選挙が実施される。

2月

2日　国際原子力機関（IAEA）エルバラダイ事務局長、核物質、核技術拡散体制強化の7項目提案を発表。

4日　未申告実験が指摘されているエジプトについて、IAEAが査察の結果、「核兵器開発の兆候はない」と結論づけたと報じられる。

7日　DOD、ブッシュ大統領が06会計年度の国防予算案として総額4193億ドルを議会に要請したと発表。MD予算は前年度比約10％減。

8日　米06会計年度予算案のなかで、米国がCTBT機構に支出してきた財政支援の大幅削減を提案していることが判明。

10日　北朝鮮外務省、米国の敵視政策を批判、核兵器開発強化を宣言した声明を発表。朝鮮中央通信。

11日付　韓国ハンギョレ紙、「ハン・ソンリョル北朝鮮国連次席大使、適切な条件下であれば、6か国協議に回帰する方針を示す」と報道。

13日　**イラク選挙管理委員会、国民議会選挙の結果を発表。シーア派の宗教政党と中核とする統一会派「統一イラク同盟」が第一党に。**

14日　**政府の安全保障会議、ミサイル飛来時にMDシステムで迎撃するための手続きを盛り込んだ自衛隊法改正案を了承。**

14日　**米MDA、04年12月に引き続き、地上配備型MDシステムのミサイル迎撃実験に失敗したことを発表。**

15日　**日本政府、ミサイル迎撃の法的枠組み整備のための自衛隊法改正案と、陸海空3自衛隊の統合運用開始のための防衛庁設置法改正案を決定。**

その他の事項

2005年

1月11日　国連主催インドネシア・スマトラ沖地震・津波被害復興支援閣僚級会議で国際社会が大規模支援。日本は2億5000万ドルで最大の拠出国に。

核：軍備と軍縮　05年2月～3月

21日　ブッシュ米大統領、米欧関係を「安全保障の主要な柱」と位置づけ、大西洋両岸の結束による新時代が始まると宣言。

22日　北朝鮮の金正日総書記、適切な条件のもとで6か国協議に復帰すると表明。朝鮮中央通信。

24日　**カナダのマーティン首相、MD構想について「われわれが努力を集中させる分野ではない」と不参加を公式に表明。**

24日　DOD、海上配備型迎撃ミサイル（SM3）の発射実験、成功と発表。同実験はこれまでに計6回行われ、5回目の成功。

26日　米国、ウラン濃縮停止をめぐるイランと英独仏との交渉を、6月の定例理事会まで見守るとの文書を、IAEA理事国に26日までに配布。

3月

2日　ロシアのイワノフ国防相、米MDを無力化するための秘密ミサイル兵器の開発に着手していると発言。インタファックス通信。

3日　IAEA定例理事会、北朝鮮の「核保有宣言」に「深刻な懸念」を表明し、6か国協議への復帰を求める議長総括を全会一致で採択。

4日　**政府、武力攻撃などの際に国や地方自治体などが住民避難などに取り組む具体的手順を示した「国民保護基本指針」案を公表。**

4日付　共同通信は、キルギスのクシュチュベコフ第一外務次官、中央アジア5カ国が2月に非核地帯条約締結で最終合意し、9月までに調印との見通し」と報じた。

9日　大野防衛庁長官、参院予算委員会で、ミサイルでの敵基地攻撃能力について「わが国の専守防衛とはまったく違う。そういう考えは今後とも持たない」。

8日　米原子力規制委員会、8日までに、ノースカロライナ州カトーバ原子力発電所でのMOX燃料の使用を認可。

10日　パキスタンラシッド情報・メディア相、カーン博士が核兵器製造にも用いられる遠心分離機をイランに複数供与したことを明らかに。

10日　ラドメーカー米国務次官補とロドマン米国防次官補、議会公聴会で、中国は「大量破壊兵器関連技術の主要な供給源」と強く批判。

その他の事項

2月

19日　日米安全保障協議委員会（通称<2+2>）がワシントンで開催、同日「日米共同発表」を公表。

24日　横須賀市議会、米海軍横須賀基地への原子力空母配備に反対する決議を採択。

3月7日　イラク南部でムサナン州サマワで、同州の治安維持任務をオランダ軍から英軍に移管。

7日　ライス米国務長官、ブッシュ大統領がボルトン国務次官を国連大使指名決定を発表。

10日　米軍の爆撃で約10万人の命が奪われた東京大空襲から60年。

10日　欧州議会本会議、6か国協議にEUが参加できるよう、EU首脳会議などに取り組みを求める決議案を採択。

核：軍備と軍縮　05年3月		その他の事項	
11日	ライス米国務長官、米政府がイランに対する経済的見返りを容認する決定を行ったとする声明を発表。	14日	中国全人代第3回会議、台湾の独立阻止目的の「反国家分裂法案」採択。
14日付	13日付英サンデー・タイムズ紙、イランに対する外交努力が失敗した場合、イスラエルがイランの核施設を奇襲する計画を立てていると報道。	15日	在日米軍再編に関する日米外務、防衛の審議官級協議開催。
		16日	島根県議会本会議、2月22日を「竹島の日」と定める条例案を可決、制定。
17日	イスラエル検察当局、モルデハイ・バヌヌ氏が出所条件だった外国人記者との接触禁止に違反したとして起訴。	17日	韓国政府、対日政策の新原則を発表。竹島、歴史教科書検定問題などで日本に「断固対処する」姿勢を強調。盧武鉉政権の対日路線を事実上修正。
		17日	町村外相、中国向け円借款を、08年度をめどに新規供与終了で中国側と基本合意。
18日	小泉首相、参院本会議でのMDシステムの導入に関する質疑で、米国など第三国を狙った弾道ミサイルは迎撃しない考えを示す。	18日	米DOD、次期「四年期国防見直し（QDR）」の基礎となる、「国防戦略」と「軍事戦略」を発表。
18日付	英フィナンシャル・タイムズ紙、「01年のウクライナからイランと中国へのミサイル不正輸出をウクライナ政府が認めた」と伝える。		
19日	AP通信、パキスタン軍が、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「シャヒーン2（別名ハトフ6）」の発射実験成功を発表したことを報道。		
21日	北朝鮮の朝鮮中央通信社、米国の攻撃を阻止するために核兵器を増強したと表明。韓国の聯合ニュースの報道。		
23日	ロイター通信、「イランのウラン濃縮関連活動停止をめぐる英仏独との協議で、交渉の進展状況を点検する運営委員会がパリで開催されるも合意に至らず」と報道。		
24日	イランの反体制活動家、同国がテヘラン近郊の軍事施設に極秘にウラン濃縮のための地下施設を建設、レーザー濃縮作業を始めたと指摘。		
25日	**政府、日本有事における住民の非難・救援、国と地方自治体の連携のあり方などを定めた「国民保護に関する基本指針」を閣議決定。**		
25日	ブッシュ米大統領、核開発疑惑に対する制裁措置として凍結していたパキスタンへのF16戦闘機売却に合意。		
30日	イラン政府、03年に高濃縮ウランが検出された中部ナタンツのウラン濃縮のための地下施設やイスファハンのウラン転換施設をメディアに公開。		
31日	**米情報機関に関する独立調査委員会、大統領に最終報告書を提出、イラクWMD疑惑に関する情報分析は「多くの間違いがある」と指摘。**	31日	世界銀行、新総裁としてウルフォウィッツ米国防副長官を選出。

核：軍備と軍縮　05年4月		その他の事項	
4月		4月2日	ローマ法王ヨハネ・パウロ2世死去。
5日	ラジオ・ロシア、北京を訪問した北朝鮮の姜錫柱第一外務次官の発言として、同国が6か国協議の再開に同意したと報道。ラヂオプレス（東京）。		
6日	米科学アカデミー、米原子炉の核廃棄物がテロ攻撃を受けた場合の大規模放射能汚染発生の可能性を警告する報告書を発表。		
8日	「核物質防護条約」改正をめぐり、主要加盟国が核物質の防護措置を国内の輸送、仕様、貯蔵にも適用するとした改正案に合意。	9日	中国各地での日本国連安保理常任理事国入り反対、歴史教科書検定抗議の集会・デモが北京に波及。参加者は1万人以上に。
		10―	
11日	茨城県東海村の核燃料機構東海事業所、所内の再処理施設の室内で放射性物質の硝酸プルトニウム漏れを確認したと発表。	16日	広東省などで3万人が反日デモ行進（10日）。上海市では一部暴徒化。（16日）。
13日	国連総会、テロリストによる核関連物質などの入手阻止を目的として「核テロ防止国際条約」案を全会一致で採択。	13―	
13日	ニューメキシコ州サンタフェ市議会、「合衆国政府によるNPT遵守を支持する決議」採択。	14日	経済産業省、東シナ海ガス田開発で、民間事業者への試掘権許可手続きの許可を正式決定。（14日）。中国外務省、「重大な挑発だ」と非難（14日）。
		15日	**衆院憲法調査会、9条含む憲法改正を明示した最終報告書を自民、公明、民主3党の賛成多数で議決。**
19日付	米紙USAトゥデー紙、「北朝鮮の韓成烈・国連次席大使、黒鉛減速炉の稼動停止を認め、「抑止力増大」のために核兵器を製造するのが目的と説明」と報道。	20日	**参院憲法調査会、最終報告書を自民、民主、公明3党の賛成多数で議決。**
21日	ベルギー上院本会議、欧州に配備された米軍戦略核兵器の段階的撤去や欧州非核地帯の創設などを提唱する決議を採択。	22日	小泉首相、ジャカルタで開幕のアジア・アフリカ会議50周年記念首脳会議で演説。政府の歴史認識について、95年村山談話の表現を踏襲し「痛切なる反省と心からおわび」を表明。
22日	米紙WJ（電子版）、米政府当局者の話として、米政府が北朝鮮による核実験準備の可能性を警告する外交文書を中国に送付と報道。		
26日	**初の「非核地帯会議」、メキシコ市で開幕。28日、「核兵器廃絶への明確な約束」の履行などを迫る宣言を採択して閉幕。**		
29日付	全米科学アカデミー、RNEPについて「人口密集地で使用されれば、100万人以上が犠牲」と警告する報告書を発表。		

資料29　核兵器・核軍縮年表（45年～04年）

1945年7月16日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
8月6日	広島に原爆投下
8月9日	長崎に原爆投下
1949年8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年10月3日	英国が最初の核実験
11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
1955年7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
1957年8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
1957年10月4日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク1号）打ち上げ
1959年6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
1960年2月13日	フランスが最初の核実験
1962年10月	キューバ危機
1963年8月5日	部分的核実験禁止条約採択
1964年10月16日	中国が最初の核実験
1967年1月27日	宇宙条約署名
2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年7月1日	核不拡散条約（NPT）署名
1971年2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年4月10日	生物兵器禁止条約（BWC）署名
5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）I諸条約署名
5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に署名
1974年5月18日	インドが地下核実験
7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
1978年5月23日～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日	米ソ、SALT II条約署名
1980年3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年6月7日～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年4月28日	チェルノブイリ原発事故
1987年12月8日	米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
1989年11月9日	ベルリンの壁崩壊
12月2日	米ソ首脳会議（マルタ）、冷戦終結宣言
1990年10月3日	東西ドイツ統一
1991年1月17日	多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約（START I）署名
12月17日	ソ連崩壊
1992年1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年1月3日	米ロ、START II条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約（CWC）署名
1994年7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）開催
9月22日	米、核兵器態勢見直し（NPR）発表
10月21日	米朝枠組み合意
1995年4月17日～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
5月11日	NPT無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日	包括的核実験禁止条約（CTBT）署名開始
1997年3月21日	米ロ、START III の枠組みに合意
5月15日	IAEAモデル議定書改正
7月2日	米国が初の未臨界核実験
9月26日	START II条約議定書署名
9月26日	ABM関係協定署名
12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日	インドが地下核実験を実施
5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
6月9日	新アジェンダ声明
7月8日	英国が「戦略国防見直し」を発表
1999年7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年4月24日～5月19日	第6回NPT再検討会議
2000年6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年12月13日	米、ABM条約脱退通告
2003年1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
2003年6月1日	モスクワ条約発効

資料30　2005年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99/2000/2001/2002／2004年版の資料番号を示す。

<98年版>

- ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」（97年3月）（1）
- 第52回国連総会におけるマレーシア決議（97年12月）（4）
- マレーシア決議案、国連総会での投票結果（97年12月）（5）
- 未臨界実験米エネルギー省発表：第1回（97年7月）・第2回（97年9月）（6）
- 『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」（97年8月）（9）
- NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋（96年12月）（11）
- マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明（97年11月）（12）
- 日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」（97年12月）（13）
- 各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧（96年12月）（14）
- 英国非核自治体連合のインド政府への要請文（98年3月）（20）

<99年版>

- 第53回国連総会における新アジェンダ決議（98年12月）（5）
- 第53回国連総会におけるマレーシア決議（98年12月）（6）
- 第53回国連総会本会議での投票結果（98年12月）（7）
- インド原子力省と国防研究開機関との共同声明と一問一答（98年5月）（9）
- 未臨界核実験米エネルギー省発表　第3回（98年3月）、第4回（98年9月）（10）
- 未臨界核実験に関する欧州議会決議（98年2月）（12）
- 第53回国連総会での日本の軍縮方針演説（98年10月）（19）
- 第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議（98年12月）（21）
- カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説（98年8月）（23）
- 核兵器に関する世界の文民指導者の声明（98年2月）（25）
- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター（98年8月）（26）

<2000年版>

- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト（98年8月－99年7月）（4）
- 第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明（99年5月）（7）
- NPT再検討会議におけるP5声明（00年5月）（9）
- NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論（00年5月）（10）
- NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論（00年5月）（11）
- NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説（00年4月）（12）
- NPT再検討会議についての河野洋平外務大臣談話（00年5月）（15）
- 第54回国連総会における新アジェンダ決議（99年12月）（16）

●第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議（マレーシア決議）（99年12月）（17）
●第54回国連総会本会議での投票結果（98年12月）（19）
●CTBT発効に必要な44カ国の批准状況（00年5月）（21）
●モンゴルの非核地位に関する国連総会決議（98年12月）（31）
●日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会（00年3月）（32）
●海外配備された米核兵器・国別リスト（51年～77年）（34）
●「新アジェンダ決議」日本棄権の理由（98年11月、99年11月）（35）
●高知県港湾非核化に関する資料（97年12月～99年3月）（36）
●「アボリション2000」ミレニアム声明（99年12月）（41）
●米バーモント州決議関連資料（99年3月～4月）（42）
●「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市（97年3月）（43）
●核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト（00年5月）（44）
●広島市・長崎市の1999年平和演説（99年8月）（45）

＜2001年版＞

●キャンベラ委員会報告書・要旨（96年8月14日）（2）
http://www.dfat.gov.au/cc/cchome.html
●東京フォーラム主要勧告（99年7月25日）（3）
http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/anew/tfhoukoku.htm
●非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」（96年8月8日）
●2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書（00年4月24日）（6）
●2000年NPT再検討会議における日本の作業文書（00年4月24日）（7）
●2000年NPT再検討会議最終文書（抜粋）（00年5月19日）（8）
●第55回国連総会における新アジェンダ決議（00年11月20日）（9）
●第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議（マレーシア決議）（00年11月20日）（10）
●第55回国連総会における日本決議（00年11月20日）（11）
●第55回国連総会本会議での投票結果（00年11月20日）（12）
●第54回国連総会における「究極的廃絶」日本決議（99年12月1日）（13）
●アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書（抜粋）（00年4月3日）（14）
●国連ミレニアム宣言（00年9月8日）（15）
●CTBT発効に必要な44カ国と批准状況（01年5月31日）（16）
●CTBTに対する米国の保障措置（95年10月27日）（17）
●カナダ議会の勧告（98年12月10日）と政府回答（99年4月19日）（19）
●英戦略国防見直し（SDR）・第4章（98年7月8日）（20）
http://www.mod.uk/issues/sdr/　http://www.acronym.org.uk/dd/dd28/28ext.htm
●米国の2001国防認可法の核態勢見直し（00年10月30日）（21）
●巡航ミサイルトマホーク発射訓練データ（00年5月12日）（22）
●ロシアの新「安全保障概念」（抜粋）（00年1月10日）（24）
●ロシアの新「軍事ドクトリン」（00年4月21日）（25）
●NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節（99年4月24日）（26）
●NATO理事会外相会議コミュニケ（99年12月15日）（27）
●NATOの選択肢に関する報告（抜粋）（00年12月14日）（28）
●ラホール宣言とラホール了解覚書（99年2月21日）（29）
●インドの核兵器ドクトリン草案（99年8月17日）（30）

●朝鮮半島「南北共同宣言」（00年6月15日）（31）
●民主党の核政策「核の恐怖のない世界をめざして」（00年4月18日）（32）
●社民党の「東北アジア安全保障機構」政策（抜粋）（01年5月2日）（33）
http://www5.sdp.or.jp/central/timebeing/heiwakousou.html
●核兵器持ち込みに関する小樽市への回答（00年9月20日、9月22日）（34）
●米国と日本：成熟したパートナーシップへ（抜粋）（00年10月11日）（35）
http://www.ndu.edu/inss/strforum/SR_01/SR_Japan.htm
●ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」（抜粋）（99年5月）（36）
●「公正な世界秩序のための10原則」（99年5月14日）（37）
●2000人アピール「核兵器の廃絶へ―日本の使命」（00年1月1日）（38）
●「アボリション2000」声明（95年4月25日）（39）
http://www.abolition2000.org/statement/en/
●モオレア宣言（97年1月25日）（40）
http://www.abolition2000.org/press/moorea/
●非核地帯に関するウプサラ宣言（00年9月4日）（41）
●インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画（00年11月13日）（42）
●NPT再検討会議における長崎市長の演説（00年5月3日）（44）
●広島市・長崎市の2000平和宣言（00年8月6日、9日）（45）
●長崎アピール（00年11月20日）（46）
http://www.nagasaki-np.co.jp/peace/2000/kikaku/tikyu/kikaku/appeal.html
●日本の非核宣言自治体の活動と事業（01年5月）（47）

＜2002年版＞

●第56回国連総会における日本決議（01年11月29日）（4）
http://www.peacedepot.org/resources/jpgov/2001-1.html
●第56回国連総会におけるICJフォローアップ決議（マレーシア決議）（01年11月29日）（5）
http://www.mint.gov.my/policy/nuc_disarm/unga56_24S.htm
●第56回国連総会における新アジェンダ外相声明（01年10月8日）（6）
●テロと核軍縮に関するアナン国連事務総長の演説（01年9月～10月）（7）
http://www.un.org/News/Press/docs/2001/sgsm7977.doc.htm
●ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説（01年5月1日）（8）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html
●弾道ミサイルに関するケイディッシュ証言（01年7月12日）（9）
http://www.useu.be/Categories/MissileDefense/BMDOKadish12July2001.html
●ワシントン／クロフォード首脳会談（01年11月13－14日）（10）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011114-3.html
●ABM条約脱退通告（01年12月13日）（11）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-2.html
●ABM条約脱退通告を発表するブッシュ大統領の声明（01年12月13日）（12）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-4.html
●ABM条約脱退通告を受けたプーチン大統領の声明（01年12月13日）（13）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-8.html
●新しい戦略的関係に関する米ロ共同宣言（02年5月24日）（14）
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-2.html

●戦略的攻撃力削減条約(02年5月24日)(15)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-3.html
●新アジェンダ・ポジションペーパー(02年4月5日)(16)
http://www.acronym.org.uk/npt/2002nac.htm
●NPT準備委員会への日本の作業文書(02年4月)(17)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2002/shi2_2_4.pdf
●NPT準備委員会、「定期報告」に関するカナダの作業文書(02年4月10日)(18)
http://www.basicint.org/nuclear/NPT/2002prepcom/WP-Canada.htm
●NPT準備委員会・議長の事実概要(抄)(02年4月18日)(19)
http://www.basicint.org/nuclear/NPT/2002prepcom/ChairSummary.htm
●CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(02年5月31日)(20)
http://www.ctbto.org/
●NATO理事会外相会議・最終コミュニケ(01年5月29日)(21)
http://www.nato.int/docu/pr/2001/p01-077e.htm
●シャノン報告(95年3月24日)(22)
http://www.acronym.org.uk/fissban/shannon.htm
●「悪の枢軸」:一般教書演説(2002年1月29日)(23)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html
●英国未臨界核実験に関する政府答弁(02年2月12日)(24)
●バークレー市議会決議(01年10月16日)(25)
http://www.ci.berkeley.ca.us/citycouncil/2001citycouncil/summary/101601S.html
●苫小牧市非核平和都市条例(02年3月12日)(26)
http://www.tomakomai.or.jp/city/htm/hikakuheiwa.htm
●CTBT2003年期限を求める広島・長崎市長の手紙(01年9月6日)(27)
●広島市・長崎市の2001平和宣言(01年8月6日、9日)(28)
http://www.pcf.city.hiroshima.jp/peacesite/Japanese/Stage3/S3-2J.html
http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm
●11か国意識調査(02年2月～3月)(29)
●軍事費でこんなことができる(01年)(30)
●核軍縮:日本の成績表(02年3月27日)(31)
http://www.peacedepot.org/theme/npt/report.html
●核兵器・核軍縮関連年表(45年～01年)(32)

＜2004年版＞
●第58回国連総会における日本決議(03年12月8日)(4)
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf
●第58回国連総会における新アジェンダ決議(新しいアジェンダ(03年12月8日)(5)
http://disarmament.un.org.:8080/vote.nsf
●第58回国連総会における新アジェンダ決議(非戦略核兵器)(03年12月8日)(6)
http://disarmament.un.org:8080/vote.nsf
●新アジェンダ連合外相宣言(03年9月23日)(7)
http://www.mfat.govt.nz/foreign/dis/nuclear/ministersdeclaration.html
●NPT第2回準備委員会・新アジェンダ連合作業文書(03年5月1日)(8)
http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html

●NPT第2回準備委員会・日本提出作業文書(03年5月6日)(9)
http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html
●NPT第2回準備委員会・議長の事実概要(03年5月9日)(10)
http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC2-listofdocs.html
●NPT第3回準備委員会に向けたNACの勧告(04年4月26日)(11)
http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/2005/PC3-listofdocs.html
●5大使によるCD調停案(03年1月23日)(13)
http://disarmament.un.org:8080/cd/cd-docs2003.html
●北朝鮮のNPT脱退宣言(03年1月10日)(15)
●大量破壊兵器の脅威に対する7つの新たな対抗案(04年2月11日)(16)
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/20040211-4.html
●2004米国軍事建設歳出法(03年11月22日)(17)
http://thomas.loc.gov/
●長崎アピール2003(03年11月24日)(18)
http://www3.ocn.ne.jp/~gca.naga/
●核兵器廃絶キャンペーン「2020ビジョン」(04年1月)(19)
http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/index.html
●核軍縮:日本の成績表2003/2004(03年4月18日)(04年4月16日)(20)
http://www.peacedepot.org/theme/npt/list.html
●広島市・長崎市の2003平和宣言(03年8月6日、9日)(21)
http://www.city.hiroshima.jp/shimin/heiwa/heiwasengen.html
http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_j.htm
●世界平和アピール7人委員会(04年4月26日)(22)
●有事法制等に関する意見書を採択した地方議会(23)
●核兵器・核軍縮関連年表(45年～04年)(24)

略語集

ABCC	原爆傷害調査委員会 Atomic Bomb Casualty Commission
ABM	対弾道ミサイルシステム Anti-Ballistic Missile
ACSA	日米物品役務相互提供協定 Acquisition and Cross-Servicing Agreement
ADW	生物・化学剤破壊兵器 Agent Defeat Weapon
APEC	アジア太平洋経済協力会議 Asia-Pacific Economic Cooperation forum
ARF	アセアン地域フォーラム ASEAN Regional Forum
ASEAN	東南アジア諸国連合 Association of Southeast Asian Nations
AVLIS	原子レーザー法同位体分離 Atomic Vapor Laser Isotope Separation
AWACS	空中早期警戒管制システム Airborne Warning and Control System
BMD	弾道ミサイル防衛 Ballistic Missile Defense
BMDO	米弾道ミサイル防衛局 Ballistic Missile Defense Organization
BRAC	基地閉鎖再編 Base Realignment and Closure
BWC	生物兵器禁止条約 Biological Weapons Convention
CD	ジュネーブ軍縮会議 Geneva Conference on Disarmament
CIA	米中央情報局 Central Intelligence Agency
CPA	連合国暫定当局 Coalition Provisional Authority
CRS	米議会調査局 Congressional Research Service
CSBM	信頼・安全保障醸成措置 Conference on Confidence and Security-Building Measures
CTBT	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty Organization
CVID	完全で、検証可能で、不可逆的な放棄 Complete, Verifiable and Irreversible Dismantlement
DOD	米国総防省 Department of Defense
DOE	米エネルギー省 Department of Energy
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
DU	劣化ウラン Depleted Uranium
EKV	大気圏外キル・ビークル Exo-atmospheric Kill Vehicle
EU	欧州連合 European Union
FMCT	兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
GPR	(米)世界的国防態勢の見直し Global Defense Posture Review
GPS	全地球測位システム Global Positioning System
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICC	国際刑事裁判所 International Criminal Court
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
IMO	国際海事機関 International Maritime Organization
ISG	イラク調査団 Iraq Survey Group
ISTC	国際科学技術センター International Science and Technology Center
KAERI	韓国原子力研究所 Korea Atomic Energy Research Institute
KEDO	朝鮮半島エネルギー開発機構 The Korean Peninsula Energy Development Organization
LMJ	レーザー・メガジュール Laser Mega Joule
MD	ミサイル防衛 Missile Defense
MDA	英米相互防衛協定 US-UK Mutual Defense Agreement
MDA	米ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency
MEU	海兵隊遠征部隊 Marine Expeditionary Unit
MOU	了解覚書 Memorandum of Understanding
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物 Mixed (uranium and plutonium) oxide
MPF	最新型ピット生産施設 Modern Pit Facility
NAC	新アジェンダ連合 New Agenda Coalition
NAM	非同盟運動(諸国) Non-Aligned Movement
NATO	北大西洋条約機構 North Atlantic Treaty Organization
NBC	核・化学・生物兵器 Nuclear, Biological, and Chemical Weapons
NGO	非政府組織 Nongovernmental Organization
NLP	夜間離発着訓練 Night (flight) Landing Practice
NNSA	国家核安全保障管理局 National Nuclear Security Administration
NPR	核態勢見直し Nuclear Posture Review
NPT	核不拡散条約 Nuclear Non-Proliferation Treaty / Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons
NRC	原子力規制委員会 Nuclear Regulatory Commission
NSA	消極的安全保証 Negative Security Assurances
NSC	国家安全保障会議 National Security Council
NSG	原子力供給国グループ Nuclear Suppliers Group
NTWD	海軍海域防衛システム Navy Theater Wide Defense System
NWFZ	非核地帯 Nuclear Weapon-Free Zone
NWS	核兵器国 Nuclear Weapon States
NYT	ニューヨーク・タイムズ New York Times
OAU	アフリカ統一機構 Organization of African Unity
OBC	海外基地見直し委員会 Overseas Basing Commission
ODA	政府開発援助 Official Development Assistance
OPANAL	ラテン・アメリカ核兵器禁止機構 The Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean
OPCW	化学兵器禁止条約機関 Organization for the Prohibition of Chemical Weapons
PAROS	大気圏外における軍備競争の防止 Prohibition of an Arms Race in Outer Space
PCB	ポリ塩化ビフェニール Polychlorinated Biphenyl
PLO	パレスチナ解放機構 Palestine Liberation Organization
PNND	核軍縮議員ネットワーク Parliamentary Network for Nuclear Disarmament
PSI	拡散防止構想 Proliferation Security Initiative
QDR	四年期国防見直し Quadrennial Defense Review
RMA	軍事における革命 Revolution of Military Affairs
RMI	マーシャル諸島共和国 Republic of the Marshall Islands
RNEP	強力地中貫通型核兵器 Robust Nuclear Earth Penetrator

SACO　沖縄に関する特別行動委員会
Special Action Committee on Okinawa

SCC　日米安全保障協議委員会
U.S.-Japan Security Consultative Committee

SIOP　単一統合作戦計画
Single Integrated Operational Plan

SLBM　潜水艦発射弾道ミサイル
Submarine-Launched Ballistic Missile

SNLE－NG　新世代ミサイル発射原潜
Sous-Marins Nucleaires Lanceurs Engins-Nouvelle Generation

SORT　戦略的攻撃力削減条約（モスクワ条約）
Strategic Offensive Reduction Treaty (Moscow Treaty)

SSMP　備蓄兵器管理計画
System Security Management Plan

SSOD　国連軍縮特別総会（SSDとも呼ぶ）
Special Session On Disarmament

START　戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約
Strategic Arms Reduction Treaty

SUA条約　海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（シージャック防止条約）
Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation

UNDC　国連軍縮委員会
UN Disarmament Commission

UNEP　国連環境計画
UN Environmental Program

UNMOVIC　国連監視検証査察委員会
UN Monitoring, Verification and Inspection Committee

UPS　統一進歩連盟（インド）
United Progressive Alliance

WMD　大量破壊兵器
Weapons of Mass Destruction

WP　ワシントン・ポスト
Washington Post

WSF　世界社会フォーラム
World Social Forum

WT　ワシントン・タイムズ
Washington Times

イアブック「核軍縮・平和2005」ー市民と自治体のためにー
2005年8月6日発行　初版第1刷

監修■梅林宏道

企画・執筆■ピースデポ・イアブック刊行委員会
石田恭子／梅林宏道*／大滝正明／嘉指信雄／黒崎　輝／島川雅史／竹峰誠一郎／田巻一彦／中原聖乃／中村桂子／林　公則／東山道／藤田明史／山口　響／湯浅一郎　（※刊行委員会代表）

執筆協力■石坂浩一／市場淳子／今川正美／郭　貴勲／スージー・スナイダー／鈴木達治郎／渡植貞一郎／内藤雅義／野間伸次／伴　英幸／振津かつみ／薮　玲子／吉岡達也／李　俊揆

編集・製作■秋山祐子／田巻一彦（編集長）／中村桂子／丸茂明美

製作協力■池田佳代／塚田晋一郎／薮　玲子

発行■NPO法人ピースデポ
〒223-0051神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号
TEL：045-563-5101 FAX：045-563-9907
E-mail：office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182 加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元■株式会社　高文研
〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-1-8
TEL：03-3295-3415 振替口座：00160-6-18956

© Peace Depot 2005 , Printed in Japan ISBN4-87498-348-0

ピースデポ出版物のご案内

☆ ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)
電話:045-563-5101 ファクス:045-563-9907 メール:office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】

「核軍縮・平和・自治体」は、1998年から毎年発行しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。
1998～2004年版もぜひお手元に！

●「核軍縮・平和・自治体2004」



梅林宏道 監修
田巻一彦 編集長
A5版355ページ
1800円

★ **特別記事**
①モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」梅林宏道
②クロノロジー「北朝鮮核危機」ティモシー・サベジ
③「ブラボー」実験から50年ービキニ水爆被災の現在を問う 竹峰誠一郎
④有事法制と自治体 田巻一彦
★ **59のキーワード**
★ **25点の一次資料**

●「核軍縮と非核自治体・2002」

梅林宏道/前田哲男 監修 1500円
A4版210ページ

★ **特別資料**
米・核態勢見直し(NPR)暴露部分全訳
★ **特別記事**
「米国の核態勢見直し(NPR)」梅林宏道
「テロリズムと核兵器」 前田哲男

●「核軍縮と非核自治体」

1998～2001年版在庫あり。1500円

【冊子、リーフレットなど】

●日韓ツインブックレット『東北アジア非核地帯』(日本語版)



梅林宏道、イ・サムソン、日韓共同刊行委員会 編著
300円
2005年 発行

★ ピースデポと韓国のNPO「平和ネットワーク」が共同で制作。東北アジア非核地帯への理解を深める上で最適の教科書。

●リーフレット『なくなるのはいつ？—未来のためのガイドブック』



ピースデポ、日本生活共同組合連合 100円
2005年 発行

★ ピースデポ初の「核軍縮入門」ツール。世界の核兵器の現状や問題点について分かりやすく解説したポケットサイズのリーフレット。

●ピースデポ・ブックレット『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林 宏道 暴露部分全訳 300円
A5版、64ページ 2002年 発行

★ ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review、NPR)」(2001年12月、議会提出)の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

「高文研」発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

●『ミサイル防衛-大いなる幻想』



デービッド・クリーガー、カラー・オン 編
梅林宏道、黒崎輝 訳
1400円
2002年 発行
ISBN4-87498-293-X

★ ジョゼフ・ロートブラット、リチャード・フォーク、ダグラス・ロウチ、沈丁立、李三星、梅林宏道など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミサイル防衛を検証、批判する。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』



ロバート・D・グリーン 著
梅林宏道、阿部純子 訳 1500円
2000年 発行

★ 核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。

●『少女・十四歳の原爆体験記』



橋爪文 著
1500円
2001年 発行

★ 女学校三年生。勤労動員先で被爆し、奇跡的に生きのびた少女は、翌日、死の街を縦断して一人わが家に向かう…。
それから半世紀、地獄を体験したトラウマをようやく克服、今なお生々しいその記憶を文字に定着した。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道 著 2500円
1992年 発行

★ 在日米軍と基地の実態に迫り、米国の世界戦略の中心に組み込まれた在日米軍の全貌を多くの資料によって明らかにする。

＊このページの書籍は、ピースデポでもお取り扱いしています。

—市民の手による平和のためのシンクタンク—



ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。

世界各国のNGO（非政府組織）と密接に連携しながら活動しています。

☆ 10年に及ぶ情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回）の刊行は、各界から高い評価を受けています。

☆ この情報誌の発行のほか、次のような活動をしています。

- 「イアブック「核軍縮・平和」発行 （毎年8月）
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、海外NGO行事への活動者派遣
- 非核自治体や国会・自治体議員活動のサポート

★ ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営されています。ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人 ピースデポ
（代表:梅林宏道）

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1
日吉グリューネ102
電 話 : 045-563-5101
ＦＡＸ : 045-563-9907
Eメール : office@peacedepot.org
ウェブ : http://www.peacedepot.org

9784874983485

1920036018000

ISBN4-87498-348-0

C0036 ¥1800E

定価:本体価格 1,800円+税

イアブック

核軍縮平和 2005

—市民と自治体のために—



NPO法人 ピースデポ